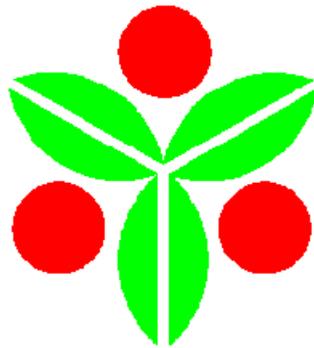


# 保 健 と 福 祉

—統計と概要—



〔福祉の日シンボルマーク〕

令和6年度版

大和市健康福祉部・こども部



## 大和市民憲章

自然と人間との健全な調和のとれた大和市の輝かしい未来を目ざして、わたしたちは、大和市民としての自覚と誇りをもって、市民ひとりひとりのしあわせを願いながら、ここに市民憲章を定めます。

1 みんなで力をあわせて、

若さと明るさにあふれたまちをつくりましょう。

1 みんなで力をあわせて、

友情としあわせにつつまれたまちをつくりましょう。

1 みんなで力をあわせて、

教養と文化の豊かなまちをつくりましょう。

1 みんなで力をあわせて、

自然と環境の美しいまちをつくりましょう。

1 みんなで力をあわせて、

きまりと平和を守るまちをつくりましょう。

〔昭和 54 年 2 月 1 日〕

## 明るくたくましい青少年が育つ都市宣言

大和市のあすをにない、友愛にみちた住みよい社会を築くのは青少年である。

青少年が自己の行動に自覚と責任をもち、心身ともに明るくたくましく成長することは、すべての市民の願いである。

この願いを実現するため、青少年自らの努力を期待するとともに、家庭、学校をはじめ地域社会が一体となり、市民の総力をあげて青少年育成の施策を推進することを決意し、ここに大和市を「明るくたくましい青少年が育つ都市」とすることを宣言する。

(昭和 57 年 4 月 1 日)

## 「健康都市 やまと」宣言

健康は、日々の生活の基本であり、幸福を追求するために、とても大切なものです。

都市で生活するわたしたち市民が、生き生きと暮らすためには、保健、福祉、医療などを通じて「人の健康」を守るとともに、安全で快適な都市環境が整う「まちの健康」、人と人とのあたたかな関係に支えられる「社会の健康」を育てていくことが重要です。

大和市は、市民一人ひとりの健康な生活の実現に向けた取り組みを進め、「健康都市」を目指すことを宣言します。

(平成 21 年 2 月 1 日)

## 「認知症 1 万人時代に備えるまち やまと」宣言

- ・ 超高齢社会を迎え、認知症になる人は急激に増加しており、大和市においても近い将来、その数は、1 万人を超えるものと予測されます。
- ・ これからは、誰もが認知症にかかわる可能性があり、あらゆる世代、立場の人が協力しあい、認知症の人への理解を深め、その想いに寄り添っていくことが大切です。
- ・ 大和市は、認知症の人が住み慣れた地域で、人と人とのつながりを育みながら、自分らしく、安心して暮らし続けられるよう、様々な取り組みを進め、認知症 1 万人時代に備えます。

(平成 28 年 9 月 15 日)

## 「70 歳代を高齢者と言わない都市 やまと」宣言

- ・「人生 100 年の時代」を迎える超高齢社会では、一般に 65 歳以上を高齢者とする固定観念を変えていく必要があります。
- ・年齢を重ねても、自らの健康を維持し、自立した生活を送れるよう努めている方、豊かな知識と経験を生かし、様々な役割を果たしている方など、一人ひとりが大和のかけがえのない存在です。
- ・支えを必要とする方には手を差し伸べながら、この世代の方々が、個々の意欲や能力に応じて、いつまでも生き生きと活躍していただきたいと考え、「70 歳代を高齢者と言わない」ことを宣言します。

(平成 30 年 4 月 11 日)

## 大和市健康都市シンボルマーク



虹は、市民一人ひとりの輝く個性を、太陽は、個々の力が集まる強さとあたたかさを表し、健康と元気に満ちあふれる大和市を象徴しています。

(平成 20 年 10 月 1 日)

## この冊子を利用される皆様へ

大和市人口統計

住民基本台帳人口による統計を記載しています。  
簡単な福祉行政上の区分を付記してあります。

健康福祉部・こども部財政状況

健康福祉部・こども部内の関係当初予算及び前年度決算が記載されています。

健康福祉部・こども部・  
福祉事務所組織図

組織図、各課の人数及びそれぞれの職員の役割が記載されています。

1. 障がい者の福祉  
～ 9. 関連機関

ページ索引……項目ごとに事業一覧表が掲載されています。

財源内訳……事業の財源がわかります。

対象年齢……対象者の年齢を次のように表しています。

15歳以上64歳以下→15歳～64歳

15歳以上 →15歳～

64歳以下 → ～64歳

全対象者 → ～

根拠法令等……事業の基となる法令・条例・規則・要綱等が掲載されています。

主管課等……取扱窓口となる課名が掲載されています。

その他……事業の目的、対象者などその事業の概略が掲載されています。

・表中、年度は数字のみで表記しています。

例)

療育手帳所持者数の推移

	3	4	5	← 年度
18歳以上	1,371	1,445	1,549	
18歳未満	717	738	765	
合計	2,088	2,183	2,314	

・日付の記載のないものは令和6年3月31日現在。

・表中、事業の開始前又は事業に該当するものがない場合は、「－」で表記しています。

## ◆◆◆◆◆ 目

## 次 ◆◆◆◆◆

大和市人口統計 .....	6
健康福祉部・こども部財政状況 .....	8
健康福祉部・こども部・福祉事務所組織図 .....	14
令和5年度 健康福祉部・こども部各課の新規・充実・廃止事業等 .....	17
令和6年度 健康福祉部・こども部各課の基本方針 .....	23
<b>*ページ索引は、項目ごとの事業一覧表に掲載</b>	
1. 障がい者の福祉 .....	31
2. 高齢者の福祉 .....	61
3. 低所得者の福祉 .....	79
4. 介護保険 .....	93
5. 社会福祉 .....	129
6. 保健衛生 .....	153
7. 子ども・子育て支援 .....	187
8. 施設の福祉 .....	273
9. 関連機関 .....	283
大和市社会福祉協議会	
大和市シルバー人材センター	
資 料 .....	309
市内保健福祉施設一覧表 .....	310

# 大和市人口統計

## 適用法令別人口

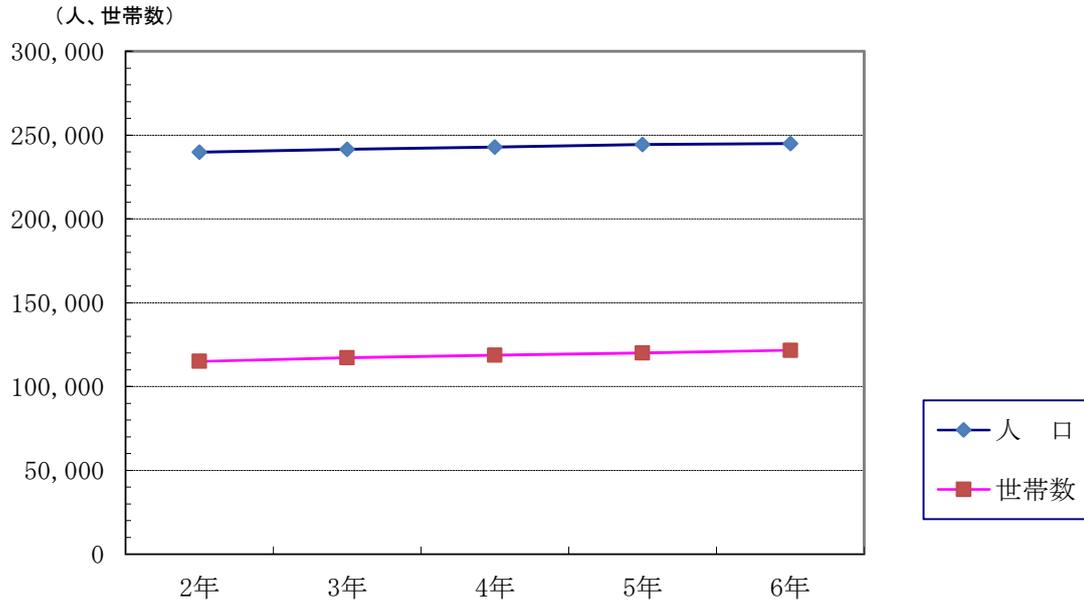
(令和6年4月1日現在)

住民基本台帳人口統計をもとに簡単な福祉行政区分を付記

適用法令	年 齢	男	女	合 計	適用法令	年 齢	男	女	合 計		
障害者基本法・生活保護法・母子保健法等	児 童 福 祉 法	0	858	834	1,692	障 害 者 基 本 法 ・ 生 活 保 護 法 ・ 母 子 保 健 法 等	40～44	8,427	7,810	16,237	
		1	998	894	1,892		介 護 保 險 (保 健 事 業)	45～49	9,865	9,009	18,874
		2	966	924	1,890			50～54	11,021	10,132	21,153
		3	962	920	1,882			55～59	9,288	8,824	18,112
		4	959	971	1,930			60～64	7,348	6,673	14,021
	5	959	949	1,908	小 計			45,949	42,448	88,397	
	小 計	5,702	5,492	11,194	生 活 保 護 法 ・ 健 康 増 進 法			65～69	5,973	5,797	11,770
	6～11	6,111	5,916	12,027			70～74	6,285	6,942	13,227	
	12～14	3,096	2,998	6,094			75～79	5,630	7,288	12,918	
	15～17	3,138	3,037	6,175			80～84	4,745	6,385	11,130	
	18	1,032	955	1,987			85～89	2,453	3,699	6,152	
	小 計	13,377	12,906	26,283			90～94	764	1,743	2,507	
	19	1,126	999	2,125			95～99	160	510	670	
	20～24	6,338	6,289	12,627			100～	10	111	121	
	25～29	7,825	7,540	15,365	小 計		26,020	32,475	58,495		
30～34	7,810	7,155	14,965	合 計	122,182	122,798	244,980				
35～39	8,035	7,494	15,529								
小 計	31,134	29,477	60,611								

\*住民基本台帳人口による。

## 人口と世帯数の推移

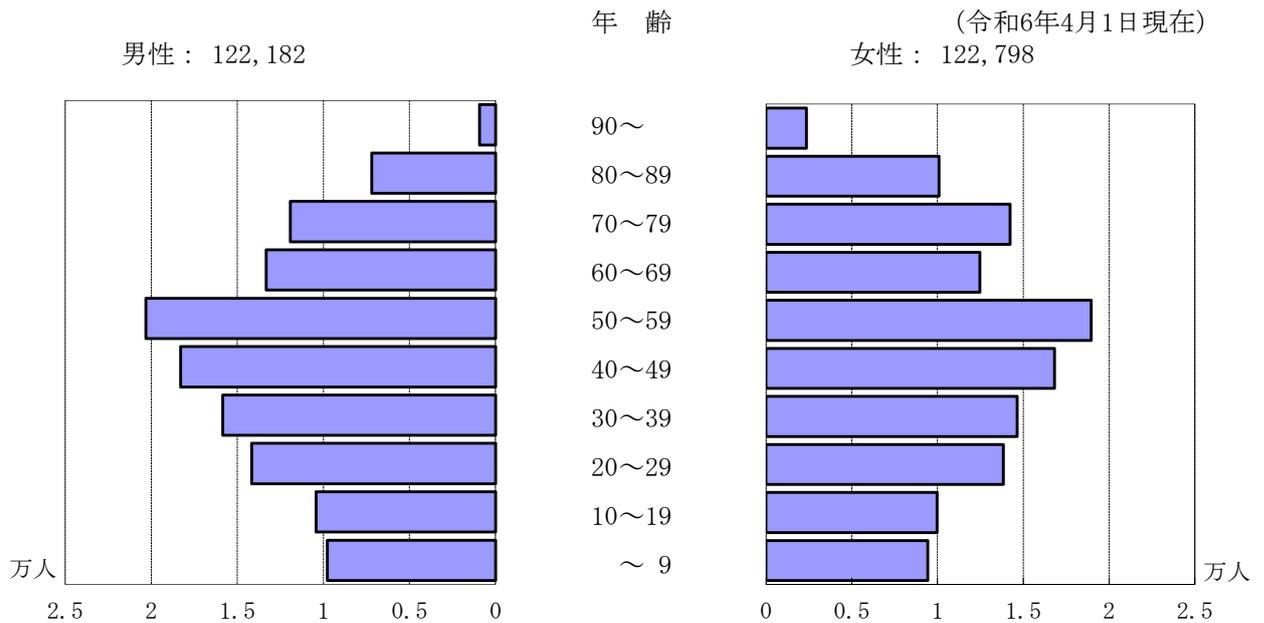


(各年4月1日現在)

	2年	3年	4年	5年	6年
人口	239,827	241,598	242,919	244,337	244,980
世帯数	115,040	117,209	118,644	120,131	121,645

\*住民基本台帳人口による。

## 年齢層別人口



\*住民基本台帳人口による。

# 健康福祉部・こども部財政状況

令和6年度 健康福祉部・こども部関係当初予算

## 一般会計 健康福祉部関係 歳出 (単位：千円)

款 項 目		金 額
3	民生費	15,048,258
1	社会福祉費	7,841,886
1	社会福祉総務費	631,321
2	障がい者福祉費	6,474,486
3	老人福祉費	563,316
4	保健福祉センター費	172,763
3	生活保護費	7,206,372
1	生活保護総務費	314,335
2	扶助費	6,892,037
4	衛生費	2,467,732
1	保健衛生費	2,467,732
1	保健衛生総務費	605,389
2	予防費	843,409
4	健康増進費	916,942
5	環境衛生費	101,992

## 一般会計 こども部関係 歳出 (単位：千円)

款 項 目		金 額
3	民生費	21,978,841
2	児童福祉費	21,978,841
1	児童福祉総務費	9,620,033
2	保育所等給付費	10,839,188
3	母子福祉費	1,066,830
4	保育所費	452,790
4	衛生費	271,276
1	保健衛生費	271,276
1	保健衛生総務費	100
3	母子保健費	271,176
10	教育費	199,510,806
4	社会教育費	199,510,806
1	社会教育総務費	199,470,000
2	青少年育成費	40,806

介護保険事業特別会計 歳出（健康福祉部）（単位：千円）

款 項 目	金 額
1 総務費	557,615
1 総務管理費	344,475
1 一般管理費	338,916
2 介護保険事業者指定・指導等事務費	5,559
2 徴収費	18,648
1 賦課徴収費	18,648
3 介護認定経費	192,361
1 介護認定経費	192,361
4 趣旨普及費	2,131
1 趣旨普及費	2,131
2 保険給付費	18,172,426
1 保険給付費	18,172,426
1 介護サービス等諸費	16,968,385
2 介護予防サービス等諸費	369,330
3 審査支払手数料	14,880
4 高額サービス等諸費	562,766
5 特定入所者介護サービス等諸費	257,065
3 地域支援事業費	992,025
1 地域支援事業費	992,025
1 介護予防・日常生活支援総合事業費	632,240
2 包括的支援事業・任意事業費	359,785
4 積立金	201
1 積立金	201
1 積立金	201
5 諸支出金	3,224
1 償還金及び還付加算金	3,224
1 第1号被保険者保険料還付金	2,213
2 償還金	1,000
3 第1号被保険者保険料還付加算金	11
6 予備費	10,000
1 予備費	10,000
1 予備費	10,000

国民健康保険事業特別会計 健康福祉部関係 歳出

（単位：千円）

款 項 目	金 額
4 保健事業費	228,660
1 特定健康診査等事業費	228,660
1 特定健康診査等事業費	228,660

## 令和5年度 健康福祉部・子ども部関係決算概要

### 一般会計 健康福祉部関係 歳出

款 項 目	当初予算額	補正予算額	継続費・繰越事業費繰越額
3 民生費	14,383,250,000	4,073,741,000	0
1 社会福祉費	7,501,740,000	3,645,051,000	0
1 社会福祉総務費	602,066,000	3,261,129,000	0
人件費	367,382,000	0	0
その他（人件費を除く）	234,684,000	3,261,129,000	0
2 障がい者福祉費	6,054,550,000	268,863,000	0
3 老人福祉費	680,809,000	96,328,000	0
4 保健福祉センター費	164,315,000	18,731,000	0
1 生活保護費	6,881,510,000	428,690,000	0
1 生活保護総務費	315,822,000	0	0
人件費	315,803,000	0	0
その他（人件費を除く）	19,000	0	0
2 扶助費	6,565,688,000	428,690,000	0
4 衛生費	2,631,584,000	258,219,000	470,061,000
1 保健衛生費	2,631,584,000	258,219,000	470,061,000
1 保健衛生総務費	746,772,000	6,853,000	0
人件費	474,466,000	0	0
その他（人件費を除く）	272,306,000	6,853,000	0
2 予防費	821,162,000	249,977,000	470,061,000
4 健康増進費	950,155,000	0	0
5 環境衛生費	113,495,000	1,389,000	0
合 計	17,014,834,000	4,331,960,000	470,061,000

### 一般会計 子ども部関係 歳出

款 項 目	金 額	補正予算額	継続費・繰越事業費繰越額
3 民生費	20,161,995,000	1,115,268,000	0
2 児童福祉費	20,161,995,000	1,115,268,000	0
1 児童福祉総務費	8,507,202,000	590,394,000	0
人件費	1,481,232,000	0	0
その他（人件費を除く）	7,025,970,000	590,394,000	0
2 保育所等給付費	10,301,199,000	515,121,000	0
3 母子福祉費	1,020,350,000	9,753,000	0
4 保育所費	333,244,000	0	0
4 衛生費	251,789,000	5,577,000	0
1 保健衛生費	251,789,000	5,577,000	0
1 保健衛生総務費	100,000	0	0
3 母子保健費	251,689,000	5,577,000	0
10 教育費	257,174,000	0	0
4 社会教育費	257,174,000	0	0
1 社会教育総務費（人件費）	216,912,000	0	0
2 青少年育成費	40,262,000	0	0
合 計	20,670,958,000	1,120,845,000	0

(単位：円)

予備費支出及び 流用増減	計	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率(%)
13,504,089	18,470,495,089	17,471,043,028	700,459,000	298,993,061	94.6
10,939,766	11,157,730,766	10,179,834,725	700,459,000	277,437,041	91.2
9,363,035	3,872,558,035	3,043,554,412	700,459,000	128,544,623	78.6
9,498,766	376,880,766	376,818,044	0	62,722	100.0
-135,731	3,495,677,269	2,666,736,368	700,459,000	128,481,901	76.3
117,831	6,323,530,831	6,236,220,974	0	87,309,857	98.6
17,900	777,154,900	730,676,825	0	46,478,075	94.0
1,441,000	184,487,000	169,382,514	0	15,104,486	91.8
2,564,323	7,312,764,323	7,291,208,303	0	21,556,020	99.7
2,564,323	318,386,323	318,361,641	0	24,682	100.0
2,564,323	318,367,323	318,356,123	0	11,200	100.0
0	19,000	5,518	0	13,482	29.0
0	6,994,378,000	6,972,846,662	0	21,531,338	99.7
0	3,359,864,000	2,931,247,961	30,292,000	398,324,039	87.2
0	3,359,864,000	2,931,247,961	30,292,000	398,324,039	87.2
-32,452	753,592,548	707,445,774	0	46,146,774	93.9
0	474,466,000	434,803,116	0	39,662,884	91.6
-32,452	279,126,548	272,642,658	0	6,483,890	97.7
-19,843	1,541,180,157	1,225,704,620	30,292,000	285,183,537	79.5
19,843	950,174,843	883,328,921	0	66,845,922	93.0
32,452	114,916,452	114,768,646	0	147,806	99.9
13,504,089	21,830,359,089	20,402,290,989	730,751,000	697,317,100	93.5

(単位：円)

予備費支出及び 流用増減	計	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率(%)
-14,537,946	21,262,725,054	20,538,774,570	0	723,950,484	96.6
-14,537,946	21,262,725,054	20,538,774,570	0	723,950,484	96.6
-14,537,946	9,083,058,054	8,752,037,774	0	331,020,280	96.4
-14,537,946	1,466,694,054	1,401,027,023	0	65,667,031	95.5
0	7,616,364,000	7,351,010,751	0	265,353,249	96.5
325,915	10,816,645,915	10,509,283,700	0	307,362,215	97.2
0	1,030,103,000	987,146,744	0	42,956,256	95.8
-325,915	332,918,085	290,306,352	0	42,611,733	87.2
0	257,366,000	235,664,768	0	21,701,232	91.6
0	257,366,000	235,664,768	0	21,701,232	91.6
0	100,000	100,000	0	0	100.0
0	257,266,000	235,564,768	0	21,701,232	91.6
3,621,593	260,795,593	256,525,933	0	4,269,660	98.4
3,621,593	260,795,593	256,525,933	0	4,269,660	98.4
3,621,593	220,533,593	220,090,540	0	443,053	99.8
0	40,262,000	36,435,393	0	3,826,607	90.5
-10,916,353	21,780,886,647	21,030,965,271	0	749,921,376	96.6

介護保険事業特別会計 歳出 (健康福祉部)

款 項 目	当初予算額	補正予算額	継続費・繰越事業費繰越額
1 総務費	537,841,000	6,567,000	0
1 総務管理費	337,429,000	6,567,000	0
1 一般管理費	331,183,000	6,567,000	0
人件費	313,482,000	0	0
その他(人件費を除く)	17,701,000	6,567,000	0
2 介護保険事業者指定・指導等事務費	6,246,000	0	0
2 徴収費	17,936,000	0	0
1 賦課徴収費	17,936,000	0	0
3 介護認定経費	180,343,000	0	0
1 介護認定経費	180,343,000	0	0
4 趣旨普及費	2,133,000	0	0
1 趣旨普及費	2,133,000	0	0
2 保険給付費	17,278,039,000	-63,163,000	0
1 保険給付費	17,278,039,000	-63,163,000	0
1 介護サービス等諸費	16,193,786,000	-118,815,000	0
2 介護予防サービス等諸費	323,826,000	18,752,000	0
3 審査支払手数料	14,353,000	0	0
4 高額サービス等諸費	491,240,000	36,900,000	0
5 特定入所者介護サービス等諸費	254,834,000	0	0
6 被災利用者負担支援経費	0	0	0
3 地域支援事業費	894,970,000	0	0
1 地域支援事業費	894,970,000	0	0
1 介護予防・日常生活支援総合事業費	542,341,000	0	0
2 包括的支援事業・任意事業費	352,629,000	0	0
4 積立金	157,000	0	0
1 積立金	157,000	0	0
1 積立金	157,000	0	0
5 諸支出金	3,410,000	63,491,000	0
1 償還金及び還付加算金	3,410,000	63,491,000	0
1 第1号被保険者保険料還付金	2,397,000	0	0
2 償還金	1,000,000	63,491,000	0
3 第1号被保険者保険料還付加算金	13,000	0	0
6 予備費	10,000,000	0	0
1 予備費	10,000,000	0	0
1 予備費	10,000,000	0	0
合 計	18,724,417,000	6,895,000	0

国民健康保険事業特別会計 健康福祉部関係 歳出

款 項 目	当初予算額	補正予算額	継続費・繰越事業費繰越額
4 保健事業費	242,425,000	0	0
1 特定健康診査等事業費	242,425,000	0	0
1 特定健康診査等事業費	242,425,000	0	0
合 計	242,425,000	0	0

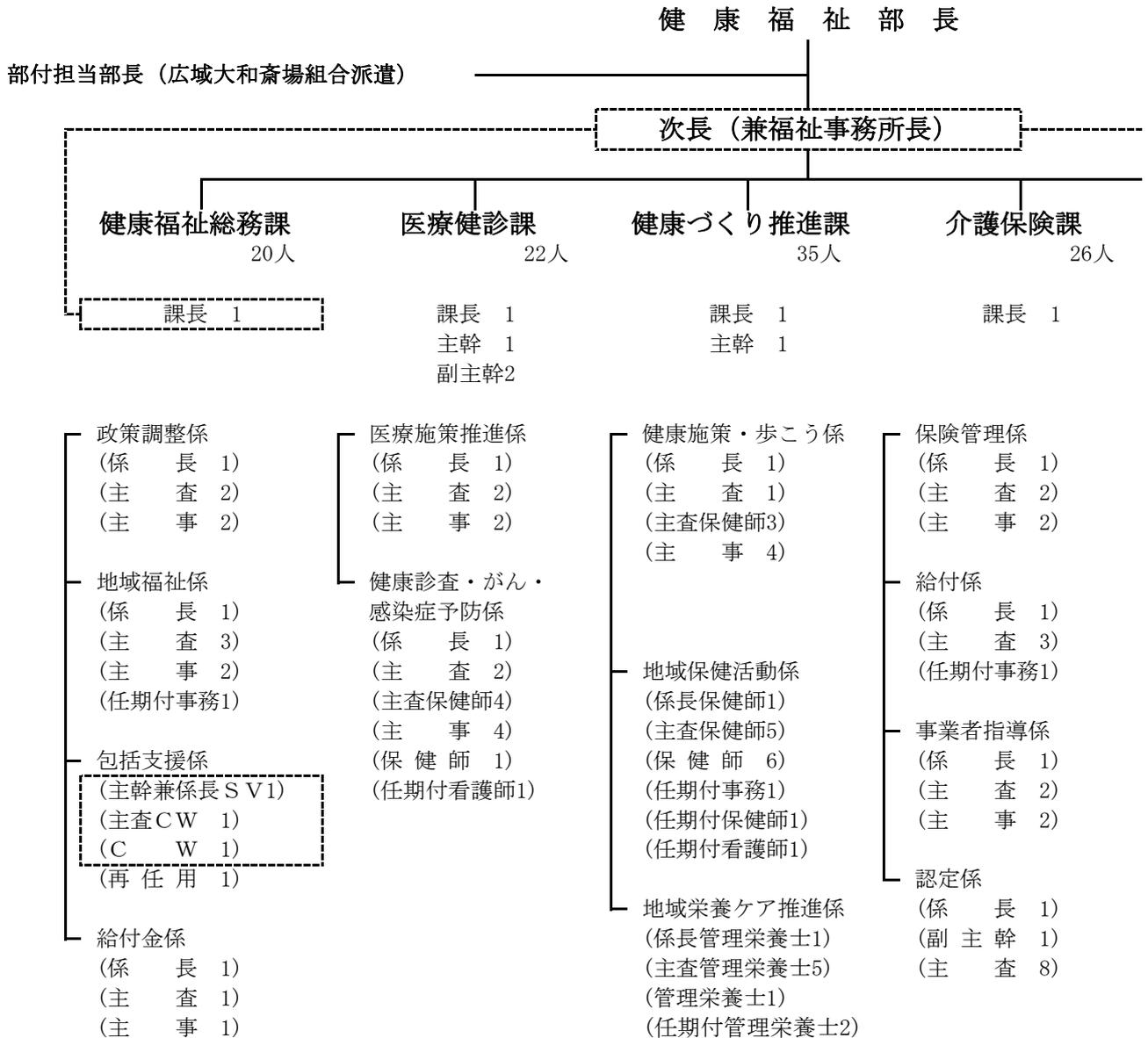
(単位：円)

予備費支出及び 流用増減	計	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率(%)
0	544,408,000	500,259,329	0	44,148,671	91.9
0	343,996,000	322,418,683	0	21,577,317	93.7
0	337,750,000	316,912,944	0	20,837,056	93.8
0	313,482,000	296,209,487	0	17,272,513	94.5
0	24,268,000	20,703,457	0	3,564,543	85.3
0	6,246,000	5,505,739	0	740,261	88.1
0	17,936,000	16,151,798	0	1,784,202	90.1
0	17,936,000	16,151,798	0	1,784,202	90.1
0	180,343,000	159,633,333	0	20,709,667	88.5
0	180,343,000	159,633,333	0	20,709,667	88.5
0	2,133,000	2,055,515	0	77,485	96.4
0	2,133,000	2,055,515	0	77,485	96.4
0	17,214,876,000	17,029,065,112	0	185,810,888	98.9
0	17,214,876,000	17,029,065,112	0	185,810,888	98.9
-3,008,076	16,071,962,924	15,923,859,024	0	148,103,900	99.1
2,467,713	345,045,713	343,627,969	0	1,417,744	99.6
0	14,353,000	14,112,270	0	240,730	98.3
0	528,140,000	516,260,024	0	11,879,976	97.8
0	254,834,000	230,665,462	0	24,168,538	90.5
540,363	540,363	540,363	0	0	100.0
0	894,970,000	849,571,939	0	45,398,061	94.9
0	894,970,000	849,571,939	0	45,398,061	94.9
0	542,341,000	521,930,625	0	20,410,375	96.2
0	352,629,000	327,641,314	0	24,987,686	92.9
14,501	171,501	171,501	0	0	100.0
14,501	171,501	171,501	0	0	100.0
14,501	171,501	171,501	0	0	100.0
0	66,901,000	65,944,211	0	956,789	98.6
0	66,901,000	65,944,211	0	956,789	98.6
0	2,397,000	1,453,336	0	943,664	60.6
0	64,491,000	64,490,875	0	125	100.0
0	13,000	0	0	13,000	0.0
-14,501	9,985,499	0	0	9,985,499	0.0
-14,501	9,985,499	0	0	9,985,499	0.0
-14,501	9,985,499	0	0	9,985,499	0.0
0	18,731,312,000	18,445,012,092	0	286,299,908	98.5

(単位：円)

予備費支出及び 流用増減	計	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率(%)
0	242,425,000	182,211,794	0	60,213,206	75.2
0	242,425,000	182,211,794	0	60,213,206	75.2
0	242,425,000	182,211,794	0	60,213,206	75.2
0	242,425,000	182,211,794	0	60,213,206	75.2

# 健康福祉部・子ども部

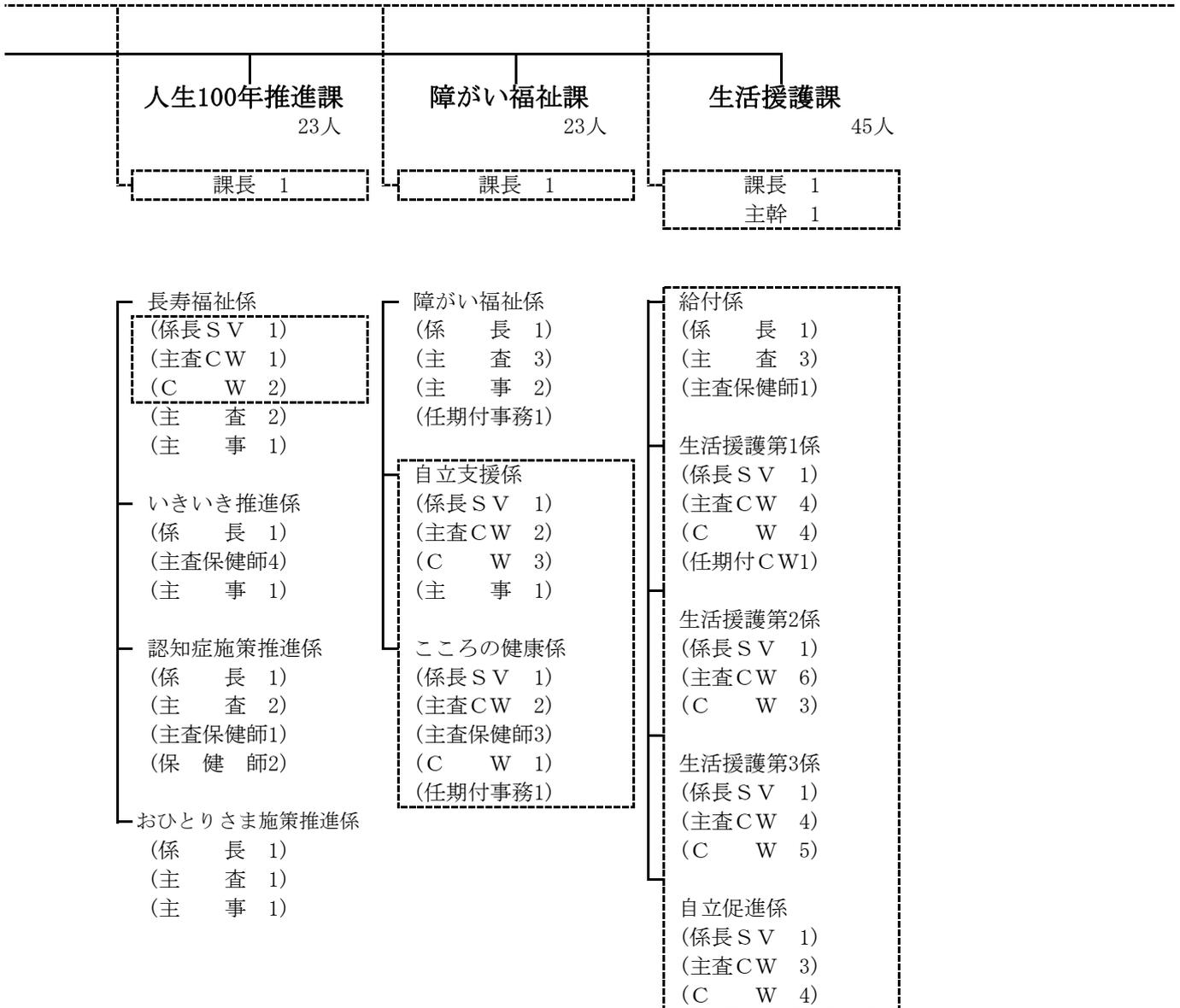


# 福祉事務所組織図

※子ども部組織図は16ページ

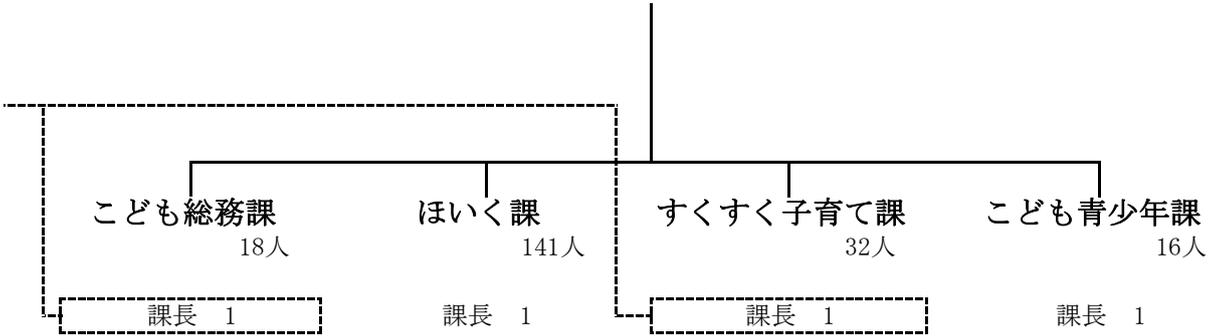
健康福祉部 197人（令和6年4月1日現在）

は、福祉事務所兼務



略語  
SV：スーパーバイザー  
CW：ケースワーカー

こども部長



- 政策調整係  
(係長 1)  
(主査 2)  
(主事 2)  
(任期付事務1)
- 手当医療係  
(係長 1)  
(主査 9)  
(主事 1)

- 保育指導係  
(係長 1)  
(主査保育士3)  
(主査管理栄養士2)  
(主査 3)  
(主事 3)

- 利用調整係  
(係長 1)  
(主査 6)  
(主事 3)  
(任期付事務1)

- 認定管理係  
(係長 1)  
(主査 3)  
(主事 2)  
(任期付事務1)

- 給付審査係  
(係長 1)  
(主査 3)  
(主事 2)

- 緑野保育園
- 若葉保育園
- 草柳保育園
- 福田保育園

- 母子保健係  
(係長 1)  
(主査管理栄養士2)  
(主査保健師9)  
(保健師5)  
(任期付保健師1)

- 家庭こども相談係  
(係長 1)  
(主査保健師1)  
(主査 1)

- 発達支援係  
(係長SV 1)  
(主査CW 3)  
(主査心理 1)  
(主査ST 1)  
(主査保育士1)  
(主査保健師1)  
(任期付保育士1)  
(任期付事務1)

- こども・青少年育成係  
(係長 1)  
(主査 4)  
(主事 2)  
(任期付事務1)

- こども青少年活動推進係  
(係長 1)  
(主査 4)  
(主事 2)

- 略語  
SV : スーパーバイザー  
ST : 言語聴覚士  
CW : ケースワーカー

	園名	緑野	若葉	草柳	福田	合計
保育園職員数	園長	1	1	1	1	4
	副園長	1	1	1	1	4
	主査保育士	10	17	16	13	56
	保育士	5	2	4	6	17
	任期付保育士	2	7	4	7	20
	再任用保育士	0	0	0	0	0
	任期付看護師	1	1	1	0	3
	合計	20	29	27	28	104

## 令和5年度健康福祉部・こども部各課の新規・充実・廃止事業等

### <健康福祉部>

#### 健康福祉総務課

##### 【新規】電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業

国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、令和5年度住民税非課税世帯等に対して給付金（3万円）を支給しました。

また、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、令和5年度住民税非課税世帯等に対して給付金（7万円）、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に1世帯当たり10万円及び同世帯内の18歳以下のこども一人当たり5万円を支給しました。

##### 【充実】成年後見制度利用促進事業

成年後見制度の利用について、市民や支援関係者等が安心して相談できる体制を整備します。その中心的な役割を担う中核機関の令和6年度の設置に向け、制度に関する現状と課題の整理や関係機関との協議など、準備を進めました。

#### 医療健診課

##### 【充実】休日夜間急患診療所運営事業

新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行に備え、年末年始及び1・2月の連休における発熱患者の診療体制を充実させるため、医師などを増員して対応しました。

##### 【廃止】親子de健康診査事業

受診者数が事業開始当初と比べて減少傾向にあることなどから、令和5年度をもって廃止しました。

##### 【廃止】新型コロナウイルスワクチン接種事業

予防接種法に基づく特例臨時接種としての新型コロナウイルスワクチン接種は、令和5年度で終了しました。

ただし、令和5年度実施分のうち、国庫負担金の精算等に係る事務は令和6年度も継続して行います。

なお、本事業は、令和5年度まで新型コロナウイルスワクチン接種担当が所管していました。

#### 健康づくり推進課

##### 【充実】介護予防サポーター養成事業

介護予防サポーター講座の内容を見直し、加えて実践講座を実施しました。それらにより、講座受講者が増加傾向となり、受講後の介護予防サポーターの自主グループ数も増えました。

##### 【充実】食育推進事業

第3次大和市食育推進計画策定に向け、令和5年5月～6月に「これからの食と未来を考えるための市民意識調査」を実施。調査の結果、明らかになった食課題に関し、改善のための新しいポスター作成やパンフレットでの周知など普及啓発の充実を図りました。

##### 【充実】健康相談・教育事業

24時間健康相談について、市民の健康不安に対し即時対応ができるように、コールセンターの体制を強化することで、入電件数が増加しました。

熱中症対策では、外出時に冷房の効いた施設で休息をとることができる「ひと涼みスポット」を公共施設18か所に開設し、熱中症予防の体制を整備しました。

## 介護保険課

### 【充実】地域支援任意事業

理学療法士が住宅改修や福祉用具の給付申請に係ることで、利用者の自立支援に資する内容となっているかを点検し、給付の適正化を図りました。

### 【充実】老人福祉施設建設等支援事業

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を整備する3事業者に対し補助金を支出し、介護サービスの充実を図りました。

また、介護ロボット・ICTの導入を希望した認知症対応型グループホーム及び地域密着型の特別養護老人ホームに対して、補助金を支出し支援することによって、介護従事者が働きやすい職場環境の整備を促進しました。

## 人生100年推進課

### 【新規】認知症サポーター活動促進・地域づくり支援事業（チームオレンジ）

認知症の人と地域で活動する認知症サポーターをつなぎ、認知症の人の望む暮らしの実現のために活動する「チームオレンジ」の取組を各地域包括支援センターで開始しました。認知症カフェ、介護者交流会などの取組と連携することで、認知症とともに歩む地域づくりを推進します。

### 【充実】地域支援任意事業（認知症関連）

全国で実施されている認知症に関する市民向け普及啓発講座「認知症サポーター養成講座」について、認知症の人の視点で理解を深めることを目的に、「認知症世界の歩き方 for サポーターズ（大和市版認知症サポーター養成講座）」として講座をリニューアルしました。アニメーションやケーススタディを盛り込み、楽しむことができる体験型の講座として令和5年10月より開催しています。

### 【充実】おひとりさま施策推進事業

終活コンサルジュを、職員1人の週3日から職員2人の週5日の体制に変更し、終活の相談体制を充実させました。

また、税理士や落語家による終活講演会、終活映画上映会と終活相談会を同時開催するなど計4回のイベントで周知・啓発を行いました。

## 障がい福祉課

### 【充実】あいサポート運動

「あいサポート運動」をさらに広げ、障がいに対する理解を促進するため、あいサポート研修を受講した人を対象に、あいサポート運動を普及する担い手となっていただくための、あいサポートメッセージ研修を実施しました。

### 【充実】歯科衛生教室

大和綾瀬歯科医師会の協力を得て、通所型障害福祉サービス提供事業所を会場として、通所している障がい者を対象に歯科健診やブラッシング指導を行い、治療の必要のある対象者には

医療機関受診勧奨を行います。障がい者が、通所時のサービス利用とあわせて、口腔機能の維持・向上を図る機会となることが期待されるため、事業所からの開催依頼が増加していることから、令和4年度の8回から増回し、令和5年度は10回実施しました。

**【廃止】障がい者（児）の歯科健康診査事業**

障がい者（児）が受診可能な歯科医院の増加に伴い、市が主催する障がい者（児）を対象とした歯科健康診査の需要が減少したため、歯科健康診査は令和5年度をもって廃止しました。

**生活援護課**

**【充実】被保護者健康管理支援事業**

会計年度任用職員の管理栄養士（2名）の勤務日数・時間を拡大（週3日（週18時間）から週4日（週22時間））することで、被保護者の健康管理支援について、ケースワーカー及び保健師と管理栄養士で協力し合いながら個々の相談内容に応じたきめ細かな対応ができるよう、体制を強化しました。

## ＜こども部＞

### こども総務課

#### 【新規】低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業（国事業）

食費等の物価高騰の影響を踏まえ、低所得の子育て世帯を支援するため給付金を支給しました。

#### 【充実】子ども医療費助成事業

令和5年4月から所得制限を廃止し、さらに令和5年8月から対象年齢を高校卒業相当年齢まで引き上げ、医療証の名称を小児医療証から子ども医療証に変更しました。

### ほいく課

#### 【充実】民間保育所建設・増設支援事業

小規模保育事業1施設の整備などを行い、利用定員数を合計で19人増やしました。

#### 【充実】民間保育所等運営支援事業

医療的ケアを行うための看護師等の雇用経費等の補助や、保護者による使用済み紙おむつの持ち帰りをなくすために自園処分を行う民間保育所等に対する紙おむつ処分費用の補助を開始するとともに、国基準より充実した配置をするための保育士雇用に要した経費の補助額を年額27.6万円から50万円に増額するなど補助制度の充実を図りました。

### すくすく子育て課

#### 【新規】新生児聴覚検査費用助成事業

先天性聴覚障害の早期発見及び早期支援を行うため、生後3か月までに実施した新生児聴覚検査費用の一部（3,000円）を助成しました。

#### 【充実】産後ケア事業

産科医療機関等による通所型及び助産院の助産師による訪問型サービスの委託先を拡大するとともに、訪問型の対象時期を産後4か月未満から1年未満に延伸することにより、事業の利便性の向上を図りました。

### こども・青少年課

#### 【充実】放課後児童クラブ事業

保護者の就労ニーズの高まりや共働き世帯の増加、子育て世帯の転入などにより入会児童数が増加しましたが、放課後における学校の特別教室や民営児童クラブを活用することにより、年間を通して入会を希望するすべての児童を受け入れました。

児童数の増加が顕著である緑野小学校区においては、民営児童クラブが1クラブ開設し、補助金を交付しました。

また、保育以外の事務作業を専門で行う運営補助員を支援単位数の多いクラブに配置することにより、支援員の負担を軽減させ、児童の保育により多くの時間をかけることができる環境を整えることで保育の質の向上を図りました。

#### 【充実】二十歳の祝典開催事業

新型コロナウイルス感染症が5類感染症になったことを受け、コロナ禍以前の1部制による大和スポーツセンター開催へと変更しました。

また、実行委員会により、著名人からのメッセージや恩師の来場、抽選会・クイズ大会などの企画・運営を行いました。

## ＜その他の団体＞

### 社会福祉協議会

#### 【充実】食料支援事業

生活困窮世帯及びひとり親世帯に対する食料支援については、大和市善意銀行で行っている「もったいないからありがとうへ」に寄せられた食料品とこども家庭庁からの助成金を活用して、相談窓口を通じた食料品の配付のほか、イベントとして年3回実施しました。

#### 【充実】フードドライブ

イオンモール大和との協働によるフードドライブを定期開催し、個別の食料支援につなげる仕組みづくりとともに、多くの方々の福祉についての関心を高めることにもなりました。

#### 【充実】権利擁護事業

成年後見制度利用促進に係る中核機関設置について、検討会議と先進市視察を行い、令和6年4月設置に向けて取組みをしました。

市民後見人養成講座終了後、市民後見人候補者バンク登録を行った方の受任までの期間短縮を図るため、市民後見人の受任の形態を増やし、市民後見人を候補者とした申立てが2件行われました。既に受任した市民後見人に対しては、活動支援のフォローアップを行いました。

### シルバー人材センター

#### 【新規】

会員相互の親睦を目的とした事業を実施しました。

#### 【新規】

第3次基本計画が令和5年度に最終年度となったことから、令和6年度から10年度までの第4次基本計画を策定しました。

#### 【充実】

令和5年10月から導入されたインボイス制度による新たな費用負担に対応するため、適正な事務費率を設定しました。

## 令和6年度健康福祉部・こども部各課の基本方針

### ＜健康福祉部＞

#### 健康福祉総務課

部内各課の事務執行の円滑化を図るため、部内外との調整及び部内予算の執行管理を行うとともに、県や関係機関等との連携や情報共有に努めます。

令和7年度を始期とする次期大和市地域福祉計画について、地域福祉活動の状況や多様化する市民ニーズを踏まえながら、策定作業を進めます。

成年後見制度などの広報、相談機能等を担う大和市成年後見支援センターを設置し、制度の利用促進を図ります。

こもりびと支援については、令和4年9月に支援の基本的理念を定めた条例が制定されたことから、当事者や家族の社会的な孤立の解消を目指し、引き続き当事者及び家族の「集い」及びこもりびとが安心して過ごすことができる「居場所」を定期的に開催し、課題解決型支援とともに伴走型支援を行います。事業の推進に当たっては、神奈川県や県央地区の各自治体との連携を進めていきます。

社会福祉法人の定款の認可及び監査に関する事務については、引き続き適切な法人運営が確保されるよう指導・監督に努めます。

令和6年4月から、複合的な福祉課題を抱える市民への支援体制を充実するため、健康福祉総務課に「包括支援係」を設置しました。「福祉ここから相談窓口」と位置づけた高齢、障がい、子育て、生活困窮といったそれぞれの窓口で受けた相談について、関係各課が集まって協議を行う場を設けるなど、関係各課が一体となって支援の方策を検討していきます。

#### 医療健診課

救急医療については、医師会、歯科医師会、薬剤師会の協力のもと、大和市地域医療センター休日夜間急患診療所及び大和歯科診療所での適切な一次救急医療の提供に努めるとともに、市立病院など市内5病院による病院群輪番制により、二次救急医療体制を確保します。小児二次救急医療については、近隣市とも協力し、広域での救急医療体制の一層の充実に努めます。

予防接種事業については、定期接種へのワクチンの種類の追加などが毎年のように行われていることから、これらに迅速に対応するとともに、各予防接種の対象者が適切に接種を受けることができるよう、市民へのきめ細やかな情報提供及び協力医療機関の精度管理に努めます。

特定健診やがん検診をはじめとする各健診・検診事業については、引き続き様々な機会を捉えて受診勧奨を行うなど、受診の必要性について普及啓発に努めて受診率の向上を図り、生活習慣病の予防や、疾病の早期発見・早期治療につながる機会の確保に努めます。

成人歯科健康診査事業については、現行の「第2次大和市歯及び口腔の健康づくり推進計画」の計画期間が1年延伸され、令和6年度に計画期間が満了することから、次期計画を策定します。

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策については、感染状況や国及び県の動向を注視しながら、市民への適切な情報提供に努めます。

#### 健康づくり推進課

健康寿命の延伸を目的に、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を、神奈川県後期高齢

者医療広域連合からの委託を受けて取り組みます。

一般介護予防事業では、介護予防セミナーや健康寿命をのばそう！まると講座等を実施し、介護予防の普及啓発を図ります。

また、地域における住民主体の介護予防活動を支援する介護予防サポーターを養成していきます。

健康増進普及啓発については、睡眠と笑いに着目し、市民の健康づくりのさらなる推進を図ります。

健康相談・教育事業における糖尿病重症化予防については、より効果的な事業展開ができるよう、医師会専門医と協議を行い、医療との連携に努めます。

食育推進事業では、第3次大和市食育推進計画を策定するとともに食生活改善推進員の養成及び食生活改善活動を支援に加え、食育イベントの開催や食環境整備、若い女性のやせの問題にも取り組みます。

健康ポイント事業については、市民の自主的かつ積極的な健康づくりの取り組みを促進するため、事業の充実に努めます。

## 介護保険課

令和6年度からの3年間を計画期間とする第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定しました。第9期計画期間中に当たる令和7年は、団塊の世代が全員後期高齢者となる年です。本市においても、後期高齢者人口は3万5千人を超え、これまで以上に介護や支援を必要とする高齢者の増加が見込まれています。第9期計画においても、第8期計画の基本理念「一人ひとりが自分らしく いきいきと暮らせるまち」を継承し、「年を重ねても元気でいられるまち」「すべての高齢者にやさしいまち（地域共生社会の実現）」「安心して介護が受けられるまち」の3つの基本目標の実現に向け、介護サービスの充実と安定的な事業実施ができるよう取り組みを進めます。

介護保険制度運営の適正化の取り組みの一つとして、給付適正化支援システム（トリトンモニター）を活用して要介護認定情報と給付実績情報を突合し、その結果を事業者と共同で確認します。これにより提供されたサービスが利用者の状況に適合しているのか、自立支援・重度化防止につながるものとなっているのか等を検証し、引き続き介護保険事業の適正な運営確保に努めます。

## 人生100年推進課

健康な高齢者が生きがいを持って生活することができるよう、余暇活動支援やシニアクラブ活動、シルバー人材センターへの支援等を行うとともに、地域包括支援センター等と連携した支援や、地域包括支援センター及び在宅医療・介護連携支援センターの機能強化を図ること等により、生活機能の低下や養護者による虐待など様々な要因により在宅生活が困難な状況にある高齢者を支えるための多職種連携や地域内の支援体制づくりを推進します。

生活支援体制の整備について、全市レベルで生活支援体制を検討する協議体（第1層）における第2層協議体の課題、取組支援等について検討や、第2層協議体の取組支援を行うとともに、協議体未設立地域への設立支援により、市内全地域における協議体の設立を目指します。

介護予防の推進について、介護予防アンケートの結果から要介護状態となる恐れの高い方の把

握を積極的に行い、運動機能や心身機能の低下を予防・改善するためにも短期間で集中的に行う通所型・訪問型介護予防事業等への参加を促進や住民主体の介護予防活動への支援等を行いさらなる介護予防の推進を図ります。

認知症施策について、認知症サポーター養成講座や講演会等の開催により、認知症に関する正しい知識や理解の促進を図るとともに、認知症の人と地域で活動する認知症サポーター等をつなぐ「チームオレンジ」の取組や、認知症カフェ、介護者交流会等、認知症の人や家族の視点を重視した施策を推進し、認知症になっても希望をもって生活ができるまちを目指します。

おひとりさま施策について、協力葬祭事業者や司法書士等の専門家と連携しながら、高齢のひとり暮らしなどの葬儀・納骨、財産整理等に関する情報発信や相談の受付、葬儀生前契約に関するサポート等を行うことで、健康で安心した生活を確保できるよう支援します。

また、今後とも、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも、安心して暮らせるよう、関係各機関と連携を図りながら取り組みを進めます。

## 障がい福祉課

障がいのある方の活動の場や社会参加の場があり、地域の一員としてとして尊重され、安心して自分らしく自立した生活を送り、幸せを実感できるまちを目指し、障がい者福祉施策の推進を図ります。

大和市新総合計画の策定にあわせ、令和7年度以降の「障がい者福祉計画」及び「やまと自殺対策総合計画」を、大和市地域福祉計画等関連する他の計画との整合性を図りながら策定してまいります。

「あいサポート運動」については、対象を市民から企業や団体などへも拡大し、より多くの方に障がいに対する理解を深めていただき、全ての方が暮らしやすい地域社会（共生社会）の実現に向けて取り組んでまいります。

自殺対策事業について、健康福祉総務課から障がい福祉課へ所管を変更しました。引き続き、ゲートキーパー養成講座等、自殺防止に対する普及啓発を推進します。

## 生活援護課

生活保護制度は、生活に困窮する国民に健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、それぞれの世帯が抱える生活課題に即した自立を支援する社会保障制度です。

コロナ禍以降、本市の生活保護受給者数は微増で推移しておりますが、コロナ禍による雇用・経済の低迷が長引いていることに加え、物価高騰などの社会状況による影響から、生活困窮者が増加し被保護世帯者数が増加することが見込まれます。

生活保護業務では自立助長の観点から、働くことができる方へは、ハローワークとの連携や就労支援員による就労支援を積極的に行っています。すぐに求職活動を行うことが困難な方へは、生活面の見直しを含めた訓練等を行う就労準備支援を行っております。

また、生活困窮世帯のこどもの健全育成を重視し、こども支援員とケースワーカーが連携して生活保護世帯・生活困窮世帯を対象とした生活面の支援を行っております。

被保護者の健康を増進し、生活習慣病の重症化予防や健康管理の意識付けを推進することは、自立の助長を医療と生活の両面から支援することになります。被保護者の生活の質の向上と、医療扶助の適正化を目指し、引き続き保健師と管理栄養士による支援体制・相談体制の充実に取り

組んでまいります。

そのほか、生活保護に至らない方や生活保護を希望しない方については、生活困窮者自立支援制度による自立相談窓口との連携を図りながら、個々の生活状況及び課題に即した包括的かつ継続的な支援を行ってまいります。

## ＜こども部＞

### こども総務課

令和2年3月に策定した第二期大和市子ども・子育て支援事業計画（愛称：ハートンプラン）に基づき子育て支援施策を着実に推進することで、計画に掲げた基本理念「すべての子どもの健やかな成長を支えあうまち・やまと ～地域と共に安心して子育て・親育ち～」の実現を目指してまいります。

また、子育て支援センターやつどいの広場こども一る事業を運営するとともに、子どもの命を守り、保護者の方に安心感を抱いていただくための施策として、メール配信による保護者の安否確認を行う「赤ちゃんまもるくん」を継続して実施するなど、子育ての不安を軽減し、安心して子どもを育てることができる環境整備に努めてまいります。

このほか、令和5年度に所得制限廃止や高校卒業相当年齢までの対象年齢引き上げを実施した子ども医療費助成事業を継続して実施し、子どもの健全な育成や健康増進のため等しく必要な医療を受けられる環境を確保してまいります。

また、令和6年10月分からの児童手当の抜本的拡充に適切に対応し、支援の充実を図ってまいります。

### ほいく課

認可保育所等の整備により4月1日現在の待機児童数は0人となりました。今年度も認可保育所等を整備するなど、女性の社会進出や幼児教育・保育の無償化等に伴う保育ニーズの動向を慎重に見極めたうえで様々な保育施策の充実を進めてまいります。

また、市内の保育施設における保育士不足解消に向けて、令和元年度から本市独自の保育士確保策として、公立保育園で潜在保育士を対象とした就業体験を実施し、復職や就職に向けた本格的な支援を行うとともに、令和5年度からは民間保育事業者の保育士雇用に係る経費の一部を補助する制度において、補助額の充実を図っており、引き続きハード面とソフト面の施策を重層的に取り組んでまいります。

そのほか、令和5年度に策定した『医療的ケア児等の保育所等受入れガイドライン』に基づき、看護師や医療的ケア児コーディネーターなどとの連携のもと、医療的ケアを必要とする児童の受入体制の整備を更に推進してまいります。また、保育の安全を高める取り組みとして、公立保育園の保育士が民間保育所へ訪問し、安全対策についての情報共有や助言を行い、安心安全な保育環境を整えてまいります。

### すくすく子育て課

令和4年6月に成立した「児童福祉法の一部を改正する法律」により、母子保健と児童福祉の両機能を一体的に運営する「こども家庭センター」を令和6年4月1日より設置します。妊娠初期からの不安の解消とともに、特定妊婦の把握に努め、児童虐待の予防的対応や個々の家庭に応じた切れ目のない支援など、全ての妊産婦、子育て世代、子どもの包括的な相談支援体制の強化を図ってまいります。

新たな取り組みとしては、体外受精および顕微授精の保険診療と併用した先進医療にかかる費用の助成を開始するほか、産後ケア事業について、これまでの通所型、訪問型に加え、宿泊型を開始して支援の充実を図ります。産前産後サポート事業、乳児全戸訪問事業等を効果的に運用し、

妊産婦の心身のケアや育児のサポートを行い、安心して子育てができるよう支援に努めます。

要保護児童対策地域協議会の調整機関として、関係機関との情報共有や連携・協力体制の構築を図り、児童虐待をはじめ複雑・多様化する子どもや家庭の問題に対し効果的な支援に努めます。

増加している発達障がい児への対応など、発達相談では早期把握・早期支援に努め、児童福祉法による児童の通所支援等のサービス給付と併せた一体的な支援を行います。

## **こども・青少年課**

放課後児童クラブ事業については、今後も入会児童数の増加が想定されることから、引き続き、児童受入れのための学校における居室確保や民営児童クラブへの補助等により、待機児童が生じないように努めます。

また、配慮が必要な児童については、公認心理師や保育士による巡回訪問を通じて支援員に対する指導・助言を行うとともに、関係機関との連携を図り、児童に対して適切な保育を行うことができるよう人材の育成及び保育の質の向上に努めてまいります。

こども食堂支援事業については、さらに多くの団体に支援を行うことで、孤食となってしまう子どもたちなどへの安心できる地域の居場所を増やし、より利用しやすいものにするるとともに、補助金を交付したこども食堂による情報交換会等の実施を通じて、活動内容が一層充実したものとなるように努めてまいります。

青少年育成に関する事業については、青少年育成団体等と連絡を密に取り、活動の運営方法や周知方法等を検討することにより、担い手の確保と育成に努めてまいります。

## ＜その他の団体＞

### 社会福祉協議会

令和6年度は、「第7次大和市社会福祉協議会地域福祉活動計画」の策定にあたります。地域福祉活動計画は、市社協の活動計画ではなく、地域住民の生活課題に目を向け、地域における福祉課題を明らかにしながら策定することが求められるものです。ひとりひとりの生活課題に向き合い、多くの方々の参加・活動につながる計画策定を目指します。

また、社会保障・社会福祉の制度改正が行われ、地域福祉政策が近年大きく動いており、今後社協としての目指すべき方向性を示し、具体的な取り組みを示す中期経営計画の策定、その策定により社協の現状と課題の分析、必要に応じて組織体制を見直すなど、組織・事業を変化させることが求められています。中期経営計画の策定に向け、職員間でプロジェクトチームを編成し、本会の現状や課題の把握、分析に取り組みます。

そして、権利擁護においては、認知症高齢者等の増加により、意思決定支援が重要となっているなか、成年後見制度の普及が急務となっています。国では、権利擁護支援の地域連携ネットワークを推進する中核機関を設置・運営することを市町村の努力義務としています。

そこで、大和市から成年後見利用促進事業を受託し、中核機関の設置運営、支援が必要な方の地域での日常生活等を社会で支える体制づくりをすすめていきます。

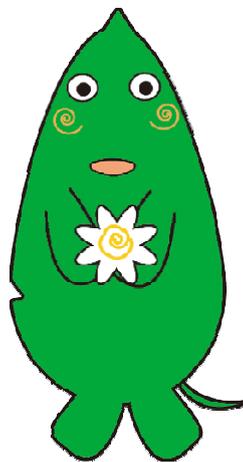
### シルバー人材センター

高齢化が急速に進む中、高年齢者の就労事業の中核機関として、シルバー人材センターが果たす役割は大きなものがあります。

また、同センターは「自主・自立・協働・共助」の基本理念に基づいて、会員が自主的・主体的に運営する組織として、会員自らによる地域社会への更なる貢献と、健全な事業運営に努めます。事業展開にあたっては、令和6年度から令和10年度までの5年間の活動を展望した「基本計画」を目標に各種事業の取組を進めていきます。



# 1. 障がい者の福祉



大和市イベントキャラクター「ヤマトン」

# 障がい者の福祉（1）

	ページ	身体的 知的 精神	財 源 内 訳			
			国	県	市	その他
1. 障がい者の福祉	38					
(1) 障がい者統計	38	共通			○	
(2) 各障害者手帳の新規交付	45					
ア. 身体障害者手帳の交付	45	身体		○		
イ. 療育手帳の交付	45	知的		○		
ウ. 精神障害者保健福祉手帳の交付	46	精神		○		
(3) 障害者巡回更生相談（県）	46	身体的		○		
2. 障害者総合支援法	46					
(1) 障害支援区分認定	46					
ア. 障害支援区分認定とは	46	共通			○	
イ. 障害支援区分認定の流れ	47	共通			○	
ウ. 調査実施件数	47	共通			○	
エ. 認定者数	47	共通			○	
オ. 審査判定状況	48	共通			○	
(2) 自立支援給付の流れ	48					
(3) 障害福祉サービスについて	49					
ア. 介護給付	49	共通	○	○	○	
イ. 訓練等給付	49	共通	○	○	○	
ウ. 自立支援医療制度	50	共通	○	○	○	
(ア) 精神通院医療	50	精神	○	○	○	
(イ) 更生医療	50	身体	○	○	○	
(ウ) 育成医療	50	身体	○	○	○	
エ. 補装具費の支給	50	共通	○	○	○	
オ. 地域生活支援事業	50	共通	○	○	○	
(ア) コミュニケーション支援事業	50	身体	○	○	○	
(イ) 日常生活用具の給付	51	共通	○	○	○	
(ウ) 移動支援	51	共通	○	○	○	
(エ) 日中一時支援	51	共通	○	○	○	

対 象 年 齢	根 拠 法 令 等	事業開始年月	主 管 課
	身体障害者福祉法 身体障害者福祉法施行規則	S25. 4	障 が い 福 祉 課
	知的障害者福祉法 神奈川県療育手帳制度実施要綱	S49. 2	〃
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 精神障害者保健福祉手帳制度実施要領	H 7. 10	〃
18歳～	身体障害者福祉法 身体障害者更生相談所設置運営基準	S27. 6	〃
	障害者総合支援法	H18. 4	障 が い 福 祉 課
	〃	〃	〃
	〃	〃	〃
	〃	〃	〃
	〃	〃	〃
	障害者総合支援法 大和市自立支援給付費の支給等に関する規則	H18. 4	障 が い 福 祉 課
	〃	H18. 10	〃
	障害者総合支援法 自立支援医療費支給認定通則実施要綱	H18. 4	〃
	自立支援医療費（精神通院医療）支給認定実施要綱	H18. 4	〃
	自立支援医療費（更生医療）支給認定実施要綱	H18. 4	〃
	自立支援医療費（育成医療）支給認定実施要綱	H18. 4	〃
	〃	H18. 10	〃
	〃	〃	〃
	大和市意思疎通支援事業実施要領	S59. 4	〃
	大和市日常生活用具給付等事業の実施に関する規則	H18. 10	〃
	大和市移動支援事業の実施に関する規則	H18. 10	〃
	大和市日中一時支援事業の実施に関する規則	H18. 10	〃

※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律は、「障害者総合支援法」と表記しています。

# 障がい者の福祉 (2)

			ページ	身体的 知的 精神	財 源 内 訳			
					国	県	市	その他
		(オ) 訪問入浴サービス	51	身体	○	○	○	
		(カ) 地域活動支援センター (ポピー)	51	精神	○	○	○	
		(キ) 相談支援事業「なんでも・そうだん・やまと」	51	共通	○	○	○	
		(ク) 身体障害者更生訓練費支給	52	身体	○	○	○	
		(ケ) 自動車改造費用の助成	52	身体	○	○	○	
		(コ) 自動車運転訓練・免許取得費用の助成	52	身体	○	○	○	
3. 日常生活援助			52					
		(1) 重度障がい者緊急通報システム事業	52	身体			○	
		(2) 住宅設備改良費の助成	52	身体的			○	
		(3) 在宅重度障がい者紙おむつ支給事業	52	共通			○	
		(4) 福祉タクシー等利用制度	53					
		ア. 福祉タクシー利用助成	53	共通			○	
		イ. 福祉車両利用助成	53	身体			○	
		ウ. 身体障がい者等自動車燃料費助成	53	身体 精神			○	
		(5) 協働事業 (外出サービス)	53	身体的			○	
		(6) 障がい者 (児) 歯科健康診査事業	53	共通			○	
		(7) 援護施設等通所訓練費支給事業	54	共通			○	
		(8) グループホーム等家賃助成事業	54	共通			○	
		(9) 精神障がい者等への支援事業	54					
		ア. 相談支援	54	精神			○	
		イ. 普及啓発	54	精神			○	
4. 医療			54					
		(1) 心身障害者医療費助成	54	共通		○	○	
5. 福祉手当等支給			55					
		(1) 特別障害者手当等の支給	55					
		ア. 特別障害者手当	55	共通	○		○	
		イ. 障害児福祉手当	55	共通	○		○	
		ウ. 福祉手当 (経過措置分)	55	共通	○		○	

対 象 年 齢	根 拠 法 令 等	事業開始年月	主 管 課
	大和市重度身体障がい者訪問入浴サービス事業の実施に関する規則	H18. 10	障 がい 福 祉 課
	障害者総合支援法	H18. 10	〃
	〃	〃	〃
	大和市障害福祉サービス等利用者更生訓練費助成要綱	H18. 10	〃
	大和市身体障害者自動車改造費助成事業実施要綱	H18. 10	〃
	大和市下肢等障がい者自動車運転訓練費助成要綱	H18. 10	〃
	大和市障がい者緊急通報システム事業実施要領	H 8. 6	障 がい 福 祉 課
	大和市重度障がい者住宅設備改良費助成事業実施要綱	H 8. 4	〃
	大和市在宅重度障がい者紙おむつ実施事業実施要綱	H 7. 4	〃
	大和市福祉タクシー等利用助成事業実施要綱	S61. 6	障 がい 福 祉 課
	大和市福祉車両利用助成事業実施要綱	H18. 4	〃
	大和市身体障がい者等自動車燃料費助成事業実施要綱	S61. 6	〃
	大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例	H16. 4	〃
	大和市心身障害者（児）歯科嘱託医の設置に関する規則	S63. 7	〃
15歳～	大和市援護施設等通所訓練費の支給に関する要綱	S56. 4	〃
	大和市障害者グループホーム等家賃助成金の支給に関する要綱	H19. 10	〃
	保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領	H12. 4	障 がい 福 祉 課
	〃	〃	〃
	大和市心身障害者医療費助成条例	S47. 10	障 がい 福 祉 課
20歳～	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 大和市特別障害者手当等事務取扱規則	S61. 4	障 がい 福 祉 課
0歳～19歳	〃	S61. 4	〃
	〃	S50. 10	〃

# 障がい者の福祉 (3)

	ページ	身体的 知的 精神	財 源 内 訳			
			国	県	市	その他
(2) 大和市障害者福祉手当の支給	55	共通			○	
(3) 神奈川県在宅重度障害者等手当の支給	56	共通		○		
(4) 特別児童扶養手当の支給	56	共通	○			
6. 福祉団体等関係	56					
(1) 障がい者（児）福祉団体への支援	56					
ア. 大和市心身障害児者福祉団体連合会	56	身体的			○	
(2) 神奈川県障害者スポーツ大会	57	共通		○		
7. その他	57					
(1) 心身障害者扶養共済（県）	57	共通		○		
(2) 交通割引証の交付	57					
ア. バス運賃の割引	57	身体的				
イ. 有料道路通行料金の割引	57	身体的				
(3) 成年後見制度利用支援事業	58	共通			○	
(4) 多様な障がいへの理解促進	58					
ア. あいサポート運動	58	共通			○	
イ. 障害者差別解消法講演会	58	共通			○	
(5) 手話入門講座・手話通訳者養成講座の開催	58					
ア. 手話入門講座	58	共通	○	○	○	
イ. 手話通訳者養成講座	59	共通			○	

対 象 年 齢	根 拠 法 令 等	事業開始年月	主 管 課
	大和市障害者福祉手当に関する条例	S48. 4	障 が い 福 祉 課
	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例	S44. 4	〃
0歳～19歳	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	S39. 9	〃
	大和市心身障害児者福祉団体等に対する補助金交付要綱	H 9. 4	障 が い 福 祉 課
	神奈川県障害者スポーツ大会実施要綱	S36. 4	〃
	神奈川県心身障害者扶養共済制度条例	S45. 7	障 が い 福 祉 課
	※法的根拠なし（各事業者のサービスによるもの）		
	※法的根拠なし		
	大和市成年後見制度における市長申立てに関する要綱 大和市成年後見制度に基づく審判請求等費用助成に関する要綱	H13. 6	〃
	大和市あいサポート運動推進事業実施要領	H31. 4	障 が い 福 祉 課
	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）	H28. 4	〃
	大和市手話奉仕員養成事業実施要領	H12. 4	障 が い 福 祉 課
	大和市手話通訳者養成事業実施要領	H 8. 12	〃

## 障がい者の福祉

### 1. 障がい者の福祉

#### (1) 障がい者統計

##### ◎ 身体障がい者（児）とは

身体障害者福祉法施行規則に定める等級に該当する身体上の障がいがある、身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。

##### ◎ 知的障がい者（児）とは

「知的障害者とは、知的機能障害が発達期（おおむね 18 歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にある者」をいう。

（平成 12 年に厚生省が行った知的障害児（者）基礎調査より）

##### ◎ 精神障がい者（児）とは

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は自立支援医療（精神通院）費の支給を受けている者をいう。

精神障害者保健福祉手帳は病状や日常及び社会生活の制限の程度によって、1 級から 3 級までに区分される。

身体障害者手帳所有者数

(令和6年3月31日現在)

級別	者※1 児※2 別	視覚	聴覚	平衡機能	音声・言語・咀嚼	肢体不自由	心臓	じん臓	呼吸器	ぼうこう 又は直腸	小腸	肝臓	その他	合計
1級	者	135	19	0	0	528	770	614	18	2	0	13	11	2,110
	児	2	1	0	0	46	12	1	0	0	1	4	0	67
	小計	137	20	0	0	574	782	615	18	2	1	17	11	2,177
2級	者	130	110	0	1	525	7	0	3	0	1	2	30	809
	児	0	2	0	0	19	1	0	0	1	0	0	0	23
	小計	130	112	0	1	544	8	0	3	1	1	2	30	832
3級	者	28	65	0	26	412	197	3	18	11	0	0	17	777
	児	1	5	0	2	6	4	0	0	4	0	0	0	22
	小計	29	70	0	28	418	201	3	18	15	0	0	17	799
4級	者	33	150	0	17	658	122	1	6	287	2	2	20	1,298
	児	0	1	0	0	5	2	0	0	4	0	0	0	12
	小計	33	151	0	17	663	124	1	6	291	2	2	20	1,310
5級	者	72	0	2	0	228	0	0	0	0	0	0	0	302
	児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	72	0	2	0	228	0	0	0	0	0	0	0	302
6級	者	13	171	0	0	148	0	0	0	0	0	0	0	332
	児	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
	小計	13	175	0	0	148	0	0	0	0	0	0	0	336
合計	者	411	515	2	42	2,499	1,096	618	45	300	3	17	78	5,628
	児	3	13	0	2	76	19	1	0	9	1	4	0	128
	小計	414	528	2	44	2,575	1,115	619	45	309	4	21	78	5,756

※1 「者」は18歳以上の者

※2 「児」は18歳未満の者

※重複障害者は主たる障害の区分に計上してある。

療育手帳所持者数

(令和6年3月31日現在)

区 分 程度別	18歳以上			18歳未満			合 計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
最重度 (A1)	199	99	298	47	28	75	246	127	373
重 度 (A2)	173	102	275	76	37	113	249	139	388
中 度 (B1)	223	176	399	94	42	136	317	218	535
軽 度 (B2)	392	185	577	310	131	441	702	316	1,018
合 計	987	562	1,549	527	238	765	1,514	800	2,314

※療育手帳とは、知的障害児（者）に対して一貫した指導・相談を行い、これらの者に対する各種の援護措置を受けやすくして知的障害児者の福祉の増進に資することを目的とするものである。

療育手帳所持者数の推移

	3	4	5
18歳以上	1,371	1,445	1,549
18歳未満	717	738	765
合 計	2,088	2,183	2,314

精神障害者保健福祉手帳所持者数

	3	4	5
1級	174	180	191
2級	1,303	1,408	1,573
3級	765	844	910
合 計	2,242	2,432	2,674

発生原因別身体障害者（児）数 ※（）は全体に占める割合（％）

	3	4	5
戦 傷	1 (0.02)	1 (0.02)	1 (0.02)
結 核	4 (0.07)	3 (0.05)	3 (0.05)
交通事故	117 (1.99)	117 (2.02)	118 (2.05)
先 天 性	376 (6.39)	372 (6.43)	372 (6.46)
疾 病 (脳血管障害含む)	4,432 (75.26)	4,470 (77.20)	4,171 (72.46)
そ の 他	958 (16.27)	827 (14.28)	1,091 (18.96)
合 計	5,888 (100)	5,790 (100)	5,756 (100)

身体障害程度等級表

級別	肢体不自由	
	上肢機能障害	下肢機能障害
1級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 両上肢の機能を全廃したもの</li> <li>2. 両上肢を手関節以上で欠くもの</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 両下肢の機能を全廃したもの</li> <li>2. 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの</li> </ol>
2級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 両上肢の機能の著しい障害</li> <li>2. 両上肢のすべての指を欠くもの</li> <li>3. 一上肢の上腕の2分の1以上を欠くもの</li> <li>4. 一上肢の機能を全廃したもの</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 両下肢の機能の著しい障害</li> <li>2. 両下肢の下腿の2分の1以上で欠くもの</li> </ol>
3級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの</li> <li>2. 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの</li> <li>3. 一上肢の機能の著しい障害</li> <li>4. 一上肢のすべての指を欠くもの</li> <li>5. 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 両下肢をショパール関節以上で欠くもの</li> <li>2. 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの</li> <li>3. 一下肢の機能を全廃したもの</li> </ol>
4級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 両上肢のおや指以上を欠くもの</li> <li>2. 両上肢のおや指の機能を全廃したもの</li> <li>3. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの</li> <li>4. 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの</li> <li>5. 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの</li> <li>6. おや指又はひとさし指を含めて、一上肢の三指を欠くもの</li> <li>7. おや指又はひとさし指を含めて、一上肢の三指の機能を全廃したもの</li> <li>8. おや指又はひとさし指を含めて、一上肢の四指の機能の著しい障害</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 両下肢のすべての指を欠くもの</li> <li>2. 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの</li> <li>3. 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの</li> <li>4. 一下肢の機能の著しい障害</li> <li>5. 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの</li> <li>6. 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの</li> </ol>
5級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 両上肢のおや指の機能の著しい障害</li> <li>2. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節以上の機能の著しい障害</li> <li>3. 一上肢のおや指を欠くもの</li> <li>4. 一上肢のおや指の機能を全廃したもの</li> <li>5. 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害</li> <li>6. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害</li> <li>2. 一下肢の足関節の機能を全廃したもの</li> <li>3. 一下肢が健側に比して、5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの</li> </ol>
6級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一上肢のおや指の機能の著しい障害</li> <li>2. ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの</li> <li>3. ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一下肢のリスフラン関節以上で欠くもの</li> <li>2. 一下肢の足関節の機能の著しい障害</li> </ol>
7級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一上肢の機能の軽度の障害</li> <li>2. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害</li> <li>3. 一上肢の手指の機能の軽度の障害</li> <li>4. ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害</li> <li>5. 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの</li> <li>6. 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 両下肢のすべての指の機能の著しい障害</li> <li>2. 一下肢の機能の軽度の障害</li> <li>3. 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害</li> <li>4. 一下肢のすべての指を欠くもの</li> <li>5. 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの</li> <li>6. 一下肢が健側に比して、3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの</li> </ol>

## 障がい者の福祉

級別	肢体不自由		
	体幹機能障害	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	
		上肢機能障害	移動機能障害
1級	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの
2級	1. 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2. 体幹の機能障害により立ち上る事が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの
3級	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの
4級		不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの
6級		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの
7級		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの

### ※備考

1. 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。
2. 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については、第1指骨間関節以上を欠くものとする。
3. 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。
4. 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては座骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。
5. 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。

### ※7級の障害について

7級の障害は、1つのみでは身体障害者福祉法の対象とならないが、7級の障害が2つ以上重複する場合又は7級の障害が6級以上の障害と重複する場合は、同法の対象となるものであること。

級別	視 覚 障 害
1 級	視力の良い方の眼の視力（万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が 0.01 以下のもの
2 級	1. 視力の良い方の眼の視力が 0.02 以上 0.03 以下のもの 2. 視力の良い方の眼の視力が 0.04 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度（I / 4 視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ 80 度以下かつ両眼中心視野角度（I / 2 視標による。以下同じ。）が 28 度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの
3 級	1. 視力の良い方の眼の視力が 0.04 以上 0.07 以下のもの（2 級の 2 に該当するものを除く。） 2. 視力の良い方の眼の視力が 0.08 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ 80 度以下かつ両眼中心視野角度が 56 度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの
4 級	1. 視力の良い方の眼の視力が 0.08 以上 0.1 以下のもの（3 級の 2 に該当するものを除く。） 2. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ 80 度以下のもの 3. 両眼開放視認点数が 70 点以下のもの
5 級	1. 視力の良い方の眼の視力が 0.2 かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの 2. 両眼による視野の 2 分の 1 以上が欠けているもの 3. 両眼中心視野角度が 56 度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が 70 点を超えかつ 100 点以下のもの 5. 両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの
6 級	視力の良い方の眼の視力が 0.3 以上 0.6 以下かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの

級別	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害
	聴覚障害	平衡機能障害	
1 級			
2 級	両耳の聴力レベルがそれぞれ 100 デシベル以上のもの（両耳全ろう）		
3 級	両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失
4 級	1. 両耳の聴力レベルが 80 デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの） 2. 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が 50 パーセント以下のもの		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害
5 級		平衡機能の著しい障害	
6 級	1. 両耳の聴力レベルが 70 デシベル以上のもの（40 センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの） 2. 一側耳の聴力レベルが 90 デシベル以上、他側耳の聴力レベルが 50 デシベル以上のもの		

## 障がい者の福祉

級別	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害
1 級	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
2 級				
3 級	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
4 級	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5 級				
6 級				

級別	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
1 級	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
2 級		ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
3 級	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)
4 級	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5 級			
6 級			

### ※備考

#### 身体障害程度等級表について

1. 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1 級上の級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。
2. 異なる等級について二つ以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上位の級とすることができる。
3. 空欄については、等級が設定されていない。

療育手帳判定基準（神奈川県療育手帳制度実施要綱別表より）

障害程度		判定の基準
最重度	A1	1. 標準化された検査により判定した結果を指数化したもの（以下「指数」という）が、おおむね20以下のもの。 2. 指数がおおむね21以上35以下のもので、身体障害者福祉法に基づく障害等級（以下「障害等級」という）の1級、2級又は3級に該当するもの。
重度	A2	1. 指数がおおむね21以上35以下のもので、上記A1に該当しないもの。 2. 指数がおおむね36以上50以下のもので障害等級の1級、2級又は3級に該当するもの。
中度	B1	指数がおおむね36以上50以下のもので、上記A2に該当しないもの。
軽度	B2	1. 指数がおおむね51以上75以下のもの。 2. 指数が境界線級であって、かつ、自閉症の診断書があり、県内の児童相談所又は県立総合療育相談センターの長が認めたもの。

(2) 各障害者手帳の新規交付

ア. 身体障害者手帳の交付

身体障害者手帳は国や市などのさまざまなサービスを利用するうえで必要となるもので、視覚・聴覚・平衡感覚・音声言語機能・肢体・心臓・じん臓・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓等に永続する障がいがある場合に申請に基づいて交付する。

また、障がいの程度によって1級～6級までに区分される。

なお、交付事務は市が窓口となり神奈川県立総合療育相談センターが行っている。

新規身体障害者手帳交付者数

	3	4	5
1級	131	172	208
2級	49	30	37
3級	40	18	25
4級	76	90	106
5級	15	8	37
6級	21	21	25
合計	332	339	438

(障がい福祉係)

イ. 療育手帳の交付

知的障がいがあり、一貫した相談・支援を受けることが必要な場合に、申請に基づき、児童相談所又は神奈川県立総合療育相談センターで知的障がいと判定された者に交付する。

また、障がいの程度によって、次のように区分される。

A1（最重度） A2（重度）

B1（中度） B2（軽度）

※障害程度の区分については、療育手帳判定基準を参照

なお、交付事務は市が窓口となり神奈川県立総合療育相談センター等が行っている。

新規療育手帳交付者数

	3	4	5
人数	99	89	115

(障がい福祉係)

## 障がい者の福祉

### ウ. 精神障害者保健福祉手帳の交付

精神疾患があり、精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある場合に申請に基づいて交付する。

なお、交付事務は市が窓口となり神奈川県精神保健福祉センターが行っている。

### 新規精神障害者保健福祉手帳 交付者数

	3	4	5
人 数	190	236	280

(こころの健康係)

### (3) 障害者巡回更生相談 (県)

神奈川県立総合療育相談センターの医師、心理判定員、福祉司が、補装具の交付要否判定などについて助言・指導を行う。

### 相談状況

	3	4	5
件 数	12	9	16

(自立支援係)

## 2. 障害者総合支援法

### ◎ 障害者総合支援法とは

障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援していくため、これまでの身体・知的・精神という障がいの種別で区別せず、福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度により提供する仕組みを定めた法律。(正式名称：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)

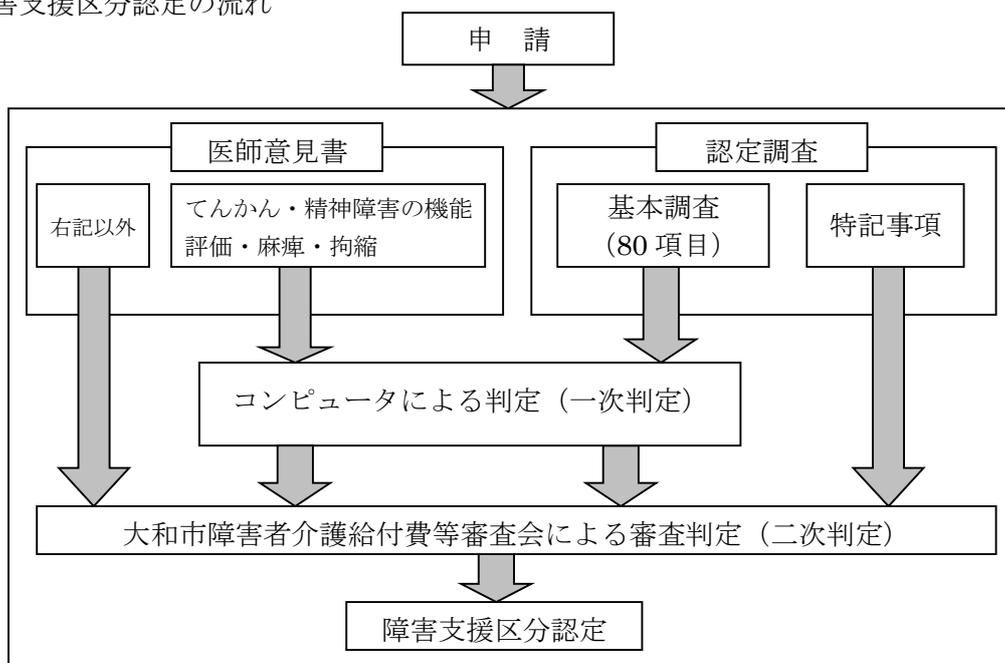
### (1) 障害支援区分認定

#### ア. 障害支援区分認定とは

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者が食事や入浴の介護や家事等のサービスを利用する際には、本人の身体状況等から必要な支援の度合いを障害支援区分として認定を受ける必要がある。なお、この障害支援区分認定は市が設置した大和市障害者介護給付費等審査会で審査判定が行われる。

※障害者総合支援法の改正により、平成 26 年 4 月 1 日以降の申請より障害程度区分から障害支援区分に名称、内容が変更された。

イ. 障害支援区分認定の流れ



障害福祉サービスの必要度（どれくらい、障害福祉サービスを支給する必要があるのか）の判定は客観的で公平な判定を行うためコンピュータによる一次判定と、それを原案とし、「主治医の意見書による医学的見解」と併せ、保健・医療・福祉に関する専門家らで構成される「大和市障害者介護給付費等審査会」での二次判定の2段階で行われる。

ウ. 調査実施件数

	3	4	5
調査総件数	985	778	724
うち身体障がい者	159	102	93
うち知的障がい者	485	314	237
うち精神障がい者	341	360	388
うち難病患者等	0	2	6

(自立支援係)

エ. 認定者数

	3	4	5
認定総件数	703	447	373
うち身体障がい者	138	89	75
うち知的障がい者	399	223	148
うち精神障がい者	166	134	148
うち難病患者等	0	1	2

(自立支援係)

## 障がい者の福祉

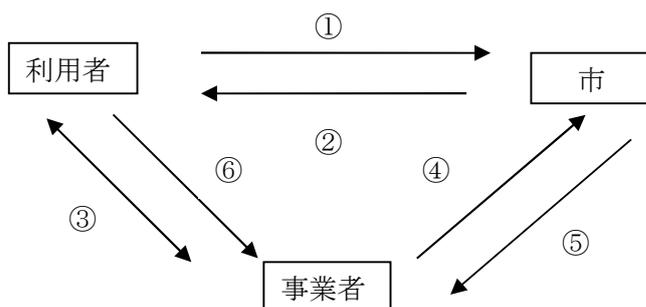
### オ. 審査判定状況（令和5年度）

1次判定 \ 2次判定	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
	非該当(人)	0	0	0	0	0	0	0
区分1(人)	0	3	0	0	0	0	0	3
区分2(人)	0	0	84	7	0	0	0	91
区分3(人)	0	0	0	96	4	0	0	100
区分4(人)	0	0	0	0	70	9	0	79
区分5(人)	0	0	0	0	0	42	7	49
区分6(人)	0	0	0	0	0	0	51	51
合計(人)	0	3	84	103	74	51	58	373
構成比(%)	0.0	0.8	22.5	27.6	19.8	13.7	15.5	100.0

※審査会における上位変更率：5.8%

(自立支援係)

### (2) 自立支援給付の流れ



- ① 支給の申請
- ② 支給の要否決定（認定）
- ③ サービスの契約・利用・提供
- ④ 事業者が市に代理受領請求
- ⑤ 支払い
- ⑥ 利用者負担（所得等に配慮した負担）

(3) 障害福祉サービスについて

ア. 介護給付

サービス名	概 要	利用者数 ※( )内は障がい児の人数		
		3	4	5
居宅介護	入浴、排泄、食事の介護など、居宅での生活全般にわたる援助サービス。	218 (8)	219 (6)	229 (6)
行動援護	行動の際に生じうる危険回避のための援護や、外出時の移動支援。	7 (1)	10 (0)	20 (2)
短期入所	短期の入所による介護サービス。介護者が病気の場合やレスパイトなどのために利用できる。	62 (24)	64 (10)	85 (16)
重度訪問介護	居宅における介護から外出時の移動支援までを行う総合的なサービス。重度の肢体不自由者が対象。	3	6	7
療養介護	医療を受けながら、介護の提供を受けることができるサービス。主に日中、病院などで行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上の援助など。	17	17	18
生活介護	主に日中、障害者支援施設などで行われる入浴、排泄、食事の介護や、創作的活動及び生産活動などのサービス。常に介護を必要とする者が対象。	465	485	484
施設入所支援	施設入所者に対して提供される介護サービス。主に夜間に提供されるもの。	143	144	139
同行援護	視覚障がい者等の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供他必要な援助を行うサービス。	26 (0)	36 (0)	36 (1)

※令和4年度版から、利用状況の数値を利用者数へ変更した。

イ. 訓練等給付

サービス名	概 要	利用者数		
		3	4	5
共同生活援助	共同生活を営む住居における相談、入浴、排泄又は食事の介護、その他の日常生活上の援助。主に夜間に提供されるもの。	282	314	355
自立訓練	自立した日常生活や社会生活を営むために必要な訓練。一定期間のプログラムによる身体機能や生活能力向上のための訓練を受けることができる。	34	38	49
就労移行支援	就労時必要な知識・能力の向上をはかるための訓練。一定期間のプログラムにより、職場実習などの訓練を受けることができる。	89	96	113
就労継続支援	通常の事業者には雇用されることが困難な者を対象とする継続的な就労支援。	430	473	516
宿泊型自立訓練	知的障がい者、精神障がい者が居室等の設備を利用し、社会参加及び自立に必要な能力を身につけるための支援を行うサービス。	3	2	1

※令和4年度版から、利用状況の数値を、利用者数へ変更した。

(自立支援係)

## 障がい者の福祉

### ウ. 自立支援医療制度

平成 18 年 4 月から、精神、身体、児童の障がいごとに実施されていた公費負担医療制度（精神通院医療、更生医療、育成医療）が、共通のルールによる公費負担制度となった。

#### (ア) 精神通院医療

精神科の外来診療の際、保険適用になる医療費の自己負担を 1 割までに軽減する。

#### 承認件数

	3	4	5
件 数	4,270	4,575	4,752

(こころの健康係)

#### (イ) 更生医療

神奈川県立総合療育相談センターにおいて、必要と認められた 18 歳以上の身体障がい者に対し、障がいの軽減、機能回復のための医療費を助成する。

#### 助成状況

	3	4	5
人 数	348	340	305

(障がい福祉係)

#### (ロ) 育成医療

身体に障がいのある 18 歳未満の児童に対し、障がいの軽減、機能回復のための医療費を助成する。

#### 助成状況

	3	4	5
人 数	9	12	6

(障がい福祉係)

### エ. 補装具費の支給

身体障がい者（児）の状況、年齢、職業、生活環境などを考慮しながら、義肢、車いす、補聴器など補装具の購入又は修理に要した費用を利用者負担額を除き支給する。さらに身体障がい児については、その利用者負担額の半額を助成する。

#### 支給状況

(単位：件)

	3	4	5
身体障害者	285	302	263
身体障害児	100	71	98

(自立支援係)

### オ. 地域生活支援事業

#### (ア) コミュニケーション支援事業

##### a 手話通訳者の派遣・設置

聴覚障がい者などが、社会生活上で手話通訳を必要とする場合に派遣する。障がい福祉課の窓口は月曜日～金曜日、本庁舎は毎週月曜日に手話通訳者を設置。

#### 利用状況

	3	4	5
回 数	846	836	836

※派遣の件数及び障がい福祉課・本庁舎設置分の合計  
(障がい福祉係)

##### b 筆記通訳者の派遣

聴覚障がい者などが日常生活コミュニケーションを円滑に行うことが出来るように筆談による要約筆記通訳者を派遣する。

#### 利用状況

	3	4	5
回 数	1	7	14

(障がい福祉係)

(イ) 日常生活用具の給付

在宅重度障がい者(児)及び難病患者等に対し、日常生活上の困難を解消するために、障がいに応じたストーマ装具、特殊寝台等を給付する。

給付状況

	3	4	5
件数	3,832	4,867	4,061

(自立支援係)

(ウ) 移動支援

障がい者の社会参加や余暇支援を援助するため、ガイドヘルパーが移動を支援する。

移動に支援が必要な全身性障がい(1級)の手帳を取得している身体障がい者及び、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等が対象。

利用者数

	3	4	5
人数	123 (21)	140 (17)	167 (16)

※( )内は障がい児の人数

※令和4年度版から、利用状況の数値を利用者数へ変更した。

(自立支援係)

(エ) 日中一時支援

障がい者の日中における活動の場の確保と障がい者を日常的にケアしている家族の一時的な休息等を図ることを目的に預かりを行う。

利用者数

	3	4	5
人数	21 (21)	18 (42)	66 (45)

※( )内は障がい児の人数

※令和4年度版から、利用状況の数値を利用者数へ変更した。

(自立支援係)

(オ) 訪問入浴サービス

家族介助による入浴が困難な重度身体障がい者及び難病患者等に対し、入浴の機会を提供することにより障がい者の保健衛生の向上と家族の精神的、身体的な負担の軽減を図ることを目的に実施する。

利用状況

	3	4	5
回数	796	722	703

(障がい福祉係)

(カ) 地域活動支援センター(ポピー)

精神障がいのある方を対象に日中活動(プログラム活動やフリースペース等)の場を提供するとともに、相談支援(面接、電話、訪問等)を行う。

利用状況

	3	4	5
延人数	7,619	7,860	6,749
内、延相談支援件数	3,892	4,345	2,993

(こころの健康係)

(キ) 相談支援事業「なんでも・そうだん・やまと」

障がいのある方やその家族の様々な不安や悩みなどの相談を専門の相談職員が受け、地域で安心して豊かな生活を送ることができるよう支援する。

相談件数

	3	4	5
延件数	9,295	11,102	11,654
実件数	3,482	4,208	4,386

(こころの健康係)

実施事業所数：3事業所

## 障がい者の福祉

### (ク) 身体障害者更生訓練費支給

自立訓練又は就労移行支援を利用している障がい者に対し、社会復帰の促進を図ることを目的とし、更生訓練費を支給する。ただし、所得制限あり。

#### 支給状況

	3	4	5
人 数	0	0	0

(自立支援係)

### (ケ) 自動車改造費用の助成

1・2級の身体障がい者(下肢・体幹)が自動車を購入し、自ら運転するため、ハンドル、ブレーキなどを改造する場合、10万円までを助成する。ただし、所得制限あり。

#### 利用状況

	3	4	5
件 数	4	0	2

(自立支援係)

### (コ) 自動車運転訓練・免許取得費用の助成

1～4級の身体障がい者(下肢・体幹・内部)が県公安委員会の指定する自動車教習所で訓練を受けた場合、技能教習訓練費の3分の2を、10万円を限度として助成する。

#### 利用状況

	3	4	5
件 数	0	2	0

(自立支援係)

## 3. 日常生活援助

### (1) 重度障がい者緊急通報システム事業

在宅の重度障がい者で、常時介護者がいないため、急病等の非常時に医療機関や消防署等への通報が出来ない状況にある者に対して、親族への連絡や救急車等の出動依頼を迅速に行う緊急通報システムを設置する。

なお、システム機器の設置費、管理料、及び撤去費を助成する。(所得に応じて自己負担がある)

#### 設置状況

	3	4	5
件 数	5	5	4

(自立支援係)

### (2) 住宅設備改良費の助成

在宅重度障がい者の日常生活の環境改善のため浴室・便所・玄関・台所などの改良費用を、80万円を限度として助成する。(所得に応じて自己負担がある)

#### 助成状況

	3	4	5
件 数	5	1	4

(自立支援係)

### (3) 在宅重度障がい者紙おむつ支給事業

排泄行為に支障のある在宅の65歳未満の重度障がい者に対し、紙おむつを1人年間約500枚支給する。

#### 支給状況

	3	4	5
人 数	58	67	67

(障がい福祉係)

(4) 福祉タクシー等利用制度

ア. 福祉タクシー利用助成

1・2級の視覚・下肢・体幹機能障がい者、1級の上肢・内部障がい者、A1・A2又はIQ35以下と判定された知的障がい者及び1級の精神障害者保健福祉手帳所持者に対して、社会参加及び生活圏の拡大を図るため、月額2,000円に相当する福祉タクシー利用券を交付する。(自動車税・軽自動車税減免者及び自動車燃料費助成対象者は除く)

交付状況

	3	4	5
人 数	1,145	1,055	1,032

(障がい福祉係)

イ. 福祉車両利用助成

市民税非課税者で1・2級の下肢又は体幹機能障がい者及び3～5の要介護認定を受けていて、車いす等を使用しなければ歩行困難な者が、年12回、福祉車両を利用することができるよう助成する。

利用状況

	3	4	5
回 数	617	561	557

(障がい福祉係)

ウ. 身体障がい者等自動車燃料費助成

1・2級の下肢又は体幹機能障がい者及び1級の上肢又は内部障がい者及び1級の精神障害者保健福祉手帳所持者が自己の所有する自動車を自ら運転する場合、月額2,000円を限度として燃料費を助成する。(福祉タクシー利用助成対象者は除く)

助成状況

	3	4	5
件 数	282	275	261

(障がい福祉係)

(5) 協働事業 (外出サービス)

一人で外出することが困難な高齢者や障がい者の外出介助サービスをNPO法人と大和市の協働事業として実施(病院などへの送迎介助のほか余暇や買い物などの用事での利用も可能)。

利用状況

	3	4	5
対象台数	9	9	9
利用件数	7,596	9,733	9,153

(障がい福祉係)

(6) 障がい者 (児) 歯科健康診査事業

大和綾瀬歯科医師会の協力により、障がい者 (児) の歯科健康診査事業を年7回(年8回計画していたが予約者がなく1回中止)、障害サービス提供事業所にて歯科衛生教室を年10回実施した。

健診状況

	3	4	5
件 数	24	25	22

歯科衛生教室状況

	3	4	5
参加者数	69	125	154

(こころの健康係)

## 障がい者の福祉

### (7) 援護施設等通所訓練費支給事業

施設等に通所している障がい者に訓練費として交通費相当額を支給する。

#### 支給状況

	3	4	5
人 数	621	649	715

(障がい福祉係)

### (8) グループホーム等家賃助成事業

グループホーム、生活ホームを利用する障がい者の経済的負担を軽減させるために、月額 20,000 円を上限に、家賃部分について助成する。

#### 支給状況

	3	4	5
人 数	192	214	227

(自立支援係)

### (9) 精神障がい者等への支援事業

#### ア. 相談支援

精神障がい者やその家族・関係機関等を対象に、保健師が体調管理や社会復帰・生活に関することなどの相談支援を窓口面接や訪問にて行う。

#### 利用状況

	3	4	5
電話相談 件数	4,528	4,542	4,533
面接相談 件数	657	815	1,359
訪問件数	309	210	398

(こころの健康係)

#### イ. 普及啓発

一般市民や精神障がい者の家族等を対象に、うつ病や統合失調症等の病気や障がいの理解・予防等に関する普及啓発を行う。

#### 参加状況

	3	4	5
講座等参加 延人数	110	33	28
講座回数	2	1	1

(こころの健康係)

## 4. 医療

### (1) 心身障害者医療費助成

重度の身体、知的及び精神障がい者の健康保持のため、医療費のうち健康保険適用の自己負担額(※)を助成する。ただし、生活保護法による医療扶助受給者や中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療支援給付受給者を除く。

※高額療養費及び精神障がい者の入院医療費等は助成対象外。

#### 医療費の助成状況

	3	4	5
対象者数	2,646	2,601	2,604

(障がい福祉係)

## 5. 福祉手当等支給

### (1) 特別障害者手当等の支給

#### ア. 特別障害者手当

日常生活において、常時特別の介護を必要とする在宅の重度障がい者（20歳以上）に支給する。ただし、病院又は診療所に継続して3か月以上入院している場合は、資格喪失となる。また、所得が一定の額を超えている場合は支給停止となる。

月額 28,840 円（令和6年4月時点）

支給は、5月・8月・11月・2月の年4回

#### 支給状況

	3	4	5
対象人数	120	137	125

(障がい福祉係)

#### イ. 障害児福祉手当

日常生活において、常時介護を必要とする在宅の重度障がい児者（20歳未満）に支給する。ただし障害年金等一定の年金を受給している場合は、資格喪失となる。また、所得が一定の額を超える場合は支給停止となる。

月額 15,690 円（令和6年4月時点）

支給は、5月・8月・11月・2月の年4回

#### 支給状況

	3	4	5
対象人数	132	139	138

(障がい福祉係)

#### ウ. 福祉手当（経過措置分）

昭和61年3月31日において、20歳以上の従来の福祉手当受給資格者で、昭和61年4月1日において特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ障害基礎年金が支給されない者に、引き続き支給要件に該当する間に限って従来通り福祉手当を支給する。

月額 15,690 円（令和6年4月時点）

支給は、5月・8月・11月・2月の年4回

#### 支給状況

	3	4	5
対象人数	8	7	7

(障がい福祉係)

### (2) 大和市障害者福祉手当の支給

在宅の重度及び中度の障がい者で、障害基礎年金、特別障害者手当、特別児童扶養手当等を受給していない者に支給する。ただし、所得の額が一定の額を超える場合は支給停止となる。

月額 3,000 円

支給は、9月・3月の年2回

#### 支給状況

	3	4	5
対象人数	4,255	4,195	4,191

(障がい福祉係)

## 障がい者の福祉

### (3) 神奈川県在宅重度障害者等手当の支給

毎年8月1日現在県内に6か月以上居住している在宅の重度障がい者（重複障がい児者及び特別障害者手当等受給者）に支給する。ただし、65歳以上で新規に障がい者になった方は対象外となる。また、所得が一定の額を超える場合は支給停止となる。

年額 60,000 円

支給は、毎年1月

#### 支給状況

	3	4	5
対象人数	248	251	282

(障がい福祉係)

### (4) 特別児童扶養手当の支給

中程度以上の在宅の障がい児（20歳未満）を監護している父母等に支給する。ただし所得が一定の額を越える場合は支給停止となる。

月額 1級 55,350 円（令和6年4月時点）

2級 36,860 円（令和6年4月時点）

支給は、4月・8月・11月の年3回

#### 支給状況

	3	4	5
対象人数	571	582	599

(障がい福祉係)

## 6. 福祉団体等関係

### (1) 障がい者（児）福祉団体への支援

障がい者（児）の福祉の向上を目的とした活動をしている障がい者（児）団体に対して、健全な団体運営が行えるように補助金を交付する。

#### 助成団体及び助成金額

(単位：円)

	3	4	5
大和市心身障害児者福祉団体連合会	195,000	195,000	195,000

(障がい福祉係)

#### ア. 大和市心身障害児者福祉団体連合会

心身障がい児者団体相互間の親密な協調、連携を図り、会員の生活と権利を守り向上させることを目的とした団体。独自事業として加盟団体相互間の連携、障がい児者福祉向上のため積極的な対策の推進を行う。

#### (ア) 大和市身体障害者福祉協会

市内に在住する身体障がい者の自立及び生活安定の向上を図るとともに協会員相互の親睦を図ることを目的とした団体。福祉団体等が行う身体障がい者対策事業、研修、見学、旅行及び親睦会等、その他本会が目的を達成するための各種事業を行う。

#### (イ) 大和市手をつなぐ育成会

市内に在住する心身障がい児者の保護育成及び福祉の増進を図ることを目的とした団体。本会は心身障がい児者の保護育成及び心身障がい児者の諸施設の整備促進に関すること、心身障がい児教育機関の設置並びに整備拡充促進に向けて様々な活動を行う。

(2) 神奈川県障害者スポーツ大会

障がい者のスポーツを奨励し、健康の維持、体力の増進並びに活発な精神活動の促進を図ると共に、障がいに対する理解を高めるために実施する。

実施状況（参加者数）

	3	4	5
陸上	0	14	18
卓球 サント・テーブルテニス	0	10	14
水泳	0	3	1
フライングディスク	0	3	9
ボウリング	0	0	1
アーチェリー	0	0	1

※令和3年度は、大会が中止となった。  
(実施主体 神奈川県身体障害者連合会)

## 7. その他

(1) 心身障害者扶養共済（県）

自立生活が困難な障がい者（児）の保護者が一定の掛け金を拠出することにより、保護者亡きあと障がい者（児）に年金を支給する相互扶助精神に基づく共済制度である。

加入状況

	3	4	5
人数	52	48	46

支給状況

	3	4	5
人数	36	36	36

(障がい福祉係)

(2) 交通割引証の交付

ア. バス運賃の割引

身体障害者手帳・療育手帳を提示することによりバス運賃の割引が受けられる。介護人については、割引証が必要となる。

交付状況

	3	4	5
枚数	588	626	526

(障がい福祉係)

イ. 有料道路通行料金の割引

身体障がい者が自ら車を運転する場合及び身体障害者手帳第1種の障がい者あるいは、療育手帳 A1・A2 の障がい者を乗車させ介護者が自動車を運転する場合、事前に登録をしておくことにより有料道路の通行料金の割引が受けられる。(障がい者1人につき登録は1台で営業車は除く)

受付件数

	3	4	5
件数	993	952	1,089

(障がい福祉係)

なお、ETC を利用する場合にも同様の割引が受けられる。

## 障がい者の福祉

### (3) 成年後見制度利用支援事業

本人又は親族等が家庭裁判所に申立をすると、選任された成年後見人等により、財産管理に関する法律行為、身上監護が行われるが、それらの申立が不可能な場合に、市長が申立を行い、制度が利用できるよう支援する。

#### 市長申立件数

	3	4	5
件数	3	2	2

(障がい福祉係)

### (4) 多様な障がいへの理解促進

#### ア. あいサポート運動

多様な障がい特性や困りごとなどを理解し、障がいのある方に対する手助けや配慮を実践する「あいサポート運動」を展開し、あいサポーター研修を実施している。

#### あいサポーター研修受講者数

	3	4	5
人数	26	157	129

※令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一般市民等を対象とする研修会を中止した。

(障がい福祉係)

#### イ. 障害者差別解消法講演会

障がい者への不当な差別の禁止や合理的配慮などへの理解促進のため、差別解消法講演会を実施している。

#### 差別解消法講演会受講者数

	3	4	5
人数	0	53	56

※令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、講演会を中止した。

(障がい福祉係)

### (5) 手話入門講座・手話通訳者養成講座の開催

#### ア. 手話入門講座

聴覚障がい者との交流と理解、手話の初歩的な技術の取得を目的に実施している。

#### 手話入門講座回数・受講者数

	3	4	5
回数	28	40	40
受講者数	26	24	25

※令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大による休講のため全40回を縮小し開講した。

(障がい福祉係)

イ. 手話通訳者養成講座

(ア) ブラッシュアップコース

(イ) 統一試験対策コース

手話通訳者を目指す人を対象として、手話技術向上と通訳Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの試験対策として実施している。

ブラッシュアップコース

回数・受講者数

	3	4	5
回数	30	30	30
受講者数	12	3	15

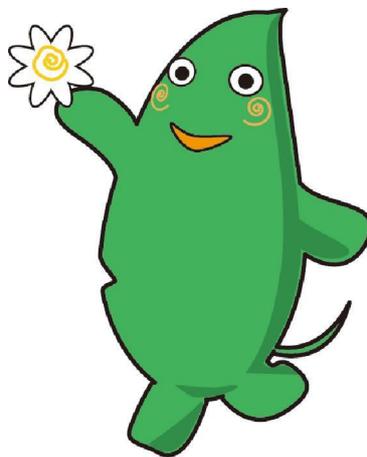
統一試験対策コース回数・受講者数

	3	4	5
回数	0	25	25
受講者数	0	1	2

※令和3年度の統一試験対策コースは、対象となる受講生がいなかったため休講となった。(障がい福祉係)



## 2. 高齢者の福祉



大和市イベントキャラクター「ヤマトン」

# 高齢者の福祉（1）

	ページ	財源内訳			
		国	県	市	その他
1. 高齢者福祉	66				
(1) 高齢者福祉	66				
(2) 高齢者統計	66				
2. 生きがい対策	69				
(1) シニアクラブ等育成	69				
ア. シニアクラブ育成	69		○	○	
イ. シニアクラブ社会活動推進	69				
ウ. 大和市シニアクラブ連合会育成	69		○	○	
(2) 生きがい対策援助	70				
ア. 老人福祉センターの設置	70			○	
イ. 高齢者入浴サービス（公衆浴場開放）	70			○	
ウ. 老人集会所の指定	70			○	
エ. 高齢者福祉農園の設置	70			○	
オ. 生きがいづくりバス借上料助成	71			○	
(3) 敬老祝品等支給	71				
ア. 敬老祝品の支給	71			○	
イ. 福寿カードの交付	71			○	
(4) 公益社団法人大和市シルバー人材センターへの助成	71			○	○
3. 要援護高齢者対策	72				
(1) 在宅援助事業	72				
ア. 生きがい対応型デイサービス事業（ひまわりサロン）	72			○	
イ. 紙おむつ支給	72	○	○	○	
ウ. 家族介護慰労事業（慰労金）	73	○	○	○	
エ. 在宅高齢者声かけ訪問調査	73			○	
オ. 高齢者見守り（緊急通報）システム	73			○	
カ. はいかい高齢者等SOSネットワーク事業	74	○	○	○	
キ. はいかい高齢者等位置確認支援事業	74	○	○	○	
ク. はいかい高齢者個人賠償責任保険事業	74			○	

対 象 年 齢	根 拠 法 令 等	事業開始年月	主 管 課
			人生100年推進課
			〃
60歳～	大和市シニアクラブ連合会補助金交付要綱	S38. 4	人生100年推進課
	〃	〃	〃
	〃	〃	〃
60歳～	大和市老人福祉センター管理運営要領	S63. 4	人生100年推進課
65歳～	大和市高齢者入浴サービス実施要領	S53. 4	〃
60歳～	大和市老人集会所の指定に関する規則	〃	〃
60歳～	大和市高齢者福祉農園設置運営事業要領	S55. 4	〃
60歳～	大和市生きがいつくりバス借上料助成要綱	H26. 4	〃
88・90・95・99歳～	大和市敬老祝品の支給に関する規則	S52. 5	人生100年推進課
60歳～		S52. 11	〃
	公益社団法人大和市シルバー人材センターの助成に関する要綱	S56. 4	〃
65歳～	大和市生きがい対応型デイサービス実施要領	H12. 4	健康づくり推進課
65歳～	大和市紙おむつ支給事業実施要領	S63. 4	人生100年推進課
65歳～	大和市家族介護慰労事業実施要綱	H13. 9	〃
70歳～	大和市在宅高齢者声かけ訪問調査実施要領	H15. 8	〃
65歳～	大和市高齢者福祉サービス事業実施規則 大和市緊急通報システム事業実施要領	S63. 9	〃
65歳～	大和市高齢者福祉サービス事業実施規則 大和市はいかい高齢者等SOSネットワーク事業取扱要領	H11. 4	〃
65歳～	大和市高齢者福祉サービス事業実施規則 大和市はいかい高齢者等位置確認支援事業実施要領	H29. 4	〃
65歳～	大和市はいかい高齢者個人賠償責任保険事業実施要領	H29. 11	〃

## 高齢者の福祉（2）

	ページ	財源内訳			
		国	県	市	その他
ケ. 高齢者虐待防止SOSネットワーク事業	74			○	
コ. ふれあいネットワーク事業	75	○	○	○	○
サ. 成年後見制度利用支援事業	75	○	○	○	
シ. 高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業	76	○	○	○	○
(2) 在宅ケア事業	76				
ア. 短期入所事業	76			○	
(3) 在宅介護支援センター	76			○	
(4) 施設入所措置	77				
ア. 老人ホーム入所措置	77			○	○
イ. 高齢者・保健サービス審議会	77			○	
(5) 施設関係事業	77				
ア. 老人福祉施設への助成	77			○	
イ. 市内養護老人ホーム施設	78				
4. 老人医療費等助成	78				
(1) はり・きゅう・マッサージ治療費助成	78		○	○	
5. 在日外国人高齢者・障がい者等福祉給付金の支給	78				
(1) 在日外国人高齢者等福祉給付金助成事業	78		○	○	

対 象 年 齢	根 拠 法 令 等	事業開始年月	主 管 課
65歳～	大和保健福祉事務所管内高齢者虐待防止SOSネットワーク事業	H14. 4	人生100年推進課
65歳～	大和市ふれあいネットワーク事業実施要領	H 6. 4	健康づくり推進課
65歳～	大和市成年後見制度における市長申立て手続きに関する要綱 大和市成年後見制度に基づく審判請求等費用助成に関する要綱	H13. 6	人生100年推進課
65歳～	大和市高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業実施要綱	H13. 10	〃
65歳～	大和市高齢者等緊急一時入所実施要綱	H12. 4	人生100年推進課
65歳～	大和市在宅介護支援センター事業実施要綱	H 3. 1	〃
65歳～	老人福祉法	S38. 7	人生100年推進課
	大和市高齢者・保健サービス審議会規則	H22. 4	〃
	大和市社会福祉法人の助成に関する条例、同法施行規則	S44. 10	人生100年推進課
			〃
75歳～	大和市高齢者はり・きゅう及びマッサージ治療費の助成に関する要綱	S54. 4	人生100年推進課
	大和市在日外国人高齢者・障がい者等福祉給付金支給要綱	H10. 4	人生100年推進課

## 高齢者の福祉

### 1. 高齢者福祉

#### (1) 高齢者福祉

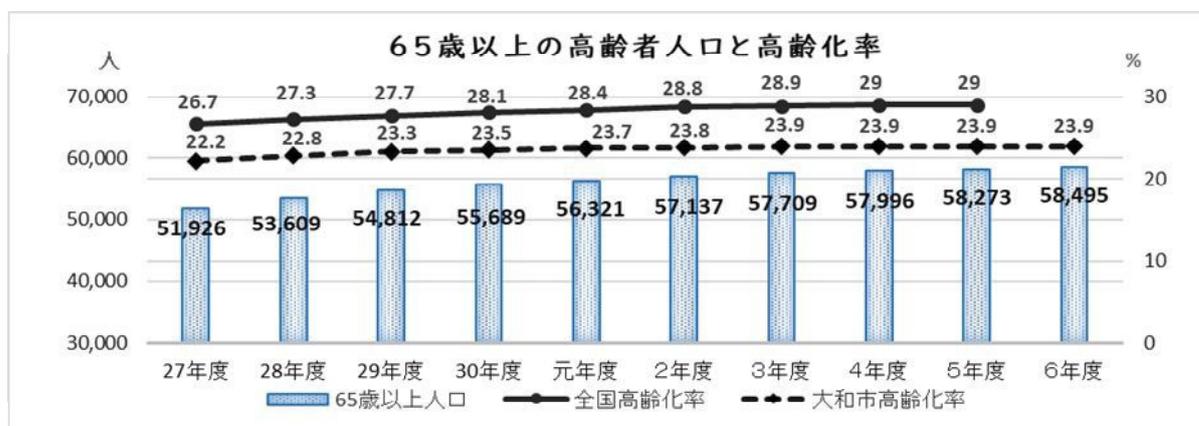
高齢者福祉とは高齢者に対して、その心身における健康の維持増進及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって高年齢者の福祉の向上を図るもの。

- ◎ ここでいう高齢者とは、老人福祉法による 65 歳以上の人
- ◎ ねたきり高齢者とは、起居動作が困難なため常時臥床しており、他人の介助がなくては、食事、入浴、排泄等の日常生活ができない状態にある人
- ◎ 認知症高齢者とは、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意志疎通の困難さがみられる人
- ◎ 虚弱高齢者とは、身体上又は精神上に軽度な障がいがあり、生活の一部に援助を必要とする 65 歳以上の人
- ◎ 一人世帯高齢者とは、住民基本台帳上、一人世帯で登録している 65 歳以上の人

#### (2) 高齢者統計

高齢化率（総人口に占める 65 歳以上の人口の割合）は、平成 25 年（西暦 2013 年）10 月に 21% を越えたことにより大和市も「超高齢社会」になったが、全国に比べるとまだ低い値になっている。高齢者人口も増加し続けており、高齢化はさらに進んでいくことが予測される。

（実績値、大和市：各年 4 月 1 日、全国：10 月 1 日現在）



## 一人世帯高齢者・ねたきり高齢者等の推移

(各年4月1日現在)

		4	5	6
一人世帯高齢者	男	5,366	5,542	5,662
	女	9,580	9,715	9,995
ねたきり高齢者	男	1,331	1,307	1,238
	女	2,426	2,532	2,469
認知症高齢者	男	1,200	1,266	1,385
	女	2,037	2,079	2,253
虚弱高齢者	男	1,388	1,508	1,616
	女	2,662	2,694	2,836

※一人世帯高齢者は住民登録上、一人世帯で登録している高齢者を算出（特別養護老人ホーム等に住民登録をしている者は除く）

※ねたきり、認知症、虚弱高齢者は介護保険認定者から抽出した。

## 老人福祉法関係高齢者人口

(各年4月1日現在)

	4	5	6
60歳以上（シニアクラブ加入対象）	71,007	71,815	72,516
65歳以上（老人福祉法対象）	57,996	58,273	58,495
75歳以上（後期高齢者）	30,698	32,303	33,498

## 大和市日常生活圏域高齢者等統計

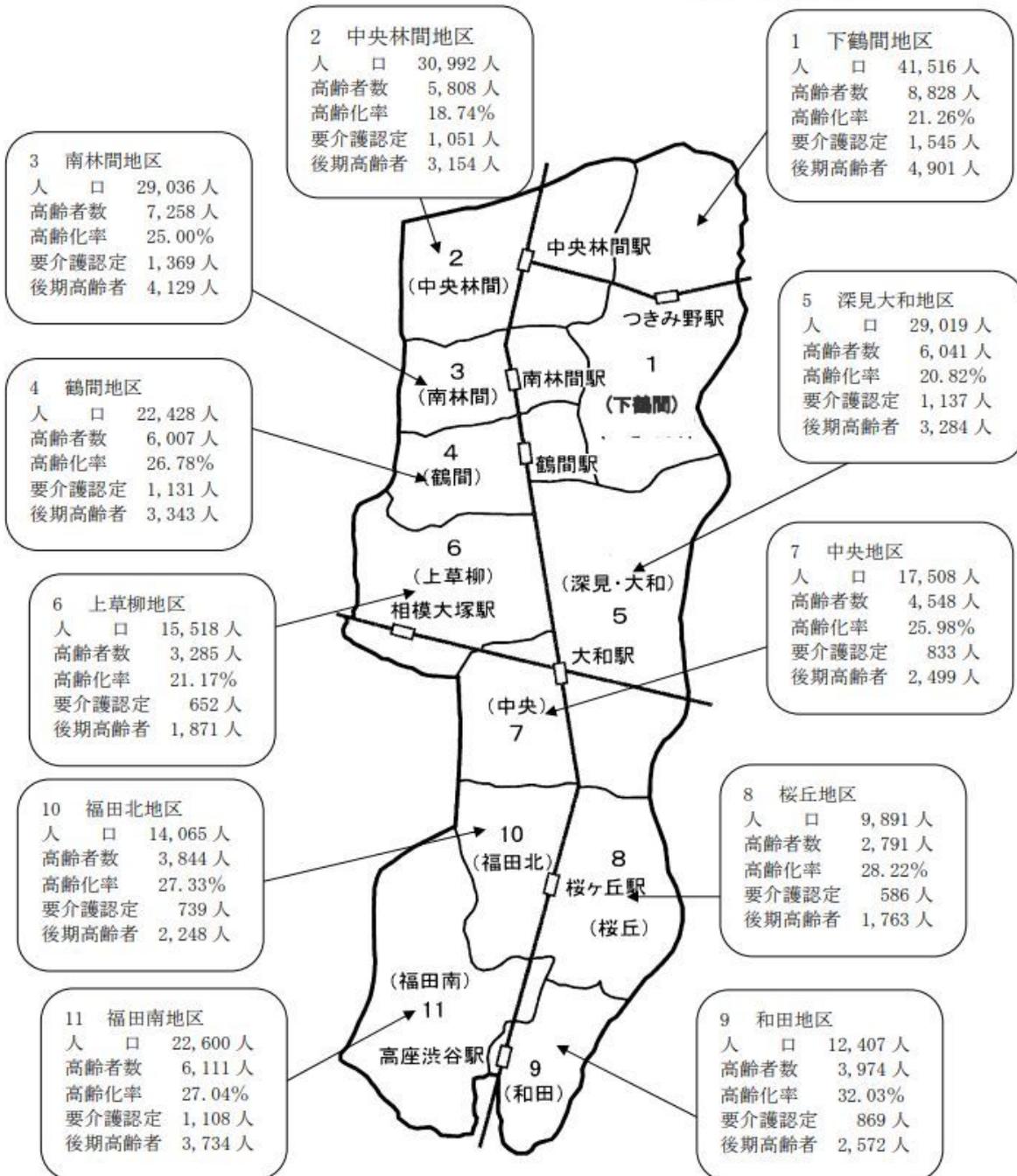
令和6年4月1日現在

人生100年推進課

※住民基本台帳による

全人口	244,980人 (+53)	高齢者人口(65歳以上)	58,495人 (+17)
		(内訳 前期高齢者 24,997人 後期高齢者(75歳以上) 33,498人)	
高齢化率	23.88%(±0%)		
要介護認定者	11,020人 (+2)	(内訳 1号 10,725人 2号(40~64歳) 295人)	
		高齢者人口のうち、要介護認定された人の割合 18.33%(+0.01%)	
要支援	1 1,266人 2 1,622人		
要介護	1 2,410人 2 2,051人 3 1,454人 4 1,347人 5 870人		

※()内の数字は対前月比



## 2. 生きがい対策

### (1) シニアクラブ等育成

地域のおおむね 60 歳以上の高齢の方で構成されるシニアクラブの活性化を目標に、会員の社会参加等により自らの生きがいと健康づくりの促進を図る。

#### ア. シニアクラブ育成

地域ごとにおおむね 30 人以上の高齢の方で組織されたシニアクラブに対し、教養の向上、健康増進、レクリエーション活動及び奉仕活動を通じた地域交流を図るための助成を行う。

助成額（1 クラブあたり） 年額：27,600 円（2,300 円×12 か月）

（各年 4 月 1 日現在）

	4	5	6
クラブ数	65	65	64
会員数	2,870	2,725	2,627

（長寿福祉係）

#### イ. シニアクラブ社会活動推進

##### (ア) 環境美化活動

シニアクラブが属する地域の公園や道路などの清掃。

##### (イ) 友愛チーム

6 人以上で 1 チームを編成し、ねたきりの方やひとり暮らしの方を訪問・激励し、話し相手や生活援助・相談などを行う。

a 友愛チーム 37 チーム

b 訪問対象者 344 人（施設入所者を除く）

c 訪問施設 10 施設

（令和 5 年度実績）

#### ウ. 大和市シニアクラブ連合会育成（令和 2 年度に大和市老人クラブ連合会から名称変更）

全老連、県老連と協力し、高齢者福祉の増進と単位クラブの活動を指導・育成することにより、シニアクラブ活動の充実と指導者の育成を図る。

##### (ア) 連合会主催事業

a 「ゆめクラブ大和スポーツ大会」（年 1 回）、「ゆめクラブ大和グラウンド・ゴルフ大会」（年 1 回）、「ゆめクラブ大和ウォーキング」（年 1 回）を実施

b 演芸大会（年 2 回）、お楽しみ講座

c 趣味の作品展、健康講座、趣味の講座、スポーツ教室など

##### (イ) 大和市シニアクラブ連合会福祉募金

会員から募金を集め、会員の中でねたきりとなっている方や長期入院している方に 5,000 円又は 10,000 円の見舞金を支給する。

##### (ウ) 社会活動ブロック会議等への助成

各ブロックのシニアクラブが行う地域の社会活動ブロック会議等に対して助成を行う。

助成額（1 単位クラブあたり） 年額 6,000 円

## 高齢者の福祉

(エ) 連合会への助成額（令和5年度）

- a 市補助金 年額 9,642,265 円
- b 市社協助成金 年額 192,000 円

（人生100年推進課長寿福祉係、大和市シニアクラブ連合会事務局）

(2) 生きがい対策援助

ア. 老人福祉センターの設置

高齢の方が趣味やレクリエーションなどを通じて、教養の向上と健康の保持増進を図るための施設。60歳以上の方が利用できる。（「施設の福祉」を参照）

イ. 高齢者入浴サービス（公衆浴場開放）

高齢の方の生きがいづくりと健康増進を目的に、入浴の場として市内の公衆浴場を開放する。

(ア) 対象者 65歳以上（シニアクラブ会員は60歳以上）  
の方

(イ) 開放日 毎月6日、16日、26日

(ウ) 料 金 福寿カード（福寿手帳可）の提示により無料

利用状況 (単位：人)

	3	4	5
男	5,501	5,400	4,093
女	5,406	5,439	4,175
計	10,907	10,839	8,268

ウ. 老人集会所の指定

高齢の方の健全な憩いの場を確保するため、自治会館等を老人集会所として指定する。

(ア) 指定場所 58か所（令和5年度末現在）

(イ) 金 額 自治会館等の管理者に月額2,000円を支給

(ウ) 対象団体 60歳以上の高齢の方が30人以上で組織する団体

エ. 高齢者福祉農園の設置

農作業を通し、高齢の方の生きがいづくりや仲間づくり、健康増進を図ることを目的に農園を設置している。

所在地	設置年月日	利用者団体	面積
大和市上和田3436番地他2筆	昭和55年4月1日	上和田団地生きがい農園運営協議会	2,573㎡

オ. 生きがいづくりバス借上料助成

高齢の方の団体が、レクリエーション活動等で民間バスを借り上げて活動を行う際に、バス借上料の助成を行う。

- (ア) 対象団体 市内在住の60歳以上の方で組織する団体
- (イ) 参加人数 1団体20人以上
- (ウ) 助 成 1年度内1日上限30,000円。2日まで助成します。

団体別利用状況

	3	4	5
大和市シニアクラブ連合会登録 シニアクラブによる使用	5	16	12
趣味サークル等による使用	2	7	20
計	7	23	32

(3) 敬老祝品等支給

ア. 敬老祝品の支給

長寿を祝うために88歳、90歳、95歳、99歳、100歳以上の方に敬老祝品を支給する。

敬老祝品支給件数

	3		4		5	
	品目	件数	品目	件数	品目	件数
88歳		885		948		1,008
90歳	【在】羊羹	623	【在】羊羹	618	【在】羊羹	702
95歳	【施】レッグウォーマー	211	【施】膝掛け	211	【施】膝掛け	238
99歳	ー	55		72		62
100歳以上		100		95		120
計		1,874		1,944		2,130

(長寿福祉係)

イ. 福寿カードの交付

高齢者入浴サービス(70ページ参照)利用者用カード及び老人福祉センターの利用登録カードとして交付している。

また、緊急時の本人確認や親族への円滑な連絡体制が取れるよう、カード内部には、緊急連絡先等の記入項目がある。

- (ア) 対象者 高齢者入浴サービス・・・65歳以上(シニアクラブ会員は60歳以上)の方  
老人福祉センターの利用登録・・・60歳以上の方 (長寿福祉係)

(4) 公益社団法人大和市シルバー人材センターへの助成

事業説明は「関連機関」参照

助成金額 (単位:円)

	3	4	5
金額	28,415,000	29,058,000	31,288,000

(長寿福祉係)

## 高齢者の福祉

### 3. 要援護高齢者対策

#### (1) 在宅援助事業

##### ア. 生きがい対応型デイサービス事業（ひまわりサロン）

ひとり暮らしや閉じこもりがちな高齢の方の生きがい・健康づくり、自立支援を目的として、市内16か所の会場で開催している。地域住民・ボランティア等の協力を得ながらレクリエーション、創作活動、転倒骨折予防等の各種運動、認知症や介護予防等の理解を深めるための事業を実施している。事業は大和市社会福祉協議会へ委託している。

曜日	実施場所	3		4		5	
		実施回数	参加人数	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数
月曜日	緑野	29	589	43	735	43	725
	サハム下鶴間集会室 東南自治会館	8	87	12	110	12	97
火曜日	下福田	29	307	43	407	43	419
	上和田	29	435	43	687	43	649
	福田	8	103	12	140	12	155
水曜日	南林間	29	348	43	721	43	726
	深見中	28	322	43	438	43	395
	深見南	29	359	43	368	43	277
木曜日	下草柳	27	500	43	858	43	806
	桜丘	27	197	43	223	43	268
	桜森	27	255	43	420	43	394
金曜日	公所	27	164	42	251	42	423
	西鶴間	27	288	42	532	42	468
	柳橋	27	401	42	526	42	530
土曜日	下和田	16	281	24	271	24	255
	中央林間	8	13	12	53	12	48
合計		375	4,649	573	6,740	573	6,635

(健康施策・歩こう係)

#### イ. 紙おむつ支給

要介護3以上と認定された在宅の高齢の方（要介護3の場合、寝たきり又は認知症の程度により判定）を介護する家族に対し、対象者、同居家族ともに市民税が非課税の世帯を対象に紙おむつを支給する。

#### 支給枚数

	3	4	5
対象者延人数	500	482	473
支給枚数	30,067	28,503	26,965

(長寿福祉係)

(ア) 支給枚数 1人当たりタイプにより年間240枚～600枚を年5回に分けて配送

ウ. 家族介護慰労事業（慰労金）

在宅でねたきりの高齢の方を介護している家族等の精神的・経済的負担の軽減を図ることを目的として家族介護慰労金を支給する。

支給者数

	3	4	5
人 数	1	0	0

（長寿福祉係）

- (ア) 対象者 要介護4又は5と認定された65歳以上の高齢の方のうち、過去1年間介護保険サービスを受けなかった方を介護している家族等(市民税非課税世帯)

- (イ) 支給額 10万円

エ. 在宅高齢者声かけ訪問調査

在宅の高齢の方の実態を把握するとともに関係する行政の情報や適正なサービスを提供するため、民生委員・児童委員の協力により、訪問調査を実施する。

令和5年度は、大和市への転入者の訪問調査を実施した。

（長寿福祉係）

オ. 高齢者見守り（緊急通報）システム

ひとり暮らしの高齢の方などの急病や災害時に迅速に対応するため、緊急通報装置及び人感センサーを設置し、高齢の方の不安感を解消し、安心して生活が送れるよう支援する。

緊急通報システム設置状況

	3	4	5
新規設置	164	191	145
利用者数	721	791	777

（長寿福祉係）

なお、平成17年10月から、所得に応じた利用者負担制度を導入し、平成26年10月から、対象要件の緩和（年齢引き下げ）及び利用料金の引き下げを行っている。

- (ア) 対象者 65歳以上のひとり暮らしの方で、慢性疾患等により日常生活に注意が必要な人、ともに65歳以上の二人世帯で、一方が寝たきり又は認知症の状態にあり、他方が慢性疾患等により日常生活に注意が必要な人、又は80歳以上のひとり暮らしの方

- (イ) 貸与品 緊急通報装置、ペンダント、人感センサー、火災警報器

- (ウ) 内 容 急病やけがなど有事の際に、通報装置かペンダントで、24時間体制のコールセンターへ通報。コールセンターのスタッフが内容確認後、本人に代わって119番通報やあらかじめ登録してある緊急連絡先（親族など）に連絡する。

また、人感センサーが利用者の熱のゆらぎを感知し、熱のゆらぎがない等の異常を感知した場合、機器が自動的にコールセンターに通報する。

なお、これまで、固定電話回線を有することが本システムの利用条件だったが、令和4年度から、携帯電話しか持たない方も利用できるモバイル型緊急通報システムを導入した。

## 高齢者の福祉

### カ. はいかい高齢者等 SOS ネットワーク事業

認知症等により外出時に行方不明になるおそれのある方について関係機関、関係団体が連携し、早期発見、保護、危険防止を目的にネットワークを組み協力体制を確保している。行方不明になる可能性のある方は前もって地域包括支援センター、又は在宅介護支援センターに登録を行う。

令和 5 年度 3 月時点の登録者数は 371 人。

(認知症施策推進係)

### キ. はいかい高齢者等位置確認支援事業

GPS 端末と端末を収納する専用シューズの利用を支援し、認知症の方が行方不明になったときに、家族等がご本人をすみやかに発見・保護できるようにする。

はいかい高齢者等 SOS ネットワークシステムに登録している市民が利用対象。GPS 端末は貸与制で登録者の収入に応じて自己負担あり。専用シューズは 1 足目を無償提供。

令和 5 年度末時点での利用者数は 146 人。

(認知症施策推進係)

### ク. はいかい高齢者個人賠償責任保険事業

はいかい高齢者等 SOS ネットワーク登録者の市民を被保険者とし、踏切事故等により他者に負わせた損害を補償する賠償責任保険と外出時の交通事故等による本人の死亡又は後遺障害を補償する傷害保険に、市が保険契約者となり加入します。

令和 5 年度の保険加入者実人数は 502 人。

(認知症施策推進係)

### ケ. 高齢者虐待防止 SOS ネットワーク事業

地域包括支援センターをはじめ、関係機関および団体が連携して高齢の方の虐待防止と早期発見、早期対応を図ることを目的にネットワークを組み協力体制を確保している。

高齢者虐待防止法に基づく養介護者による虐待対応状況

	3	4	5
通報・相談件数	87	79	89
虐待と判断した件数	23	15	12

(いきいき推進係)

養介護施設従事者による虐待対応状況

	3	4	5
通報・相談件数	5	9	8
虐待の事実が認められた件数	3	4	2

(事業者指導係)

コ. ふれあいネットワーク事業

地区社会福祉協議会が行うひとり暮らしの高齢者への安否確認や相談等を行うふれあい訪問、地域交流を目的としたミニサロン、生活上の困りごとを支援する個別支援等の活動支援を大和市社会福祉協議会に委託して実施。

ふれあい訪問事業実施状況

	3	4	5
実施地区	11	11	11
利用者数	336	345	341
訪問員数	275	271	271
訪問延回数	264	264	264

ミニサロン事業実施状況

	3	4	5
実施地区	11	11	11
会場数	53	53	54
開催回数	241	587	710
延べ参加人数	2,678	5,979	7,168

個別支援事業実施状況

	3	4	5
実施地区	11	11	11
延べ依頼件数	2,139	2,251	2,238
延べ支援件数	2,447	2,679	2,576

(健康施策・歩こう係)

サ. 成年後見制度利用支援事業

本人又は親族等が家庭裁判所に申立をすると、選任された成年後見人等により、財産管理に関する法律行為、身上監護が行われるが、それらの申立が不可能な場合に、市長が申立を行い制度が利用できるよう支援する。

	3	4	5
市長申立件数	16	11	7

(長寿福祉係)

## 高齢者の福祉

### シ. 高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業

高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）に居住する高年齢者に対し、自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう生活援助員（LSA）を派遣し、入居者の生活相談、安否確認等を行います。（県営ハイム桜ヶ丘19戸・市営鶴間台住宅10戸）

相談の状況

県営ハイム桜ヶ丘

（単位：件）

	3	4	5
緊急通報	12	17	19
相談、訪問等	2,914	3,144	2,790

市営鶴間台住宅

（単位：件）

	3	4	5
緊急通報	5	13	17
相談、訪問等	326	466	360

（長寿福祉係）

## (2) 在宅ケア事業

### ア. 短期入所事業

#### (ア) 緊急一時入所事業（特別養護老人ホーム）

介護保険制度における短期入所生活介護の利用者が、緊急的事態が発生した際に、同制度の制限日数を超過して利用できるよう補助を行う。利用料は、介護保険法に定める介護報酬等の規定を準用。

利用状況

	3	4	5
利用延人員	5	1	0
利用延日数	169	11	0

（長寿福祉係）

#### (イ) 緊急一時入所事業（養護老人ホーム）

在宅の虚弱高齢者の独居等による社会的孤立感や不安を解消するため、一時的に養護老人ホーム（委託契約）にて宿泊させ、精神的な安定と居場所の確保を図る。利用料については、所得及び市民税の課税状況に応じた負担あり。

利用状況

	3	4	5
利用延人員	11	11	17
利用延日数	257	466	730

（長寿福祉係）

## (3) 在宅介護支援センター

高齢の方の総合相談の拠点となる地域包括支援センターと協力し合い、地域での要援護高齢者の把握支援、生活支援サービスの調整など、介護予防、在宅介護に関する総合相談を行うことにより、地域ケア体制の充実を図る。

在宅介護支援センター相談件数（延数）

	3	4	5
件数	45	26	22

※市内1箇所（みなみ風）

（いきいき推進係）

(4) 施設入所措置

ア. 老人ホーム入所措置

家庭の事情などにより在宅での生活が困難な方に対して老人福祉法第 11 条第 1 項に基づき、養護老人ホームへの入所措置を行う。

(ア) 入所の要件

- a 対象年齢 原則として 65 歳以上。
- b 経済的要件 生活保護受給世帯に属しているか、生計中心者の市民税所得割が非課税である世帯に属していること。

(イ) 費用徴収

本人については原則前年の収入から必要経費を控除した額により、また、扶養義務者については原則当年度分市民税又は前年分所得税の額により、費用徴収額を決定する。

	3	4	5
事業費(円)	36,669,605	44,105,740	52,920,970
人数(年度末)	15	20	20

(長寿福祉係)

イ. 高齢者・保健サービス審議会

大和市高齢者・保健サービス審議会規則に基づき、設置された機関である。

(ア) 事務内容

ねたきり高齢者、ひとり暮らし高齢者、認知症高齢者、被虐待高齢者、高齢夫婦などに対し、保健、医療、福祉の面から専門的、総合的に当該高齢者の在宅援護サービス及び措置入所の要否について審議を行う。

(イ) 構成員

医師、民生委員及び神奈川県厚木保健福祉事務所、老人福祉施設、大和市社会福祉協議会の職員に対し、市長が委嘱する。委員数 10 人。

	3	4	5
開催回数	2	2	2
老人ホーム入所判定(件)	3	7	4
入所措置の変更(件)	0	0	0

(長寿福祉係)

(5) 施設関係事業

ア. 老人福祉施設への助成

福祉の向上に資するため、市内の老人福祉施設(運営費補助は養護老人ホームが対象)を運営する社会福祉法人に助成を行う。

助成額

	3	4	5
金額(円)	352,500	352,500	352,500

※施設職員 1 人あたり 23,500 円 (長寿福祉係)

## 高齢者の福祉

### イ. 市内養護老人ホーム施設

#### (ア) 施設概要 (1施設 定員 60人)

- a 老人福祉法に基づく入所措置
- b 介護保険法に基づく特定施設入居者生活介護  
(外部サービス利用型)

養護老人ホーム	
名称	敬愛の園 (定員 60人)
運営主体	社会福祉法人 敬愛会
所在地	大和市上和田 1088-1
開設	昭和 29 年 2 月

※令和 4 年 9 月大和市上和田へ移転

## 4. 老人医療費等助成

### (1) はり・きゅう・マッサージ治療費助成

高齢の方の健康増進のため受療助成券を交付する。

- ア. 対象者 75歳以上の方
- イ. 交付枚数 年間 1人につき 6枚
- ウ. 助成金額 1枚につき 1,000円

(医療保険外治療 1回につき 1枚使用。

1,000円を超えた分は自己負担)

### 利用状況

	3	4	5
受療券交付件数	2,177	2,226	2,165
受療件数	6,988	7,224	7,085

(長寿福祉係)

## 5. 在日外国人高齢者・障がい者等福祉給付金の支給

### (1) 在日外国人高齢者等福祉給付金助成事業

本市に居住する在日外国人高齢者や障がい者等で、国民年金を受けるために必要な条件を制度上満たすことができない方に支給する。

#### ア. 対象者 次のすべてを満たしている人 (その他要件有)

- (ア) 国籍や居住の要件により、制度的に国民年金などの公的年金を受給できない人
- (イ) 昭和 61 年 (1986 年) 3 月 31 日以前に日本に居住し、福祉給付金の申請時点で大和市に 1 年以上住民登録をしている人
- (ウ) 生活保護を受けていない人

### イ. 支給額

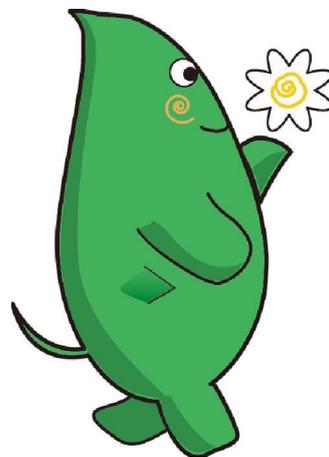
- (ア) 高齢者 (大正 15 年 4 月 1 日以前に生まれた方) 月額 20,000 円
- (イ) 重度障がい者 (身体障害者手帳 1、2 級及び療育手帳 A1、A2 該当者) 月額 38,000 円
- (ウ) 中度障がい者 (身体障害者手帳 3 級又は療育手帳 B1 該当者) 月額 26,000 円

### 支給実績

	3		4		5	
	人数	支給額(円)	人数	支給額(円)	人数	支給額(円)
高齢者	4	620,000	2	360,000	1	100,000
重度障がい者	1	456,000	1	456,000	1	456,000
中度障がい者	0	0	0	0	0	0
合計	5	1,076,000	3	816,000	2	556,000

(長寿福祉係)

### 3 . 低所得者の福祉



大和市イベントキャラクター「ヤマトン」

# 低所得者の福祉

	ページ	財 源 内 訳			
		国	県	市	その他
1. 生活保護	82				
(1) 生活保護制度の目的	82	○	担市住 と費居 な相が る当不 。分 が者 は 県費 負	○	
(2) 生活保護法の基本原理	82	○		○	
(3) 最低生活保障基準における級地	82	○		○	
(4) 保護の種類	82	○		○	
2. その他	91				
(1) 要生活援護者の相談援助	91			○	
(2) 休日・夜間等の受診票制度	91			○	
(3) 行旅者等援護	91		○	○	
(4) 救急業務失踪医療費の援助	91			○	
(5) 就労支援	91	○		○	
(6) 生活困窮者自立支援事業	91	○		○	
(7) 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事業	92	○		○	
(8) 健康管理支援事業	92	○		○	

対 象 年 齢	根 拠 法 令 等	事業開始年月	主 管 課
	生活保護法	S34. 2	生 活 援 護 課
	〃	〃	〃
	〃	〃	〃
	〃	〃	〃
	生活保護法	S34. 2	生 活 援 護 課
	大和市生活保護法による被保護者の休日、夜間等の診療に関する規則	S53. 3	〃
	行旅病人及行旅死亡人取扱法	M32. 3	〃
	大和市法外援護支給要領	H 6. 4	〃
	生活保護法	H17. 10	〃
	生活困窮者自立支援法	H27. 4	〃
	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給要領	R 3. 7	〃
	生活保護法	R 4. 4	〃

## 低所得者の福祉

### 1. 生活保護

#### (1) 生活保護制度の目的

生活保護法は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とする。

#### (2) 生活保護法の基本原理

##### ① 国が守るべき事柄

最低生活保障の原理 ———— 生活に困窮する国民の保護を、国が直接の責任において実施し、自立を助長する。  
健康で文化的な最低限度の生活水準を確保する。

無差別平等の原理 ———— 経済状態だけに着目して保護を行う。

##### ② 保護を受ける側に要請されている事柄

補 足 性 の 原 理 ———— 資産・能力・その他あらゆるものの活用、扶養義務者の扶養及び他法による扶助の優先

#### (3) 最低生活保障基準における級地

大和市は1級地の1

#### (4) 保護の種類

- ① 生活扶助 衣食その他日常生活の需要を満たすことを目的とする扶助
- ② 住宅扶助 家賃、補修及びその他住宅の維持のために必要な扶助
- ③ 教育扶助 義務教育に伴う学用品、通学用品、学校給食等に使用することを目的とする扶助
- ④ 医療扶助 疾病又は負傷の治療に必要な給付を目的とする扶助
- ⑤ 介護扶助 介護保険の対象者等で介護を受けるために必要な給付を目的とする扶助
- ⑥ 出産扶助 分べん前、分べん後及び分べんの介助等に使用することを目的とする扶助
- ⑦ 生業扶助 就労するために必要なもの、高等学校へ通うための就学費や生業に必要な技能の習得等に使用することを目的とする扶助
- ⑧ 葬祭扶助 火葬・死体運搬・納骨・その他葬祭を行うに必要な費用を満たすことを目的とする扶助

## 最低生活保障水準の事例（月額）

（令和6年4月1日現在）（単位：円）

	標準3人世帯 33歳男 29歳女 4歳子	33歳男 30歳女 9歳子 4歳子	68歳男 65歳女
世帯当たり最低生活費	216,090	256,480	169,900
生活扶助	163,090	199,800	120,900
再掲（冬季加算月額）	4,240	4,580	3,730
障害者加算 重度障害者加算 母子加算 児童養育加算 家族介護料	10,190	20,380	
教育扶助		3,680	
住宅扶助	53,000	53,000	49,000

	68歳女	30歳女 9歳子(小学生) 4歳子	25歳男(重度障害者) 65歳女
世帯当たり最低生活費	117,880	252,540	213,230
生活扶助	76,880	195,860	164,230
再掲（冬季加算月額）	2,630	4,240	3,730
障害者加算 重度障害者加算 母子加算 児童養育加算 家族介護料		23,600 20,380	26,810 15,220 12,760
教育扶助		3,680	
住宅扶助	41,000	53,000	49,000

※1 生活扶助は、冬季加算（VI区）を年平均月額として算定（冬季加算月額×5か月÷12か月）

※2 就労収入のある場合には、収入に応じた額が勤労控除として控除されるため、現実に消費し得る水準としては、生活保護の基準額に控除額を加えた水準となる。

※3 住宅扶助は上限の特別基準額

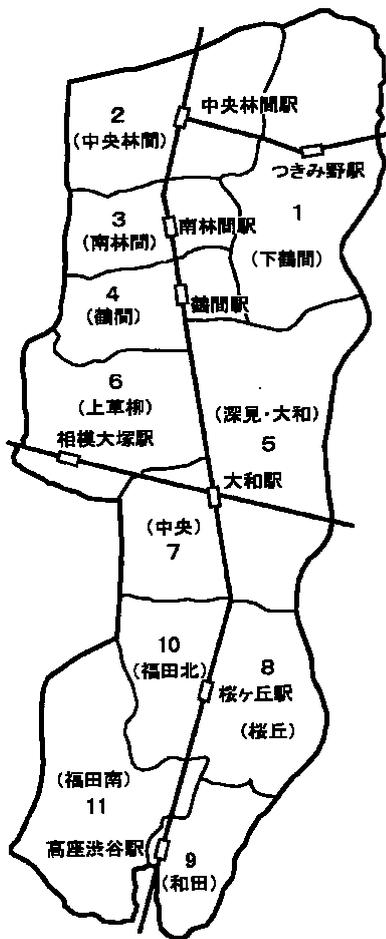
## 低所得者の福祉

地区別保護世帯状況

(令和6年4月1日現在)

地 区	人 口	被保護世帯数 (世帯)	被保護人員 (人)	地区別保護率 (パーミル)
1. 下 鶴 間 地 区	41,516	95	148	3.56
2. 中 央 林 間 地 区	30,992	116	143	4.61
3. 南 林 間 地 区	29,036	422	507	17.46
4. 鶴 間 地 区	22,428	388	462	20.59
5. 深 見 大 和 地 区	29,019	208	252	8.68
6. 上 草 柳 地 区	15,518	158	205	13.21
7. 中 央 地 区	17,508	174	205	11.70
8. 桜 丘 地 区	9,891	187	249	25.17
9. 和 田 地 区	12,407	277	366	29.49
10. 福 田 北 地 区	14,065	214	286	20.33
11. 福 田 南 地 区	22,600	110	160	7.07
地 区 小 計	244,980	2,349	2,983	12.17
合計(市外の病院・施設・停止含む)	——	3,064	3,654	——

※被保護世帯数、被保護人員数は実数



被保護世帯・人員の推移（停止中の世帯を含む）

		3	4	5			3	4	5
大和市	実世帯数	2,908	2,974	3,064	大和市	実人数	3,683	3,679	3,763
	指数(%)	100.0	102.3	105.4		指数(%)	100.0	99.9	102.2
神奈川県	実世帯数	122,449	123,327	124,447	神奈川県	実人数	153,551	153,433	153,667
	指数(%)	100.0	100.7	101.6		指数(%)	100.0	99.9	100.1

人口・被保護世帯、人員、保護率の状況（停止中の世帯を含む）

		3	4	5
人 口	実数（人）	241,565	242,983	243,626
	指数（%）	100.0	100.6	100.9
被保護世帯・人員	世 帯	2,908	2,974	3,064
	人 員	3,683	3,679	3,763
保 護 率	実数（パーミル）	15.25	15.14	15.45
	指数（%）	100.0	99.3	101.3

保護の扶助別受給人員の推移

	3	4	5
生活扶助	3,506	3,499	3,548
住宅扶助	3,388	3,378	3,427
医療扶助	3,011	3,049	3,171
教育扶助	202	162	162
介護扶助	694	740	746

## 低所得者の福祉

被保護世帯類型別状況（停止中の世帯を除く）

（令和6年4月1日現在）

		総数	高齢	母子	傷病障害	その他
大和市	実数	3,056	1,660	153	897	346
	構成比（%）	100.0	54.3	5.0	29.4	11.3
神奈川県	実数	124,103	64,442	5,140	32,037	22,484
	構成比（%）	100.0	51.9	4.2	25.8	18.1

内 訳

		単身世帯			
		総数	高齢	傷病障害	その他
大和市	実数	2,546	1,517	793	236
	構成比（%）	100.0	59.6	31.1	9.3
神奈川県	実数	103,574	59,478	28,397	15,699
	構成比（%）	100.0	57.4	27.4	15.2

		2人以上世帯				
		総数	高齢	母子	傷病障害	その他
大和市	実数	510	143	153	104	110
	構成比（%）	100.0	28.0	30.0	20.4	21.6
神奈川県	実数	20,529	4,964	5,140	3,640	6,785
	構成比（%）	100.0	24.2	25.0	17.7	33.1

保護費総額の状況（年度総額）

		3	4	5
大和市	保護費（円）	6,425,696,706	6,525,063,955	6,791,478,436
	指数（%）	100.0	100.2	105.7
神奈川県	保護費（円）	277,484,053,720	278,825,701,418	282,801,023,348
	指数（%）	100.0	100.5	101.9

※指数及び構成比は小数点第2位四捨五入のため、構成比の合計が100%とならないことがある。

※前ページ及び本ページ全ての資料は「神奈川県の生活保護」と「生活保護統計月報」の県内合計の数値（政令市含む）

保護の開始・廃止世帯の推移

	3	4	5
開 始	407	438	509
廃 止	417	380	432

令和5年度世帯別類型 開始理由

		高齢	母子	傷病 障がい	その他	計	
傷病	世帯主	18	3	66	20	107	
	世帯員	1	0	1	1	3	
急迫保護で医療扶助単給		2	0	1	0	3	
要介護状態		3	0	0	0	3	
就労収入の 減少・喪失	働いていた者の死亡	0	0	1	0	1	
	働いていた者の離別等	3	7	3	1	14	
	失業	定年・自己都合	6	3	4	16	29
		勤務先都合（解雇等）	6	1	4	16	27
	高齢による	13	0	1	0	14	
	事業不振・倒産	3	1	1	2	7	
	その他	6	1	3	13	23	
社会保障給付金の減少・喪失		0	0	1	0	1	
仕送りの減少・喪失		5	4	5	0	14	
貯金等の減少・喪失		89	11	42	71	213	
その他（移管等を含む）		21	3	10	16	50	
計		176	34	143	156	509	

## 低所得者の福祉

令和5年度世帯別類型 廃止理由

		高齢	母子	傷病障がい	その他	計
傷病治療	世帯主	0	0	1	0	1
	世帯員	0	0	0	0	0
死亡		149	0	24	4	177
失踪		2	0	6	12	20
就労収入の増加・取得		4	4	12	46	66
働き手の転入		0	0	0	0	0
社会保障給付金の増加		4	0	4	4	12
仕送りの増加		0	0	1	1	2
上記以外の収入増		10	3	6	1	20
親類・縁者等の引取り		3	1	1	3	8
施設入所		3	0	0	0	3
医療費の他法負担		2	0	0	0	2
その他（移管等を含む）		47	6	39	29	121
計		224	14	94	100	432

### 労働力類型別被保護世帯数の状況

		3	4	5
総数		2,908	2,974	3,064
	停止中	10	9	8
	現に保護を受けた世帯	2,898	2,965	3,056
	稼働世帯	440	467	483
	世帯主が働いている世帯	367	390	412
	常用	230	232	235
	日雇	31	30	36
	内職	23	24	21
	その他	83	104	120
	世帯員が働いている世帯	73	77	71
	非稼働世帯	2,458	2,498	2,573

生活扶助基準額の年次推移（1級地標準世帯）

実施年月日	基準額（円）	改定率	備	考
昭 21. 3. 13	199.8	%		
21. 4. 1	252			
21. 7. 1	303			六地域区分制
21. 11. 1	456			
22. 3. 1	630			
22. 7. 1	912			
22. 8. 1	1,326			
22. 11. 1	1,500			
23. 8. 1	4,100			
23. 11. 1	4,535			三地域区分制
24. 5. 1	5,200			
26. 5. 1	5,826			
27. 5. 1	7,200			
28. 7. 1	8,000			
32. 4. 1	8,850			
34. 4. 1	9,346			
35. 4. 1	9,621			
36. 4. 1	10,344	107.5		五級地制
37. 4. 1	12,213	118.1		
38. 4. 1	14,289	117.0		
39. 4. 1	16,147	113.0		
40. 4. 1	18,204	112.7		
41. 4. 1	20,662	113.5		
42. 4. 1	23,451	113.5		
43. 4. 1	26,500	113.0		
44. 4. 1	29,945	113.0		
45. 4. 1	34,137	114.0		
46. 4. 1	38,916	114.0		
47. 4. 1	44,364	114.0		
48. 4. 1	50,575	114.0		四級地制
49. 4. 1	60,690	120.0		
50. 4. 1	74,952	123.5		
51. 4. 1	84,321	112.5		
52. 4. 1	95,114	112.8		
53. 4. 1	105,577	111.0		
54. 4. 1	114,340	108.3		
55. 4. 1	124,173	108.6		
56. 4. 1	134,976	108.7		
57. 4. 1	143,345	106.2		
58. 4. 1	148,649	103.7		
59. 4. 1	152,960	102.9		
60. 4. 1	157,396	102.9		
61. 4. 1	126,977	80.7		
62. 4. 1	129,136	101.7		三級地制
63. 4. 1	130,944	101.4		(各級地を二区分)

低所得者の福祉

実施年月日	基準額 (円)	改定率	備	考
		%		
平 1. 4. 1	136,444	104.2	↑	↑
2. 4. 1	140,674	103.1	↑	↑
3. 4. 1	145,457	103.4	↑	↑
4. 4. 1	149,966	103.1	↑	↑
5. 4. 1	153,265	102.2	↑	↑
6. 4. 1	155,717	101.6	↑	↑
7. 4. 1	157,274	101.0	↑	↑
8. 4. 1	158,375	100.7	↑	↑
9. 4. 1	161,859	102.2	↑	↑
10. 4. 1	163,316	100.9	↑	↑
11. 4. 1	163,806	100.3	↑	↑
12. 4. 1	163,970	100.1	↑	↑
15. 4. 1	162,490	99.1	↑	↑
25. 8. 1	156,820	96.7	↑	↑
26. 4. 1	155,840	99.4	↑	↑
27. 4. 1	150,113	96.3	↑	↑
28. 4. 1	150,113	100.0	↑	↑
29. 4. 1	150,113	100.0	↑	↑
30. 4. 1	150,113	100.0	↑	↑
31. 4. 1	148,903	99.1	↑	↑
令 2. 4. 1	149,786	100.5	↑	↑
3. 4. 1	148,566	99.1	↑	↑
4. 4. 1	148,566	100.0	↑	↑
5. 4. 1	148,566	100.0	↑	↑
6. 4. 1	148,566	100.0	↑	↑

33歳男・29歳女・4歳子

標準三世帯

水準均衡方式

年齢別・世帯人員別  
基準組合せ方式

三級地制  
(各級地を二区分)

## 2. その他

### (1) 要生活援護者の相談援助

生活上の様々な問題を抱えて相談に見える人々に対し、生活保護法以外の法律及び施策による援護制度の活用、専門機関への紹介等により、問題解決の助言等を行う。

### (2) 休日・夜間等の受診票制度

被保護者は、医療券の交付を受け、指定医療機関で受診するが、休日・夜間等市役所執務時間外に受診する場合は、「休日・夜間等受診票」を指定医療機関窓口へ提示することにより受診できる。

### (3) 行旅者等援護

行旅病人及び行旅死亡人取扱法に基づき、行旅病人・死亡人及びその同伴者の援護に当たる。

取扱件数

	3	4	5
行旅病人	0	0	0
行旅死亡人	0	1	0

### (4) 救急業務失踪医療費の援助

救急業務で、行旅人が病院等で応急の診断をしたが、手持金がなく支払いが出来ない場合や、そのまま失踪した場合に当該病院医療に対し援助する。

取扱件数

	3	4	5
件数	1	1	0

### (5) 就労支援

就労支援員により自立に向けた就労の支援を行う。

就労開始及び増収につながった人数

	3	4	5
件数	64	61	56

### (6) 生活困窮者自立支援事業

生活困窮者自立支援法に基づく生活保護の前段階のセーフティネットとしての生活困窮者自立支援事業により、様々な理由で経済的な困窮状態に陥っている方の相談を受け、支援を行う。

事業の一部は、大和市社会福祉協議会に委託して実施。

	3	4	5
自立相談支援の相談者数	254	713	722
支援プラン作成件数	10	4	23
住居確保給付金支給者数	102	64	8
一時生活支援申請者数	0	0	5
就労準備支援対象者数	9	10	6
子どもの生活支援対象者数	104	86	85

## 低所得者の福祉

### (7) 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事業

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化を踏まえ、生活に困窮する世帯の就労による自立を図るため、自立支援金の支給を行う。

(令和3年7月から大和市社会福祉協議会に一部委託して事業開始、令和4年度に事業終了)

	3	4	5
初回支給決定件数	310	142	—

(生活援護課)

### (8) 健康管理支援事業

基本健康診査の結果等より、医療と生活の両面から必要な支援を行い、被保護者の自立促進及び医療扶助の適正化を行うことを目的として実施する。(令和4年4月から事業開始)

	4	5
相談支援件数	581	745

(生活援護課)

## 4 . 介 護 保 険



大和市イベントキャラクター「ヤマトン」

# 介護保険(1)

	ページ	財源内訳			
		国	県	市	その他
1. 被保険者	102				
(1) 被保険者の資格	102			○	
(2) 第一号被保険者数	102			○	
2. 保険料	102				
(1) 第一号被保険者	102			○	
ア. 算定	102			○	
イ. 徴収	104			○	
ウ. 減免制度	104	○		○	
(2) 第二号被保険者	104				
3. 要介護認定	105				
(1) 要介護認定とは	105			○	
(2) 要介護認定の流れ	105			○	
(3) 認定申請者数	105			○	
(4) 調査実施件数	105			○	
(5) 審査判定状況	106			○	
(6) 要介護認定者数	107			○	
4. 保険給付	108				
(1) 認定からサービスの受給まで	108			○	
(2) 給付対象サービスと利用実績	108				
ア. 居宅サービス	108				
(ア) 訪問介護	108	○	○	○	○
(イ) (介護予防) 訪問入浴介護	109	○	○	○	○
(ウ) (介護予防) 訪問看護	109	○	○	○	○
(エ) (介護予防) 訪問リハビリテーション	109	○	○	○	○
(オ) (介護予防) 居宅療養管理指導	110	○	○	○	○
(カ) 通所介護 (デイサービス)	110	○	○	○	○
(キ) (介護予防) 通所リハビリテーション (デイケア)	110	○	○	○	○
(ク) (介護予防) 短期入所生活介護 (ショートステイ)	110	○	○	○	○

対 象 年 齢	根 拠 法 令 等	事業開始年月	主 管 課
40歳～	介護保険法	H12. 4	介 護 保 険 課
65歳～	〃	〃	〃
65歳～	介護保険法	H12. 4	介 護 保 険 課
65歳～	〃	〃	〃
65歳～	〃	〃	〃
65歳～	〃	〃	〃
40歳～64歳	〃	〃	〃
40歳～	介護保険法	H11.10	介 護 保 険 課
40歳～	〃	〃	〃
40歳～	〃	〃	〃
40歳～	〃	〃	〃
40歳～	〃	〃	〃
40歳～	〃	〃	〃
40歳～	介護保険法	H12. 4	介 護 保 険 課
40歳～	介護保険法	H12. 4	介 護 保 険 課
40歳～	〃	〃	〃
40歳～	〃	〃	〃
40歳～	〃	〃	〃
40歳～	〃	〃	〃
40歳～	〃	〃	〃
40歳～	〃	〃	〃
40歳～	〃	〃	〃
40歳～	〃	〃	〃

# 介護保険(2)

	ページ	財源内訳			
		国	県	市	その他
(ケ) (介護予防) 短期入所療養介護 (ショートステイ)	111	○	○	○	○
(コ) (介護予防) 特定施設入居者生活介護	111	○	○	○	○
(サ) (介護予防) 福祉用具貸与	111	○	○	○	○
(シ) 特定 (介護予防) 福祉用具販売	111	○	○	○	○
(ス) (介護予防) 住宅改修費支給	112	○	○	○	○
(セ) 居宅介護支援 (介護予防支援)	112	○	○	○	○
イ. 地域密着型サービス	112				
ア) (介護予防) 小規模多機能型居宅介護	112	○	○	○	○
イ) 夜間対応型訪問介護	112	○	○	○	○
ウ) 地域密着型特定施設入居者生活介護	112	○	○	○	○
エ) (介護予防) 認知症対応型通所介護	113	○	○	○	○
オ) (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	113	○	○	○	○
カ) 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	113	○	○	○	○
キ) 看護小規模多機能型居宅介護	113	○	○	○	○
ク) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	113	○	○	○	○
ケ) 地域密着型通所介護	114	○	○	○	○
ウ. 施設サービス	114				
ア) 介護老人福祉施設サービス	114	○	○	○	○
イ) 介護老人保健施設サービス	114	○	○	○	○
ウ) 介護療養施設サービス	114	○	○	○	○
エ) 介護医療院サービス	114	○	○	○	○
(3) 支給限度額	115				
ア. 居宅サービス	115	○	○	○	○
イ. 福祉用具購入費	115	○	○	○	○
ウ. 住宅改修費	115	○	○	○	○
エ. 限度額を設けないサービス	115	○	○	○	○
(4) 利用者負担額	115				
ア. 介護 (介護予防) サービス費	115	○	○	○	○

対 象 年 齢	根 拠 法 令 等	事業開始年月	主 管 課
40歳～	介護保険法	H12. 4	介 護 保 険 課
40歳～	〃	〃	〃
40歳～	〃	〃	〃
40歳～	〃	〃	〃
40歳～	〃	〃	〃
40歳～	〃	〃	〃
40歳～	介護保険法	H12. 4	介 護 保 険 課
40歳～	〃	〃	〃
40歳～	〃	〃	〃
40歳～	〃	〃	〃
40歳～	〃	〃	〃
40歳～	〃	〃	〃
40歳～	〃	〃	〃
40歳～	〃	〃	〃
40歳～	〃	〃	〃
40歳～	介護保険法	H12. 4	介 護 保 険 課
40歳～	〃	〃	〃
40歳～	〃	〃	〃
40歳～	〃	〃	〃
40歳～	介護保険法	H12. 4	介 護 保 険 課
40歳～	〃	〃	〃
40歳～	〃	〃	〃
40歳～	〃	〃	〃
40歳～	介護保険法	H12. 4	介 護 保 険 課

# 介護保険(3)

	ページ	財源内訳			
		国	県	市	その他
イ. ケアプラン作成の居宅（介護予防）サービス計画費	115	○	○	○	○
ウ. 訪問、通所、短期入所サービスや施設を利用するサービス	116	○	○	○	○
エ. 施設への入所サービス	116	○	○	○	○
オ. 特定入所者介護（介護予防）サービス費	116	○	○	○	○
カ. 高額介護（介護予防）サービス費	117	○	○	○	○
キ. その他	117	○	○	○	○
(5) 介護保険サービス事業所数	118		○	○	
(6) 保険給付費の状況	119	○	○	○	○
5. 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	119				
(1) 計画の期間	119			○	
(2) 大和市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画審議会	119				
ア. 委員の構成	119			○	
イ. 審議会の開催	119			○	
6. 介護サービスの質の向上	119				
(1) 介護サービス事業所の指導	119			○	
(2) 介護サービス相談員派遣事業	120	○	○	○	
(3) 介護保険サービス審議会の開催	120				
ア. 委員の構成	120			○	
イ. 審議会の開催	120			○	
(4) サービス連絡会への参加及び大和市ケアマネージャー連絡会議の開催	120			○	
7. 介護人材の確保	120				
(1) 訪問型サービスAヘルパー養成研修	120	○	○	○	
8. 地域包括支援センター	121	○	○	○	
9. 介護予防・日常生活支援総合事業	121				
(1) 介護予防・生活支援サービス事業	121	○	○	○	○
ア. 通所型サービス	122	○	○	○	○
イ. 訪問型サービス	122	○	○	○	○
(2) 一般介護予防事業	123				

対 象 年 齢	根 拠 法 令 等	事業開始年月	主 管 課
40歳～	介護保険法	H12. 4	介 護 保 険 課
40歳～	〃	〃	〃
40歳～	〃	〃	〃
40歳～	〃	〃	〃
40歳～	〃	〃	〃
40歳～	〃	〃	〃
40歳～	〃	〃	〃
40歳～	〃	〃	〃
40歳～	老人福祉法 介護保険法	H10. 10	人 生 100 年 推 進 課 介 護 保 険 課
40歳～	老人福祉法 介護保険法	H10. 10	人 生 100 年 推 進 課 介 護 保 険 課
40歳～	〃	〃	〃
40歳～	介護保険法	H12. 4	介 護 保 険 課
40歳～	〃	〃	〃
40歳～	介護保険法	H12. 4	介 護 保 険 課
40歳～	〃	〃	〃
40歳～		H12. 4	〃
18歳～	大和市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則	H29. 3	介 護 保 険 課
65歳～	大和市地域包括支援センターの職員及び運営に関する 基準を定める条例	H18. 4	人 生 100 年 推 進 課
65歳～	大和市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則	H29. 4	介 護 保 険 課 人 生 100 年 推 進 課
65歳～	〃	〃	介 護 保 険 課 人 生 100 年 推 進 課
65歳～	〃	〃	介 護 保 険 課 人 生 100 年 推 進 課

# 介護保険(4)

	ページ	財源内訳			
		国	県	市	その他
ア. 介護予防サポーター養成講座	123	○	○	○	○
イ. 一般介護予防普及啓発事業	123	○	○	○	○
ウ. タブレットを活用した認知機能検査(脳とからだの健康チェック)	124	○	○	○	○
エ. 認知症予防コグニサイズ事業	124	○	○	○	○
オ. コグニバイク事業	124	○	○	○	○
カ. 介護予防ポイント事業	125	○	○	○	○
キ. 地域リハビリテーション活動支援事業(病院委託分)	125	○	○	○	○
ク. 地域リハビリテーション活動支援事業(大和市社会福祉協議会委託分)	125	○	○	○	○
ケ. 介護予防把握事業	125	○	○	○	○
10. 在宅医療・介護連携支援事業	126	○	○	○	
11. 認知症総合支援事業	126				
(1) 認知症初期集中支援推進事業	126	○	○	○	
(2) 認知症地域支援・ケア向上事業	126	○	○	○	
12. 公認心理師による認知症相談・介護者交流会事業	127	○	○	○	
13. 介護者教室事業	127	○	○	○	
14. 生活支援体制整備事業	127	○	○	○	
15. 認知症高齢者グループホーム家賃等助成事業	127	○	○	○	
16. 認知症サポーター養成講座	128	○	○	○	
17. 認知症サポーター育成ステップアップ講座	128	○	○	○	
18. 認知症サポーター活動推進・地域づくり支援事業(チームオレンジ)	128	○	○	○	

対 象 年 齢	根 拠 法 令 等	事業開始年月	主 管 課
	大和市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則	H29. 4	健康づくり推進課
60歳～	〃	〃	健康づくり推進課 人生100年推進課
65歳～	〃	〃	人生100年推進課
65歳～	〃	〃	〃
65歳～	〃	〃	〃
65歳～	大和市介護予防ポイント事業実施要綱	H25. 7	健康づくり推進課
65歳～	大和市地域リハビリテーション活動支援事業実施要綱	H29. 4	〃
65歳～	大和市地域リハビリテーション活動支援事業実施要綱	R 3. 4	〃
65歳～	大和市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則	H23. 4	〃
65歳～	大和市在宅医療・介護連携支援センター事業実施要領	H28. 4	人生100年推進課
65歳～	大和市認知症初期集中支援推進事業実施要領	H27. 5	人生100年推進課
65歳～	大和市認知症地域支援・ケア向上推進事業要領	H27. 11	〃
65歳～	大和市認知症相談・介護者交流会事業実施要領	H29. 4	〃
65歳～	介護者教室事業実施要領	H13. 4	〃
65歳～	大和市生活支援体制整備事業実施要綱	H29. 4	〃
40歳～	認知症高齢者グループホーム家賃等助成金の支給に関する要綱	H29. 8	介 護 保 険 課
	大和市認知症の人への支援に関する要綱	H19. 4	人生100年推進課
	〃	H29. 4	〃
	〃	R 5. 4	〃

## 介護保険

### 介護保険制度の目的

介護保険制度は、加齢に伴う疾病等により要介護状態となった者が、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険法に基づいて、必要な介護サービスに係る給付を行い、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とした社会保険制度であり、平成 12 年 4 月から施行されている。

## 1. 被保険者

### (1) 被保険者の資格

次のいずれかに該当する者が被保険者とされる。(第一号と第二号では、保険給付を受けられる条件や保険料の取扱いが異なる。)

◎第一号被保険者 大和市内に住所を有する 65 歳以上の者

◎第二号被保険者 大和市内に住所を有する 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者

住所地特例者・・・介護保険施設等への入所により、住所を変更した場合は、変更前の住所地の市町村の被保険者となる。

### (2) 第一号被保険者数

(各年度末現在)

	3	4	5
前期高齢者 (65～74 歳)	27,306	25,982	25,006
後期高齢者 (75 歳以上)	30,622	32,238	33,448
(再掲) 75 歳～85 歳	22,186	23,241	24,064
(再掲) 85 歳以上	8,436	8,997	9,384
(再掲) 住所地特例者	415	446	473
合 計	57,928	58,220	58,454

(給付係)

## 2. 保険料

第一号被保険者と第二号被保険者では、算定、徴収の方法が異なる。

### (1) 第一号被保険者

ア. 算 定 所得段階に応じた定額保険料

基準額に 20 段階の標準割合を乗じて得た額

基準額は介護保険事業計画策定の際に見直し (3 年ごと)

令和 6 年度～令和 8 年度基準額 77,820 円 (第 6 段階の年額)

所得別保険料額（令和6年度）

	所得基準	標準割合	保険料額(年額)(円)
第1段階被保険者	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で市民税世帯非課税者	0.285 ※1	22,179 ※1
第2段階被保険者	市民税世帯非課税で本人の課税年金収入金額と合計所得から年金収入に係る所得を控除した金額の合計が80万円以下	0.285 ※1	22,179 ※1
第3段階被保険者	市民税世帯非課税で本人の課税年金収入金額と合計所得から年金収入に係る所得を控除した金額の合計が80万円超120万円以下	0.485 ※1	37,742 ※1
第4段階被保険者	市民税世帯課税・本人非課税者で課税年金収入金額と合計所得から年金収入に係る所得を控除した金額の合計が120万円超	0.685 ※1	53,306 ※1
第5段階被保険者	市民税世帯課税・本人非課税者で課税年金収入金額と合計所得から年金収入に係る所得を控除した金額の合計が80万円以下	0.9	70,038
第6段階被保険者	市民税世帯課税・本人非課税者で課税年金収入金額と合計所得から年金収入に係る所得を控除した金額が80万円超	1.0	77,820
第7段階被保険者	市民税本人課税者で合計所得金額(※2)が125万円未満	1.1	85,602
第8段階被保険者	市民税本人課税者で合計所得金額(※2)が125万円以上、210万円未満	1.2	93,384
第9段階被保険者	市民税本人課税者で合計所得金額(※2)が210万円以上、320万円未満	1.5	116,730
第10段階被保険者	市民税本人課税者で合計所得金額(※2)が320万円以上、420万円未満	1.7	132,294
第11段階被保険者	市民税本人課税者で合計所得金額(※2)が420万円以上、520万円未満	1.9	147,858
第12段階被保険者	市民税本人課税者で合計所得金額(※2)が520万円以上、620万円未満	2.1	163,422
第13段階被保険者	市民税本人課税者で合計所得金額(※2)が620万円以上、720万円未満	2.3	178,986
第14段階被保険者	市民税本人課税者で合計所得金額(※2)が720万円以上、800万円未満	2.4	186,768
第15段階被保険者	市民税本人課税者で合計所得金額(※2)が800万円以上、1,000万円未満	2.7	210,114
第16段階被保険者	市民税本人課税者で合計所得金額(※2)が1,000万円以上、1,500万円未満	3.1	241,242
第17段階被保険者	市民税本人課税者で合計所得金額(※2)が1,500万円以上、2,000万円未満	3.6	280,152
第18段階被保険者	市民税本人課税者で合計所得金額(※2)が2,000万円以上、2,500万円未満	3.85	299,607
第19段階被保険者	市民税本人課税者で合計所得金額(※2)が2,500万円以上、3,500万円未満	4.3	334,626
第20段階被保険者	市民税本人課税者で合計所得金額(※2)が3,500万円以上	5.2	404,664

※1 公費による軽減後の割合および保険料額（令和6年度）

※2 合計所得金額は、長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額（平成30年度～）

## 介護保険

段階別被保険者数

(令和6年3月31日現在)

	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階
被保険者数	1,983	7,116	4,432	3,808	7,479	7,554	7,671	7,865
割合 (%)	3.39	12.17	7.58	6.51	12.79	12.92	13.12	13.46

	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階	第13段階	第14段階	第15段階	第16段階	合計
被保険者数	4,726	2,390	1,630	545	315	377	292	271	58,454
割合 (%)	8.08	4.09	2.79	0.94	0.54	0.65	0.50	0.47	100.00

- イ. 徴収 老齢(退職)等年金の額が年額18万円以上の者は年金から天引き(特別徴収)  
平成18年度から、障害年金、遺族年金も特別徴収の対象  
無年金及び老齢(退職)等年金の額が年額18万円未満の者は納付書払い(普通徴収)

### ウ. 減免制度

以下のような場合に、保険料の減免制度が適用される。

(ア) 財産を損失(震災・火災等の災害)した場合

損失の割合が7割以上であれば、10割を減免

〃 5～7割未満 〃 7割 〃

〃 3～5割未満 〃 5割 〃

(イ) 収入が著しく減った(入院・失業等)場合

収入が生活保護基準額未満 (減免後の保険料)17,704円

〃 生活保護基準額の120%未満 (減免後の保険料)35,408円

(ウ) 生活が著しく苦しい者の場合

対象は第1段階～第4段階 (減免後の保険料)17,704円

(エ) 東日本大震災により被災、避難した場合

帰還困難区域、居住制限区域等に住所を有していた者 10割

(オ) 新型コロナウイルス感染症の影響により死亡、重篤な傷病、収入減少等の場合の減免制度を新設

令和2年2月～令和6年3月までの期間限定、減免額は個別に計算。

減免制度適用件数

	3	4	5
財産損失	0	0	0
収入減少	0	1	0
生活困窮	32	30	20
被災者	4	3	3
コロナ	23	6	0

(保険管理係)

### (2) 第二号被保険者

ア. 算定 加入している医療保険制度の保険料算定方法による。

(ア) 社会保険等加入者 標準報酬月額等 × 介護保険料率 (事業主が2分の1を負担)

(イ) 国民健康保険加入者 所得割 + 均等割 + 平等割 (保険料と同額の国庫負担あり)

イ. 徴収 医療保険の保険料と一括して徴収

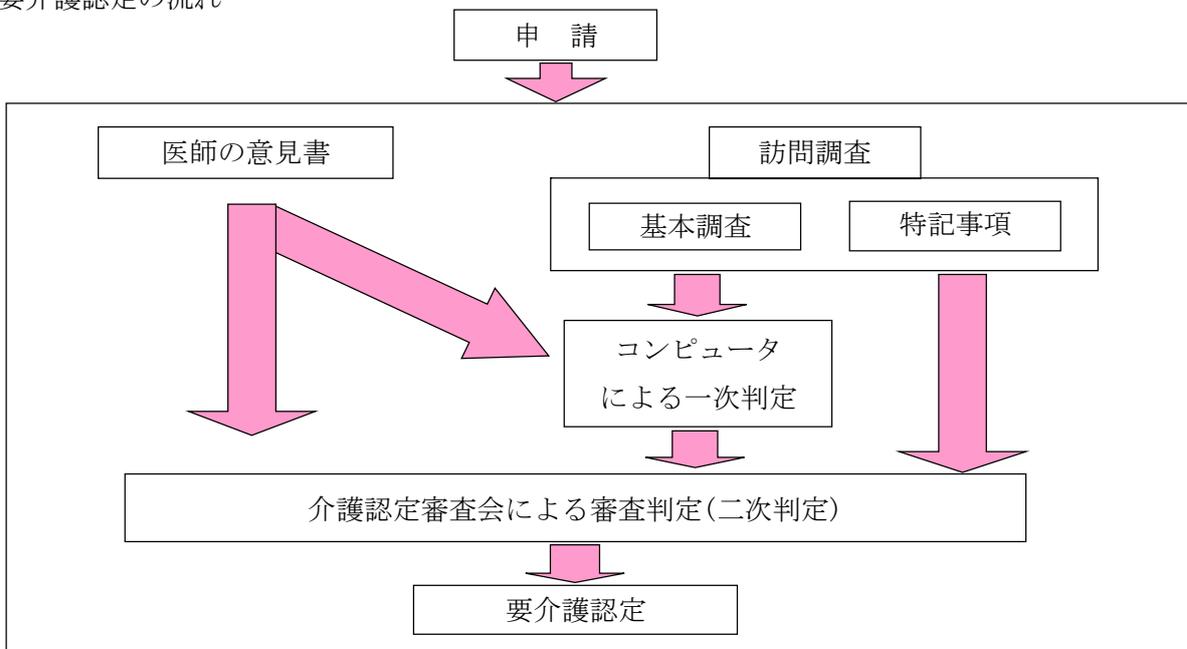
(各医療保険者・保険年金課)

### 3. 要介護認定

#### (1) 要介護認定とは

介護保険制度では、寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態（要介護状態）や家事や身支度等の日常生活に支援が必要になった状態（要支援状態）となった場合に介護サービスを受けることができる。この要介護状態や要支援状態の程度（要介護 1～5、要支援 1・2 又は非該当）の判定を行うのが要介護認定である。判定は市に設置された介護認定審査会で行われる。

#### (2) 要介護認定の流れ



要介護度は、国の基準に基づき、訪問調査時に行う基本調査から算出される一次判定結果、及び調査票の特記事項と主治医の意見書による医学的見解を、保健・医療・福祉に関する専門家で構成される介護認定審査会で合議し判定（二次判定）される。

#### (3) 認定申請者数

		3	4	5	
申請総件数		8,874	9,747	8,998	
(内訳)	第一号被保険者	前期高齢者	1,319	1,352	1,207
		後期高齢者	7,264	8,075	7,493
	第二号被保険者	291	320	298	

※前期高齢者・・・65歳～74歳、後期高齢者・・・75歳以上

#### (4) 調査実施件数

		3	4	5
総件数		7,617	8,911	8,596
(内訳)	事業者委託分	1,035	1,833	1,896
	市職員実施分	6,582	7,078	6,700

介護保険

(5) 審査判定状況（年間累計）

（令和6年3月31日現在）（単位：件）

		二次判定結果										
		非該当	要支援		要介護					合計	判定変更①	
			1	2	1	2	3	4	5		上方	下方
一次判定結果	非該当	86	123	3	8	0	0	0	0	220	134	—
	要支援	1	2	825	57	38	2	0	0	924	97	2
		2	0	10	1,104	119	0	0	0	1,233	119	10
	要介護	1	0	0	9	1,610	157	0	0	1,776	157	9
		2	0	0	0	2	1,322	105	0	1,429	105	2
		3	0	0	0	0	981	100	0	1,081	100	0
		4	0	0	0	0	4	1,007	84	1,095	84	4
		5	0	0	0	0	0	5	805	810	—	5
	合計	88	958	1,173	1,777	1,481	1,090	1,112	889	8,568	796	32
	判定変更②	2	133	69	167	159	109	105	84	828		

※この他に認定取り消し審査7件あり（合計8,575件）

※判定変更① 一次判定の要介護度が二次判定で変更された件数。

※判定変更② 二次判定結果から見た一次判定から要介護度が変更されている件数。

※介護認定審査会において審査判定が行われた件数であるため要介護認定者数とは異なる。

判定変更状況

（単位：件）

ランク上	1ランク	745	ランク下	1ランク	32
	2ランク	41		2ランク	0
	3ランク	10		3ランク	0
	4ランク	0		4ランク	0
	5ランク	0		5ランク	0
	6ランク	0		6ランク	0
	7ランク	0		7ランク	0
計		796			32

※判定変更とは、一次判定結果を二次判定で変更することをいう。

更新認定状況（前回の介護度との比較）

（単位：件）

前回の介護度 更新認定後	前回の介護度							
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
前回よりランク上	195	120	368	202	143	110	—	1,138
前回と同ランク	210	275	460	340	214	240	181	1,920
前回よりランク下	15	102	178	204	176	211	104	990
合計	420	497	1,006	746	533	561	285	4,048

区分変更認定状況（前回の介護度との比較）

（単位：件）

前回の介護度 区分変更認定後	前回の介護度							合 計
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
前回よりランク上	248	306	437	368	181	33	—	1,573
前回と同ランク	10	22	24	22	12	7	1	98
前回よりランク下	0	3	0	1	4	8	10	26
合 計	258	331	461	391	197	48	11	1,697

（認定係）

(6) 要介護認定者数（年度末現在）

		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
3	第一号被保険者	1,235	1,425	2,273	1,944	1,418	1,347	887	10,529
	65歳以上75歳未満	172	216	295	259	188	162	116	1,408
	75歳以上85歳未満	595	626	956	724	494	457	317	4,169
	85歳以上	468	583	1,022	961	736	728	454	4,952
	第二号被保険者	20	36	58	67	54	37	39	311
	総 数	1,255	1,461	2,331	2,011	1,472	1,384	926	10,840
	構 成 比	11.6%	13.5%	21.5%	18.5%	13.6%	12.8%	8.5%	100.0%

		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
4	第一号被保険者	1,201	1,461	2,355	1,993	1,478	1,383	937	10,808
	65歳以上75歳未満	154	191	290	219	176	161	103	1,294
	75歳以上85歳未満	576	662	977	767	514	456	337	4,289
	85歳以上	471	608	1,088	1,007	788	766	497	5,225
	第二号被保険者	31	32	63	67	41	41	44	319
	総 数	1,232	1,493	2,418	2,060	1,519	1,424	981	11,127
	構 成 比	11.1%	13.4%	21.7%	18.5%	13.7%	12.8%	8.8%	100.0%

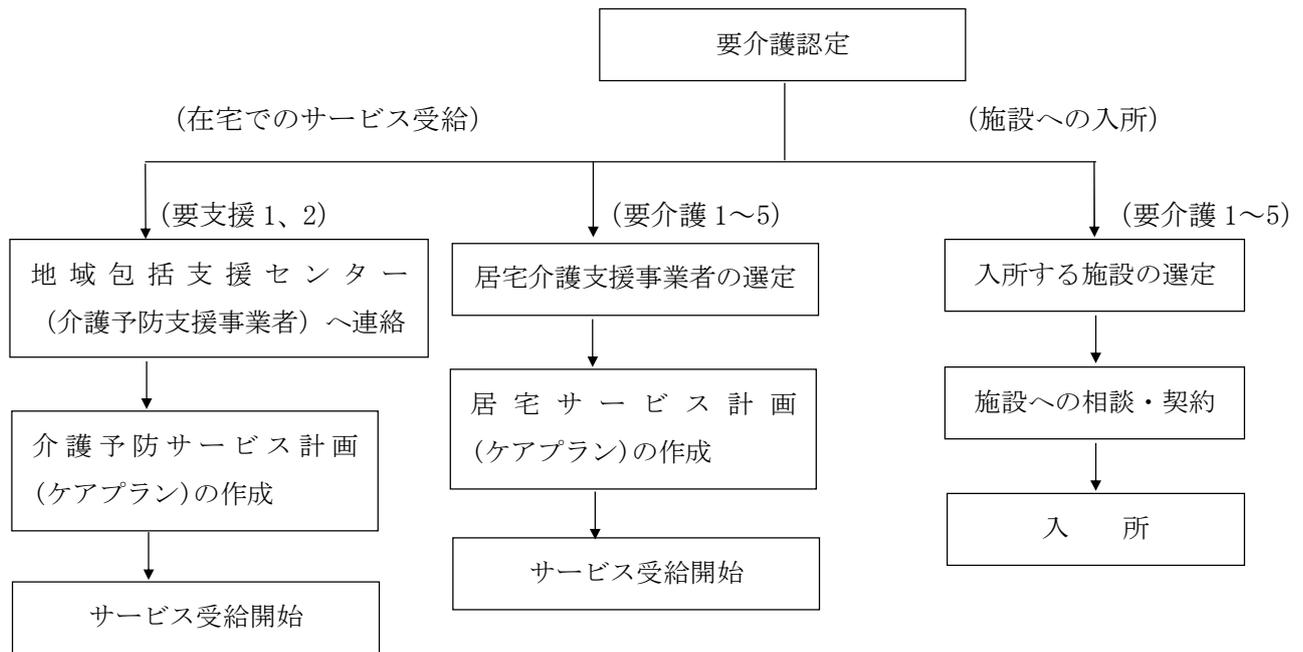
		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
5	第一号被保険者	1,268	1,623	2,456	2,073	1,506	1,413	910	11,249
	65歳以上75歳未満	173	192	276	221	145	155	103	1,265
	75歳以上85歳未満	624	747	1,027	801	545	465	336	4,545
	85歳以上	471	684	1,153	1,051	816	793	471	5,439
	第二号被保険者	30	35	52	68	37	43	41	306
	総 数	1,298	1,658	2,508	2,141	1,543	1,456	951	11,555
	構 成 比	11.2%	14.3%	21.7%	18.5%	13.4%	12.6%	8.2%	100.0%

（給付係）

## 介護保険

### 4. 保険給付

(1) 認定からサービスの受給まで



(2) 給付対象サービスと利用実績

利用実績については、4月から翌年3月までに市に請求されたものについて集計した。

- ① 延べ利用者数は、各月の利用者の合計となっている。
- ② 区分の要介護は、要介護者を対象とした介護サービスの実績値
- ③ 区分の要支援は、要支援者を対象とした介護予防サービスの実績値

#### ア. 居宅サービス

##### (ア) 訪問介護

ホームヘルパーが利用者の自宅を訪問し、食事、入浴、排泄など身体の介助や調理、洗濯、掃除など生活の援助を行う。

		3	4	5
延べ利用者数	要介護	20,839	21,723	22,571
利用回数	要介護	276,751	292,167	312,847

(イ) (介護予防)訪問入浴介護

看護師と介護職員が訪問入浴車で利用者の自宅を訪問し、居室内に浴槽を持ち込み、入浴介助を行う。

		3	4	5
延べ利用者数	要介護	1,886	1,961	2,016
	要支援	11	0	1
	計	1,897	1,961	2,017
利用回数	要介護	9,513	9,310	9,620
	要支援	39	0	1
	計	9,552	9,310	9,621

(ウ) (介護予防)訪問看護

看護師等が利用者の自宅を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行う。

		3	4	5
延べ利用者数	要介護	14,282	15,289	16,871
	要支援	1,850	1,829	2,119
	計	16,132	17,118	18,990
利用回数	要介護	78,888	83,579	92,844
	要支援	8,182	7,873	9,317
	計	87,070	91,452	102,161

(エ) (介護予防)訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士が利用者の自宅を訪問し、機能訓練を行う。

		3	4	5
延べ利用者数	要介護	1,688	1,825	1,823
	要支援	180	181	223
	計	1,868	2,006	2,046
利用回数	要介護	9,815	10,790	11,112
	要支援	872	847	1,086
	計	10,687	11,637	12,198

## 介護保険

### (オ) (介護予防)居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師等が利用者の自宅を訪問し、療養上の管理及び専門的な指導や助言を行う。

		3	4	5
延べ利用者数	要介護	47,647	53,031	58,654
	要支援	2,377	2,558	2,648
	計	50,024	55,589	61,302
利用回数	要介護	99,958	110,597	126,358
	要支援	4,471	5,012	5,320
	計	104,429	115,609	131,678

### (カ) 通所介護(デイサービス)

デイサービスセンター(日帰り介護施設)で、食事、入浴、健康チェックなどの生活支援を行う。

		3	4	5
延べ利用者数	要介護	22,213	24,782	26,377
利用回数	要介護	209,270	232,314	246,576

### (キ) (介護予防)通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や病院などで、理学療法、作業療法その他必要な機能訓練を行う。

		3	4	5
延べ利用者数	要介護	6,434	6,645	7,416
	要支援	1,588	1,605	1,988
	計	8,022	8,250	9,404
利用回数	要介護	47,534	47,413	53,989
	要支援	9,086	8,890	10,931
	計	56,620	56,303	64,920

### (ク) (介護予防)短期入所生活介護(ショートステイ)

介護老人福祉施設などで、食事、入浴など日常生活上の介護を短期間行う。

		3	4	5
延べ利用者数	要介護	5,502	5,976	6,001
	要支援	66	45	97
	計	5,568	6,021	6,098
利用回数	要介護	64,749	67,705	66,530
	要支援	304	194	571
	計	65,053	67,899	67,101

(ケ) (介護予防)短期入所療養介護 (ショートステイ)

保健・医療施設で日常生活上の介護、機能訓練、その他必要な医療を短期間行う。

		3	4	5
延べ利用者数	要介護	162	151	172
	要支援	0	0	3
	計	162	151	175
利用回数	要介護	1,008	998	1,046
	要支援	0	0	12
	計	1,008	998	1,058

(ク) (介護予防)特定施設入居者生活介護

有料老人ホームや軽費老人ホームで、食事、入浴、排泄などに係わる介護や機能訓練、療養上の世話を行う。

		3	4	5
延べ利用者数	要介護	5,767	5,981	6,461
	要支援	461	498	512
	計	6,228	6,479	6,973

(ク) (介護予防)福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるための福祉用具を借りる場合、レンタル費用の一部が支給される。

品目：車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ予防用具、体位変換器、手すり（工事不要のもの）、スロープ（工事不要のもの）、歩行器、歩行補助つえ、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排泄処理装置

		3	4	5
延べ利用者数	要介護	39,736	42,923	44,376
	要支援	8,620	8,695	9,188
	計	48,356	51,618	53,564

(ク) 特定（介護予防）福祉用具販売

指定を受けた事業所から福祉用具を購入する場合、購入費の一部が支給される。

(限度額あり)

品目：腰掛便座、入浴補助用具（いす等）、簡易浴槽、移動用リフトのつり具、自動排泄処理装置の交換可能部品

		3	4	5
延べ利用者数	要介護	535	532	491
	要支援	102	117	126
	計	637	649	617

## 介護保険

### (ス) (介護予防)住宅改修費支給

自立した生活が在宅で続けられるよう住宅を改修した場合、改修費用の一部が支給される。

(限度額あり)

対象となる改修工事：手すりの取り付け、段差の解消、  
滑り防止・移動の円滑化のための床材変更、  
引き戸等への扉の取り替え、洋式便器等への便器の取り替え

		3	4	5
延べ利用者数	要介護	406	392	370
	要支援	171	216	186
	計	577	608	556

### (セ) 居宅介護支援 (介護予防支援)

介護保険の在宅サービスを適切に利用できるように、ケアプランの作成や、介護サービス事業者との連絡調整を行うなどのケアマネジメントサービスを行う。

		3	4	5
延べ利用者数	要介護	55,553	58,455	60,612
	要支援	10,603	10,835	11,718
	計	66,156	69,290	72,330

## イ. 地域密着型サービス

### (7) (介護予防)小規模多機能型居宅介護

通所によるサービスを主に、訪問・泊まりのサービスを組み合わせた多機能なサービスを行う。

		3	4	5
延べ利用者数	要介護	1,925	2,022	2,039
	要支援	205	254	268
	計	2,130	2,276	2,307

### (イ) 夜間対応型訪問介護

夜間に定期的な巡回や利用者の通報に応じて随時、訪問介護サービスを行う。

		3	4	5
延べ利用者数		0	0	6

### (ウ) 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員が30人未満の小規模な介護専用型特定施設(有料老人ホームなど)で、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを行う。

		3	4	5
延べ利用者数		0	0	0

(エ) (介護予防) 認知症対応型通所介護

認知症の人を対象としたデイサービスセンター（日帰り介護施設）で、家庭的な雰囲気の中に入浴、食事介助、リハビリテーション、レクリエーションなどのサービスを行う。

		3	4	5
延べ利用者数	要介護	763	795	846
	要支援	1	0	1
	計	764	795	847
利用回数	要介護	7,036	6,879	8,256
	要支援	2	0	1
	計	7,038	6,879	8,257

(オ) (介護予防) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

比較的安定した認知症の人を対象に、家庭的な雰囲気の中での共同生活の中で、日常生活の介護を行う。

		3	4	5
延べ利用者数	要介護	3,698	3,754	3,730
	要支援	20	33	37
	計	3,718	3,787	3,767

(カ) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が 30 人未満の小規模な介護老人福祉施設で、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを行う。

		3	4	5
延べ利用者数		345	346	339

(キ) 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることで、通所、訪問、短期間の宿泊で介護や医療・看護のケアを行う。

		3	4	5
延べ利用者数		643	960	942

(ク) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、定期的な巡回と随時の通報により自宅を訪問し、入浴・排泄・食事などの介護や、日常生活上の緊急時の対応を行う。

		3	4	5
延べ利用者数		125	95	170

## 介護保険

### (ケ) 地域密着型通所介護

定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴・排泄などの日常生活の支援や機能訓練などを日帰りで行う。

	3	4	5
延べ利用者数	8,817	8,019	8,325
利用回数	70,365	66,116	65,044

### ウ. 施設サービス

#### (ア) 介護老人福祉施設サービス

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所する要介護者（平成27年4月以降は、原則要介護3以上のみ）に対し提供されるサービス。日常生活に常時介護が必要で自宅での生活が困難な要介護者が入所し、食事、入浴、排泄などの日常生活全般の介護や健康管理を行う。

	3	4	5
延べ利用者数	10,089	10,234	10,476

#### (イ) 介護老人保健施設サービス

介護老人保健施設（老人保健施設）に入所する要介護者に対し提供されるサービス。病状が安定期にあり、慢性期医療とリハビリによって家庭復帰を目指す要介護者に対し、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練その他必要な医療や日常生活上の世話を行う。

	3	4	5
延べ利用者数	5,243	5,087	5,062

#### (ロ) 介護療養施設サービス

介護療養型医療施設に入院する要介護者に対し提供されるサービス。急性期の医療が済み長期療養する要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練その他必要な医療を行う。

	3	4	5
延べ利用者数	106	105	44

#### (ハ) 介護医療院サービス

介護医療院に入所する要介護者に対し提供されるサービス。長期療養する要介護者に対し、医療のほか生活の場としての機能も備え、日常生活上の介護などを行う。

	3	4	5
延べ利用者数	317	361	377

### (3) 支給限度額

保険が適用される居宅サービスについては、要介護状態区別に介護給付費支給の上限が定められており、サービスの種類によって単位（金額）で管理されている。

#### ア. 居宅サービス

(令和6年4月現在)

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与の各サービス、及び短期入所サービスを受給する場合の限度額。提供する事業者の設備や職員体制、また利用者の要介護状態区分により各サービスの単位(金額)は異なる。1 か月を単位とした上限額(単位)で管理されている。

要介護度	支給限度	
	月額(円)	月単位数
要支援1	50,320	5,032
要支援2	105,310	10,531
要介護1	167,650	16,765
要介護2	197,050	19,705
要介護3	270,480	27,048
要介護4	309,380	30,938
要介護5	362,170	36,217

※1単位=10.00円と換算して記載。

実際の上限額は、サービスの種類ごとに定められている単位数に10.00～11.40円の地域単価を乗じて得た額となる。

#### イ. 福祉用具購入費

要介護状態区分にかかわらず年間10万円を限度額とする。

#### ウ. 住宅改修費

要介護状態区分にかかわらず20万円を限度額とする。

#### エ. 限度額を設けないサービス

##### (ア) (介護予防)居宅療養管理指導

要介護状態区分にかかわらず1か月ごとに定められた回数とする。

(イ) (介護予防)認知症対応型共同生活介護、(介護予防)特定施設入居者生活介護、施設入所サービスは、種類と入所(居)者の要介護状態区分により支給額が決定される。

### (4) 利用者負担額

#### ア. 介護(介護予防)サービス費

介護サービス費は単位制のため、金額はサービス別に定められた「単位」にサービス事業所の所在地ごとに定められた率を乗じて算出される。大和市内の事業所から受けたサービスの場合の費用は、サービスの種類により10.00～11.40円を乗じて得た額であり、所得区分に応じて、サービス費用のうちの1割から3割が利用者の負担となる。

#### イ. ケアプラン作成の居宅(介護予防)サービス計画費

全額が保険給付されるため、利用者の負担はない。

## 介護保険

### ウ. 訪問、通所、短期入所サービスや施設を利用するサービス

介護サービス費の自己負担のほか、食費、滞在費、日用品費、理美容代等は自己負担となる。

### エ. 施設への入所サービス

介護サービス費の自己負担のほか、食費、居住費、日用品費、理美容代等は自己負担となる。

### オ. 特定入所者介護（介護予防）サービス費

低所得者への負担軽減を図るため、所得や資産の状況に応じ、食費、居住費（滞在費）の利用者負担限度額を設定し、基準費用額との差額を特定入所者介護（介護予防）サービス費として支給する。

※令和3年8月から利用者負担段階の区分・資産要件のほか、施設入所・短期入所の食費の利用者負担限度額が見直された。

低所得者の所得段階別負担限度額

(令和6年4月現在) (単位:円)

利用者負担段階	居住費（滞在費）				食費	
	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型 個室	多床室	施設	短期入所
第1段階 生活保護受給者、市民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者	820	490	490 (320)	0	300	300
第2段階 預貯金等の上限額：650万円 市民税世帯非課税で、合計所得金額と公的年金収入額の合計が80万円以下の者	820	490	490 (320)	370	390	600
第3段階① 預貯金等の上限額：550万円 市民税世帯非課税で、合計所得金額と公的年金収入額の合計が80万円超120万円以下の者	1,310	1,310	1,310 (820)	370	650	1,000
第3段階② 預貯金等の上限額：500万円 市民税世帯非課税で、合計所得金額と公的年金収入額の合計が120万円を超える者	1,310	1,310	1,310 (820)	370	1,360	1,300

※公的年金収入額には非課税年金（遺族年金、障害年金等）収入も含まれる。

※第2号被保険者の預貯金等の上限は1,000万円

※夫婦の場合は預貯金等の上限が+1,000万円

※従来型個室の（ ）内は介護老人福祉施設、短期入所生活介護を利用した際の金額

特定入所者介護（介護予防）サービス費給付上限額（基準費用額）（令和6年4月現在）

利用者負担段階	居住費（滞在費）（円/日）	食費（円/日）
基準費用額	ユニット型個室	2,006
	ユニット型準個室	1,668
	従来型個室（特養・短期入所）	1,171
	従来型個室（老健・療養）	1,668
	多床室（特養・短期入所）	855
	多床室（老健・療養）	377
		1,445

※特定入所者介護（介護予防）サービス費支給額算定の考え方

$$\text{特定入所者介護（介護予防）サービス費} = \text{基準費用額} - \text{所得段階別負担限度額}$$

（施設の設定する食費・居住費（滞在費）の額が基準費用額を下回る場合は、施設の設定する額と負担限度額との差額を支給する。）

カ. 高額介護（介護予防）サービス費

1 か月に受けたサービスの自己負担額が自己負担上限額を超えた場合に、超えた分を高額介護（介護予防）サービス費として支給する。

（単位：円）

		自己負担上限額 (1月当たりの合計)
生活保護受給者		15,000（個人）
利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合		15,000（世帯）
市民税非課税世帯	本人の合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円以下の人又は老齢福祉年金の受給者	15,000（個人）
	世帯員全員が市民税非課税	24,600（世帯）
市民税課税世帯で世帯の中で最も所得が高い第1号被保険者（65歳以上の方）の課税所得が	380万円未満に相当する方がいる世帯	44,400（世帯）
	380万円以上690万円未満に相当する方がいる世帯	93,000（世帯）
	690万円以上に相当する方がいる世帯	140,100（世帯）

※令和3年8月から現役並み所得の区分が細分化され、上限額が一部見直されています。

キ. その他

(ア) 災害時の利用者負担軽減

	3	4	5
件数	3	3	3

(イ) 特別養護老人ホーム旧措置入所者の激変緩和措置

	3	4	5
件数	1	1	0

（給付係）

## 介護保険

(5) 介護保険サービス事業所数 (カッコ内は、介護予防事業所数) (年度末現在)

サービス種類	3	4	5	備考
居宅介護支援	50	52	53	
介護予防支援	9	9	9	
訪問介護	48	49	52	
(介護予防) 訪問看護	72(72)	74(74)	79(79)	みなし指定事業者を含む
(介護予防) 訪問リハビリテーション	25(25)	25(25)	24(24)	みなし指定事業者を含む
(介護予防) 訪問入浴	5(5)	5(5)	6(6)	
通所介護	35	40	40	
(介護予防) 通所リハビリテーション	9(9)	10(10)	11(11)	みなし指定事業者を含む
(介護予防) 短期入所生活介護	18(18)	18(18)	18(18)	
(介護予防) 短期入所療養介護	5(5)	5(5)	5(5)	
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	20(17)	20(17)	20(17)	
(介護予防) 認知症対応型通所介護	3(3)	4(4)	4(4)	
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	8(7)	8(7)	8(8)	
夜間対応型訪問介護	0	0	1	
看護小規模多機能型居宅介護	3	3	3	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	3	
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1	1	1	
(介護予防) 特定施設入所者生活介護	10(10)	10(10)	10(10)	養護老人ホームを除く
(介護予防) 特定福祉用具販売	9(9)	10(10)	10(10)	
(介護予防) 福祉用具貸与	10(10)	11(11)	11(11)	
地域密着型通所介護	31	27	28	
介護老人福祉施設	10	10	10	
介護老人保健施設	5	5	5	
介護医療院・介護療養型医療施設	0	0	0	

※参考 介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業所数

訪問型サービス

(年度末現在)

	3	4	5	備考
介護予防訪問型サービス	38	37	39	
訪問型サービスA (基準緩和)	5	5	5	

通所型サービス

	3	4	5	備考
介護予防通所型サービス	58	59	59	

(事業者指導係)

(6) 保険給付費の状況

4月審査分から翌年3月審査分までを1年とする会計年度ごとの状況 (単位：円)

	3	4	5
居宅介護サービス費	7,046,524,722	7,539,948,665	8,198,386,903
地域密着型サービス費	2,263,708,618	2,393,114,190	2,440,373,466
施設介護サービス費	4,450,913,427	4,455,134,185	4,576,830,453
福祉用具購入費	15,620,250	16,272,171	16,464,362
住宅改修費	48,702,508	49,374,697	45,763,929
サービス計画給付費	901,755,649	952,976,082	989,667,880
審査支払手数料	13,389,024	13,199,237	14,112,270
高額サービス等諸費	485,247,111	485,148,643	516,260,024
特定入所者介護サービス等諸費	281,265,174	239,940,030	230,665,462
被災利用者負担支援経費	411,772	328,686	540,363
保険給付費合計	15,507,538,255	16,145,436,586	17,029,065,112

(給付係)

5. 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

市の実情に合わせた高齢者福祉サービスを計画的に展開するため、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定している。

(1) 計画の期間 1期 3年

(2) 大和市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画審議会

ア. 委員の構成 保健医療に関する団体等の者(3人)、社会福祉事業に従事する者(2人)、関係行政機関の職員(1人)、学識経験者(1人)、被保険者(一般公募2人)、その他市長が必要と認めた者(5人) 計14人

イ. 審議会の開催 令和5年度 開催数 5回

(人生100年推進課・介護保険課)

6. 介護サービスの質の向上

介護保険制度を円滑に運営していくためには、介護サービスの量の確保と同時に介護サービスの質を向上させることが大切であり、そのための施策の展開を積極的に進めている。

(1) 介護サービス事業所の指導

市が指定する地域密着型サービス事業所及び介護予防支援事業所に対して、集団指導、運営指導を行っている。

運営指導件数

	3	4	5
事業所数	22	45	65

また、事業所に対する利用者やその家族などからの苦情や相談を受け付け、聞き取りなどの調査を行い、必要に応じて事業所に改善を求め、問題の解決に努めている。

## 介護保険

### (2) 介護サービス相談員派遣事業

平成 13 年度から、介護サービス相談員を市内の介護保険施設等に派遣。利用者とのコミュニケーションの中で疑問や不満を聞き出し、それらが苦情に至る前に改善できるよう、相談結果を毎月事業者  
に報告している。

介護サービス相談員数及び派遣事業所数

	3	4	5
介護サービス相談員数	7	6	6
派遣事業所数	0	0	0

※介護サービス相談員数は、各年度末現在の人数

※令和 3 年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響で派遣事業  
を控えているため減少している。

### (3) 介護保険サービス審議会の開催

平成 18 年度から制度化された地域密着型サービス事業者の選定や条例制定等に関する事項について  
の審議を行っている。

ア. 委員の構成 人権擁護に関する学識経験者、介護施設事業者、要介護認定審査員（2 人）、  
居宅介護支援事業者（2 人）、被保険者（一般公募 3 人） 計 9 人以内

イ. 審議会の開催 令和 3 年度 会議数 0 回  
令和 4 年度 会議数 1 回  
令和 5 年度 会議数 1 回

### (4) サービス連絡会への参加及び大和市ケアマネジャー連絡会議の開催

サービスによっては、各事業所が連絡会を設けており、市がオブザーバーで参加している。

また、介護支援専門員の活動に役立ててもらうため、介護保険制度の改正や市が取り組んでいる事  
等について、年 3 回程度情報提供している。

(事業者指導係)

## 7. 介護人材の確保

### (1) 訪問型サービス A ヘルパー養成研修

比較的軽い介護を必要とする人に調理や洗濯などの  
生活援助を行うヘルパーを養成する。

日程：2 日間

内容：介護保険制度、訪問型サービス A の基本理解、  
ヘルパーとしての職業倫理など

費用：無料

研修実施回数及び修了者数

	3	4	5
回数	3	4	4
修了者数	26	29	19

(事業者指導係)

## 8. 地域包括支援センター

高齢の方の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な支援を行うことにより、健康医療の向上および福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核機関として設置。保健師等、社会福祉士、主任ケアマネジャーの専門職が相談を受け、総合相談、介護予防ケアプラン作成、権利擁護、高齢者虐待防止の業務を実施。

市内 9 箇所 下鶴間つきみ野、中央林間、南林間、鶴間、深見大和、上草柳・中央、福田北、福田南、桜丘・和田

### 地域包括支援センター実績

	3	4	5
延べ電話・来所件数	81,973	83,319	74,424
延べ訪問件数	15,221	14,955	14,903
延べ利用者基本情報作成件数	1,421	1,725	1,582
延べ介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント(A・B)のケアプラン作成件数	19,972	20,468	21,860

### 地域包括支援センター地域ケア会議実績

	3	4	5
地域ケア会議実施地域包括支援センター数	9	9	9
地域包括支援センター地域ケア会議開催回数	52	60	56

(いきいき推進係)

## 9. 介護予防・日常生活支援総合事業

### (1) 介護予防・生活支援サービス事業

要介護状態等となるおそれの高い虚弱な状態にあると認められる 65 歳以上の者を対象として、要介護状態となることを予防することで、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取り組みを支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援することを目的として実施。

要支援・要介護等の認定を受けていない 65 歳以上の市民の方に基本チェックリストを含む介護予防アンケートを実施(2~3 年毎に実施予定※1)し、要介護状態等となるおそれの高い総合事業対象者を把握するとともに、把握した総合事業対象者に対して介護予防講座等への受講勧奨を行う。

	3	4	5
基本チェックリスト回答者数	954	34,498	947
総合事業対象者数	547	464	458

(健康づくり推進課・人生 100 年推進課)

※1 令和 4 年度に実施

## 介護保険

### ア. 通所型サービス

#### (ア) 介護予防通所型サービス事業

	3	4	5
延べ利用者数	8,933	9,628	10,602
利用回数	51,610	53,405	59,010

(介護保険課給付係)

#### (イ) 通所型サービス C 事業

##### 運動機能向上講習

	3	4	5
実施クール	18	15	13
実数(人)	129	127	123
延べ数(人)	1,498	1,525	1,443

##### 口腔ケア講習

	3	4	5
実施クール	4	2	2
実数(人)	30	20	21
延べ数(人)	356	241	242

##### 心身機能向上講習

	3	4	5
実施クール	21	14	18
実数(人)	153	99	132
延べ数(人)	1,734	1,130	1,656

(人生100年推進課いきいき推進係)

### イ. 訪問型サービス

#### (ア) 介護予防訪問型サービス事業

##### 訪問型サービス

	3	4	5
延べ利用者数	5,096	5,238	5,217
利用回数	29,273	28,913	28,922

##### 訪問型サービス A

	3	4	5
延べ利用者数	516	102	81
利用回数	2,784	586	475

(介護保険課給付係)

#### (イ) 訪問型サービス C 事業

##### a 訪問型サービス C 事業の訪問数

(保健師・理学療法士・歯科衛生士・  
管理栄養士の訪問)

	3	4	5
実数(人)	286	196	214
延べ数(人)	724	425	417

b 訪問型サービスC事業以外の訪問数  
(保健師の訪問)

	3	4	5
実数(人)	212	168	121
延べ数(人)	632	480	204

(人生100年推進課いきいき推進係)

(ウ) 介護予防ケアマネジメント事業

介護保険の在宅サービスを適切に利用できるように、ケアプランの作成や、介護サービス事業者との連絡調整を行うなどのケアマネジメントサービスを行う。

		3	4	5
延べ利用者数	ケアマネジメントA	8,432	8,854	9,200
	ケアマネジメントB	671	509	593
	計	9,103	9,363	9,793

(介護保険課給付係、人生100年推進課いきいき推進係)

(2) 一般介護予防事業

ア. 介護予防サポーター養成事業

介護予防と認知症に関する普及啓発及び地域における自発的な介護予防に資する活動の支援を目的として、市内9か所(平成25年度までは7か所)の地域包括支援センターにおいて6日間のプログラムである「介護予防サポーター講座」を開催する。その後、養成された介護予防サポーターと地域包括支援センターが自主活動を行う。

	3	4	5
介護予防サポーター講座受講・実人数	72	90	102
延べ人数	324	384	504
6日間受講した修了証交付者数	40	41	64
地域包括支援センター・自主活動回数	149	274	316

(健康施策・歩こう係)

イ. 一般介護予防普及啓発事業

地域において自主的な介護予防に資する活動が広く実施され、高齢の方が積極的にこれらの活動に参加し、介護予防に向けた取り組みを実施する地域社会の構築を目的として、公園に設置した健康遊具を活用した健康遊具体験会や介護予防セミナーなどにより、健康教育、健康相談等、介護予防を普及・啓発する。

## 介護保険

### (7) 健康教育（介護予防普及啓発事業）

		3	4	5
健康遊具体験会	回数	42	47	52
	延人数	476	527	597
介護予防セミナー (公共施設等)	回数	23	43	45
	延人数	295	584	731
介護予防運動セミナー (市内スポーツクラブ等)	回数	34	62	64
	延人数	206	480	456
認知症講演会	回数	0	1	1
	延人数	0	602	412
コグニサイズ セミナー	回数	14	13	7
	延人数	128	162	129

(健康づくり推進課健康施策・歩こう係、地域保健活動係、  
人生100年推進課認知症施策推進係)

### (イ) 健康相談・介護相談（面接・電話等）

	3	4	5
延べ人数	3,025	3,235	1,888

(人生100年推進課)

### ウ. タブレットを活用した認知機能検査 (脳とからだの健康チェック)

	3	4	5
回数	64	75	61
延べ人数	162	152	131

(認知症施策推進係)

### エ. 認知症予防コグニサイズ事業

	3	4	5
教室数	0	1	2
延べ人数	0	111	554

※令和3年度は感染拡大の影響で事業中止

(認知症施策推進係)

### オ. コグニバイク事業

	3	4	5
延べ人数	28	116	338

(認知症施策推進係)

カ. 介護予防ポイント事業

介護保険第 1 号被保険者が、介護保険施設などにおけるお手伝いなどの介護予防ポイント活動を通じて、生きがいつくりや社会参加を促進すること、さらには活動を通じて介護予防に取り組むことを目的に実施。

	3	4	5
延べ人数	208	202	193

(健康施策・歩こう係)

キ. 地域リハビリテーション活動支援事業

(病院委託分)

医療機関に委託し、介護予防を目的に自主活動を行っている団体に、リハビリテーション専門職（理学療法士等）を派遣して、適切な運動内容や運動についての助言などを行い、住民運営の通いの場を充実させることを目的に実施。

	3	4	5
派遣回数	22	65	76
延べ人数	326	1,000	1,317

(健康施策・歩こう係)

ク. 地域リハビリテーション活動支援事業

(大和市社会福祉協議会委託分)

社会福祉協議会に委託して実施しているひまわりサロンに看護師等を派遣し、適切な運動方法及び高齢の方の有する能力を評価し、改善の可能性を助言する等、介護予防の推進を総合的に支援することを目的に実施。

	3	4	5
派遣回数	220	317	316
延べ人数	2,274	3,657	3,591

(健康施策・歩こう係)

ケ. 介護予防把握事業

高齢の方の介護予防や日常生活支援について必要とされるサービスやニーズを把握するため、要支援・要介護等の認定を受けていない65歳以上の市民の方に基本チェックリストを含む介護予防アンケートを実施。

(2～3年毎に実施予定)

※令和5年度は、令和4年度の介護予防アンケート未回答者の一部を対象にアンケートを実施。

	3	4	5
対象者数(人)	1,434	45,444	1,768
回答者数(人)	220	34,020	406
回答率(%)	15.3	74.9	23.0

(健康施策・歩こう係)

## 介護保険

### 10. 在宅医療・介護連携支援事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢の方が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するため、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を進めていく。平成28年4月より在宅医療・介護連携支援センターを設置し、事業の推進をしている。

(単位：回)

	3	4	5
在宅医療・介護連携の課題の抽出と対策の検討に係る会議	17	14	16
医療・介護関係者の研修事業	10	15	13
地域住民への普及啓発事業	1	2	2
在宅医療・介護連携に関する相談（延件数）	102	132	112

(いきいき推進係)

### 11. 認知症総合支援事業

#### (1) 認知症初期集中支援推進事業

認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援を実施することにより、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるための支援体制を構築する。

チーム員は認知症サポート医、保健師等の専門職で構成し、地域包括支援センター、神奈川県厚木保健福祉事務所大和センター、医療機関等の関係機関と連携を図りながら事業を実施する。

	3	4	5
認知症初期集中支援チーム検討委員会	3	3	3
認知症初期集中支援チーム員会議	10	7	7
チーム員会議での検討件数（実数）	15	10	10

(認知症施策推進係)

#### (2) 認知症地域支援・ケア向上事業

認知症コンシェルジュ（認知症地域支援推進員）を配置し、認知症カフェ、認知症多職種協働研修等認知症施策の推進を図る。

	3	4	5
認知症カフェ	3	6	6
認知症カフェ参加者数	33	64	58
認知症カフェ運営補助事業申請団体数	2	2	3
認知症多職種協働研修開催数	1	3	2
認知症多職種協働研修参加者数	50	152	103

(認知症施策推進係)

## 1 2. 公認心理師による認知症相談・介護者交流会事業

認知症の人を介護している介護者の悩みを軽減するため、公認心理師の視点で個別に相談に応じる他、介護している人同士が気軽に語り合う交流会を開催している。

	3		4		5	
	回数	延べ人数	回数	延べ人数	回数	延べ人数
個別相談	10	25	11	20	9	16
介護者交流会	5	28	4	32	6	39

(認知症施策推進係)

## 1 3. 介護者教室事業

在宅において寝たきり、又は認知症のある要介護者等を介護する家族等に対し、介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等について知識及び技術の習得を目的として実施した。この事業は、市内の地域包括支援センター（9か所）と在宅介護支援センター（1か所）を設置する社会福祉法人に委託している。

	3	4	5
回数	42	42	44
延べ人数	※ 342	464	582

※感染拡大の影響で人数を制限して実施

(いきいき推進係)

## 1 4. 生活支援体制整備事業

誰もが住み慣れた地域に住み続けることができるように、高齢者福祉に関わる活動をする人が情報や意見の交換などを行う「協議体」の設置及び支援を必要とする人と支援の橋渡し、新たなサービスの創出や支援者を発掘する「支え合い推進員（コーディネーター）」の配置について、各地域への整備支援を行う。

平成 27 年 7 月に市内で活動する各団体を委員として「大和市高齢者生活支援サービス構築研究会」を立ち上げ、大和市における生活支援体制整備の基本方針をまとめ、平成 28 年 1 月以降、研究会の基本方針に基づき地域の組織に対して制度説明会を開催し、各地域（第 2 層）の協議体の設置に向けた取り組みを実施した。

その後、平成 29 年 7 月に研究会を市全体の生活支援体制整備の情報の共有及び連携の強化の場として「大和市生活支援・介護予防サービス第 1 層協議体」に移行した。

	3	4	5
第 2 層協議体の設置数	5	6	6

(長寿福祉係)

## 1 5. 認知症高齢者グループホーム家賃等助成事業

認知症高齢者グループホームの入居者のうち、一定の基準を満たす低所得の人を対象に家賃や食費、光熱水費の一部（1 か月あたり 30,000 円を上限）を助成する。（平成 29 年 8 月開始）

	3	4	5
助成人数	2	3	4

(給付係)

### 16. 認知症サポーター養成講座

認知症について正しく理解し、認知症やその家族を見守り、支援する「認知症サポーター」を養成し、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを市民展開する。

	3	4	5
実施回数	38	37	58
認知症サポーター数	2,437	1,542	2,915

(認知症施策推進係)

### 17. 認知症サポーター育成ステップアップ講座

認知症サポーターを対象とした講座で、認知症の人や家族の気持ち、症状等への理解をさらに深め、地域での自主的な活動につなげることを目的にした講座を開催する。

	3	4	5
講座受講・実人数	0	27	94
3日間受講した終了証交付者数	0	—	—

※令和3年度は感染拡大の影響で事業中止

※令和4年からは感染症対策を踏まえ、講座の開催形態を従来の3日間から、1日での開催に変更した。

(認知症施策推進係)

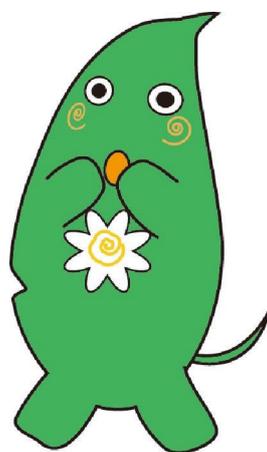
### 18. 認知症サポーター活動促進・地域づくり支援事業（チームオレンジ）

認知症の人が地域で望む暮らしを実現するため、認知症の人と認知症サポーターと一緒に活動する「チームオレンジ」の取組を地域包括支援センターで展開する。

	5
チーム数	14

(認知症施策推進係)

## 5 . 社会福祉



大和市イベントキャラクター「ヤマトン」

# 社会福祉(1)

	ページ	財源内訳			
		国	県	市	その他
1. 包括支援体制の推進	134			○	
2. 社会福祉審議会等	134				
(1) 社会福祉審議会	134			○	
(2) 地域福祉施策推進事業	135				
ア. 地域福祉計画の推進	135			○	
イ. 大和市福祉有償運送運営協議会	135			○	
3. 地域福祉推進事業	136				
(1) 「福祉の日」推進事業	136			○	
(2) 社会を明るくする運動	137	○	○	○	
(3) 民生委員推薦会	137		○	○	
(4) 民生委員児童委員協議会	138	○	○	○	○
(5) 保護司会	143			○	○
(6) 更生保護女性会	143	/	/	/	/
4. 福祉団体の育成	143				
(1) 戦没者遺族会	143			○	
5. 戦没者・戦傷病者等の援護	144				
(1) 戦没者・遺族等の援護	144	○	○	○	
(2) 戦傷病者等の援護	145	○	○	○	
(3) 戦没者追悼式	145		○	○	
6. 保健福祉基金	145			○	
7. 災害援助	145			○	
(1) 災害弔慰金等の支給	145	○	○	○	
(2) 災害見舞金等支給事業	145			○	
8. 日本赤十字社	146				
(1) 赤十字社員(会員) 増強運動の実施	146			○	
(2) 災害救護	147			○	
(3) 赤十字講習会の開催	148			○	
(4) 赤十字奉仕団の育成	148			○	

対 象 年 齢	根 拠 法 令 等	事業開始年月	主 管 課
	社会福祉法	R 6. 4	健康福祉総務課
	大和市社会福祉審議会規則	S53. 4	健康福祉総務課
	社会福祉法	H12. 6	健康福祉総務課
	大和市福祉有償運送運営協議会設置要綱	H18. 11	〃
	大和市「福祉の日」推進に関する要綱	S51. 5	健康福祉総務課
	大和市社会を明るくする運動実施要綱	S53. 4	〃
	民生委員法 大和市民生委員推薦会規則	S35. 5	〃
	民生委員法 児童福祉法		〃
	保護司法	S53. 5	〃
			〃
	各種援護事業に係わる社会福祉団体事業補助金交付要綱	H 9. 4	健康福祉総務課
	戦傷病者戦没者遺族等援護法		健康福祉総務課
	〃		〃
			〃
	大和市基金条例 大和市保健福祉基金取扱要領		〃
	災害弔慰金等の支給等に関する法律		〃
	大和市災害弔慰金の支給等に関する条例	S49. 6	〃
	大和市災害見舞金等の支給に関する規則	H26. 4	〃
	日本赤十字社法	S50. 6	健康福祉総務課
	〃	〃	〃
	〃	〃	〃
	〃	〃	〃

# 社 会 福 祉 (2)

	ページ	財 源 内 訳			
		国	県	市	その他
(5) 協力団体への助成	148			○	
9. 婦人保護事業	148		○	○	
10. 中国残留邦人等支援事業	149				
(1) 支援給付制度	149	○		○	
(2) 支援・相談員	149	○		○	
11. 自殺対策事業	149				
(1) やまと自殺対策講演会	149		○	○	
(2) ゲートキーパー養成研修	149		○	○	
(3) 大和市民自殺防止相談電話	149		○	○	
12. 災害時避難行動要支援者対策事業	150			○	
13. 社会福祉法人認可等事務	151			○	
14. 成年後見制度利用促進事業	151		○	○	○
15. こもりびと支援事業	151	○		○	
16. おひとりさま施策推進事業	151			○	
17. 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業	152	○		○	

対 象 年 齢	根 拠 法 令 等	事業開始年月	主 管 課
	日本赤十字社法	S50. 6	健康福祉総務課
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	H13.	生活援護課
	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律	H20. 4	健康福祉総務課
	〃	〃	〃
	自殺対策基本法	H20. 4	障がい福祉課
	〃	〃	〃
	〃	〃	〃
	災害対策基本法	H19. 4	健康福祉総務課
	社会福祉法	H25. 4	〃
	老人福祉法 成年後見制度の利用の促進に関する法律	H30. 4	〃
	生活困窮者自立支援法 大和市こもりびと支援条例	R 1. 10	〃
	大和市おひとりさま支援条例 大和市終活支援条例	H30. 6	人生100年推進課
	大和市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金 事業実施要綱	R 5. 6	健康福祉総務課

## 社会福祉

### 1. 包括的支援体制の推進

複合的な福祉課題を抱える市民への支援体制を充実するため、健康福祉総務課に「包括支援係」を設置しました。高齢、障がい、子育て、生活困窮といったそれぞれの窓口を「福祉ここから相談窓口」と位置づけ、その窓口で受けた相談が単独の窓口では対応が困難な場合に、関係各課が集まって協議を行う場を設けるなど、関係各課が一体となって支援の方策を検討している。

また、市民や外部支援機関に対する支援者の支援も実施している。

※包括支援係は、令和6年度に新設。

(包括支援係)

### 2. 社会福祉審議会等

#### (1) 社会福祉審議会

社会福祉の各種問題について、市長の諮問により審議して、その結果を行政に反映させる。市議会議員、社会福祉事業従事者、学識経験者等の15名の委員で構成されている。

#### 諮問事項

#### 諮問期間

保育行政の基本的在り方について	(S53. 8～S56. 3)
精神薄弱者施設入所費用徴収基準額の改定について	(S54. 6～S54. 9)
心身障害者（児）の生涯に係る地域療育システムの在り方について	(S56. 8～S60. 3)
21世紀に向けての地域社会における老人福祉対策の在り方について	(S61. 8～H 1. 10)
福祉サービスとしての住宅支援対策の在り方について	(H 4. 3～H 5. 3)
大和市児童育成計画について	(H 9. 2～H10. 1)
大和市公立保育園民営化基本計画（案）について	(H18. 7～H18. 10)
大和市地域福祉計画(第3期)素案について	(H21. 11～H22. 2)
大和市地域福祉計画(第4期)素案について	(H25. 11～H26. 1)
大和市社会福祉会館条例を廃止する条例の制定について	(H27. 7～H27. 7)
大和市地域福祉計画(第5期)案について	(H30. 11～H31. 2)

(地域福祉係)

(2) 地域福祉施策推進事業

ア. 地域福祉計画の推進

◎ 地域福祉計画とは

社会福祉法に基づく地域福祉計画として、各対象者別個別計画（「子ども・子育て支援事業計画」「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「障がい者福祉計画」「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」「自殺総合対策計画」）を実施するにあたり、重要となる地域の力を高め、市民と行政とが協力して地域課題に取り組む共通の方向性を示しています。

	第4期計画	第5期計画
計画期間	平成26年度～30年度 (5年間)	2019年度～2024年度 (6年間)
目指す姿	つながりが生み出す豊かな暮らし ～一人ひとりが健康で心豊かな暮らしを営むことができる地域をつくる～	
施策体系	<p><b>基本目標1</b> みんなが地域づくりに関わり、みんなで支え合えるまち</p> <p>個別目標1 福祉への理解と関心を深めます</p> <p>個別目標2 福祉活動の担い手を育成し活動を支援します</p> <p>個別目標3 気軽に集える居場所や社会参加の場を作ります</p> <p>個別目標4 地域福祉活動団体との連携を進めます</p> <p><b>基本目標2</b> 地域で暮らしやすい環境が整い、誰もが安心して生活を送れるまち</p> <p>個別目標5 支援が必要な人たちへの訪問活動を充実します</p> <p>個別目標6 相談体制を整え、情報提供を充実します</p> <p>個別目標7 包括的で継続的な支援の体制を整えます</p> <p>個別目標8 地域で暮らしやすい在宅サービスを提供します</p> <p>個別目標9 権利擁護の仕組みづくりを推進します</p>	<p><b>基本目標1</b> 一人ひとりに支援が行き届き、誰もが自分らしく安心して暮らせるまち</p> <p>個別目標1 支援が必要な人たちを把握し、適切な支援につなげます</p> <p>個別目標2 相談体制を整え情報提供を充実します</p> <p>個別目標3 包括的な支援体制を整えます</p> <p>個別目標4 権利擁護の仕組みづくりを推進します</p> <p><b>基本目標2</b> 一人ひとりが地域に関心を持ち、お互いに支えあうまち</p> <p>個別目標5 福祉への理解と関心を高めます</p> <p>個別目標6 福祉活動の担い手を育成し活動を支援します</p> <p>個別目標7 気軽に集える居場所や社会参加の場をつくり出します</p> <p>個別目標8 地域福祉活動団体との連携をすすめます</p>

イ. 大和市福祉有償運送運営協議会

道路運送法の規定に基づき、道路運送法施行規則第49条第3号に定める福祉有償運送（以下「福祉有償運送」という。）の適正な運営の確保を通じ、市民の福祉の向上を図り、ともに支えあう地域福祉社会の実現を図るため、福祉有償運送について、その必要性及び課題並びに輸送の安全、旅客の利便の確保に関する事項を協議するため設置された協議会。

開催状況（令和5年度）

	開催回数	協議件数
大和市福祉有償運送運営協議会	2	2

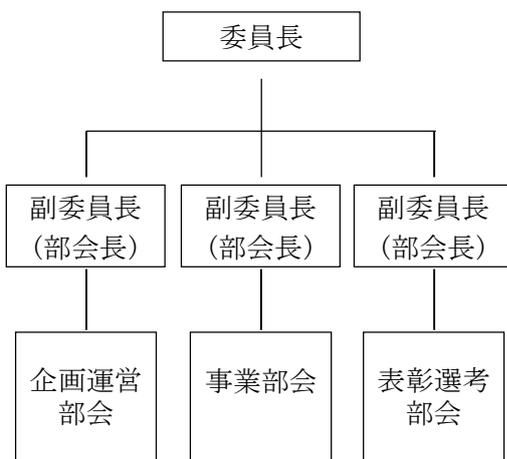
※道路運送法第79条 登録事業者数：3NPO法人（地域福祉係）

### 3. 地域福祉推進事業

#### (1) 「福祉の日」推進事業

本市は昭和50年12月25日に、全国に先がけて社会福祉のより一層の発展充実をめざし、地域住民の連帯感に基づく深い理解と協力を得るために、すべての市民がお互いに福祉について考え、反省する日として毎年10月15日を「福祉の日」と定めている。

それを受けて昭和51年5月28日に要綱を定め、大和市「福祉の日」推進委員会を発足させ、また同年10月15日には、シンボルマークを制定し、平成15年度には、「大和市福祉推進委員会」と組織名を改称した。大和市福祉推進委員会は、市議会の議員、医師会及び歯科医師会、自治会連絡協議会、社会福祉団体、農業及び商工会議所の関係団体の代表者等38名から成り（任期2年）、平成24年度から企画運営部会・事業部会・表彰選考部会の3部会に分かれ、部会ごとに活動している。



- ① 市民と行政協働による「福祉の心」の啓発
  - ・「福祉の日」の理解と定着の促進を図る事業
  - ・バリアフリー化の推進と普及啓発
  - ・心のバリアフリーブックの配布
- ② 学校等との連携による福祉教育
  - ・福祉作文集の募集
  - ・夏休み福祉体験チャレンジ学習の実施（社会福祉協議会と共催）
  - ・「福祉の心」啓発講演会、車いすバスケットボール体験講座（公立中学校との共催）
  - ・高齢者疑似体験セット、車いすを活用した体験プログラムの実施
- ③ 地域住民による地域での啓発活動の支援
  - ・子ども福祉フェスティバルの開催（子ども会連絡協議会と共催）
  - ・地域福祉事業への後援、協力



3つの円は、国、市、住民と人間の和を強調し、3つの若葉はお互いの手を表わし、これからの社会福祉を育てるという意味を象徴している。

また、「Y」の文字は、大和市の頭文字を型どり、大和市の福祉発展を表徴させたものである。白の地に、円の部分はだいたい色とし、若葉の部分は緑色とする。

大和市「福祉の日」シンボルマーク

(地域福祉係)

(2) 社会を明るくする運動

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする法務省主唱の全国的な運動であり、本市においても推進委員会を構成し事業を実施している。

本委員会は市長が委員長を務め、次の各団体から1人ずつ（保護司会は2人）と行政の職員3人の計18人で構成されている。

保護司会	社会福祉協議会	P T A連絡協議会
更生保護女性会	小学校長会	子ども会連絡協議会
人権擁護委員会	中学校長会	母親クラブ連絡協議会
自治会連絡協議会	青少年指導員連絡協議会	大和警察署
民生委員児童委員協議会	青少年相談員連絡協議会	

毎年7月がこの運動の強調月間となっており、街頭キャンペーンを始め横断幕の設置、ポスター掲示、リーフレットの配付などの啓発活動を展開している。



幸福の黄色い羽根

「幸福（しあわせ）の黄色い羽根」は、犯罪のない幸福で明るい社会を願うシンボルとして使用されています。

更生保護のシンボルマークであるヒマワリの黄色と、映画「幸福の黄色いハンカチ」から着想を得て考案したものです。

(地域福祉係)

(3) 民生委員推薦会

民生委員・児童委員の推薦は、民生委員法に基づいて市に設置された民生委員推薦会が推薦した者について、県に設置された民生委員審査専門分科会の答申を参考に県知事が厚生労働大臣に推薦し、厚生労働大臣が委嘱する。

民生委員推薦会の委員は、① 市議会議員 ② 民生委員・児童委員 ③ 社会福祉事業の実施に関係ある者 ④ 社会福祉関係団体の代表者 ⑤ 教育関係者 ⑥ 学識経験者 ⑦ その他市長が必要と認めた者の各区分からそれぞれ1人又は2人（計11人）を市長が委嘱しており、民生委員推薦会は、民生委員・児童委員の任期満了又は欠員発生時に随時開催される。

(地域福祉係)

## 社会福祉

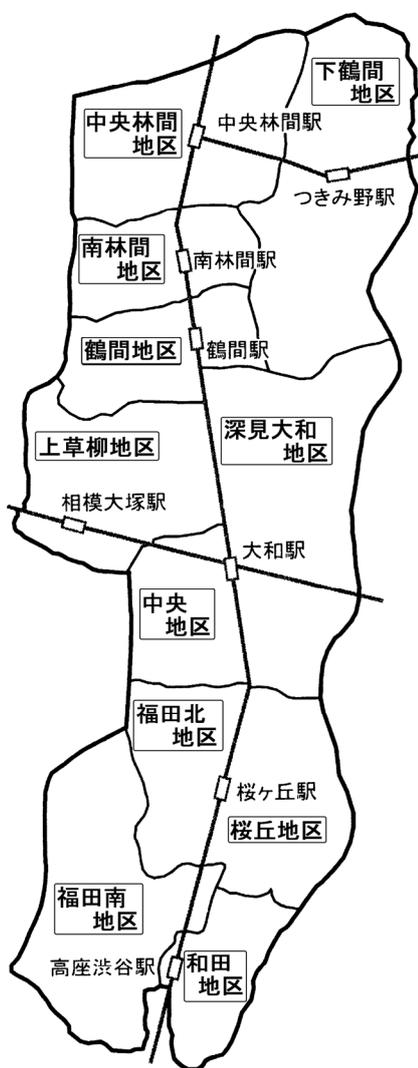
### (4) 民生委員児童委員協議会

民生委員・児童委員とは、民生委員法、児童福祉法に基づいて設置された地域の奉仕者であり、任期は3年とし、厚生労働大臣から委嘱を受け、全国の市町村に配置されている。その主な活動としては、住民の立場に立って、経済的に困っている人、あるいは児童・障害者・高齢者・母子家庭や父子家庭等で問題を抱えている人たちの相談にのり、また行政とのパイプ役として必要な情報の提供や援助を行っている。

本市には、258人（令和6年7月1日現在）の民生委員・児童委員が11地区の協議会に分かれ、地域に根ざした活動を行っている。また、そのうち20人は主任児童委員であり、児童に関する事項を主に担当する役割を持ち、「心身共に豊かな子どもの育成」を目指して活動を展開している。

（地域福祉係）

#### ① 民生委員・児童委員の地区割と構成人員



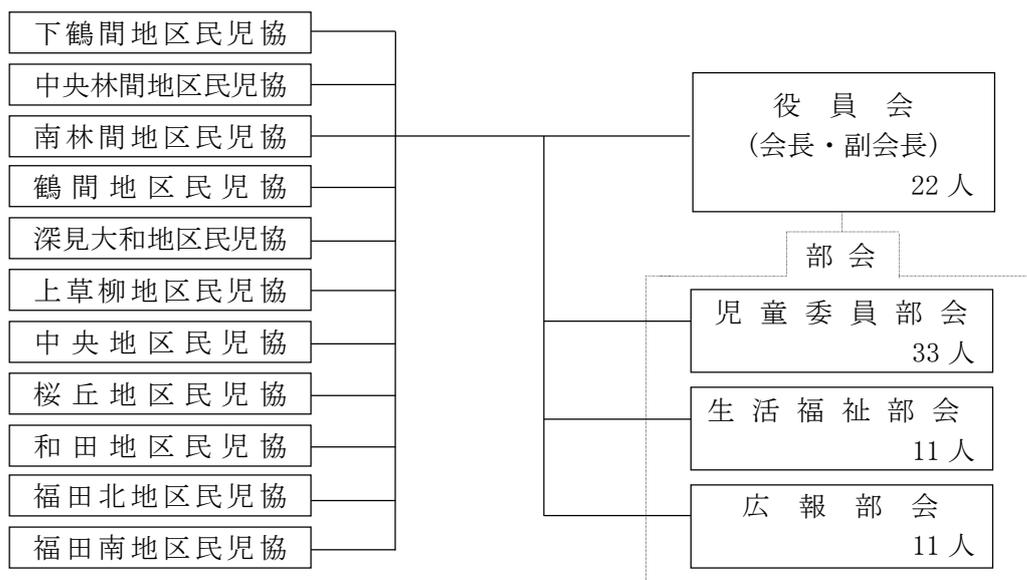
地区民生委員児童委員協議会の委員構成等内訳

地区 民児協名	区分	委員定数 ( )内は 主任児童委員数	世帯数 ※1	委員1人当たり の世帯数 (主任児童委員は 除く)
下鶴間地区		35 (2)	18,267	553
中央林間地区		28 (2)	15,165	583
南林間地区		34 (2)	15,434	482
鶴間地区		28 (2)	11,519	443
深見大和地区		27 (2)	14,879	595
上草柳地区		18 (2)	8,013	500
中央地区		23 (2)	9,294	442
桜ヶ丘地区		14 (2)	4,867	405
和田地区		25 (2)	6,450	280
福田北地区		20 (2)	7,464	414
福田南地区		25 (2)	10,577	459
合計		277 (22)	121,929	478 ※2

※1 令和6年7月1日現在 民生委員選任割当表を参考に作成

※2 各地区民児協における1人当たり担当世帯数の平均値

② 大和市民生委員児童委員協議会組織図



③ 令和5年度地区協議会別活動状況

相談・支援

(単位：件)

	下鶴間	中央林間	南林間	鶴間	深見大和	上草柳	中央	桜丘	和田	福田北	福田南	計
在宅福祉	39	4	24	24	15	63	76	8	7	29	1	290
介護保険	3	6	27	6	15	8	20	8	8	14	4	119
健康・保健医療	8	4	20	7	3	13	23	6	7	30	30	151
子育て・母子保健	12	91	0	1	0	17	4	1	1	0	0	127
子どもの地域生活	1	0	0	0	4	5	4	1	1	1	1	18
子どもの教育・学校生活	0	18	1	1	49	7	2	0	1	0	9	88
生活費	2	7	3	22	2	7	1	5	0	3	0	52
年金・保険	2	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	5
仕事	0	0	6	0	1	4	1	0	0	0	0	12
家族関係	1	14	7	0	5	16	9	10	6	24	2	94
住居	1	2	3	2	3	4	3	0	1	1	1	21
生活環境	3	12	16	9	15	31	25	11	5	20	24	171
日常的な支援	12	68	32	55	98	277	306	87	2	55	31	1,023
その他	16	63	154	10	51	73	60	218	74	68	27	814
合計	100	289	293	137	261	528	534	355	113	245	130	2,985
高齢者に関すること	78	153	168	80	183	434	449	188	96	188	34	2,051
障害者に関すること	2	2	6	27	10	28	16	6	8	9	25	139
子どもに関すること	14	109	3	12	61	26	6	22	2	3	12	270
その他	6	25	116	18	7	40	63	139	7	45	59	525
合計	100	289	293	137	261	528	534	355	113	245	130	2,985

その他の活動

(単位：件)

	下鶴間	中央 林間	南林間	鶴間	深見 大和	上草柳	中央	桜丘	和田	福田北	福田南	計
調査・実態把握	242	259	197	113	365	111	163	162	155	111	114	1,992
行事・事業・会議への参加・協力	403	564	314	1,016	1,006	326	656	436	321	751	580	6,373
地域福祉活動・自主活動	976	426	536	742	243	648	1,257	517	1,270	546	1,373	8,534
民児協運営・研修	1,209	992	1,000	1,078	1,220	673	1,057	523	1,030	1,236	1,347	11,365
調査事務	2	3	14	44	6	7	13	20	2	14	4	129
要保護児童の発見の通告・仲介	0	7	0	1	2	0	0	0	0	0	0	10

訪問回数

(単位：件)

	下鶴間	中央 林間	南林間	鶴間	深見 大和	上草柳	中央	桜丘	和田	福田北	福田南	計
訪問・連絡活動	1,375	2,742	3,652	854	1,639	1,021	2,052	3,071	2,673	1,884	2,781	23,744
その他	3,528	2,260	944	476	992	639	1,207	1,804	1,466	2,570	499	16,385

連絡調整回数

(単位：件)

	下鶴間	中央 林間	南林間	鶴間	深見 大和	上草柳	中央	桜丘	和田	福田北	福田南	計
委員相互	2,044	850	1,073	1,831	751	997	1,968	457	3,550	2,207	1,422	17,150
その他の関係機関	856	389	764	1,000	362	274	752	505	677	1,109	541	7,229

活動日数

(単位：件)

	下鶴間	中央 林間	南林間	鶴間	深見 大和	上草柳	中央	桜丘	和田	福田北	福田南	計
活動日数	3,569	2,696	3,569	3,699	3,067	2,308	3,698	1,952	3,718	3,592	3,693	35,561

(令和5年9月1日現在) (単位：件)

総括一覧表による対象者状況

	下鶴間	中央 林間	南林間	鶴間	深見 大和	上草柳	中央	桜丘	和田	福田北	福田南	計
高齢者	195	383	1,719	246	252	149	207	801	136	1,020	190	5,298
身体障害者	16	65	96	38	42	17	61	61	23	49	40	508
知的障害者	3	5	21	6	6	3	8	4	2	22	5	85
精神障害者	3	1	9	5	4	1	4	2	3	12	3	47
児童	0	23	2	8	14	0	0	4	0	1	0	52
ひとり親	0	0	5	10	3	2	2	2	2	15	1	42
外国籍	0	0	1	3	2	0	0	2	0	0	1	9
その他	4	0	322	287	218	33	22	105	4	152	1	1,148
主任児童委員把握分	0	0	0	0	9	0	4	0	0	2	0	15
合計	221	477	2,175	603	550	205	308	981	170	1,273	241	7,204

(5) 保護司会

保護司とは、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員で、実質的には地域社会の代表として選ばれた社会的信望の厚い民間篤志家である。犯罪の予防活動、犯罪者の更生保護等に従事すると共に、地域社会の福祉増進に寄与することを目的として更生保護思想の宣伝普及、研修会・講演会等を実施する。

大和市と綾瀬市の2市を保護区とし、54人の保護司により法定保護司会である「大和・綾瀬保護司会」が組織されている。(令和6年4月1日現在、大和・綾瀬保護司会大和地区会 34人)

(地域福祉係)

(6) 更生保護女性会

更生保護女性会とは、女性の立場から犯罪や非行をなくし、次代を担う青少年の健全な育成に努めると共に、過ちに陥った人たちの立ち直りを助け、誰もが人間らしく尊厳を持って、いきいきと暮らせる明るい社会作りの実現を目指すボランティア団体である。

(地域福祉係)

## 4. 福祉団体の育成

(1) 戦没者遺族会

現在約130人の会員がおり、英霊顕彰・会員相互の親睦と遺族福祉の増進を目的とし、全国・県・市戦没者追悼式をはじめ各行事への参加、会員の生活相談や相互の援護関係情報交換等の活動をする。

(地域福祉係)

## 5. 戦没者・戦傷病者等の援護

### (1) 戦没者・遺族等の援護

本市の戦没者は666柱、戦没者等遺族に対する援護業務として国では、扶助料・遺族年金・遺族給与金・弔慰金等の支給、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金、戦没者等の妻及び父母に対する特別給付金の裁定支給、戦没者の叙位叙勲、また、今日なお外地に在留する邦人の消息究明並びに帰還の促進等の施策を行う。

本市においては、上記の諸給付金等の受付事務を法令等の規定により行っている。（地域福祉係）

本市における戦没者の戦没地域状況

(単位：柱)

地域 区分	ソ連 地区	朝 鮮	中 国			イ ン ド	ビ ル マ	イ ン ド ネ シ ア	フ ィ リ ピ ン	ニ ュ ー ギ ニ ア	台 湾	マ リ ア ナ 諸 島	そ の 他 南 洋 地 域
			北 支	中 支	満 州								
陸 軍	23	10	30	53	31	6	30	7	137	49	12	31	35
海 軍	1	1	2	2	0	0	1	0	25	8	3	4	25
合 計	24	11	32	55	31	6	31	7	162	57	15	35	60

地域 区分	硫 黄 島	沖 縄	県 内	県 外	地 域 不 明 者	合 計
陸 軍	11	32	15	30	24	566
海 軍	11	4	8	4	1	100
合 計	22	36	23	34	25	666

資料：昭和55年本市遺族会名簿

援護事務の状況（昭和39年1月7日閣議決定、39年より実施）

(単位：件)

	3	4	5
第11回 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金 (請求期間：令和2年4月1日～令和5年3月31日)	82	160	—
第30回 戦没者等の妻に対する特別給付金 (請求期間：令和5年4月1日～令和8年3月31日)	—	—	4
第13回 戦傷病者等の妻に対する特別給付金 (請求期間：令和3年10月1日～令和6年9月30日)	0	0	0
合 計	82	160	4

(2) 戦傷病者等の援護

戦傷病者等の援護は、恩給法又は戦傷病者戦没者遺族等援護法により、傷病恩給又は障害年金等が支給されるほか、戦傷病者特別援護法によって、療養の給付・葬祭費の支給・補装具の支給及び修理・JR無賃乗車券の交付等の措置がとられている。

本市における戦傷病者手帳所持状況

(単位：人)

	3	4	5
手帳所持者数	3	3	2

(神奈川県生活援護課)

(3) 戦没者追悼式

本市では、戦没者を追悼し恒久平和を祈念するために、毎年秋に遺族、市民を対象に実施する。

(令和2・3・4年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止)

(地域福祉係)

## 6. 保健福祉基金

寄附金を積み立て、保健福祉の増進を図る事業に充てる。

保健福祉基金額 96,972,507円 (令和6年3月31日現在)

令和5年度保健福祉基金積立金 7,495,564円 (内寄附金170件 7,493,775円)

令和5年度中取り崩し額 3,318,733円 (健康福祉総務課政策調整係)

## 7. 災害援助

(1) 災害弔慰金等の支給

大規模災害により死亡した市民の遺族に対する弔慰金(250～500万円)、負傷者又は障害を受けた方に対する見舞金(125～250万円)の支給、被災世帯に対する災害援護資金(150～350万円)の貸付を行う。

(3年度 0件、4年度 0件、5年度 0件)

(地域福祉係)

(2) 災害見舞金等支給事業

暴風、豪雨、地震その他の自然災害により死亡した市民の遺族に対する弔慰金、被災者に対する見舞金を支給する。

見舞金等分類表 (大和市)

(令和6年4月1日現在)

	被害の区分	見舞金等の額 (円)	
見舞金	全焼・全壊	1人世帯	55,000
		2人以上の世帯	75,000
	半焼・半壊	1人世帯	20,000
		2人以上の世帯	30,000
	床上浸水等	1人世帯	15,000
		2人以上の世帯	25,000
負傷	21日以上60日未満の入院	50,000	
	60日以上入院	100,000	
弔慰金	死亡	世帯主	1,000,000
		世帯主以外の世帯の構成員	500,000

※「世帯主」とは、死亡当時その属する世帯の生計を主として維持していた者

見舞金等支給状況

(単位：件)

		3	4	5
全焼・全壊	1人世帯	0	0	0
	2人以上の世帯	0	0	0
半焼・半壊	1人世帯	0	0	0
	2人以上の世帯	0	0	0
床上浸水等	1人世帯	0	0	0
	2人以上の世帯	0	0	0
計		0	0	0

(単位：件)

		3	4	5
負傷	21日以上60日未満の入院	0	0	0
	60日以上入院	0	0	0
死亡	世帯主	0	0	0
	世帯主以外の世帯の構成員	0	0	0
計		0	0	0

(地域福祉係)

## 8. 日本赤十字社

赤十字社は特殊法人で、社員（会員）をもって組織され、その運営費は社員（会員）の社費（会費）によりまかなわれている。人道と博愛の精神を基に、明るく住みよい社会を築くため、さまざまな活動を行う。

### (1) 赤十字社員（会員）増強運動の実施

赤十字に課せられた使命を遺憾なく遂行していくために市民の理解と協力を求めて、赤十字の人道的事業に参加しようとする気運を盛り上げることにより、赤十字組織の根幹である社員（会員）制度の普及及び加入の促進を図る。

社費（会費）状況

	3	4	5
実績額（円）	15,979,723	15,021,870	14,575,183

(2) 災害救護

災害発生時や火災等の被災者救護活動として、救護物資（半焼、半壊以上の火災の場合）の配布、見舞金等の支給を行う。また、災害義援金を募集する。

見舞金等分類表（大和市地区）

（令和6年4月1日現在）

	被害の区分	見舞金等の額（円）	
見舞金	全焼・全壊・流出	1人世帯	20,000
		2人から4人世帯	30,000
		5人以上の世帯	50,000
	半焼・半壊	1人世帯	10,000
		2人から4人世帯	20,000
		5人以上の世帯	30,000
		消火活動による水損	1世帯につき
	重傷	1人につき	20,000
	その他地区長が認めた時	1世帯につき	5,000
弔慰金	死亡	1人につき	100,000

見舞金等支給状況

（単位：件）

		3	4	5
全焼・全壊・流失	1人世帯	0	0	0
	2人以上の世帯	2	0	1
	店舗等	0	0	0
半焼・半壊・床上浸水	1人世帯	0	0	1
	2人以上の世帯	0	0	2
	店舗等	0	0	0
水損		0	0	0
計		2	0	4

（単位：件）

	3	4	5
重症	0	0	0
死亡	2	0	0
計	2	0	0

## 社会福祉

### (3) 赤十字講習会の開催

日赤講師により行われるもので、正規及び短期講習会がある。

- ① 救急法 ケガ人や病人を医師に見せるまでの応急手当を学ぶ。
- ② 幼児安全法 子どもに起こりやすい病気への対応と事故の手当を学ぶ。
- ③ 健康生活支援 健康的な高齢期を迎えるための知識や高齢者の自立を促す介護方法を学ぶ。

本地区では主に短期講習会の開催を地域に呼びかけ、開催を促進する。

	3	4	5
救急法	6	26	37
幼児安全法	0	9	8
健康生活支援	0	6	—

※令和3年度は、開催回数減

### (4) 赤十字奉仕団の育成

#### ① 大和市赤十字奉仕団（平成7年3月10日結成）

現在35人の団員がおり、市防災訓練参加、献血事業協力、義援金募集活動の展開並びに救急法や家庭看護法などの自主研修会を開催し、団員の資質向上を図り、地域における赤十字事業（社費募集活動等）への理解と協力を求めるため、日赤思想の普及啓発に重点を置き事業を展開する。

#### ② 大和市災害救護赤十字奉仕団（平成7年3月10日結成）

現在24人の団員がおり、災害時における救護活動の展開と地域における防災意識の向上を図ることを目的とし、救急員養成、市防災訓練への参加協力等の活動をする。

#### ③ 大和市点訳赤十字奉仕団（平成7年3月10日結成） ※神奈川県支部直轄の特別奉仕団

赤十字精神に基づき視覚障がい者の福祉向上に寄与することを目的とし、点訳活動を実施。

### (5) 協力団体への助成

赤十字社員（会員）増強運動の社員募集活動、日赤思想の啓発活動等の協力団体へ助成金を支給する。

令和5年度助成金支給状況

協力団体名	開始年度	助成金額（円）
大和市自治会連絡協議会	昭和54年4月	600,000
大和市赤十字奉仕団	平成7年4月	200,000
大和市災害救護赤十字奉仕団	平成7年4月	100,000

(地域福祉係)

## 9. 婦人保護事業

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づき、配偶者からの暴力の被害者である女性の早期発見に努め、必要な相談、指導、援助を行う。

	3	4	5
相談実人数	464	393	429

(生活援護課)

## 10. 中国残留邦人等支援事業

### (1) 支援給付制度

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づき、中国残留邦人等の生活の安定を図るため、その者の属する世帯の収入が一定の基準を満たさない場合に生活支援給付を行う。

支援給付対象世帯 : 5世帯 (地域福祉係)

### (2) 支援・相談員

中国残留邦人等に理解が深く、中国語ができる「支援・相談員」を置く。(毎週木曜日)

(地域福祉係)

## 11. 自殺対策事業

### (1) やまと自殺対策講演会

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題であると言われている。自殺の現状やその予防・対策についての理解と普及を図ることを目的に、講演会を開催する。

やまと自殺対策講演会に参加した人数

	3	4	5
人数	0	99	92

※令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止

### (2) ゲートキーパー養成研修

市民一人ひとりが心に悩みを抱えている人に早期に気づき、行政の窓口や相談機関への橋渡しを支援する方法を学ぶ研修会（ゲートキーパー養成研修）を実施。

令和5年度より、こころサポーターからゲートキーパーに名称を変更しました。

	3	4	5
ゲートキーパー養成研修実施回数	4	6	5
ゲートキーパー養成研修受講者数	75	183	139

※令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、規模縮小  
(こころの健康係)

### (3) 大和市民自殺防止相談電話

自殺予防に向けた相談専用電話を開設します。

利用状況

	3	4	5
相談件数	98	80	57

※特定の頻回利用者の件数は除く  
(こころの健康係)

※自殺対策事業は、令和5年度まで健康福祉総務課

## 12. 災害時避難行動要支援者対策事業

平成 25 年度の災害対策基本法一部改正により、これまでの「災害時要援護者」を「避難行動要支援者」と改称した上で、引き続き平常時から要支援者の情報を把握し、地域とその情報を共有して、災害時における要支援者の安否確認や避難支援等の取り組みを推進する。

対象者は、次のいずれかに該当する方で、避難行動への支援を必要とし、個人情報提供に同意した在宅の方。

- ① 70 歳以上の一人暮らし、もしくは世帯全員が 70 歳以上の高齢者世帯
- ② 身体障害者手帳 1 級又は 2 級の方
- ③ 療育手帳 A1、A2 の方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳 1 級の方
- ⑤ 介護保険法の要介護度 3～5 の方
- ⑥ 難病指定を受けている方、医療機器を使用している方
- ⑦ その他支援が必要と判断される方（申し出により登録）

各年度に実施した避難行動要支援者の調査等の送付数と支援希望者数 (単位：人)

		3	4	5
調 査 数		6,066	6,042	3,276
名簿共有同意者の内訳	同意者合計	115	166	139
	高齢者他 上記①⑥⑦	36	56	45
	障がい者 上記②③④	26	32	36
	要介護認定者 上記⑤	53	78	58

避難行動要支援者（同意者数内訳） (単位：人)

		令和 6 年 6 月 1 日現在
対象者数		24,735
同意者合計		3,429
高齢者他 上記①⑥⑦		1,589
障がい者 上記②③④		1,128
要介護認定者 上記⑤		712

避難行動要支援者名簿共有地区数 148 地区（全 149 地区・1 自治会は対象者なし）

※ 同意者の内訳については、区分を重複する対象者がおり、高齢者他<障がい者<要介護認定者の順で集計。(地域福祉係)

### 13. 社会福祉法人認可等事務

主たる事務所が市の区域内にあり、かつ、事業を本市の区域内で行う社会福祉法人の所轄庁として、所管する法人を適切に指導監督する。(平成25年度から)

	3	4	5
社会福祉法人数(年度末現在)	17	17	17
設立認可件数	0	0	0
定款変更等件数	3	6	2
指導監査件数	3	8	5

(健康福祉総務課政策調整係)

### 14. 成年後見制度利用促進事業

超高齢社会の進行などで、認知症などによる判断能力の低下により、法律行為が困難な方が増加しており、日常の金銭管理や契約などの法律行為を代理で行う成年後見のニーズが高まっている。しかし、成年後見の受け皿となる専門職は不足しているのが現状であるため、市民後見人の養成が必要とされている。市民後見人養成・活動支援事業については、専門的知識やネットワーク、法人後見事業の経験を有する大和市社会福祉協議会へ業務を委託。令和6年4月1日現在、市民後見人は4名。

### 15. こもりびと支援事業

こもりびと当事者や家族が抱える悩みや不安などについて、こもりびとコーディネーターが相談を受け付け適切な制度の案内、相談機関への取り次ぎなどを行うことによって、社会的な孤立の解消を目指す。

大和市では、いわゆる「ひきこもり」の方々に寄り添いたいとの思いから、より温かみのある「こもりびと」という呼称を使う。

※包括支援係は、令和6年度に新設。

(各年度末現在)

	3	4	5
延べ相談件数	619	576	549

(包括支援係)

### 16. おひとりさま施策推進事業

主に高齢のひとり暮らし等の市民が抱える終活などに関する精神的な不安を解消することで、健康で安心した生活を確保することを目的として、葬儀・納骨、財産整理などに関する相談の受け付けや情報の発信、葬儀生前契約に関するサポート等を行う。

(各年度末現在)

	3	4	5
終活支援事業 相談件数	285	233	309

(おひとりさま施策推進係)

※令和5年度までおひとりさま政策課

**17. 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業**

エネルギーや食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、家計への影響が大きい世帯の生活・暮らしを支援する。

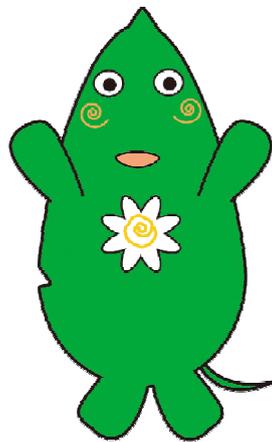
令和5年度の支給状況

	基準日	支給世帯数
① 住民税非課税世帯等に対する給付事業 (1世帯当たり3万円)	令和5年6月1日	21,449
② 住民税非課税世帯等に対する追加給付事業 (1世帯当たり7万円)	令和5年12月1日	21,746
③ 住民税均等割のみ課税世帯に対する給付 (1世帯当たり10万円)	令和5年12月1日	22
④ ②、③へのこども加算給付	令和5年12月1日	2,798

※②、③、④については、令和6年度に繰越のうえ、事業を継続します。

(給付金係)

## 6 . 保 健 衛 生



大和市イベントキャラクター「ヤマトン」

# 保 健 衛 生 (1)

	ページ	財 源 内 訳			
		国	県	市	その他
1. 保健	158				
(1) 地域医療対策	158				
ア. 休日夜間急患診療所運営	158		○	○	
イ. 夜間診療運営	158			○	
ウ. 休日歯科診療事業等運営	159			○	
エ. 眼科救急医療体制	160			○	
オ. 耳鼻咽喉科救急医療体制	160			○	
カ. 外国籍市民救急医療対策事業	160		○	○	
キ. 産科医等確保支援事業	160		○	○	
(2) 健康づくり推進	161				
ア. 普及・啓発	162			○	
イ. 女性の健康づくり	164			○	
ウ. 親子de健康診査事業	164			○	
エ. 自主的な健康づくりの支援	165			○	○
オ. 歩く健康づくりの推進	165			○	○
2. 予防	166				
(1) 保健予防事業	166				
ア. 予防接種	166	○	○	○	
イ. 新型コロナウイルスワクチン接種	171	○			
ウ. 新型コロナウイルス感染者支援	176			○	
エ. 感染症予防	176			○	
オ. 狂犬病予防	176			○	
カ. 献血推進	177			○	
3. 健康増進	177				
(1) 健康増進事業	177				
ア. 健康手帳の交付	178		○	○	
イ. 健康教育	178		○	○	○

対 象 年 齢	根 拠 法 令 等	事業開始年月	主 管 課
	救急医療対策実施要綱	S48. 8	医 療 健 診 課
	〃	S54. 12	〃
	〃	S54.	〃
	〃		〃
	〃		〃
	〃	H 5. 1	〃
	地域医療介護総合確保基金事業費補助金交付要綱	H21. 1	〃
	大和市健康づくり普及啓発事業実施要領	S58. 4	健康づくり推進課
18歳～39歳	大和市女性健康診査事業実施要綱	H 2. 4	医 療 健 診 課
1歳6か月児の親	大和市親子健康診査事業実施要綱	H27. 4	〃
20歳～	大和市健康ポイント事業実施要綱	H29. 1	健康づくり推進課
	大和市歩く健康づくり推進条例	H29. 4	〃
出生後～	予防接種法 大和市定期予防接種実施要領他	S23.	医 療 健 診 課
生後6か月～	予防接種法 大和市新型コロナウイルス感染症に係る臨時予防接種 実施要領他	R 3. 1	〃
	大和市新型コロナウイルス感染症自宅療養者食料品支 援事業実施要綱	R 3. 10	〃
16歳～	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する 法律	H10. 10	〃
	狂犬病予防法	S25.	〃
16歳～69歳	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律	S34. 4	〃
40歳～	健康増進法（平成20年度、老人保健法から変更）	S58. 4	健康づくり推進課
40歳～	健康増進法（平成20年度、老人保健法から変更） 介護保険法 高齢者の医療の確保に関する法律	S58. 4 H18. 4 R 2. 4	〃

# 保 健 衛 生 (2)

		ページ	財 源 内 訳			
			国	県	市	その他
	ウ. 健康相談	178		○	○	○
	エ. 健康度見える化コーナー・健康度測定コーナー	179		○	○	○
	オ. 訪問指導	180		○	○	○
	カ. 健康診査	180	○	○	○	
	キ. がん患者等の支援	183		○	○	
4.	環境衛生事業	184				
	(1) 環境衛生	184				
	ア. 環境衛生	184			○	
	イ. 広域大和斎場組合	184	/	/	/	/

対 象 年 齢	根 拠 法 令 等	事業開始年月	主 管 課
40歳～	〃	S58. 4 H18. 4 R 2. 4	健康づくり推進課 医 療 健 診 課
	大和市健康度見える化コーナー設置要領	H28. 3	健康づくり推進課
40歳～	健康増進法（平成20年度、老人保健法から変更） 介護保険法 高齢者の医療の確保に関する法律	S58. 4 H18. 4 R 2. 4	〃
20歳～	健康増進法（平成20年度、老人保健法から変更） 国民健康保険法 高齢者の医療の確保に関する法律他	S58. 4 H21. 4 R 2. 4	医 療 健 診 課 健康づくり推進課
	大和市がん患者等ウィッグ及び胸部補整具購入費助成要綱 大和市重粒子線治療費助成要綱 大和市骨髄移植ドナー支援事業助成要綱	H27. 4  H28. 4 H30. 4	医 療 健 診 課
～20歳	大和市特別の理由による任意の予防接種費用の助成に関する要綱	R 1. 10	
～40歳	大和市若年がん患者在宅生活支援助成に関する要綱	R 4. 4	
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律		医 療 健 診 課
	広域大和斎場組合格約		〃

# 保 健 衛 生

## 1. 保健

### (1) 地域医療対策

#### ア. 休日夜間急患診療所運営

夜間、休日（昼間）において急病になった市民に対し適切な診療を行い、市民の健康を守る。

休日・夜間急患診療体制

（大和市地域医療センター休日夜間急患診療所

鶴間 1-28-5 TEL 263-6800）

	診 療 日	診 療 時 間
休 日	日曜日・祝日・年末年始	午前 9 時～正午 午後 2 時～ 5 時 午後 8 時～11 時
平 日	月曜日～土曜日	午後 8 時～11 時

（医療施策推進係）

#### イ. 夜間診療運営

夜間において急病となった市民に対し、一次診療（内科・小児科の軽症患者のための診療）は大和市地域医療センター休日夜間急患診療所で、二次診療（中、重症患者のための診療）は病院群輪番制で、適切な診療を行い、市民の健康を守る。

病院群輪番制（令和 5 年度）

内科

曜日	医療機関名	電話番号	所在地	診療時間 ※
月	中央林間病院（第 1, 3, 5 月曜）	275-0110	中央林間 4-14-18	午後 5 時～翌日午前 8 時
	桜ヶ丘中央病院（第 2 月曜）	269-4111	福田 1-7-1	
	大和徳洲会病院（第 4 月曜）	264-1111	中央 4-4-12	
火	南大和病院（第 1～3, 5 火曜）	269-2411	下和田 1331-2	
	桜ヶ丘中央病院（第 4 火曜）	269-4111	福田 1-7-1	
水	中央林間病院	275-0110	中央林間 4-14-18	
木	南大和病院	269-2411	下和田 1331-2	
金	桜ヶ丘中央病院	269-4111	福田 1-7-1	
土 日	大和市立病院	260-0111	深見西 8-3-6	午後 1 時～翌日午前 8 時
				午前 8 時～翌日午前 8 時
※月～土曜日が祝日又は年末年始（12/29～1/3）の場合は、午前 8 時～翌日午前 8 時				

小児科

	医療機関名	電話番号	所在地	診療時間
365 日	大和市立病院	260-0111	深見西 8-3-6	24 時間

患者取扱件数

		3		4		5		
		年間	月平均	年間	月平均	年間	月平均	
大和市 地域医療 センター	昼 間	1,726	144	2,850	237	5,727	477	
	夜 間	1,859	155	2,840	237	5,809	484	
	計	3,585	299	5,690	474	11,536	961	
病院群 輪番制	外来	全 体	16,751	1,396	17,851	1,488	17,833	1,486
		当番日	7,222	602	7,715	643	8,265	689
	うち入院	全 体	3,596	300	3,767	314	4,021	335
		当番日	1,434	120	1,434	120	1,590	133
	うち三次 へ転送	全 体	248	21	166	14	153	13
		当番日	80	7	69	6	83	7
計		20,336	1,695	23,541	1,962	29,369	2,447	

(医療施策推進係)

ウ. 休日歯科診療事業等運営

大和綾瀬歯科医師会 大和歯科診療所  
において、休日の歯科急病患者並びに要  
介護者及び高齢者に対し、適切な診療を  
行い、市民の健康を守る。

(大和歯科医師会館内 深見西 2-1-25  
TEL 263-4107)

診療体制 (令和5年度)

休日歯科診療事業

診 療 日	診 療 時 間
日曜日・祝日・振替休日	午前 9 時 ～正午
5月3日～5日 12月30日～1月3日	午前 9 時 ～正午 午後 1 時 30 分～ 4 時

※令和5年度から診療時間を変更

要介護・高齢者歯科事業

診 療 日	診 療 時 間
第2・第4木曜日	午前 9 時 ～午後 1 時

※令和6年2月より開始

休日歯科診療事業 地区別患者利用状況

	3				4				5			
	大和 市民	綾瀬 市民	その 他	計	大和 市民	綾瀬 市民	その 他	計	大和 市民	綾瀬 市民	その 他	計
人 数	148	3	40	191	144	0	32	176	106	1	30	137
大和市民対綾瀬市民の 患者割合 (%)	98.0	2.0	—	100	100	0	—	100	99.1	0.9	—	100
全体の患者割合 (%)	77.5	1.6	20.9	100	81.8	0	18.2	100	77.4	0.7	21.9	100
1日当たりの患者数	2.06	0.04	0.56	2.65	2.00	0	0.44	2.44	2.47	0.02	0.70	3.19

※令和5年度は、バリアフリー化工事などのため7月から11月まで休診

要介護・高齢者歯科事業 利用状況

	3	4	5
患者数	—	—	5

(医療施策推進係)

## 保健衛生

### エ. 眼科救急医療体制

県内を6地域に分割した広域診療体制で、休日（昼間）において眼科救急患者の医療を確保する。

診療体制（相模原南メディカルセンター）

診 療 日	診 療 時 間
日曜日・祝日・年末年始	午前9時～午後5時

（医療施策推進係）

### オ. 耳鼻咽喉科救急医療体制

県内を6地域に分割した広域診療体制で、休日（昼間）において、固定輪番制（3か所）により、耳鼻咽喉科救急患者の医療を確保する。

診療体制（相模原南メディカルセンター、厚木メジカルセンター、伊勢原市休日夜間診療所）

診 療 日	診 療 時 間
日曜日・祝日・年末年始	午前9時～午後4時30分

（医療施策推進係）

### カ. 外国籍市民救急医療対策事業

本市の救急医療体制の円滑な運営を確保するため、外国籍市民が県内の救急医療機関において救急患者として治療を受けたが、医療の負担能力に欠けるため、救急医療機関に医療費の未収が発生した場合に、その未収金の相当額を助成する。

補助実績

	3	4	5
対象者数	0	0	0

（医療施策推進係）

### キ. 産科医等確保支援事業

産科医等の確保を図るため、分娩手当を支給する産科医療機関に対し、分べん取扱件数に応じて補助金を交付する。

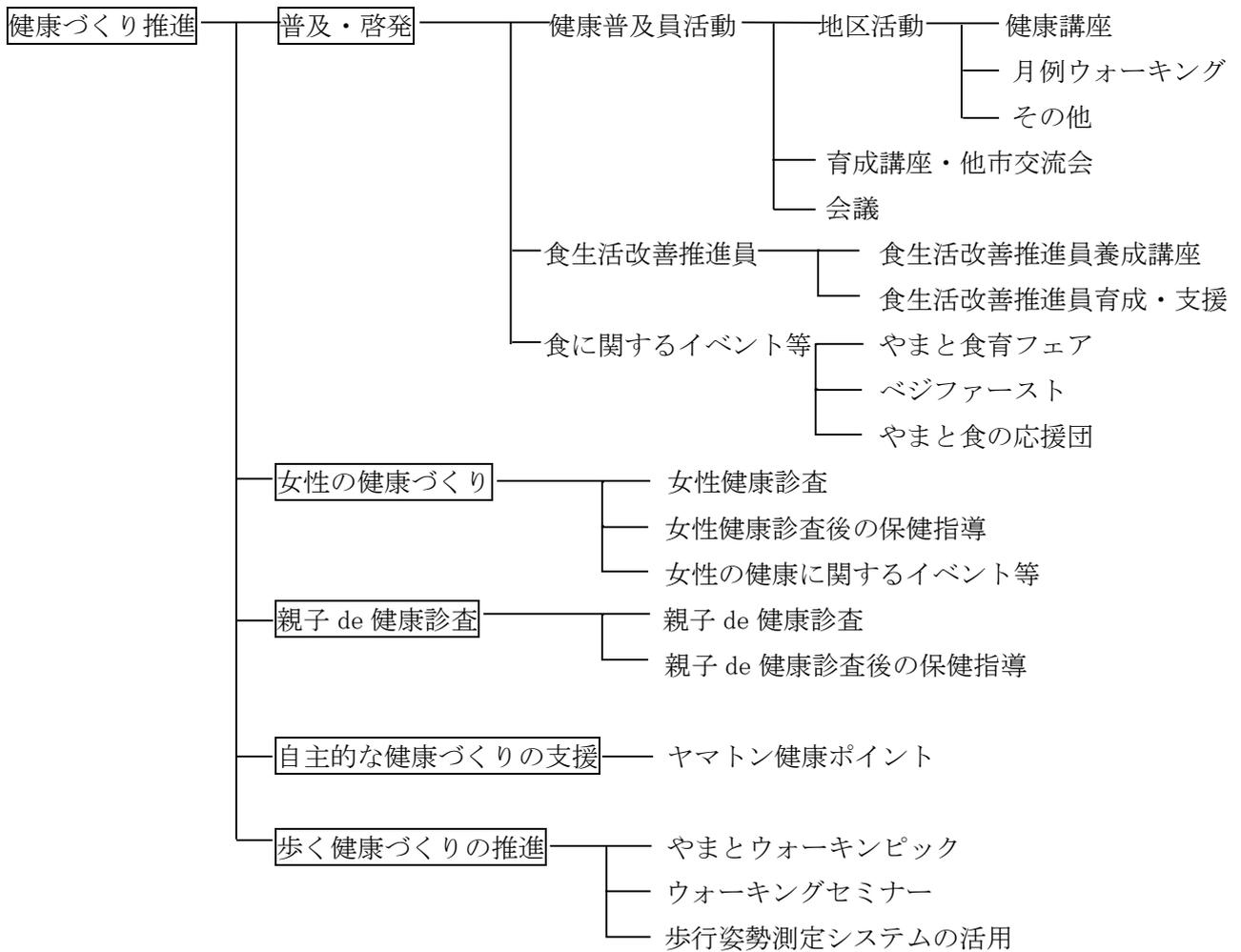
補助実績

	3	4	5
回数	1	1	1
分べん取扱件数	334	348	285

（医療施策推進係）

(2) 健康づくり推進

市民が「自分の健康は自分で守る」という自覚をもって健康づくりをするために、日常生活における健康づくりの指導を積極的に推進する。



## 保健衛生

### ア. 普及・啓発

#### (ア) 健康普及員活動

自治会連絡協議会理事より推薦され、市内全域 72 名以内で構成。令和 5 年度の健康普及員は 67 名。(令和 5 年度末現在)

『ともに歩もう こころの“健幸” 体の健康』をスローガンに掲げ市内 11 地区で健康増進活動を展開している。

年 1 回健康普及員だよりを発行している。

#### 主な事業

##### a 地区活動

(a) 健康講座（体操教室、料理教室、ウォーキング等の開催、健康度測定）

(b) その他（市民まつり、ふれあい広場等）

##### b 育成講座・他市交流会

c 会議（総会・理事会・編集委員会・定例会・各種事業の会議等）

健康普及員に関する事業実績

		3	4	5	
地区活動	健康講座	開催回数（回）	33	55	51
		参加者数（人）	632	1,755	1,275
	その他	開催回数（回）	24	32	16
		参加者数（人）	799	335	2,669
育成講座 他市交流会		開催回数（回）	3	4	4
		参加者数（人）	157	170	177
会 議		開催回数（回）	64	88	80
		参加者数（人）	469	590	621

(地域保健活動係)

(イ) 食生活改善推進員

県・市で開催する養成講座修了生により組織され、令和5年度会員数は83名。実践活動を通して食生活改善の普及啓発をする。

主な事業

- a 地域での食生活改善のための実践活動
- b 市等が実施する各種保健事業への協力
- c 知識及び技術向上のための研修

食生活改善推進員に関する事業実績

		3	4	5
食生活改善推進員養成講座	回数	8	8	8
	延べ人数	263	224	158
食生活改善推進員活動	回数	119	46	61
	延べ人数	1,664	1,016	1,149

(地域栄養ケア推進係)

(ウ) 食に関するイベント等

やまと食育フェアの開催や、ベジファースト・ラスト 15 キャンペーン等の実施により食に関する普及啓発を行う。

主な事業

- a やまと食育フェアの開催
  - 令和2～4年度は感染症拡大防止のため Web 開催
  - 令和5年度 やまと食育フェアは会場開催
- b ベジファースト・ラスト 15～まずは野菜、最後は残さずごちそうさま～キャンペーンとして、啓発コースターやポケットティッシュ等を配布
  - 令和2年度よりベジファーストキャンペーンとして実施
  - 令和5年度より毎日プラス1皿の野菜を追加して実施
- c やまと食の応援団
  - 市が設定した要件に沿って、健康的な食環境づくりに取り組む飲食店事業者等を「やまと食の応援団」として市に登録していただき、連携して食育推進

食に関するイベント等

	3	4	5
やまと食育フェア 企画参加人数	217	170	996
やまと食育フェア HP アクセス数	572	747	-
ベジファースト普及啓発物配布数	16,264	19,567	23,001
やまと食の応援団登録店舗数	82	95	101

(地域栄養ケア推進係)

## 保健衛生

### イ. 女性の健康づくり

#### (ア) 女性健康診査

学校や職場等で健診の機会が少ない  
18歳～39歳の女性を対象に健康診査を  
実施。

#### 女性健康診査実績

	3	4	5
回数	10	10	10
受診者数	588	540	589

(健康診査・がん・感染症予防係)

#### (イ) 女性健康診査後の保健指導

保健師や管理栄養士が健診受診者に対し、個別に保健及び栄養指導を実施。

#### 女性健診後の保健指導実績

	3		4		5	
	回数	相談者数	回数	相談者数	回数	相談者数
健診当日	10	572	10	513	10	575
結果郵送時	10	588	10	540	10	589

(健康診査・がん・感染症予防係)

#### (ウ) 女性の健康に関するイベント等

主な事業

Health & Beauty フェアの開催

#### やまと Health & Beauty フェア実績

	3	4	5
企画参加人数	98	421	781
HP アクセス数	242	433	-

※令和3年度は、Web開催

※令和4年度は、Web+複数会場開催

※令和5年度は、会場開催

(地域栄養ケア推進係)

### ウ. 親子 de 健康診査

(ア) 1歳6か月児歯科健診に来られた父母  
を対象に血液検査を実施。

#### 親子 de 健康診査実績

	3	4	5
回数	24	35	36
受診者数	515	463	534

(健康診査・がん・感染症予防係)

#### (イ) 親子 de 健康診査後の保健指導

保健師が健診受診者に対し、個別に保  
健指導を実施。

#### 事後指導等実績

	3	4	5
実施者数	0	50	57
文書情報提供者数	515	463	534

(健康診査・がん・感染症予防係)

## エ. 自主的な健康づくりの支援

自主的な健康づくりに取り組むきっかけをつくるとともに、習慣化されるよう支援することを目的に、ヤマトン健康ポイントを実施。

### ヤマトン健康ポイント抽選応募実績

	3	4	5
応募枚数	9,112	11,711	13,356
応募者実人数	1,670	2,082	2,415
対象事業数	300	327	401
協力認定団体数	75	84	91

(健康施策・歩こう係)

## オ. 歩く健康づくりの推進

### (ア) やまとウォーキンピック

日常生活に身近で、気軽に組み合わせて、介護予防等にも効果がある歩くことによる健康づくりの普及定着を図るため、ゲーム性のあるウォーキングイベントであるやまとウォーキンピックを実施。

### やまとウォーキンピック参加人数実績

	3	4	5
参加人数	3,374	3,567	3,665

(健康施策・歩こう係)

### (イ) ウォーキングセミナー

陸上選手等を講師に迎え、正しい歩き方、効用等について、実技指導を交えた講演会を実施。

### ウォーキングセミナー実績

	3	4	5
参加人数	—	42	79

(健康施策・歩こう係)

### (ウ) 歩行姿勢測定システムの活用

イベント等で、歩行姿勢測定システムを活用して、歩行速度、歩幅等を測定、歩行姿勢について助言を実施。

### 歩行姿勢測定システム活用実績

	3	4	5
参加人数	144	911	734

(健康施策・歩こう係)

保健衛生

2. 予防

(1) 保健予防事業

ア. 予防接種

感染症のまん延防止と予防のため、乳幼児・児童及び 65 歳以上の者等を対象に協力医療機関で予防接種を実施している。

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

定期予防接種		対象年齢	標準的な接種方法		備考
B 型肝炎		生後 2 か月～ 1 歳未満	3 回（標準的な接種期間は生後 2 か月～9 か月未満） 2 回目：1 回目から 4 週以上あける 3 回目：1 回目から 20 週以上あける		・平成 28 年 10 月より定期接種開始
ロタウイルス	ロタリックス (1 価)	生後 6 週 0 日後～ 24 週 0 日後	2 回 (27 日以上の間隔をおく)	※初回接種は標準的には生後 2 か月から生後 14 週 6 日までに開始 ※どちらかのワクチンを選んで、同一のワクチンを続けて接種	・令和 2 年 10 月より定期接種開始
	ロタテック (5 価)	生後 6 週 0 日後～ 32 週 0 日後	3 回 (27 日以上の間隔をおく)		
小児用肺炎球菌		初回接種開始年齢	生後 2 か月～7 か月未満	初回：3 回（27 日以上の間隔、ただし、初回 2 回目及び 3 回目の接種は 2 歳未満までに行い、それを超えた場合は行わない。また、初回 2 回目の接種が 1 歳を超えた場合、初回 3 回目は行わない） 追加：1 回（1 歳～1 歳 3 か月を標準的な接種期間とし、初回接種終了から 60 日以上あけ 1 歳以降）	・平成 23 年 2 月から「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業」として実施、平成 25 年 4 月より定期接種化
			上記月齢で開始できなかった場合		
			生後 7 か月～1 歳未満	初回：2 回（27 日以上の間隔、ただし、初回 2 回目の接種は 2 歳未満までに行い、それを超えた場合は行わない） 追加：1 回（初回接種終了後 60 日以上あけ 1 歳以降）	
			1 歳～2 歳未満	2 回（60 日以上の間隔）	
			2 歳～5 歳未満	1 回	

(令和6年4月1日現在)

定期予防接種		対象年齢	標準的な接種方法	備考
5種混合 (4種混合+ヒブ)		生後2か月 ～7歳6か月未満	初回：3回(20日以上56日までの 間隔) 追加：1回(初回接種終了後6か 月～1年6か月までの間隔)	・令和6年4月より定期 接種に導入
すでに4種混合(又は3種混合+ポリオ)とヒブの接種を開始している場合	4種混合 ※1 (ジフテリア・百日 せき・破傷風・ ポリオ ※2)	生後2か月 ～7歳6か月未満	初回：3回(20日以上56日までの 間隔) 追加：1回(初回接種終了後1年 ～1年6か月までの間隔)	※1 平成24年11月よ り定期接種に導入 ※2 ポリオ(経口)ワク チン集団接種が平 成24年8月で終 了、同年9月より 不活化ポリオワク チンの定期接種導 入及び個別接種を 開始 ※3 3種混合ワクチン は、平成28年2月 に販売終了した が、平成30年1月 より再販開始
	3種混合 ※3 (ジフテリア・百日 せき・破傷風)			
	ヒブ	初回接種開始年齢	生後2か月 ～7か月未満	初回：3回(27日以上56日までの 間隔、ただし、初回2回目 及び3回目の接種は1歳未 満までに行い、それを超え た場合は行わない) 追加：1回(初回接種終了後7～13 か月までの間隔、ただし、 初回接種を終了せずに1歳 を超えた場合は、最後の注 射終了後から27日以上あ ける)
	上記月齢で開始できなかつた場合	生後7か月 ～1歳未満	初回：2回(27日以上56日までの 間隔、ただし、初回2回目 の接種は1歳未満までに行 い、それを超えた場合は行 わない) 追加：1回(初回接種終了後7～13 か月までの間隔、ただし、初 回2回目を終了せずに1歳を 超えた場合は、最後の注射終 了後から27日以上あける)	
		1歳 ～5歳未満	1回	

保健衛生

(令和6年4月1日現在)

定期予防接種		対象年齢	標準的な接種方法	備考
BCG		生後3か月～1歳未満	1回（標準的な接種期間は生後5か月～8か月未満）	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年4月より、それまで生後3か月～6か月未満であった対象年齢が拡大</li> <li>平成28年3月で集団接種が終了。同年4月より個別接種を開始</li> </ul>
麻しん ・風しん	1期	1歳～2歳未満	1回	
	2期	小学校就学前の1年間	1回	
水痘(水ぼうそう)		1～3歳未満	1回目：1歳から1歳3か月未満の間 2回目：1回目接種後6か月から1年までの間隔	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年10月より定期接種化。平成26年11月から平成27年3月まで、3歳～5歳未満を対象に経過措置として任意接種の費用助成を実施</li> </ul>
日本 脳 炎	1期	生後6か月（標準的には3歳）～7歳6か月未満	初回：2回（6日以上28日までの間隔） 追加：1回（1期初回終了後おおむね1年の間隔）	
	2期	9歳～13歳未満	1回	
	特例	平成19年4月1日以前生まれの20歳未満	1期、2期合わせて4回接種していない場合は、残りの回数を20歳未満までに接種可能	
2期ジフテリア・破傷風		11歳～13歳未満	1回	

(令和6年4月1日現在)

定期予防接種	対象年齢	標準的な接種方法	備考
HPV(子宮頸がん予防)	小学6年生 ～高校1年生相当の 女子(標準的な接種 年齢は中学1年生)  キャッチアップ接種 対象者 ※4 平成9年4月2日～ 平成20年4月1日 生まれの女性	ワクチンにより接種方法が 異なる ・サーバリックス(1か月の 間隔をおいて2回、1回目 の接種から6か月の間隔 をおいて1回) ・ガーダシル(2か月の間隔 をおいて2回、1回目の接 種から6か月の間隔をお いて1回) ・シルガード9(初回接種年 齢が15歳未満の場合、6 か月の間隔をおいて2回、 初回接種年齢が15歳以上 の場合、2か月の間隔をお いて2回、1回目の接種か ら6か月の間隔をおいて1 回)	・平成22年10月から「中 学1年生～中学3年生の 女子を対象に「市単独事 業」として費用助成を実 施 ・平成23年2月から「子宮 頸がん等ワクチン接種緊 急促進事業」として実施、 平成25年4月より定期接 種化 ・平成25年6月14日より、 厚生労働省の勧告により 積極的な勧奨を一時見合 わせていたが、令和4年 度より積極的な接種勧奨 再開  ※4 積極的な勧奨の差し控 えにより接種機会を逃 した方に対して公平な 接種機会を確保する観 点から、積極的な勧奨 を差し控えている間に 定期接種の対象であっ た方をキャッチアップ 接種対象者として令和 4年4月から令和7年3 月末まで時限措置とし て実施。 なお、平成18年度生ま れ及び平成19年度生ま れの対象者は、高校2 年生相当の学年以降、 順次キャッチアップ接 種の対象となる。

保健衛生

(令和6年4月1日現在)

定期予防接種	対象年齢	接種回数	備考
季節性インフルエンザ	65歳以上の者及び60～64歳の心臓・腎臓・呼吸器又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する者	1回 (10月～12月)	
成人用肺炎球菌	65歳の者及び60～64歳の心臓・腎臓・呼吸器又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する者	1回	・経過措置は令和5年度で終了した
新型コロナワクチン	65歳以上の者及び60～64歳の心臓・腎臓・呼吸器又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する者	1回	・令和6年度より定期接種化
風しんの追加的対策による風しん第5期	昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性 ※風しんに係る抗体検査において、十分な量の抗体があると判定された者を除く	1回	・これまで公的な接種機会がなかった年代を対象に、令和元年度より3年間の時限措置として実施していたが、国の方針により令和6年度まで期間延長となった

(令和6年4月1日現在)

任意予防接種	対象年齢	助成内容	備考
成人風しん	19歳以上で ① 妊娠を希望する女性 ② 妊婦の夫(事実上の婚姻関係にあると認められる場合を含む。)	麻しん風しん混合ワクチン又は風しん単体ワクチンの接種費用の一部	・風しんの流行に伴い、先天性風しん症候群発症予防の緊急対策として、平成25年4月26日より実施

年度別実施状況

定期

(単位：人)

	3	4	5
B型肝炎	5,326	5,391	5,256
ロタウイルス	4,129	4,204	3,880
小児用肺炎球菌	7,195	7,285	7,047
BCG	1,734	1,851	1,767
4種混合	7,235	7,236	7,484
3種混合(DPT)	1	3	0
ポリオ(IPV)	1	1	3
ヒブ	7,213	7,262	7,056
麻しん風しん	3,684	3,607	3,669
麻しん	0	0	0
風しん	0	0	0
水痘	3,543	3,402	3,515
日本脳炎	4,364	9,369	7,463
2期ジフテリア・破傷風(DT)	1,574	1,663	1,703
HPV	1,230	1,884	2,522
季節性インフルエンザ	24,306	25,912	24,639
成人用肺炎球菌	1,211	1,240	1,721
風しんの追加的対策	247	279	151

任意

	3	4	5
成人風しん	206	208	161

(健康診査・がん・感染症予防係)

イ. 新型コロナウイルスワクチン接種

(ア) 接種体制

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、予防接種法に基づく特例臨時接種として、令和5年度は、公共施設での「集団接種」と各医療機関による「個別接種」により、12歳以上の1回目～7回目接種、小児(5～11歳)の1～6回目接種、乳幼児(生後6か月～4歳)の1～4回目接種を実施。

また、令和5年5月8日から同年9月19日までの期間における追加接種は、「令和5年春開始接種」(対象者は、初回接種完了者のうち、65歳以上の方、又は基礎疾患を有するなど重症化リスクの高い方)として、同年9月20日から令和6年3月31日までの期間における追加接種は、「令和5年秋開始接種」(対象者は、生後6か月以上の初回接種を完了した方)として実施。

## 保健衛生

### a 集団接種

令和5年度は、保健福祉センター、市民交流拠点ポラリスの2か所で実施。

(単位：日)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
保健福祉センター	1	16	5	3	2	0	20	11	5	0	0	0	63
市民交流拠点ポラリス	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6

※初回（1・2回目）接種 令和5年 4月 22日～

※追加（3～5回目）接種 令和5年 4月 22日～

※追加（6回目）接種 令和5年 5月 8日～

※追加（7回目）接種 令和5年 9月 20日～

#### (a) 保健福祉センター

	使用ワクチン
令和5年 4月 22日～ 6月 17日（土）	ファイザー社従来型ワクチン
令和5年 4月 22日～ 5月 31日（水木金、土日）	ファイザー社オミクロン株対応 2 価ワクチン（BA. 4-5）
令和5年 6月 1日～ 8月 31日（木、土）	モデルナ社オミクロン株対応 2 価ワクチン（BA. 4-5）
令和5年 10月 4日～12月 21日（水木金、土日）	モデルナ社オミクロン株対応 1 価ワクチン（XBB. 1.5）

#### (b) 市民交流拠点ポラリス

	使用ワクチン
令和5年 5月 13日～ 5月 28日（土日）	ファイザー社オミクロン株対応 2 価ワクチン（BA. 4-5）

### b 個別接種（高齢者施設等での接種含む）

#### (a) 初回（1・2回目）接種

令和5年 4月 1日～ 9月 19日

ファイザー社従来型ワクチン

モデルナ社従来型ワクチン

令和5年 8月 7日～ 9月 19日

ファイザー社オミクロン株対応 2 価ワクチン（BA. 1）

ファイザー社オミクロン株対応 2 価ワクチン（BA. 4-5）

令和5年 9月 20日～

ファイザー社オミクロン株対応 1 価ワクチン（XBB. 1.5）

モデルナ社オミクロン株対応 1 価ワクチン（XBB. 1.5）

(b) 追加（3～5回目）接種

令和5年 4月 1日～ 9月 19日

- ファイザー社オミクロン株対応 2価ワクチン (BA. 1)
- ファイザー社オミクロン株対応 2価ワクチン (BA. 4-5)
- モデルナ社オミクロン株対応 2価ワクチン (BA. 1)
- モデルナ社オミクロン株対応 2価ワクチン (BA. 4-5)

令和5年 9月 20日～

- ファイザー社オミクロン株対応 1価ワクチン (XBB. 1. 5)
- モデルナ社オミクロン株対応 1価ワクチン (XBB. 1. 5)

(c) 追加（6回目）接種

令和5年 5月 8日～

- ファイザー社オミクロン株対応 2価ワクチン (BA. 1)
- ファイザー社オミクロン株対応 2価ワクチン (BA. 4-5)
- モデルナ社オミクロン株対応 2価ワクチン (BA. 1)
- モデルナ社オミクロン株対応 2価ワクチン (BA. 4-5)

(d) 追加（7回目）接種

令和5年 9月 20日～

- ファイザー社オミクロン株対応 1価ワクチン (XBB. 1. 5)
- モデルナ社オミクロン株対応 1価ワクチン (XBB. 1. 5)

(e) 小児（5歳～11歳）初回（1・2回目）接種

令和5年 4月 1日～ 9月 19日

小児用ファイザー社従来型ワクチン

令和5年 8月 7日～ 9月 19日

小児用ファイザー社従来型ワクチン

- 小児用ファイザー社オミクロン株対応 2価ワクチン (BA. 4-5)
- モデルナ社オミクロン株対応 2価ワクチン (BA. 4-5)

※モデルナ社は6歳～11歳対象。協力医療機関から特に要望があった場合のみ配布

令和5年 9月 20日～

- 小児用ファイザー社オミクロン株対応 1価ワクチン (XBB. 1. 5)
- モデルナ社オミクロン株対応 1価ワクチン (XBB. 1. 5)

※モデルナ社は6歳～11歳対象。協力医療機関から特に要望があった場合のみ配布

(f) 小児（5歳～11歳）追加（3～4回目）接種

令和5年 4月 1日～ 9月 19日

小児用ファイザー社オミクロン株対応ワクチン (BA. 4-5)

令和5年 8月 7日～ 9月 19日

- 小児用ファイザー社オミクロン株対応 2価ワクチン (BA. 4-5)
- モデルナ社オミクロン株対応 2価ワクチン (BA. 4-5)

※モデルナ社は6歳～11歳対象。協力医療機関から特に要望があった場合のみ配布

(g) 小児（5歳～11歳）追加（5回目）接種

令和5年 5月 8日～

小児用ファイザー社オミクロン株対応 2価ワクチン (BA. 4-5)

## 保健衛生

- (h) 小児（5歳～11歳）追加（6回目）接種  
 令和5年 9月20日～  
 小児用ファイザー社オミクロン株対応1価ワクチン（XBB.1.5）
- (i) 乳幼児（生後6か月～4歳）初回（1～3回目）接種  
 令和5年 4月 1日～ 9月19日  
 乳幼児用ファイザー社従来型ワクチン  
 令和5年 9月20日～  
 乳幼児用ファイザー社1価ワクチン（XBB.1.5）
- (j) 乳幼児（生後6か月～4歳）追加（4回目）接種  
 令和5年 9月20日～  
 乳幼児用ファイザー社1価ワクチン（XBB.1.5）

※令和5年秋開始接種における個別接種用として、12歳以上の追加接種に使用できる第一三共社1価ワクチン（XBB.1.5）も令和6年12月から確保していたが、協力医療機関からの要望がなく、接種実績なし。

### (イ) 接種実績（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

※接種回数は、国のワクチン接種記録システム（VRS）に基づく速報値（令和6年4月1日時点）。

※別動隊の「その他」については、予診票及び受付名簿等より算出。

#### a 集団接種

（単位：回）

	3	4	5	合計
保健福祉センター（12歳以上）	52,300	43,307	18,044	113,651
保健福祉センター（小児）	1,509	2,070	—	3,579
市民交流拠点ポラリス	42,236	34,491	3,848	80,575
大和スポーツセンター	76,118	6,285	—	82,403
渋谷学習センター	6,498	—	—	6,498
光丘中学校	2,166	—	—	2,166
北大和小学校	2,168	—	—	2,168
桜丘小学校	2,054	—	—	2,054
市民活動拠点ベテルギウス	458	—	—	458
合計	185,507	86,153	21,892	293,552

※大和スポーツセンターの令和3年度には、別動隊として1・2回目を接種した教職員、保育士、児童クラブ職員、高齢者施設等従事者等を含む。

b 個別接種（高齢者施設等での接種含む）

（単位：回）

	3	4	5	合計
市内協力医療機関（12歳以上）	182,733	114,523	54,107	351,363
市内協力医療機関（小児）	144	4,590	738	5,472
市内協力医療機関（乳幼児）	—	966	474	1,440
合計	182,877	120,079	55,319	358,275

※令和3年度の市内協力医療機関の数 12歳以上：99、小児：9

※令和4年度の市内協力医療機関の数 12歳以上：98、小児：18、乳幼児：10

※令和5年度の市内協力医療機関の数 12歳以上：90、小児：13、乳幼児：10

c 別動隊

（単位：回）

	3	4	5	合計
UR 上和田団地	604	—	—	604
県営いちょう下和田団地	706	—	—	706
市民活動拠点ベテルギウス（外国籍市民）	140	—	—	140
その他	1,568	—	—	1,568
合計	3,018	—	—	3,018

※その他は、大和スポーツセンターで1・2回目を接種した妊婦とその家族、受験生、保健福祉センターで3回目を接種した消防職員、大和スポーツセンターで3回目を接種した高齢者施設等従事者等。ただし、大和スポーツセンターで1・2回目を接種した教職員、保育士、児童クラブ職員、高齢者施設等従事者等を除く。

※令和3年度末までに集団接種と個別接種が安定的に実施されるようになったことや、各地域から要請が少なかったこと等も踏まえ、令和4年度及び令和5年度は別動隊での接種を実施せず。

d その他会場

（単位：回）

	3	4	5	合計
自衛隊大規模接種会場	4,191	549	—	4,740
神奈川県大規模接種会場	2,616	2,986	—	5,602
職域接種	51,782	6,825	—	58,607
その他（他市会場）（小児含む）	41,636	12,461	6,418	60,515
合計	100,225	22,821	6,418	129,464

（健康診査・がん・感染症予防係）

※令和5年度まで新型コロナウイルスワクチン接種担当

## 保健衛生

### ウ. 新型コロナウイルス感染者支援

新型コロナウイルス感染症の自宅療養者のうち県の配食（配食サービス）が送達されるまでの間の食料確保が困難な方に対し食料支援を実施。

なお、令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の法律上の位置づけが5類へ移行したことから県の配食サービスが廃止されたことを踏まえ、本市の事業も同様に廃止した。

	3	4	5
支援実績（件）	1,470	669	0

※令和3年度は10～3月の件数

（健康診査・がん・感染症予防係）

### エ. 感染症予防

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき感染症の発生や蔓延を防止し、公衆衛生の向上及び増進を図る。

結核検診を実施するほか、新型コロナウイルス感染症をはじめとする各種感染症について、国内外の情報を的確に把握するとともに、国及び県の動向を注視し、正しい知識の普及や適時適切な情報提供に努める。

#### a 結核対策

健康診断（胸部レントゲン）

（単位：人）

		3	4	5
一般胸部レントゲン	X線受診者	475	430	457
	要精密検査者	0	0	2
	精密検査受診者	0	0	1
	結核患者	0	0	0
	発病の恐れのある者	0	0	0
	異常なし	0	0	1

※対象 16歳以上の一般市民（学校・職場で受診できる者を除く）

（健康診査・がん・感染症予防係）

### オ. 狂犬病予防

狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止するため、犬の所有者には犬の生涯で1度の登録と、毎年1回犬に狂犬病予防注射を受けさせることが義務づけられている。

実施状況

（単位：頭）

	3	4	5
畜犬登録	859	811	783
狂犬病予防注射	8,816	8,766	8,609

（医療施策推進係）

## カ. 献血推進

より安全で有効な輸血の必要性により、400ml 献血を主に 200ml 献血も実施している。

実施状況

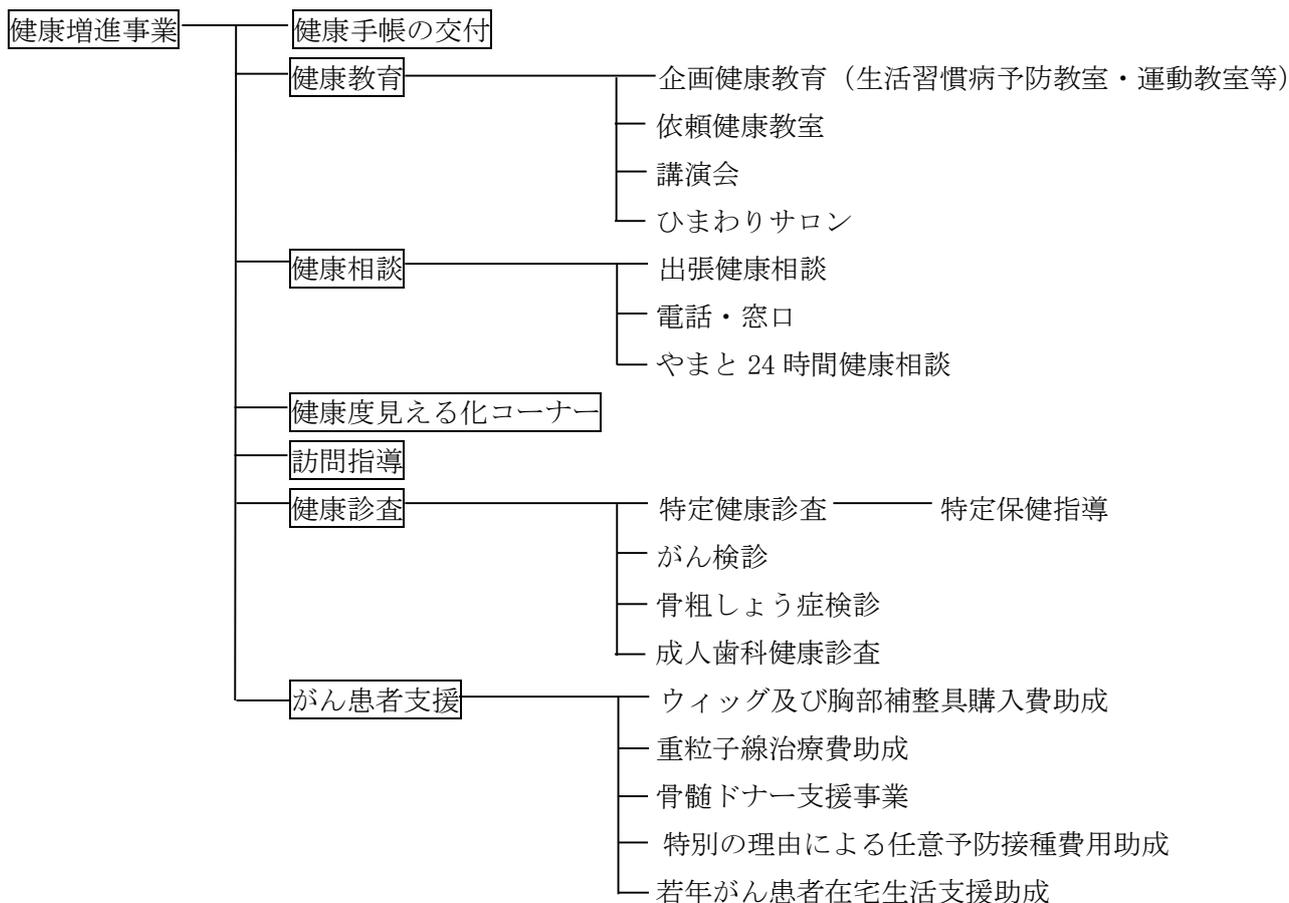
		3	4	5
献血目標数 (人)		3,959	3,306	3413
献血人数	200ml (人)	121	179	138
	400ml (人)	3,191	3,295	3268
	成分献血 (人)	0	0	0
計		3,312	3,474	3406
達成率 (%)		83.7	105.1	99.8

(医療施策推進係)

## 3. 健康増進

(1) 健康増進事業 (平成 20 年度より老人保健事業から健康増進事業に変更)

がん・心臓病・脳血管疾患等の生活習慣病が国民の死因の多くを占めるため、生活習慣病の早期発見・早期治療に努める。さらに市民の健康づくりを推進する。



## 保健衛生

### ア. 健康手帳の交付

健康手帳の交付実績 (単位：冊)

#### (ア) 目的

健康の保持増進のために必要な事項を記載し、自らの健康管理に役立てる。

	3	4	5
交付数	232	340	1,103

(地域保健活動係)

#### (イ) 内容

健康診査、健康教育、健康相談等の保健事業の記録欄及び医療の記録欄並びに健康保持と適切な受療のための知識などを掲載している。

### イ. 健康教育

#### (ア) 目的

健康増進法に基づき、健康課題を踏まえて自ら健康管理ができるよう、正しい知識を普及し、健康の維持・増進を目指す。

#### (イ) 内容

生活習慣病予防、骨粗鬆症予防、高齢者の健康づくり、転倒予防、認知症予防、口腔衛生等に関する健康教育を行う。

令和2年度より一部、後期高齢者医療広域連合から受託し、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業を実施。

#### 保健指導実績

		3	4	5
企画健康教育 ※1	回数	71	75	85
	延人数	1,299	2,161	2,674
依頼健康教室等	回数	7	29	40
	延人数	123	600	865
健康普及員主催の教室	回数	36	55	52
	延人数	789	1,623	3,257
ひまわりサロン ※2	回数	0	7	5
	延人数	0	102	44

※1 企画健康教育には、健康度見える化コーナー（健康テラス）での講座の数も含む。(179 ページ参照)

※2 ひまわりサロンには、薬剤師による薬剤等に関する講座の数を計上。  
(健康施策・歩こう係、地域保健活動係)

### ウ. 健康相談

#### (ア) 目的

- a 日常生活上の健康管理、生活習慣病の予防と健康寿命の延伸を図る。
- b 一般高齢者に対して介護予防の普及啓発を図る。

(イ) 内容

心身の健康の維持増進を図るため生活、食事、運動習慣を習得するための個別相談を行う。  
令和2年度より一部、後期高齢者医療広域連合から受託し、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業を実施。

(ウ) 主な事業

- a 出張健康相談（依頼健康教室時、イベント、健康度見える化コーナー等）
- b 電話・窓口
- c やまと24時間健康相談

		3	4	5
出張健康相談	回数	18	113	82
	延べ件数	88	1,053	1,432
電話 窓口	延べ件数	10,212	5,432	2,099
やまと24時間健康相談	入電件数	14,758	15,964	21,471

（医療健診課健康診査・がん・感染症予防係、  
健康づくり推進課地域保健活動係）

エ. 健康度見える化コーナー・健康度測定コーナー

(ア) 目的

健康測定機器を設置し、測定をとおして自身の生活習慣を振り返る機会とし、健康づくりの拠点として生活習慣病等の一次予防を図る。

(イ) 内容

健康度見える化コーナーは、県の未病センターの認証を受け、文化創造拠点シリウス4階の健康都市図書館内に、測定機器を設置している。

〈測定機器〉骨健康度測定器・体組成計・脳年齢測定器・握力計・足指力計（各2台）・血管年齢測定器・電動血圧計・ヘモグロビン量測定器・身長計・肌年齢測定器

健康都市図書館内の健康テラスにて週1回、健康講座を実施。

健康度見える化コーナー（シリウス）

		3	4	5
測定機器利用人数		29	156	11,034
健康相談	回数	12	47	54
	延人数	28	203	607
健康テラスでの健康講座	回数	21	33	25
	延人数	370	590	514

※令和3年12月より、月1回の予約制で開設し、実施した。

※令和5年8月より、すべての開館日で利用できる体制とした。

（地域保健活動係）

## 保健衛生

健康度測定コーナーでは、市民交流拠点ポラリスに、測定機器を設置している。  
(測定機器) 骨健康度測定器・電動血圧計・身長計・握力計・体組成計

健康度測定コーナー (ポラリス)

(単位:人)

	3	4	5
測定機器利用人数	18	88	4,068

※令和3年12月より、月1回の予約制で開設し、実施した。

※令和5年9月より、すべての開館日で利用できる体制とした。

(地域保健活動係)

### オ. 訪問指導

#### (ア) 目的

保健師や管理栄養士が訪問し、生活習慣病予防や重症化予防、介護予防に向け、その健康に関する課題を総合的に把握し、必要な指導を行う。

#### (イ) 対象

40歳以上の市民。特定健康診査(国保・後期)や介護予防アンケート結果から、特定保健指導非該当者で、高血糖等該当者や低栄養の恐れのある者等。

#### (ウ) 内容

保健師、管理栄養士等が訪問し、生活習慣病や要介護状態になることへの予防、家族の健康管理支援、保健・医療・福祉サービス等の情報提供、連絡及び調整を行う。

令和2年度より一部、後期高齢者医療広域連合から受託し、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業を実施。

被訪問指導者数

(単位:人)

		3	4	5
保健師実施分	実人数	59	46	58
	延人数	65	49	59
管理栄養士 実施分	実人数	299	248	404
	延人数	438	362	627
合計	実人数	358	294	462
	延人数	503	411	686

(健康づくり推進課)

### カ. 健康診査

#### (ア) 特定健康診査

##### a 対象

40歳以上の国民健康保険加入者・後期高齢者医療制度加入者、生活保護受給者等の医療保険未加入者

##### b 目的

生活習慣病の予防と早期発見

c 内容

特定健康診査は、問診・身体計測・血圧測定・脂質代謝検査・糖尿病検査・尿検査・肝機能検査等を実施し、必要に応じて心電図検査・眼底検査・貧血検査を行う。

また、希望者には大和市追加項目検査及び肝炎検査、前立腺がん検査を実施する。

特定健康診査実施状況（実績値。法定報告値とは差異あり。）

			3	4	5
特定健康診査	対象者数(人)	国保	36,141	35,029	33,106
		後期	28,267	29,412	30,915
		合計	64,408	64,441	64,021
	受診者数(人)	国保	11,647	10,929	10,078
		後期	12,710	13,068	13,582
		合計	24,357	23,997	23,660
	受診率(%)	国保	32.23	31.20	30.44
		後期	44.96	44.43	43.93
		合計	37.82	37.24	36.96

(健康診査・がん・感染症予防係)

d 特定保健指導

特定健診の結果を階層化し、「動機付け支援」「積極的支援」に該当した人に対し生活習慣改善のための保健指導を実施。

特定保健指導実施状況（実績値。法定報告値とは差異あり。）

			3	4	5
特定保健指導 初回終了者	対象者数(人)	動機付け	933	794	709
		積極的	268	235	192
		合計	1,201	1,029	901
	実施者数(人)	動機付け	237	245	220
		積極的	37	49	21
		合計	274	294	241
	実施率(%)	動機付け	25.40	30.86	31.03
		積極的	13.81	20.85	10.94
		合計	22.81	28.57	26.75

※令和3年度は、令和4年4月から6月実施分を含めた最終実績値。

※令和4年度は、令和5年4月から6月実施分を含めた最終実績値。

※令和5年度は、令和6年4月から6月に実施した令和5年度対象者を取りまとめ中のため、初回指導分は含まず。

(医療健診課健康診査・がん・感染症予防係、  
健康づくり推進課地域栄養ケア推進係)

(イ) がん検診

a 対象

- (a) 20 歳以上の女性（子宮がん検診）
- (b) 30 歳以上の女性（乳がん検診）
- (c) 40 歳以上の市民（胃がん検診・肺がん検診  
・大腸がん検診）

b 目的

がんの早期発見・早期治療につなげる。

c 実施方法

集団がん検診と施設（医療機関）がん検診。

d 内容

平成 20 年度より、がん検診の受診率の向上を図るため「がん検診受診券」による個別通知を実施。

(a) 胃がん検診

① 集団がん検診

胃部エックス線検査（バリウム）

② 施設（医療機関）がん検診

胃部エックス線検査（バリウム）又は胃内視鏡検査

(b) 肺がん検診

① 集団がん検診

胸部エックス線検査、喀痰細胞診（医師が必要と判断した場合）

② 施設（医療機関）がん検診

胸部エックス線検査、喀痰細胞診（医師が必要と判断した場合）

(c) 大腸がん検診

① 集団がん検診

検便（2 日法）による便潜血反応検査

② 施設（医療機関）がん検診

検便（2 日法）による便潜血反応検査

(d) 乳がん検診

① 集団がん検診

超音波検査（30～39 歳の女性又は乳房エックス線検査（40 歳以上の女性））

② 施設（医療機関）がん検診

超音波検査（30～39 歳までの女性又は乳房エックス線検査で高濃度乳房の判定かつ医師が超音波検査の必要性があると判断した 40 歳以上の女性）又は乳房エックス線（視触診併用可）検査（40 歳以上の女性）

(e) 子宮がん検診

① 集団がん検診

頸部細胞診（20 歳以上の女性）

② 施設（医療機関）がん検診

頸部細胞診（20 歳以上の女性）又は頸部・体部細胞診（30 歳以上の女性）

がん検診実施状況

（単位：人）

	3	4	5
肺	18,288	18,956	18,836
胃	15,838	16,309	16,230
大腸	17,554	17,605	17,230
乳房	10,969	10,775	10,664
子宮	12,567	12,386	12,479

（健康診査・がん・感染症予防係）

(ウ) 骨粗しょう症検診

骨粗しょう症検診実施状況

(単位：人)

a 対象

40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、  
70歳の女性

	4	5
骨粗しょう症検診受診者	1,317	1,410

(健康診査・がん・感染症予防係)

b 目的

骨粗しょう症の早期発見と予防のため

c 内容

問診・骨量測定検査

(エ) 成人歯科健康診査

成人歯科健診実施状況

(単位：人)

a 対象

40歳、50歳、60歳、70歳の市民

	3	4	5
成人歯科健診受診者	583	477	494

(健康診査・がん・感染症予防係)

b 目的

歯科疾患の早期発見・治療により  
歯の喪失を予防する。

c 内容

問診・視診

キ. がん患者等の支援

がん患者等へ治療費等の助成を行うことによって、治療環境を整えるとともに、生活の質の維持・向上を図ります。

(ア) ウィッグ及び胸部補整具購入費助成事業

がん患者等が、がんの治療に伴う脱毛や乳房の変形に対応するためにウィッグや胸部補整具を購入した場合に、その購入費用の9割(上限3万円)を助成する。

(イ) 重粒子線治療費助成事業

神奈川県立がんセンター重粒子線治療費助成施設で治療を受けた方に対し、治療費の一部(上限35万円)を助成する。

(ウ) 骨髄移植ドナー支援事業

骨髄移植ドナーの経済的な負担を軽減し、骨髄移植等の推進を図るため、骨髄移植のために通院・入院した日数(上限7日)に応じて、ドナー(2万円/日)及びドナーが勤務する事業所(1万円/日)に対して助成を行う。

(エ) 特別の理由による任意予防接種費用助成事業

造血幹細胞移植やがん治療等にかかる医療行為により、既に受けた予防接種による感染症への予防効果が期待できなくなり、予防接種の再接種を受けた場合に、その費用の全部又は一部の助成を行う(予防接種の種類と年齢によって助成上限額が異なる)。

## 保健衛生

### (オ) 若年がん患者在宅生活支援助成事業

若年（40歳未満）のがん患者が訪問介護等を利用する際の金銭的負担を軽減するため、その費用の助成（月額上限5万4千円。生活保護受給者および中国在留邦人等の方は月額上限6万円）を行う。

がん患者支援事業助成実績 (単位：件)

	3	4	5
ウィッグ及び胸部補整具購入費助成	66	78	80
重粒子線治療費助成	3	1	2
骨髄移植ドナー助成	2	0	2
任意予防接種費用助成	2	1	0
若年がん患者在宅生活支援助成	—	0	1

(医療施策推進係)

## 4. 環境衛生事業

### (1) 環境衛生

#### ア. 環境衛生

(ア) 感染症予防法に基づき、水害等による災害後の消毒を行っている。

(イ) 犬のフン害防止のため、被害を受けている地域に啓発用看板を配布する。

年度別配布枚数

	3	4	5
配布枚数	239	193	126

(医療施策推進係)

#### イ. 広域大和斎場組合

大和市・海老名市・座間市・綾瀬市の四市で構成された一部事務組合（特別地方公共団体）で大和斎場の管理運営を行っている。

#### (ア) 組織

(令和6年4月1日現在)

議 会＝定数 15人 (構成：大和市6人 海老名市・座間市・綾瀬市各3人)

監査委員＝2人 (大和市代表監査委員 組合議会議員)

管 理 者 ————— 事 務 局 長 — 事 務 局 次 長 — 事 務 局 職 員  
 (大 和 市 長) (1人) (1人) (6人)

副 管 理 者 会 計 管 理 者  
 (座 間 市 長) (大和市会計管理者)  
 (海老名市長)  
 (綾 瀬 市 長)

(イ) 施設規模

所在地 大和市西鶴間八丁目 10 番 8 号 敷地面積 18,628 m<sup>2</sup>

a 火葬棟

建築面積 2,924 m<sup>2</sup> 延床面積 3,192 m<sup>2</sup>

構造 鉄筋コンクリート造一部 2 階建

施設概要 火葬炉 8 基 待合室 10 室 (1 室 40 人程度収容可) 管理事務所

沿革 昭和 54 年 7 月 広域大和斎場組合設立

昭和 57 年 3 月 建築工事完了

昭和 57 年 4 月 大和斎場業務開始

平成 30 年 2 月 改修工事完了

b 式場棟

建築面積 1,192 m<sup>2</sup> 延床面積 2,480 m<sup>2</sup>

構造 鉄筋コンクリート造 2 階建

施設概要 式場 4 室 (120 席 1 室、80 席 2 室、30 席 1 室)

沿革 平成 7 年 2 月 落成式

平成 7 年 3 月 使用開始

平成 12 年 8 月 第 3 式場改修、第 4 式場新設

(ウ) 年度別火葬炉使用状況

(単位：体)

	3	4	5
大和市	2,208	2,383	2,510
海老名市	1,160	1,263	1,342
座間市	1,257	1,426	1,421
綾瀬市	859	899	905
組織市外	710	720	330
計	6,194	6,691	6,508

(医療施策推進係)

(エ) 年度別式場使用状況

(単位：件)

a 市別の式場使用状況

(通夜・告別式・初七日の延使用件数)

	3	4	5
大和市	1,156	1,213	1,170
海老名市	402	422	407
座間市	441	536	478
綾瀬市	326	284	330
組織市外	72	76	80
計	2,397	2,531	2,465

(医療施策推進係)

保健衛生

b 通夜・告別式・初七日の延使用件数

(単位：件)

		3	4	5
大和市内	通夜	571	600	579
	告別式	572	598	579
	初七日	13	15	12
	小計	1,156	1,213	1,170
市外	通夜	617	654	646
	告別式	615	655	646
	初七日	9	9	3
	小計	1,241	1,318	1,295
計		2,397	2,531	2,465

(医療施策推進係)

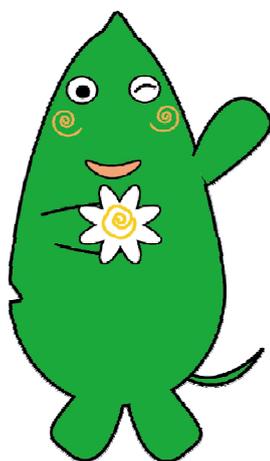
(オ) 年度別安置室使用状況

(単位：体)

	3	4	5
大和市	123	132	124
海老名市	49	77	50
座間市	26	43	33
綾瀬市	23	21	29
組織市外	18	19	7
計	239	292	243

(医療施策推進係)

## 7. 子ども・子育て支援



大和市イベントキャラクター「ヤマトン」

# 子ども・子育て支援（1）

	ページ	財 源 内 訳			
		国	県	市	その他
1. 児童福祉	200				
(1) こどもまんなか 児童福祉週間	200			○	
(2) 手当の支給	200				
ア. 児童手当	201	○	○	○	
イ. 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）	201	○			
(3) 家庭児童相談（子ども家庭総合支援拠点事業）	202	○	○	○	
(4) 要保護児童対策地域協議会	202			○	
(5) 子育て何でも相談・応援センター（子育て世代包括支援センター）	202	○	○	○	
(6) 子育て支援センター	203				
ア. 子育て何でも相談	203	○	○	○	
イ. 子育てサロン	203	○	○	○	
ウ. 情報提供	203	○	○	○	
(7) つどいの広場「こどもーる」	204				
ア. 利用状況	205	○	○	○	
イ. 相談件数	206	○	○	○	
(8) 利用者支援事業（「保育コンシェルジュ」）	206	○	○	○	
(9) 屋内こども広場	208	○	○	○	
(10) 子育て支援施設（きらきらぼし）	208	○	○	○	
(11) ファミリーサポートセンター事業	208	○	○	○	
(12) 養育支援訪問事業	209	○	○	○	
(13) 助産施設、母子生活支援施設入所	209	○	○	○	
(14) 子ども医療費助成事業	210		○	○	
2. 母子（父子）福祉	210				
(1) ひとり親家庭などの相談	210			○	
(2) 母子福祉団体への助成	211			○	
(3) 手当の支給	211				

対 象 年 齢	根 拠 法 令 等	事業開始年月	主 管 課
	「こどもまんなか 児童福祉週間」実施要領	S22.	こども総務課
0歳～ 中学校卒業	児童手当法	S47. 1	こども総務課
0歳～ 高校3年生相当 年齢	大和市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）実施要綱	R 5. 5	〃
	児童福祉法	S47. 4	すくすく子育て課
	児童福祉法 大和市要保護児童対策地域協議会運営要綱	H18. 3	〃
	子ども・子育て支援法 母子保健法	H29. 4	〃
	大和市子育て支援センター事業規則	H11. 12	こども総務課
	〃	〃	〃
	〃	〃	〃
	大和市つどいの広場こどもーる事業要綱	H19. 10	こども総務課
	〃	〃	〃
	子ども・子育て支援法	H27. 7	ほいく課
	大和市屋内こども広場条例	H28. 11	〃
	大和市子育て支援施設条例	H30. 4	〃
	児童福祉法 子ども・子育て支援法 大和市ファミリーサポートセンター事業実施要綱	H23. 10	すくすく子育て課
	児童福祉法、子ども・子育て支援法 大和市養育支援訪問事業実施要綱	H18. 6	〃
	児童福祉法	S57. 4	こども総務課
0歳～ 高校3年生相当 年齢	大和市子ども医療費助成条例	H 7. 10	〃
	母子及び父子並びに寡婦福祉法	S34.	こども総務課
	大和市補助金交付規則	S52.	〃

## 子ども・子育て支援（2）

	ページ	財源内訳			
		国	県	市	その他
ア. 児童扶養手当	211	○		○	
イ. 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）	212	○			
ウ. ひとり親家庭等家賃助成事業	212			○	
(4) 資金貸付	213				
ア. 母子・父子福祉資金貸付	213				
イ. 寡婦福祉資金貸付	214				
(5) ひとり親家庭等医療費助成事業	217		○	○	
(6) 母子家庭等自立対策支援事業	217				
ア. 自立支援教育訓練給付金	217	○		○	
イ. 高等職業訓練促進給付金等	218	○		○	
ウ. ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金	218	○		○	
(7) その他	218				
ア. JR線定期乗車券の購入時の割引	218	/	/	/	/
イ. 水道料金の減免	218	/	/	/	/
ウ. たばこ小売販売業の許可基準の緩和	218	/	/	/	/
エ. 遺族年金	218	/	/	/	/
オ. 寡婦年金・死亡一時金	219	/	/	/	/
カ. 税の軽減	219	/	/	/	/
3. 子どもの発達相談支援	220				
(1) 相談	220			○	
(2) 訓練・支援	221				
ア. 個別支援	221			○	
イ. グループ支援	221			○	
(3) 地域支援	221				
ア. 地域施設等への支援	221	○	○	○	
イ. 市民に対しての普及・啓発	222			○	
(4) 他業務への職員派遣	222				
ア. 特別支援教育巡回相談チームへの参加	222			○	

対 象 年 齢	根 拠 法 令 等	事業開始年月	主 管 課
0歳～ 高校3年生相当 年齢	児童扶養手当法	S37. 1	こども総務課
	大和市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業（ひとり親世帯分）実施要綱	R 4. 6	〃
0歳～20歳未満	大和市ひとり親家庭等の家賃の助成に関する条例	S49. 4	〃
0歳～20歳未満	母子及び父子並びに寡婦福祉法	S40. 3	こども総務課
	〃	〃	〃
0歳～ 高校3年生相当 年齢	大和市ひとり親家庭等医療費助成条例	H 4. 4	〃
0歳～20歳未満	大和市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱	H16. 4	こども総務課
	大和市高等職業訓練促進給付金等実施要綱	〃	〃
	大和市ひとり親家庭等高等学校卒業認定試験合格支援事業実施要綱	H27. 10	〃
	東日本旅客鉄道株式会社特定者用定期乗車券発売規則	S62. 4	こども総務課
	神奈川県営上水道条例施行規則	S51. 4	水 道 局
	母子及び父子並びに寡婦福祉法	S39. 7	日本たばこ産業(株)
	国民年金法		保 険 年 金 課 年 金 事 務 所
	〃		〃
	所得税・地方税法		市 民 税 課 税 務 署
	発達障害者支援法 こどもの発達相談支援システム推進事業運営要領	H21. 4	すくすく子育て課
	発達障害者支援法 こどもの発達相談支援システム推進事業運営要領	H21. 4	すくすく子育て課
	〃	〃	〃
	発達障害者支援法 こどもの発達相談支援システム推進事業運営要領	H21. 4	すくすく子育て課
	〃	〃	〃
	発達障害者支援法 こどもの発達相談支援システム推進事業運営要領	H21. 4	教育委員会指導室

# 子ども・子育て支援（3）

	ページ	財源内訳			
		国	県	市	その他
イ. ことばの教室・はぐくみ教室入級審査会への参加	222			○	
(5) 児童通所サービス等について（児童福祉法）	222	○	○	○	
4. 保育所	223				
(1) 保育所定員数及び入所者数	223			○	
(2) 管理運営等	223				
ア. 保育時間	223			○	
イ. 障がい児保育	225			○	
ウ. 給食業務	227			○	○
エ. 全国市長会学校災害賠償補償保険	229			○	
オ. 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済	229			○	
カ. 全国私立保育連盟ほいくのほけん・こどもえんのほけん	230			○	
キ. 地域育児センター事業	230				
(ア) 育児相談事業	231			○	
(イ) 子育て家庭交流事業	232			○	
(ウ) 世代間交流（小・中・高生と園児の体験交流事業）	233			○	
(エ) 世代間交流	233			○	
(オ) 子育て支援地域訪問事業	233			○	
ク. 一時預かり事業	234	○	○	○	
ケ. 休日保育	236	○	○	○	
コ. 病児保育事業	237	○	○	○	○
(3) 保育所の運営費等	237	○	○	○	○
(4) 民間保育所等運営費補助金	241	○	○	○	○
(5) 私設保育施設（認可外保育施設）助成	242				
ア. 届出保育施設助成	242	○	○	○	
イ. 認定保育施設助成	242			○	
(6) 認可外保育施設等の子育てのための施設等利用給付	243	○	○	○	
(7) 公立保育所の整備状況	244			○	
(8) 私立保育所の整備状況	245			○	

対 象 年 齢	根 拠 法 令 等	事業開始年月	主 管 課
	発達障害者支援法 こどもの発達相談支援システム推進事業運営要領	H21. 4	教育委員会指導室
0歳～18歳	児童福祉法 大和市障害児通所給付費の支給等に関する規則	H24. 4	すくすく子育て課
0歳～5歳	児童福祉法	S22. 12	ほ い く 課
			〃
0歳～5歳	大和市保育所設置条例施行規則	S62. 3. 26	〃
0歳～5歳	〃		〃
0歳～5歳			〃
0歳～5歳		S62. 12. 6	〃
0歳～5歳		H16. 10. 1	〃
0歳～5歳	独立行政法人日本スポーツ振興センター法	H13. 10. 1	〃
0歳～5歳			〃
0歳～5歳	大和市地域育児センター事業実施要領	H21. 4. 1	〃
	〃	〃	〃
	〃	〃	〃
	〃	〃	〃
	〃	〃	〃
	〃	〃	〃
0歳～5歳			〃
0歳～5歳			〃
0歳～ 小学6年生	病児保育事業実施要綱	H19. 3	〃
0歳～5歳	子ども・子育て支援法	H27. 4. 1	〃
0歳～5歳	大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱	〃	〃
0歳～5歳	大和市届出保育施設利用者支援事業助成金交付要綱	H14. 10. 1	ほ い く 課
0歳～3歳	大和市認定保育施設事業実施要綱 大和市認定保育施設補助金交付要綱		〃
0歳～5歳	子ども・子育て支援法	R元. 10. 1	〃
0歳～5歳			〃
0歳～5歳	大和市保育所等整備事業費補助金交付要綱 大和市賃貸物件による保育所等整備事業費補助金交付要綱		〃

# 子ども・子育て支援（４）

	ページ	財源内訳			
		国	県	市	その他
5. 幼稚園	249				
(1) 幼稚園の子育てのための施設等利用給付	249				
ア. 私学助成幼稚園の教育時間の利用料に対する助成	249	○	○	○	
イ. 幼稚園の預かり保育の利用料に対する助成	249	○	○	○	
(2) 私立幼稚園等特別支援教育費補助金	249				
ア. 補助対象幼稚園等	250			○	
イ. 補助額	250			○	
ウ. 補助対象児童数	250			○	
(3) 私立幼稚園等職員研修費及び運営管理費補助金・大和私立幼稚園協会補助金	250			○	
(4) 私立幼稚園長時間預かり保育等支援事業補助金	250	○	○	○	
(5) 一時預かり支援事業補助金	250			○	
6. 認定こども園	251				
(1) 幼保連携型認定こども園	251		○		
(2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園	251		○		
(3) 市内の認定こども園の整備状況	252	○		○	
(4) 定員数及び入所者数	252			○	
7. 地域型保育事業	252				
(1) 小規模保育事業	253			○	
(2) 市内の小規模保育事業の整備状況	253	○		○	
(3) 定員数及び入所者数	255			○	
8. 子どもの保健・衛生	255				
(1) 母子保健	255				
ア. 健康診査	255			○	
(ア) 妊婦健康診査・妊婦歯科健康診査	255	○		○	
(イ) 産後健康診査	255	○		○	
(ウ) 新生児等聴覚検査	255			○	
(エ) 4か月児健康診査（集団健診）	256			○	
(オ) 8か月児健康診査（個別健診）	256			○	

対 象 年 齢	根 拠 法 令 等	事業開始年月	主 管 課
3歳～5歳	子ども・子育て支援法	R元. 10. 1	ほ い く 課
	〃	〃	〃
3歳～5歳	大和市私立幼稚園等運営費補助金交付要綱	S60. 4. 1	ほ い く 課
	〃	〃	〃
	〃	〃	〃
3歳～5歳	大和市私立幼稚園等運営費補助金交付要綱	S43. 4. 1	〃
3歳～5歳	〃	H26. 4. 1	〃
3歳～5歳	〃	H27. 4. 1	〃
0歳～5歳	就学前の子どもに関する教育、保育の総合的な提供の推進に関する法律	H27. 4. 1	ほ い く 課
0歳～5歳	〃	H29. 4. 1	〃
0歳～5歳 3歳～5歳	大和市認定こども園整備事業補助金交付要綱	H27. 4. 1	〃
0歳～5歳 3歳～5歳	就学前の子どもに関する教育、保育の総合的な提供の推進に関する法律	〃	〃
0歳～2歳	大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例	H27. 4. 1	ほ い く 課
0歳～2歳	大和市賃貸物件による保育所等整備事業費補助金交付要綱	〃	〃
0歳～2歳	大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例	〃	〃
妊婦・乳幼児	母子保健法 地域保健法	H 9. 4	すくすく子育て課
妊婦	母子保健法	〃	〃
産婦	〃	H 2. 4	〃
3か月児未満	〃	R 5. 4	〃
4か月児	〃	H 9. 4	〃
8か月～ 10か月児	〃	〃	〃

# 子ども・子育て支援 (5)

		ページ	財源内訳			
			国	県	市	その他
	(カ) 1歳6か月児健康診査	256			○	
	(キ) 3歳6か月児健康診査 (集団健診)	257			○	
	(ク) 経過検診	257			○	
	イ. 母子保健相談指導	258			○	
	(ア) 妊娠届の受付及び親子健康手帳の交付	258			○	
	(イ) 母親父親 (プレパパ・プレママ) 教室	258			○	
	(ウ) やまとイクメン講座	258			○	
	(エ) 離乳食 (もぐもぐ) 教室	258			○	
	(オ) 幼児 (1歳児育児) 教室	259			○	
	(カ) 幼児食 (おべんとう) 教室	259			○	
	(キ) 定例育児相談 (電話相談等随時相談除く)	259			○	
	(ク) おやこ教室	259			○	
	(ケ) 2歳児歯科相談	259			○	
	(コ) 子育て何でも応援メール配信	260	○	○	○	
	(サ) 食育講演会	260			○	
	(シ) 低体重児育児支援教室 (ちびっこピクニック)	260			○	
	ウ. 妊産婦・乳幼児訪問指導	260	○	○	○	
	エ. 永久歯萌出期歯科保健支援事業	261			○	
	オ. 一般不妊治療費助成事業	261			○	
	カ. 特定不妊治療費助成事業	261			○	
	キ. 不育症治療費助成事業	261			○	
	ク. 出産費用助成事業	262			○	
	ケ. 未熟児養育医療給付事業	262	○	○	○	
	コ. 産後ケア事業	262	○		○	
	サ. 出産・子育て応援事業	262	○	○	○	
9.	青少年健全育成	264				

対 象 年 齢	根 拠 法 令 等	事業開始年月	主 管 課
1歳6か月～ 1歳8か月児	母子保健法	H 9. 4	すくすく子育て課
3歳6か月～ 3歳8か月児	〃	〃	〃
乳幼児	〃	〃	〃
妊産婦・乳幼児	〃	S54. 5	〃
妊婦	〃	S54.	〃
初めて父母と なる方	〃	H 4.	〃
これから父とな る方とその妻	〃	H26.	〃
4か月～8か月児 と保護者	〃	H 7.	〃
1歳0か月～ 1歳3か月児と 保護者	〃	H25. 4	〃
就学前の3歳 以上の幼児と 保護者	〃	H21.	〃
乳幼児と保護者	〃	S53.	〃
1歳6か月～ 2歳6か月児と 保護者	〃	H22. 4	〃
2歳0か月～ 2歳11か月児と 保護者	〃	H 9.	〃
妊産婦・乳児の 保護者等	〃	H 29. 7	〃
乳幼児と保護者	母子保健法 食育推進計画	H 27. 4	〃
乳幼児と保護者	母子保健法	H25.	〃
妊産婦・乳幼児	母子保健法 児童福祉法	H 9. 4	〃
4歳～5歳児と 保護者	大和市永久歯萌出期歯科保健事業補助金交付要綱	H 1. 4	〃
不妊治療が 必要な夫婦	大和市一般不妊治療費助成事業実施要綱	H22. 10	〃
不妊治療が 必要な夫婦	大和市特定不妊治療費助成事業実施要綱	H24. 10	〃
不育症治療が 必要な夫婦	大和市不育症治療費助成事業実施要綱	H23. 10	〃
第3子以降を 出産した保護者	大和市出産費用助成事業実施要綱	H26. 10	〃
0歳	大和市養育医療に関する規則	H25. 4	こども総務課
産後4か月まで の産婦と乳児	大和市産後ケア事業費用助成実施要綱	R 2. 4	すくすく子育て課
妊婦・養育者	大和市出産・子育て応援給付金事業実施要綱	R 5. 1	〃

# 子ども・子育て支援（6）

	ページ	財源内訳			
		国	県	市	その他
(1) 青少年健全育成都市宣言推進事業	264				
ア. 青少年問題協議会	264			○	
イ. 都市宣言関連事業	265			○	
(2) 児童館管理運営事業	265			○	
(3) こども食堂支援事業	268	○		○	
(4) 放課後児童クラブ事業	269				
ア. 公営及び委託民営放課後児童クラブ	269	○	○	○	○
イ. 民営放課後児童クラブ	270	○	○	○	○
(5) 親子ふれあい推進事業（親子ナイトウォークラリー）	270		○	○	
(6) こども体験事業	271		○	○	○

対 象 年 齢	根 拠 法 令 等	事業開始年月	主 管 課
	地方青少年問題協議会法 大和市附属機関の設置に関する条例 大和市青少年問題協議会規則	S49. 4	こども・青少年課
		〃	〃
6歳～16歳未満、 付添人のある 0歳～6歳未満	大和市児童館条例 大和市児童館条例施行規則	S48. 1	〃
0歳～18歳未満 と保護者	大和市こども食堂支援事業補助金交付要綱	H29. 1	〃
小学校1年生 ～6年生	児童福祉法 大和市放課後児童クラブ事業条例 他	S60. 1	こども・青少年課
小学校1年生 ～6年生	〃	〃	〃
18歳未満の子どもとその保護者 又は成人責任者。（チーム内に市内在住、在学、在勤者を含む）	大和市親子ナイトウォークラリー実施要領	S58. 4	〃
	こども体験事業実施要領	H26. 4	〃

## 子ども・子育て支援

### 1. 児童福祉

児童福祉法における児童とは18歳に満たない者をいい、児童を次のように分けている。

- ◎ 乳児・・・満1歳に満たない者
- ◎ 幼児・・・満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
- ◎ 少年・・・小学校就学の始期から満18歳に達するまでの者

#### 大和市子ども・子育て支援事業計画

人口減少社会に入った現在、少子化対策は、最も重要な課題となっており、国は、保育所の整備等により待機児童の解消を図るとともに、育児をサポートするため、地域における子育て支援事業の充実に向け平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」を成立させ、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度をスタートさせた。

市は、同制度に基づき認定こども園、幼稚園、保育所等における教育・保育の提供や地域における子育て支援事業を計画的に実施する必要があるため、ニーズ調査や関係者へのヒアリング等を行い、「大和市子ども・子育て会議」での意見を踏まえて、「大和市子ども・子育て支援事業計画」（やまと子育て応援プラン）を策定した。

また、同計画の期間が令和元年度をもって満了することに伴い、令和2年3月に「第2期大和市子ども・子育て支援事業計画」（ハートンプラン）を策定した。

#### 大和市子ども・子育て会議

委員の構成 教育・保育・保健福祉等の事業に従事する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、学識経験者、事業主代表、労働者代表、関係行政機関の職員、市民公募会議等の開催 令和5年度 開催数 6回 (こども総務課政策調整係)

#### (1) こどもまんなか 児童福祉週間

こども家庭庁は、5月5日から1週間を「こどもまんなか 児童福祉週間」と定め、こどもたちの健やかな育成について国民全体で考えることを呼びかけている。期間中、こども総務課窓口他で標語を印刷した啓発物品を配布する。

標語 令和6年度 「すきなこと どんどんふやして おおきくなあれ」

令和5年度 「小さなて みんなではぐくみ 育ててく」

令和4年度 「見つけたよ 広がる未来とつかむ夢」

令和3年度 「あたたかい ことばがつなぐ ころのわ」

(こども総務課政策調整係)

#### (2) 手当の支給

家庭等における生活の安定と次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、中学校修了前の児童を養育している父母等に児童手当を支給する。

あわせて、令和5年度には、食費等の物価高騰の影響を踏まえ、令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金支給対象者(児童手当受給者のうち令和4年度住民税(均等割)が非課税の者等)等に対し、特別給付金を支給。

ア. 児童手当

(ア) 児童手当手当額	3歳未満及び3歳～小学校修了前（第3子以降）	15,000円
(月額)	3歳～小学校修了前（第1子、第2子）及び中学生	10,000円
	特例給付（所得制限限度額以上）	5,000円

(イ) 支給対象 中学校修了前までの児童（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）を養育している父母等

(ウ) 支給月 6月、10月、2月（必要に応じて随時支払う）

(エ) 児童手当所得制限限度額（受給者の所得が所得制限限度額以上の場合には、特例給付として児童1人につき5千円支給）

(オ) 児童手当所得上限限度額（受給者の所得が所得上限限度額以上の場合には、支給対象外。令和4年6月分～）

扶養親族数	所得制限限度額（円）	所得上限限度額（円）
0	6,220,000	8,580,000
1	6,600,000	8,960,000
2	6,980,000	9,340,000
3	7,360,000	9,720,000
4	7,740,000	10,100,000
5	8,120,000	10,480,000
扶養親族1人についての加算額	380,000	380,000

(カ) 児童手当・特例給付受給者数及び支給対象児童数

	3		4		5	
	受給者数	支給対象児童数	受給者数	支給対象児童数	受給者数	支給対象児童数
児童手当（被用者）	13,227	20,931	12,979	20,487	12,728	20,017
児童手当（非被用者）	2,627	4,174	2,695	4,263	2,741	4,300
特例給付（被用者）	1,827	2,790	1,227	1,875	1,331	2,020
特例給付（非被用者）	114	193	69	99	42	70
合計	17,795	28,088	16,970	26,724	16,842	26,407
支給額（円）	3,561,370,000		3,490,590,000		3,425,125,000	

イ. 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）

	受給者数	支給対象児童数	支給額（円）
令和4年度同給付金受給者等	1,759	3,017	150,850,000

※支給対象（児童1人当たり50,000円）

## 子ども・子育て支援

### (3) 家庭児童相談（子ども家庭総合支援拠点事業）

家庭相談員等が子育てにかかわる様々な相談に応じ必要な援助を行う。

また、児童虐待への対応については、各関係機関と連携し適切に対応する。令和2年度から、市区町村子ども家庭総合支援拠点を設置している。

#### 相談対応児童実人数及び相談延べ回数

		3		4		5	
		相談対応児童 実人数	相談 延べ回数	相談対応児童 実人数	相談 延べ回数	相談対応児童 実人数	相談 延べ回数
養護相談	虐待	357	1,972	410	2,127	414	1,705
	その他	190	1,200	207	1,239	240	917
保健相談		1	2	0	0	0	0
障がい相談		4	4	1	1	0	0
非行相談		0	0	0	0	0	0
育成相談	性格行動	7	17	3	3	1	1
	不登校	0	0	0	0	0	0
	育児・しつけ	1	3	1	1	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0
合 計		560	3,198	622	3,371	655	2,623

(家庭こども相談係)

### (4) 要保護児童対策地域協議会

要保護児童等の早期発見やその適切な保護及び支援を図るため、児童相談所や警察、保育所や幼稚園等の関係機関等がその子どもや家庭に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応するために、平成17年度に要保護児童対策地域協議会を設置した。

協議会の開催（令和5年度）

代表者会議	1回
実務者会議	2回
実務者地区会議	12回

(家庭こども相談係)

### (5) 子育て何でも相談・応援センター（子育て世代包括支援センター事業）

子ども・子育て支援法に基づき、妊娠を考えたときから妊娠・出産・子育て期に切れ目ない相談支援を実施し、安心して妊娠・子育てができる環境をつくることを目的として実施。

「親子（母子）健康手帳」（令和4年度より名称変更）の交付時に、すべての妊婦との面接を実施。電話や来所による相談により、妊産婦や乳幼児等の状況を把握し適切な助言や必要な支援に繋がるよう専門職が対応。

#### 実施状況（延数）

	3	4	5
電話相談件数	2,053	1,600	1,451
来所相談件数	263	200	240
妊娠届出面接件数	1,963	1,837	1,859
合 計	4,279	3,637	3,550

(家庭こども相談係、母子保健係)

(6) 子育て支援センター

子育て家庭の育児不安を解消するため、育児相談・子育てサロン・子育てサークル育成等を行い、地域の中でゆとりをもって育児が楽しめる環境をつくる。

また、地区民児協やボランティアグループの支援活動に対し、スタッフを派遣し、連携を図るための情報交換を行う。

令和5年度から「社会福祉法人敬愛会」が指定管理者として運営している。

ア. 子育て何でも相談

来所、電話、FAX 等により子育てに関するあらゆる相談に支援センタースタッフが応じる。

利用状況 (単位：件)

	3	4	5
発育発達	144	209	186
生活習慣	114	171	196
健康	39	73	108
家庭	65	73	116
育児・しつけ	125	184	186
その他	129	205	192
合計	616	915	984

※令和3・4年度は、社会福祉法人大和市社会福祉協議会が管理運営

イ. 子育てサロン

支援センターを開放し、親子の交流の場、親同士の交流の場とする。(令和5年度293日開設)

※まごころ地域福祉センター中規模改修のため、令和5年8月1日から令和6年2月29日まで、桜丘学習センターにて子育てサロンを実施。

利用状況 (単位：人)

	3	4	5
0歳	872	1,024	999
1歳	829	760	799
2歳	459	562	282
3歳	177	195	164
4歳	89	131	105
5歳	97	45	35
6歳 その他	43	34	9
保護者	2,195	2,300	2,093
合計	4,761	5,051	4,486
1日平均	16.7	17.2	15.3

※令和3・4年度は、社会福祉法人大和市社会福祉協議会が管理運営

ウ. 情報提供

子育て支援センターだより、利用促進のための周知チラシ及び子育て情報誌（冊子版及び電子書籍版）の発行、参考図書、ビデオ等の貸し出しを行う。

(こども総務課政策調整係)

## 子ども・子育て支援

### (7) つどいの広場「こどもーる」

子育て親子が気軽に集え、相談ができ、子育て情報を得られる施設をつどいの広場「こどもーる」として運営している。

大和市こどもーる中央林間	場所	市民交流拠点ポラリス プレイルーム内
	時間	午前9時～午後5時 (日・土・年末年始を除く市民交流拠点ポラリスの開館日)
	運営	特定非営利活動法人 ワーカーズ・コレクティブ チャイルドケア
大和市こどもーる鶴間	場所	イオンモール大和 4F ライトコート入口
	時間	午前10時～午後6時(年末年始を除くイオンモール大和開店日)
	運営	特定非営利活動法人 地域家族しんちゃんハウス
大和市こどもーる大和	場所	こどもの城 2F
	時間	午前9時～午後5時(年末年始を除く毎日)
	運営	社会福祉法人 県央福祉会
大和市こどもーる高座渋谷	場所	イオン大和店 3F モーリーファンタジー内
	時間	午前9時～午後2時 (日・月・木・土・年末年始を除くイオン大和店開店日)
	運営	特定非営利活動法人 ワーカーズ・コレクティブ チャイルドケア

ア. 利用状況

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、定員制・入替制で運営（令和5年5月8日から定員制を撤廃）。

大和市こどもーる中央林間

（令和5年度 256 日開設） (単位：人)

	3	4	5
0歳	3,335	3,126	5,658
1歳	3,211	3,159	6,171
2歳	593	1,070	1,674
3歳	97	111	644
4歳	42	43	149
5歳	13	13	101
6歳	12	15	60
その他	13	7	47
保護者	6,970	6,960	14,028
合計	14,286	14,504	28,532
1日平均	55.6	56.4	111.5

大和市こどもーる大和

（令和5年度 360 日開設） (単位：人)

	3	4	5
0歳	2,448	2,872	3,721
1歳	3,749	4,309	5,598
2歳	1,848	1,944	2,153
3歳	55	72	712
4歳	4	6	4
5歳	5	0	1
6歳	1	1	4
その他	55	4	4
保護者	7,858	8,835	11,851
合計	16,023	18,043	24,048
1日平均	44.6	51.1	66.8

大和市こどもーる鶴間

（令和5年度 360 日開設） (単位：人)

	3	4	5
0歳	1,597	1,480	3,016
1歳	2,065	2,032	3,888
2歳	964	769	807
3歳	256	170	213
4歳	66	78	57
5歳	46	48	51
6歳	75	29	19
その他	13	35	50
保護者	4,551	4,332	7,731
合計	9,633	8,973	15,832
1日平均	26.8	25.0	44.0

大和市こどもーる高座渋谷

（令和5年度 153 日開設） (単位：人)

	3	4	5
0歳	686	710	1,228
1歳	1,289	1,363	1,674
2歳	648	688	893
3歳	100	78	240
4歳	41	28	42
5歳	17	15	32
6歳	6	5	17
その他	0	3	3
保護者	2,544	2,598	3,867
合計	5,331	5,488	7,996
1日平均	34.8	35.4	52.3

## 子ども・子育て支援

### イ. 相談件数

大和市こどもーる中央林間 (単位：人)

	3	4	5
発達相談	1,025	987	959
生活習慣	354	433	565
健康	96	86	66
家庭	146	92	70
栄養	246	188	147
育児・しつけ	447	638	885
その他	567	196	59
合計	2,881	2,620	2,751

大和市こどもーる大和 (単位：人)

	3	4	5
発達相談	422	2,051	1,423
生活習慣	353	1,493	913
健康	219	984	442
家庭	140	1,027	439
栄養	181	786	406
育児・しつけ	421	1,586	1,239
その他	232	901	490
合計	1,968	8,828	5,352

大和市こどもーる鶴間 (単位：人)

	3	4	5
発達相談	449	542	557
生活習慣	454	459	522
健康	268	247	298
家庭	554	509	525
栄養	264	309	387
育児・しつけ	519	539	651
その他	53	46	24
合計	2,561	2,651	2,964

大和市こどもーる高座渋谷 (単位：人)

	3	4	5
発達相談	10	22	23
生活習慣	12	14	12
健康	4	1	5
家庭	3	5	8
栄養	156	108	111
育児・しつけ	26	16	28
その他	9	0	2
合計	220	166	189

(こども総務課政策調整係)

#### (8) 利用者支援事業（「保育コンシェルジュ」）

平成 27 年 7 月より、子どもの預け先など、それぞれの家庭のニーズに合った保育サービスの情報を提供する専門の相談員「保育コンシェルジュ」による相談業務を開始。

令和 6 年 4 月現在、大和市北部の大和市子育て支援施設(きらきらぼし)、中部①の大和保健福祉センター、中部②のこどもの城、中部③の大和市文化創造拠点シリウス、南部のまごころ地域福祉センターの 5 か所にて相談を受けつけている。

保育コンシェルジュ相談件数

中部① 1回40分/1日6件の枠で相談を実施

北部・南部・中部②・中部③ 1回40分/1日4件の枠で相談を実施

(南部 まごころ地域福祉センターは令和5年8月から令和6年2月まで中規模改修工事に伴い一時休止。休止の間は、大和市文化創造拠点シリウスにて相談を実施)

北部(実施場所:大和市子育て支援施設(きらきらぼし))

(単位:件)

月 年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
3	43	28	39	46	45	44	68	51	21	24	4	—	413
4	30	35	22	45	43	52	62	37	11	19	21	28	405
5	36	34	36	35	39	46	49	24	6	17	19	14	355

中部①(実施場所:大和市保健福祉センター)

(単位:件)

月 年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
3	44	42	38	46	54	56	77	35	13	18	26	28	477
4	42	49	67	47	48	58	48	40	17	38	31	39	524
5	38	73	68	51	59	86	109	36	21	29	20	45	635

中部②(実施場所:こどもの城)

(単位:件)

月 年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
3	—	—	—	—	6	8	15	6	0	4	1	—	40
4	1	—	—	12	13	18	14	—	—	—	6	11	75
5	11	7	13	19	15	1	—	—	2	3	5	8	84

中部③(実施場所:大和市文化創造拠点シリウス)

(単位:件)

月 年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5	—	—	—	—	11	7	—	—	6	10	13	—	47

南部(実施場所:まごころ地域福祉センター)

(単位:件)

月 年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
3	7	6	9	18	5	9	24	7	0	3	0	—	88
4	4	—	10	4	—	—	5	—	—	—	—	3	26
5	7	3	9	4	—	—	—	—	—	—	—	6	29

(利用調整係)

## 子ども・子育て支援

### (9) 屋内こども広場

屋内公園、保育室及び育児相談事業を提供する屋内こども広場を、文化創造拠点シリウス内において指定管理者が運営している。

利用者数

		3	4	5
げんきっこ広場	こども（3歳～小学校2年生）	20,678	27,442	39,140
	おとな	17,896	23,785	34,482
ちびっこ広場	こども（～2歳）	17,125	20,142	24,963
	おとな	19,122	23,043	28,674
保育室		1,450	1,433	1,935
育児相談		116	70	47

(保育指導係)

### (10) 子育て支援施設（きらきらぼし）

幼稚園や認定こども園の教育時間の前後に預かり保育を実施し、当施設から幼稚園等へ通園バスが利用可能な「送迎ステーション事業」、保護者のリフレッシュなど理由を問わず預けることが可能な「託児事業」、保育士による無料の子育て相談など多様化する子育てニーズに応えた子育て支援施設を、中央林間東急スクエア内において指定管理者が運営している。

	3	4	5
送迎ステーション事業（月平均在籍人数）	29	38	33
託児事業（利用延べ人数）	3,058	2,534	3,584
子育て相談（利用件数）	147	130	87

(保育指導係)

### (11) ファミリーサポートセンター事業

仕事と子育ての両立支援など、子育て家庭における育児負担の軽減を図ることを目的とし、地域における子育て援助活動を支援し、保育園や小学校、放課後児童クラブ等の送迎、一時預かり、病児の預かりや病児保育室への送迎等を行うファミリーサポートセンター事業を実施している。

	3	4	5
活動回数	10,661	9,693	8,155
活動延べ時間	12,527	12,463	10,834

(家庭こども相談係)

## (12) 養育支援訪問事業

(単位：回)

乳幼児の養育について支援が必要でありながら、自ら積極的に支援を求めることが困難な家庭に対し、心理士、保育士等の専門職が訪問での支援を行う他、NPO 法人に委託し育児・家事支援ヘルパーを派遣する。

	3	4	5
育 児	259	162	472
家 事	0	0	0

(単位：食)

また、配食サービスを通じた見守り「こども宅食やまと」を実施している。

	3	4	5
こども宅食	1,441	855	487

(家庭こども相談係)

## (13) 助産施設、母子生活支援施設入所

妊産婦が保健上必要であるにもかかわらず、経済的に入院助産を受けることができない場合、助産施設を利用して出産する。

また 18 歳未満の児童がいる母子世帯の母が、生活上のいろいろな問題のために子どもの養育が十分にできないなど、母子ともに保護が必要な場合、母子生活支援施設に入所する。

## 助産施設入所実施件数

階 層 \ 年 度	3	4	5
A 生活保護法による被保護世帯	4	3	4
B 前年度分の市民税非課税世帯	0	0	0
C 所得税が課税されていない世帯	0	0	0
D その他やむを得ない特別の理由がある場合	0	0	0
件 数 合 計	4	3	4
入 所 費 (円)	1,327,070	1,076,070	1,251,940
一件当たり入所費 (円)	331,768	358,690	312,985

## 母子生活支援施設入所実施件数

階 層 \ 年 度	3	4	5
A 生活保護法による被保護世帯	0	0	0
B 前年度分の市民税非課税世帯	0	0	0
C 所得税が課税されていない世帯	0	0	0
D その他やむを得ない特別の理由がある場合	0	0	0
件 数 合 計	0	0	0
入所措置費 (円)	0	0	0
一件当たり入所措置費 (円)	0	0	0

(手当医療係)

## 子ども・子育て支援

### (14) 子ども医療費助成事業

市内に住所があり、健康保険に加入している子どもが、病気やけがなどにより医療機関で受診した場合、保険診療の自己負担分を助成する。

助成内容

(令和5年4月1日現在)

対象者	助成内容
0歳～中学校卒業まで	通院・入院（所得制限なし）

※令和5年4月より所得制限を廃止しました。

※令和5年8月より対象を高校卒業相当年齢まで拡大しました。

対象者数と医療助成費の推移

	3	4	5
対象者数（人）	23,806	23,622	34,254
受診件数	318,857	338,431	495,390
医療助成費（円）	639,635,127	676,471,459	995,639,988

(手当医療係)

## 2. 母子（父子）福祉

### ◎ 母子（父子）家庭とは

夫（妻）と死別・離婚等により、現に配偶者のない女子（男子）が、20歳未満の子どもを扶養している家庭をいう。

### ◎ 寡婦とは

配偶者のいない女子であって、かつて母子家庭の母親として20歳未満の子どもを扶養していたことのある者をいう。

(手当医療係)

### (1) ひとり親家庭などの相談

母子家庭、父子家庭及び寡婦に対し身上相談に応じ、その自立に必要な指導を行うなどひとり親家庭の福祉の増進に努めている。

種類別相談件数

	3	4	5
生活一般相談(住宅・医療・就職)	1,990	2,069	1,829
児童相談(養育・教育・就職)	329	303	320
生活援護相談(資金・年金・手当・保護)	1,348	1,372	1,195
その他の相談(福祉施設の利用等)	26	19	28
合計	3,693	3,763	3,372

(手当医療係)

(2) 母子福祉団体への助成

(各年度3月31日現在)

大和市母子寡婦福祉会「むぎの穂」に対して  
会員相互の親睦と相扶共済を図り生活の向上  
と母子寡婦福祉の充実を目的として助成して  
いる。

	3	4	5
会員世帯数	67	67	64

① 助成額 74,000円(令和5年度助成額)

② 主な活動 大和市母子寡婦福祉会では、研修会やレクリエーション活動等により、教養の向上  
や会員相互の親睦を図るとともに、地域で行われる「ふれあい広場」に参加して積極  
的に地域との交流を深めている。

(手当医療係)

(3) 手当の支給

父母の離婚、父又は母の死亡などにより父親又は母親と生計を同じくしていない児童について、  
児童扶養手当を支給することにより母子世帯、父子世帯等の生活の安定と児童の福祉の増進を図る。

あわせて、食費等の物価高騰の影響を踏まえ、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別  
給付金(ひとり親世帯分)を支給。

(手当医療係)

ア. 児童扶養手当

(ア) 児童扶養手当支給要件

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 父母が婚姻を解消した児童</li><li>② 父又は母が死亡した児童</li><li>③ 父又は母が政令で定める程度の障がいの状態にある児童</li><li>④ 父又は母の生死が明らかでない児童</li><li>⑤ 父又は母から1年以上遺棄されている児童</li><li>⑥ 父又は母がDV保護命令を受けた児童</li><li>⑦ 父又は母が1年以上拘禁されている児童</li><li>⑧ 婚姻しない(事実婚を含む)で生まれた児童</li><li>⑨ 父母ともに不明である児童(孤児など)</li></ul> |
|--|

①～⑨のいずれかの状態に  
置かれている児童の母又は  
父、その他の養育者が、そ  
の児童(18歳に達する日以  
後の最初の3月31日までの  
間にある者又は20歳未満で  
障がいの状態にある者)を  
監護又は養育している場合

(イ) 児童扶養手当支給制限

次のようなときは、支給されない。

- a 児童やその母又は父(養育者を含む)が公的年金(老齢福祉年金を除く)を受けられるとき。
  - ① 平成26年12月分から、公的年金額が児童扶養手当額より低い場合は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになりました。
  - ② 令和3年3月分から、障害基礎年金等を受給している方は、児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分を上回る場合、その差額分を児童扶養手当として受給できるようになりました。
- b 母又は父(養育者を含む)、母又は父の配偶者、又は扶養義務者の前年の所得が次の表の制限額を超えるとき。

子ども・子育て支援

(ウ) 児童扶養手当所得制限額及び手当額

(令和6年4月1日現在)

区分 支給月額 扶養親族等の数(人)	本人(請求者)の所得額		配偶者及び 扶養義務者の所得額
	全額支給 児童1人 45,500円	一部支給 (所得に応じて算出)	
0	490,000	1,920,000	2,360,000
1	870,000	2,300,000	2,740,000
2	1,250,000	2,680,000	3,120,000
3	1,630,000	3,060,000	3,500,000
4	2,010,000	3,440,000	3,880,000

(エ) 児童扶養手当受給者数

	3	4	5
受給者数(人)	1,494	1,433	1,375
支給額(円)	767,877,810	736,741,110	727,911,070

イ. 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)

- (ア) 支給対象 令和5年3月分の児童扶養手当受給者等
- (イ) 手当額 児童1人当たり50,000円
- (ウ) 対象児童数 2,419人
- (エ) 支給額 120,950,000円

(手当医療係)

ウ. ひとり親家庭等家賃助成事業

母子家庭の母、父子家庭の父又は父母に代わって20歳未満の子どもを養育している人で貸家などを借りている人を対象に、月額1万円を限度として支給。

ただし、本市に1年以上住んでいない人、生活保護を受けている人又は家賃が月額24,000円以下の人は対象にならない。

	3	4	5
件数	820	790	776
支給金額(円)	95,379,730	92,694,575	91,362,580
平均家賃額(円)	62,562	62,487	62,714

(手当医療係)

(4) 資金貸付

ア. 母子・父子福祉資金貸付

20歳未満の子どもがいる母子家庭の生活の安定と向上のために必要な資金を貸付ける。

資金貸付状況

		3	4	5
就学支度	小学	0	0	0
	中学	0	0	0
	高校	4	5	2
	大学	1	0	1
	専修	3	2	1
修学	小学	0	0	0
	中学	0	0	0
	高校	0	0	0
	大学	0	0	0
	専修	1	1	1
事業開始		0	0	0
事業継続		0	0	0
住 宅		0	0	0
就職支度		0	0	0
技能習得		0	0	0
生 活		1	4	1
転 宅		0	0	0
修 業		1	0	0
医療介護		0	0	0
児童扶養		0	0	0
計	件 数	11	12	6
	貸付金額(円)	5,760,151	5,552,880	2,950,850

## 子ども・子育て支援

### イ. 寡婦福祉資金貸付

20 歳以上の子を扶養している配偶者のない女子等の生活の安定と向上のために必要な資金を貸し付ける。

#### 資金貸付状況

		3	4	5
就学支度		0	0	0
修 学		0	0	0
事業開始		0	0	0
事業継続		0	0	0
住 宅		0	0	0
就職支度		0	0	0
技能習得		0	0	0
生 活		0	0	0
転 宅		0	0	0
修 業		0	0	0
療 養		0	0	0
児童扶養		0	0	0
結 婚		0	0	0
計	件 数	0	0	0
	貸付金額 (円)	0	0	0

母子・父子・寡婦福祉資金一覧表 (注) 児童=20歳未満 子=20歳以上 (令和6年4月1日現在)

資 金 名	内 容	貸付対象	母子・父子・寡婦福祉資金貸付限度額 (円)
事業開始資金	事業を開始するために必要な設備、什器、備品等の購入資金	母 父 寡婦	3,470,000
事業継続資金	現在継続中の事業に必要な商品、材料等を購入する資金	〃	1,740,000
技能習得資金 [免許]	技能や資格を得るために必要な交通費、授業料、材料等の資金	〃	月額 68,000 [460,000]
就職支度資金	就職に必要な洋服、履物、自動車等を購入する資金[自動車購入]	母 父 児童 寡婦	105,000 [340,000]
住宅資金	住宅を建設、購入、補修、保全、改築又は増築するために必要な資金	母 父 寡婦	保全、補修 1,500,000 建設、購入、増改築 2,000,000
転宅資金	住居の移転に際し、住宅の賃借、家財運搬等に必要な資金	〃	260,000
医療介護資金	医療、介護サービスを受けるために必要となる経費にあてるための資金	母 父 児童 寡婦	医療 340,000 介護 500,000

子ども・子育て支援

資金名	内 容	貸付対象	母子・父子・寡婦福祉資金貸付限度額（円）
生 活 資 金	技能習得、医療介護資金を借り受けている期間及び母子家庭となって7年未満の者、失業期間中、家計急変者（児童扶養手当制度における所得制限限度未満の所得となったもの）の生活費補給資金	母 父 寡婦	技能習得 月額 72,000 又は 141,000 医療介護 月額 72,000 又は 108,000 失業、単独 月額 72,000 又は 108,000 家計急変 月額 45,500 児童扶養手当に準拠した額（全部支給の額）の範囲内
修 学 資 金	子どもが、高校・大学等に修学するために必要な資金	児 童 子	私立高校 自宅通学者 月額 30,000 (45,000) 自宅外通学者 月額 35,000 (52,500) 私立短大 自宅通学者 月額 62,330 (93,500) 自宅外通学者 月額 87,330 (131,000) 私立大学 自宅通学者 月額 72,330 (108,500) 自宅外通学者 月額 97,330 (146,000) 私立大学院 修士課程 月額 88,000 (132,000) 博士課程 月額 122,000 (183,000) 上記以外に、公立校など別途設定あり ※( )内は、特に認める場合のみ
就学支度資金	子どもの入学に必要な資金（小・中学校については、所得制限あり）	〃	小学校 64,300 中学校 81,000 高校等 公立 150,000 私立 410,000 大学等 公立 410,000 私立 580,000 大学院 公立 380,000 私立 590,000 専修一般 150,000
修 業 資 金 [ 免 許 ]	子どもが事業開始又は就職するために知識技能を修得するのに必要な資金	〃	月額 68,000 [460,000]
結 婚 資 金	子どもが結婚をするに当たり必要な経費及び家具・什器等を購入する資金	母 父 寡婦	320,000

(手当医療係)

(5) ひとり親家庭等医療費助成事業

母子・父子家庭等の母・父等と児童（原則として、満 18 歳になった日以後最初の 3 月 31 日まで）が病院などで受診したときに、支払うべき健康保険の自己負担額を助成する。ただし、生活保護や他の医療費助成を受けていないこと、また、母子・父子家庭等の母又は父等の前年の所得が一定の限度額を超えないことが条件となる。

ひとり親としての所得要件は、児童扶養手当の一部支給制限者と同額。（児童扶養手当支給を参照）

対象者数（令和 6 年 3 月 31 日現在）

	対 象 世 帯 数				対象者数(人)
	国保 加入者	社保 加入者	後期高齢者医 療加入者	計	
母子家庭	606	747	0	1,353	3,371
父子家庭	20	29	0	49	119
養育者家庭	4	6	1	11	26
合 計	630	782	1	1,413	3,516

対象者数と医療助成費の推移

	3	4	5
対象者数(人)	3,770	3,696	3,516
受診件数	49,011	47,654	52,993
医療助成費(円)	129,844,610	127,828,396	138,931,761

(手当医療係)

(6) 母子家庭等自立対策支援事業（令和 6 年 3 月 31 日現在）

ア. 自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母又は父子家庭の父で、雇用保険の一般教育訓練給付の受給資格を有していない者が指定教育講座を受講し、修了した場合、経費の 60%（12 千円を超えるもので 20 万円を上限）を支給する。（平成 25 年 4 月から父子家庭の父も対象となる。）

	3	4	5
件 数	3	7	5
支給額(円)	152,209	303,461	329,644

## 子ども・子育て支援

### イ. 高等職業訓練促進給付金等

母子家庭の母又は父子家庭の父が、看護師や介護福祉士等の資格取得のため、6 月以上養成機関等で修業する場合に、高等職業訓練促進給付金を支給する。(令和 3 年 4 月 1 日から修業期間の要件を 1 年以上から 6 月以上に緩和。)

平成 25 年度以降の入学者については、修業期間の全期間(上限 4 年)、月額 100,000 円(最終 1 年間は月額 140,000 円)(住民税非課税世帯又は月額 70,500 円(最終 1 年間は月額 110,500 円)(住民税課税世帯)を支給する。(平成 25 年 4 月から父子家庭の父も対象となる。)

	3	4	5
件数	16	21	17
支給額(円)	16,048,500	22,281,000	15,385,500

### ウ. ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金

高等学校を卒業していない(退学を含む。)ひとり親家庭の親又は子が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指し対象講座を受講した場合に、給付金を支給する。(平成 27 年 10 月から)

受講開始時給付金 受講費用の 40% (4 千円を超えるもので 10 万円を上限)

受講修了時給付金 受講費用の 50% (受講開始時給付金とあわせて 20 万円を上限)

合格時給付金 受講費用の 60% (受講開始時給付金、受講修了時給付金とあわせて上限 50 万円)

	3	4	5
件数	2	1	0
支給額(円)	800,000	400,000	0

(手当医療係)

## (7) その他

### ア. JR 定期乗車券の購入時の割引

児童扶養手当を受給している世帯の方や、生活保護世帯の方が JR 通勤定期券を購入する場合、3 割引となる。(手当医療係)

### イ. 水道料金の減免

児童扶養手当、特別児童扶養手当、遺族基礎年金を受給している方は、申請により県営水道の基本料金などが減免される。(県企業庁水道局)

### ウ. たばこの小売販売業の許可基準の緩和

母子家庭や寡婦の方がたばこ小売販売業の申請をしたときは、許可基準を緩和して許可するよう配慮されている。(日本たばこ産業㈱)

### エ. 遺族年金

配偶者が死亡したとき、その方によって生計を支えられていた妻や夫又は子に年金が支給される。加入していた年金により、遺族基礎年金、遺族厚生年金などの種類がある。

(保険年金課、年金事務所)

オ. 寡婦年金・死亡一時金

第1号被保険者として保険料を10年以上納めた（免除期間を含む）夫が、老齢基礎年金などを受けずに死亡した場合、妻に60歳から65歳の間、寡婦年金が支給される。

また、保険料を3年以上納めた方が老齢基礎年金、障害基礎年金のいずれも受けずに死亡し、その遺族が遺族基礎年金や寡婦年金を受けられない場合、死亡一時金が支給される。

（保険年金課、年金事務所）

カ. 税の軽減

母子・父子家庭や寡婦の方で、お子さんと生計を同じくしている場合などは、所得税や住民税の控除を受けられる場合がある。

（市民税課、税務署）

寡婦（夫）控除の額（令和元年分以前）

		所得税控除額	住民税控除額
寡婦(夫) 控除	扶養親族である子を有し、かつ合計所得金額が500万円以下である寡婦（夫）	35万円	30万円
	上記以外の寡婦	27万円	26万円
寡 夫 控 除		27万円	26万円

※上記寡婦（夫）控除が受けられる者で、合計所得額が125万円以下の場合は、住民税が非課税となる。

ひとり親控除の額（令和2年分以後）

		所得税控除額	住民税控除額
ひとり親 控除	生計を一にする子を有し、かつ合計所得金額が500万円以下である者（事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の者がいないこと）	35万円	30万円

※上記ひとり親控除が受けられる者で、合計所得額が135万円以下の場合は、住民税が非課税となる。

寡婦（夫）控除の額（令和2年分以後）

		所得税控除額	住民税控除額
寡婦(夫) 控除	ひとり親控除に該当せず、合計所得金額が500万円以下である者（事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の者がいないこと）	27万円	26万円

※上記寡婦控除が受けられる者で、合計所得額が135万円以下の場合は、住民税が非課税となる。

### 3. 子どもの発達相談支援

#### ◎ 基本方針

障がい児の人権を守り、ノーマライゼーションを目指し、子どものニーズに対応して地域の中で生活することへの支援を実施する。

また、それを支える有効で効果的な子どもの発達相談支援システムの推進を目指す。支援にあたっては、発達に関する専門スタッフが相談を受けるとともに、それぞれの子どもに適した方法（個別・グループ）により訓練・支援を行う。

また、認可保育所等への、巡回相談や訪問等により技術的な助言などの支援を行う。

#### 発達に関する専門スタッフ

相談員 4（保育士 3、保健師 1）、心理士 1、言語聴覚士 1、心理発達支援員（心理士） 5、機能訓練支援員 2（作業療法士 1、理学療法士 1）、発達相談業務補助保育士 4

#### (1) 相談

心身の発達に遅れや障がいのある子ども等、またその家族に対して、発達・生活上の相談に応じる。

#### 新規相談及び継続指導の件数

	3	4	5
新規相談	423	485	430
前年からの継続	240	285	278
合計	663	770	708

#### 新規相談内容

	3	4	5
運動機能の相談(歩けないなど)	22	23	19
社会性の相談(集団に入れないなど)	332	390	345
ことばの相談(ことばの遅れなど)	188	196	217
保護者の負担が大きい・不安が強い	56	38	84
集団への参加の希望	3	4	2
その他	6	11	13
合計	607	662	680

※重複あり

#### 新規相談の主な来所経路

	3	4	5
相談機関(児相・他市等)	4	3	9
再相談	3	1	1
保育所・幼稚園・学校	102	137	104
母子保健	181	203	206
医療機関	26	21	17
庁内他相談窓口	15	18	18
友人・知人	25	26	23
広報・情報	60	66	50
その他	7	10	2
合計	423	485	430

#### 新規相談年齢別件数

	3	4	5
0～1歳児	62	101	96
2～3歳児	256	265	244
4～5歳児	105	119	90
合計	423	485	430

(発達支援係)

(2) 訓練・支援

面接や行動観察・検査などを通して子どもの心身の状況や問題を確認し、来所・訪問などを行い、個別又はグループでの訓練・支援を行う。

ア. 個別支援

子どもやその家族の状況や問題に応じて、各スタッフが必要な頻度で、来所又は訪問により個別に訓練・支援を行う。

スタッフ別個別訓練・支援状況

	3		4		5	
	人数	回数	人数	回数	人数	回数
相談員	637	1,180	776	1,401	673	1,176
心理士	523	1,142	571	1,150	589	1,114
保育士	30	31	46	50	85	104
言語聴覚士	94	300	123	385	120	441
理学療法士	30	62	45	77	47	69
作業療法士	32	73	46	86	49	75
合計	1,346	2,788	1,607	3,149	1,563	2,979

(発達支援係)

イ. グループ支援

子どもやその家族が、地域の中で生き生きとした生活を送ることができるようにグループ活動を通して支援する。

年齢や活動性に応じてグループを構成し、保育士を中心に、相談員、心理士、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士と連携しながら支援を行う。

	3	4	5
グループ数	14	15	10
人数	112	113	103
回数	182	210	175
延人数	667	744	654

(発達支援係)

(3) 地域支援

ア. 地域施設等への支援

地域の各施設（保育所、幼稚園、その他）より相談があった場合に、訪問又は来所により関係スタッフが支援を行う。

また、保育所・幼稚園に対しては巡回相談による支援を行う。

地域施設支援状況

	3		4		5	
	支援施設数	回数	支援施設数	回数	支援施設数	回数
保育所	65	229	77	254	82	298
幼稚園	25	106	28	124	23	99
その他	0	0	2	3	1	2
合計	90	335	107	381	106	399

(発達支援係)

## 子ども・子育て支援

### イ. 市民に対するの普及・啓発

発達障がいなどの正確な理解や相談窓口の周知などを目的とした、普及・啓発事業を実施する。  
また、自閉症児への対応についての勉強会として、自閉症療育講座等を開催する。

発達障がい普及・啓発事業 ※1

	3	4	5
実施回数	0	0	0
参加人数	0	0	0

自閉症療育講座 ※2

	3	4	5
実施回数	7	7	7
参加人数	295	309	735

※1 令和3年度・令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため未実施。

令和5年度は同感染症が5類感染症に移行したことを受け、翌年度の事業実施に向けた検討・準備を行った。

※2 オンラインによる実施。参加人数は、令和3年度・令和4年度は当日参加数、令和5年度は当日参加数と見逃し配信アクセス数の合計

(発達支援係)

### (4) 他業務への職員派遣

#### ア. 特別支援教育巡回相談チームへの参加

特別支援教育巡回相談チーム会議(年3回)に出席し、大和市における特別支援教育の推進を支援する。  
(教育委員会指導室主管)

#### イ. ことばの教室・はぐくみの教室入級審査会への参加

ことばの教室・はぐくみの教室入級審査会(各年4回)に出席し、入級を希望している児童について、入級の妥当性を審査する。  
(教育委員会指導室主管)

### (5) 児童通所サービス等について (児童福祉法)

発達に心配のある子どもへの日常生活における基本的な動作指導・集団生活への適応訓練などの福祉サービスを提供する。

(各年4月1日現在)

サービス名	概要	利用状況 (利用者数)		
		3	4	5
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援。	223	235	299
放課後等デイサービス	就学児への生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援。	801	843	838
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援など。	16	24	16
サービス利用計画	支援サービスの利用に関する児童支援利用計画等の作成や関係者との連絡調整などの支援。(支給決定者数)	1,161	1,246	1,299

※令和4年度版から、利用状況の数値を支給決定者数から利用者数に変更(サービス利用計画を除く)。  
(発達支援係)

## 4. 保育所

保育所は、児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の理由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とするときは、それらの児童を保育所において保育しなければならないとの規定に基づき、日々保護者の委託を受けて保育する施設である。令和6年4月1日現在、公立保育所4園、社会福祉法人等の設置する私立保育所54園、の計58園がある。

### (1) 保育所定員数及び入所者数

(各年度4月1日現在)

	4			5			6		
	公立	私立	合計	公立	私立	合計	公立	私立	合計
園数	4	53	57	4	55	59	4	54	58
定数	490	3,983	4,473	490	4,079	4,569	490	4,010	4,500
入所者数	432	3,728	4,160	425	3,919	4,344	425	3,971	4,396
入所率(%)	88.16	93.60	93.00	86.73	96.08	95.08	86.73	99.03	97.69

(利用調整係)

### (2) 管理運営等

#### ア. 保育時間

(ア) 保育標準時間 保護者がフルタイム勤務（月就労時間が120時間以上）の場合を想定した保育時間で、午前7時から午後6時までの原則11時間の利用が可能である。

なお、午後6時以降の利用は延長料金が発生する。

（保育時間は、園によって異なる。）

(イ) 保育短時間 保護者がパートタイム勤務（月就労時間が64時間以上、120時間未満）の場合を想定した保育時間で、午前8時30分から午後4時30分までの8時間（原則的な保育時間という）の利用が可能である。

なお、原則的な保育時間以外の利用は延長料金が発生する。

（保育時間は、園によって異なる。）

(認定管理係)

子ども・子育て支援

(ウ) 原則的な保育時間を超える時間の児童数

(各年度5月1日現在)

			3		4		5	
			原則的な 保育時間 を超える 時間の 児童数	実児童数	原則的な 保育時間 を超える 時間の 児童数	実児童数	原則的な 保育時間 を超える 時間の 児童数	実児童数
緑野	平日	7:00～ 8:30	76	86	65	80	64	80
		16:30～18:00	82		77		77	
		18:00～19:00	16		10		10	
	土曜日	7:00～ 8:30	9		2		7	
		16:30～18:00	11		6		8	
若葉	平日	7:00～ 8:30	90	99	80	95	75	100
		16:30～18:00	76		79		80	
		18:00～19:00	11		7		19	
	土曜日	7:00～ 8:30	17		10		12	
		16:30～18:00	21		16		15	
草柳	平日	7:00～ 8:30	87	104	63	86	70	86
		16:30～18:00	98		82		89	
		18:00～19:00	21		11		7	
	土曜日	7:00～ 8:30	27		27		4	
		16:30～18:00	22		22		7	
福田	平日	7:00～ 8:30	78	101	78	101	67	81
		16:30～18:00	85		86		72	
		18:00～19:00	16		13		11	
	土曜日	7:00～ 8:30	20		20		21	
		16:30～18:00	32		32		17	
合計	平日	7:00～ 8:30	331	390	286	362	276	347
		16:30～18:00	341		324		318	
		18:00～19:00	64		41		47	
	土曜日	7:00～ 8:30	73		59		44	
		16:30～18:00	86		76		47	

(保育指導係)

イ. 障がい児保育

障がいがある子どもが健常児と生活を共にすることにより、障がい児も健常児も共に育ち合うことを目的として実施する。

(ア) 障がい児（保育士加配を必要とする児童） 公立 (各年度4月1日現在)  
の保育所別入所状況

	4	5	6
緑野	10	3	5
若葉	18	23	18
草柳	8	13	9
福田	9	10	19
合計	45	49	51

※幼保連携型認定こども園、小規模保育事業含む。

私立

	4	5	6
上和田	2	1	—
下和田	3	1	1
モニカ	2	2	2
つきみ野すこやか	2	1	1
もみの木	3	3	0
十六山	1	0	2
パレット	1	2	3
南林間	0	0	0
渋谷	2	1	2
おひさまのほっぺ	0	1	2
アスク大和	1	1	1
さくらの森	5	6	1
深見台	3	5	3
アスク南林間	2	2	2
ナーサリーT&Y	1	1	0
若草	3	1	3
アスク大和南	2	4	5
キンダーやまと	0	0	0
木の子	1	0	3
アスク大和東	3	5	4
西鶴間	0	3	4
中央林間もりのこ	0	0	1
アスク鶴間	0	2	4
まめわかば	0	0	0
高座渋谷ゆめいろ	5	4	3
大和ひまわり	0	0	0

	4	5	6
あっぷる	0	6	8
虹の子	2	1	0
もこもこ	2	1	1
高座みどり	1	1	1
のりまき	0	0	0
ハミングきっず	0	0	0
あけぼの	2	1	0
さなぎっこ	0	0	0
つきみ野雲母	1	1	1
高座渋谷もりのこ	0	0	0
わらべ	1	1	1
大和オハナ	1	2	2
ふたば林間	2	4	4
大和湘南	0	0	0
さくらのつぼみ	0	0	0
こひつじ	0	—	—
おだんご	0	0	0
なないろ	0	0	0
くれよん	0	1	1
おそらのぼっけ	2	2	3
まなびの森	0	0	0
南林間雲母	6	1	1
中央林間幼稚園	0	0	0
プリンス	0	1	0
キンダーりんかん	0	0	0
ヴィラまなびの森	0	0	0

子ども・子育て支援

	4	5	6
おむすび	0	1	0
まあむベイビーズ	0	1	0
たんぽぽ	0	0	0
あおぼ	0	0	0
つきみ野湘南	3	3	1
とこちゃん	3	7	8
深見台雲母	2	3	5
よつばベビー	0	0	0
大和YMC A	0	0	0
ぼとふ大和	0	0	0
第2くれよん	0	0	0
フェリーチェ大和	0	0	0
つきみ野駅前雲母	1	1	1
中央林間雲母	1	1	1
高座渋谷雲母	0	0	1
フェリーチェ中央林間	0	0	0
ぼとふ大和第2	0	0	0
はひふへかみわだ	0	0	0
あーす南林間	2	1	3

	4	5	6
ななつぼし	0	1	1
アミーつきみ野	0	0	0
マザーグース	0	0	0
はひふへさくらがおか	0	0	0
モミヤマ	0	0	0
スクルド大和代官	0	2	0
スクルド高座渋谷	0	0	1
スクルド中央林間	0	1	3
スクルド高等町	0	1	1
桜ヶ丘はないろ	0	0	1
みらいのこども	0	6	4
あーす中央林間	—	0	1
大和はないろ	—	0	3
やなぎ幼稚園	—	0	0
みらいみなみりんかん	—	—	0
はなえみ南林間	—	—	0
つきみ野幼稚園	—	—	0
合計	74	98	105

(利用調整係)

ウ. 給食業務

(ア) 給食業務の役割

給食は、入園児の心身の発達、健康の保持増進、よい生活習慣づくりを身につけさせるために重要な役割を持っている。

平成16年7月より、3歳児クラス以上の児童を対象に、主食の提供を開始した。

令和6年4月1日現在、290人に実施している。

(イ) 保育所と家庭の栄養配分

3歳未満児 (1、2歳)	朝食 25%	おやつ 10%	昼食 30%	おやつ 10%	夕食 25%
年 齢	家 庭		保 育 所		家 庭
3歳以上児 (3、4、5歳)	朝食 30%		昼食 30%	おやつ 10%	夕食 30%

(ウ) 給食費（実績）

	3	4	5
園 数	4	4	4
給食費総額（円）	40,816,218	42,397,219	42,180,935
喫食者延数（人）（園児＋職員）	119,281	117,799	117,545
単価（円）（1人1日当たり）	340	350	350

（保育指導係）

(エ) 保育所給食献立表

毎月の献立は園長、副園長、保育士、管理栄養士、調理師が意見を出し、嗜好面・経済面・栄養面・安全性等を加味しながら検討して決定している。

また、献立表の下には食習慣や食品の栄養価、献立紹介などを載せている。

令和6年4月



保育園給食献立表

大和市立保育園

2ページ

日 曜	献立名	材 料 名			おやつ	午前 午後	栄 養 価	
		熱や力になるもの	血や肉や骨になるもの	体の調子を整えるもの			未幼児 以上児	
11・25 木	ぴーすごはん とりのからあげ きゃべつさらだ とうにゅうこーんすーぷ	精白米/かたくり粉/ 米サラダ油/★マヨ ネーズタイプドレッシ ング/★食パン(8枚切 り)/いちごジャム (あま王)	だし昆布/鶏モモ(皮な し)/★豆乳 国産無調 整/かつお節(だし 用)/★牛乳	グリーンピース(さやつ き)/しょうが/トマ ト/きゅうり/キャベ ツ/クリームコーン毎 (4号缶)/ホールコー ン缶(4号缶)/玉葱	おちゃ ベビーチーズ		エネルギー 513	608 kcal
					ぎゅうにゅう じゃむさんど		たんぱく質 22.7	25.7 g
							脂質 17.9	18.6 g
							食塩相当量 1.9	1.9 g
12・26 金	ごはん(むぎいり) さほのみそに なむる すましじる (しめじ・ねぎ)	精白米/ピタヴァレー /上白糖/ごま油/ じゃがいも/★バター	★さば/赤みそ/かつ お節(だし用)/★牛 乳	しょうが/もやし/ほ うれん草/人参/しめ じ/長ねぎ	ぎゅうにゅう せんべい		エネルギー 474	519 kcal
					ぎゅうにゅう じゃがぼたー		たんぱく質 19.0	20.7 g
							脂質 21.7	23.0 g
							食塩相当量 1.3	1.9 g
13・27 土	ごはん(むぎいり) ぶたにくのしょうがやき みぞしる (ちんげんさい・ふ) きよみかんなどのこくさんのあまいかんきつるい	精白米/ピタヴァレー /上白糖/米サラダ油 /★小町ふ/★クッ キー	豚肩小間/白みそ/煮 干し(だし用)/★牛 乳	玉葱/人参/ピーマン /しょうが/チンゲン 菜/清みかんなどの国 産の甘い柑橘類	ぎゅうにゅう びすけっと		エネルギー 463	466 kcal
					ぎゅうにゅう またはよーぐると かしなご		たんぱく質 19.9	20.7 g
							脂質 16.1	15.2 g
							食塩相当量 1.1	1.4 g
30 火	ろーるばん ばーべきゅーぞーすあえ ふれんちさらだ(こーんいり) ぎゅうにゅう	★ロールパン35/か たくり粉/米サラダ油 /じゃがいも/上白糖 /精白米/★いりごま (黒)	鶏ムネ(皮なし)/ ホークウィンナー/★ 牛乳/わかめのご飯素	しょうが/玉葱/人参 /ピーマン/キャベツ /きゅうり/ホール コーンドライパック	おちゃ きなこよーぐると		エネルギー 520	599 kcal
					おちゃ わかめごはん		たんぱく質 21.8	23.3 g
							脂質 19.5	21.5 g
							食塩相当量 1.3	1.6 g

ほねにちゅうい!!

\* 午前おやつは3歳未満児のみです。

\* 保育園の行事などにより、献立に変更がある場合があります。

月の平均栄養価	エネルギー	たんぱく質	脂質	カルシウム	鉄	食塩相当量
3歳未満児	504kcal	20.7g	18.6g	327mg	3.0mg	1.4g
3歳以上児	555kcal	22.3g	19.2g	267mg	3.0mg	1.6g



保育園の給食は、園児の成長に必要な栄養やエネルギーをとるだけでなく、手洗い、後片付けなどのマナーを学んだり、友達や先生と楽しく食べることに、心のふれあう場となっています。



給食で気をつけていること

- 栄養の確保 ⇒ 成長に必要な栄養量がとれるように献立を作成しています。
  - ◆ 保育園では昼食とおやつを提供していますが、1日のうち半分以上の栄養は朝食と夕食からとる必要があります。また、保育園が休みの日も、3食、食べる習慣をつけましょう。
- 多様な献立 ⇒ 和食や外国料理など多様な給食を提供しています。
  - ◆ 旬の食材を取り入れ、季節感のある献立を心がけています。 ◆ 行事食や郷土食、外国料理を取り入れています。
  - ◆ ひじきや切干大根、大豆などの乾物を使い、煮物、和え物などを積極的に取り入れています。
- 手づくり給食 ⇒ 素材を生かした本物の味を伝えています。
  - ◆ だしは、煮干しや昆布、かつお節からとっています。
  - ◆ 天然だしを使うため、素材の味が生きた「うす味」でおいしい給食です。
  - ◆ シチューのルーは「小麦粉・バター・スキムミルク」で手作ります。
  - ◆ ぶりかけ・ドレッシングもすべて手作りで。
  - ◆ 年齢や発達に合わせ、咀嚼をうながす調理の工夫をしています。
- 安心・安全な食材 ⇒ 産地や内容成分の確認をしています。
  - ◆ 米・野菜・果物・肉・卵・牛乳はすべて国産です。
  - ◆ 市内産や県内産をできるだけ使用し、地産地消に取り組んでいます。
  - ◆ 食品添加物のできるだけ少ないものを、使用しています。

3歳未満児は1日に必要な栄養素の50%、3歳以上児は40%を保育園の給食でとるようにしています。

給食のレシピなども掲載しています!



大和市ホームページ  
~子育て王国 大和市~  
「保育園の食育」ページ QRコード



エ. 全国市長会学校災害賠償補償保険

保育所等の管理上の不備や、業務上の不注意による事故等に対応するため、全国市長会の学校災害賠償補償保険に加入している。

加入児童数・掛金等の状況

		4	5	6
公立保育所	児童数（人）	490	448	429
	掛 金（円）	47,628	43,545	41,698
私立保育所等	児童数（人）	4,271	4,475	4,466
	掛 金（円）	415,141	434,970	434,095
公立・私立 計	児童数（人）	4,761	4,923	4,895
	掛 金（円）	462,769	478,515	475,793

※単価：97.20 円 前年度 10 月 1 日現在の児童数により加入

(保育指導係)

オ. 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済

保育所等の管理下における児童の負傷疾病等に対し、適正な災害共済給付が受けられるよう独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済に加入している。

加入児童数・掛金等の状況

		4	5	6
公立保育所	児童数（人）	445	442	439
	掛 金（円）	161,185	159,780	157,135
私立保育所	児童数（人）	2,721	2,919	2,854
	掛 金（円）	990,065	1,061,405	1,010,360
認定こども園	児童数（人）	100	96	95
	掛 金（円）	28,500	27,360	27,075
地域型保育事業	児童数（人）	423	424	433
	掛 金（円）	154,085	154,450	156,950
合 計	児童数（人）	3,689	3,881	3,821
	掛 金（円）	1,333,835	1,402,995	1,351,520

※公立保育所、私立保育所、地域型保育事業単価：一般児童 365 円・要保護児童 55 円

認定こども園単価：一般児童 285 円

※各年度 5 月 1 日現在の児童数により加入

(保育指導係)

## 子ども・子育て支援

### カ. 全国私立保育連盟ほいくのほけん・こどもえんのほけん

保育所等で実施される一時保育において、園児の傷害事故や保育所等の賠償事故を補償する全国私立保育連盟の保険に加入している。

加入児童数・掛金等の状況（傷害保険）

		4	5	6
公立保育所	児童数（人）	22	22	22
	掛金（円）	35,200	35,200	35,200
私立保育所	児童数（人）	179	165	133
	掛金（円）	286,400	264,000	212,800
認定こども園	児童数（人）	—	—	—
	掛金（円）	—	—	—
合計	児童数（人）	201	187	155
	掛金（円）	321,600	299,200	248,000

※単価：（傷害保険）1,600円

※各年度一時保育1日平均利用者数見込みにより加入

加入施設数・掛金等の状況（賠償保険）

		4	5	6
公立保育所	施設数	4	4	4
	掛金（円）	32,000	32,000	32,000
私立保育所	施設数	57	57	56
	掛金（円）	456,000	456,000	448,000
認定こども園	施設数	—	—	—
	掛金（円）	—	—	—
合計	施設数	61	61	60
	掛金（円）	488,000	488,000	480,000

※単価：（賠償保険）8,000円

（保育指導係）

### キ. 地域育児センター事業

市立保育園は、地域育児センターとしての役割を担い、専門的機能を活用したきめ細やかな対応を行うため、関係機関等と積極的に連携しながら、地域の実績や子育て家庭の養育ニーズに応じた子育て支援サービスの充実を図っている。

(ア) 育児相談事業

保育所の専門機能を生かし、地域で育児に関する悩みを抱えている保護者等の相談に応じるとともに、必要により関係機関への紹介を行う。

(単位：件)

		3	4	5
緑 野	発育・発達	97	181	51
	生活習慣	85	41	89
	健 康	17	7	19
	家庭環境	2	107	14
	そ の 他	108	36	168
	合 計	309	372	341
若 葉	発育・発達	60	93	109
	生活習慣	51	79	16
	健 康	12	13	1
	家庭環境	6	16	2
	そ の 他	35	62	81
	合 計	164	263	209
草 柳	発育・発達	57	26	31
	生活習慣	45	18	12
	健 康	13	5	12
	家庭環境	12	7	7
	そ の 他	96	84	108
	合 計	223	140	170
福 田	発育・発達	90	94	140
	生活習慣	43	38	27
	健 康	23	21	5
	家庭環境	45	44	6
	そ の 他	32	56	52
	合 計	233	253	230
合 計	発育・発達	304	394	331
	生活習慣	224	176	144
	健 康	65	46	37
	家庭環境	65	174	29
	そ の 他	271	238	409
	合 計	929	1,028	950

## 子ども・子育て支援

### (イ) 子育て家庭交流事業

#### a あそぼう会（開放保育）

保育所の施設を地域住民に開放する。

			3	4	5
緑野	参加人数	子ども	94	158	95
		大人	90	123	79
	開催日数		26	36	30
若葉	参加人数	子ども	50	125	157
		大人	49	108	141
	開催日数		25	37	38
草柳	参加人数	子ども	35	37	24
		大人	36	25	25
	開催日数		15	42	26
福田	参加人数	子ども	26	57	71
		大人	20	55	66
	開催日数		37	43	37
合計	参加人数	子ども	205	377	347
		大人	195	311	311
	開催日数		103	158	131

#### b 地域育児講座

保育所と地域子育て連絡会構成員が協力し、いろいろなあそびを提供して親子で楽しく過ごしながら地域の子育てを応援する。

			3	4	5
緑野	参加人数	子ども	14	13	18
		大人	14	11	17
	開催日数		1	1	2
若葉	参加人数	子ども	15	21	13
		大人	14	20	13
	開催日数		1	1	1
草柳	参加人数	子ども	28	42	77
		大人	27	42	75
	開催日数		1	2	2
福田	参加人数	子ども	16	29	38
		大人	17	27	38
	開催日数		2	2	2
合計	参加人数	子ども	73	105	146
		大人	72	100	143
	開催日数		5	6	7

(ウ) 世代間交流(小・中・高生と園児の体験交流事業)

(単位：人)

地域の中の様々な世代の人たちとふれあい楽しく過ごす。

	3	4	5
緑野	0	5	42
若葉	0	5	16
草柳	0	0	61
福田	0	9	255
合計	0	19	374

(エ) 世代間交流

(単位：人)

老人会や老人ホーム、地域住民との交流等、地域の様々な人たちとのふれあいを通して豊かな感性や優しさを育てていく。

	3	4	5
緑野	0	0	0
若葉	0	1	41
草柳	0	4	2
福田	15	4	210
合計	15	9	253

(オ) 子育て支援地域訪問事業

a おひさま相談

保育士が地域の公園に出向き、相談業務を行う。

		3	4	5
緑野	開催日数	21	20	23
	参加人数	93	154	134
若葉	開催日数	23	29	23
	参加人数	113	258	135
草柳	開催日数	24	23	21
	参加人数	143	194	127
福田	開催日数	26	24	24
	参加人数	307	222	144
合計	開催日数	94	96	91
	参加人数	656	828	540

## 子ども・子育て支援

### b 職員派遣

地域の子育て向上のため、子育てサロン・サークルなどの支援をし、支えあう地域づくりを応援していく。

		3	4	5
緑野	回数	16	11	19
	人数	16	11	19
若葉	回数	20	25	27
	人数	20	25	27
草柳	回数	4	9	18
	人数	4	12	18
福田	回数	25	25	29
	人数	27	30	29
合計	回数	65	70	93
	人数	67	78	93

(保育指導係)

### ク. 一時預かり事業

#### (ア) 緊急的保育

リフレッシュ、保護者の死亡、疾病、入退院、通院、また家族の介護、看護等の理由により緊急・一時的に家庭での保育が困難となる児童を預かる制度。

利用人数（公立） (単位：延べ人数)

	3	4	5
緑野	75	95	50
若葉	30	69	59
草柳	127	153	83
福田	36	26	64
計	268	343	256

利用人数（私立）

	3	4	5
深見台	13	0	10
若草	0	4	0
モニカ	42	30	1
上和田	0	0	30
下和田	0	0	0
つきみ野すこやか	11	12	20
もみの木	72	9	0
十六山	5	2	0
パレット	0	0	0
南林間	15	13	5
渋谷	23	17	89
おひさまのほっぺ	0	0	0
アスク大和	0	2	0
さくらの森	134	224	339
アスク南林間	5	26	0

(単位：延べ人数)

	3	4	5
ナーサリーT&Y	0	0	0
木の子	25	74	82
アスク大和南	0	0	0
キンダーやまと	59	75	31
アスク大和東	0	0	114
西鶴間	33	57	95
中央林間もりのこ	0	0	0
アスク鶴間	0	0	0
まめわかば	5	16	86
高座渋谷ゆめいろ	0	0	6
大和ひまわり	0	0	0
あっぷる	0	0	4
虹の子	18	15	34
もこもこ	33	45	61
あけぼの	69	206	7

利用人数（私立）

	3	4	5
さなぎっこ	4	0	0
わらべ	0	0	0
大和オハナ	16	10	10
ふたば林間	19	24	112
つきみ野雲母	2	9	0
高座渋谷もりのこ	0	0	0
おそらのぼっけ	0	0	0
まなびの森	0	0	0
南林間雲母	60	0	1
キンダーりんかん	109	247	308
ヴィラまなびの森	0	0	0
つきみ野湘南	4	18	0
とこちゃん	0	2	0
深見台雲母	0	0	17
つきみ野駅前雲母	0	29	0
中央林間雲母	0	0	0
高座渋谷雲母	0	12	0
あーす南林間	0	0	2
ななつぼし	736	1,028	792
スクルド中央林間	—	0	0
みらいのこども	—	252	28
桜ヶ丘はないろ	—	0	0
スクルド高等町	—	0	0
あーす中央林間	—	—	1
大和はないろ	—	—	0

(単位：延べ人数)

	3	4	5
のりまき	0	1	0
ハミングきっず	34	18	24
大和湘南	265	93	95
さくらのつぼみ	0	0	0
おだんご	0	0	0
おむすび	0	0	0
たんぽぽ	0	0	0
まあむベイビーズ	0	0	12
あおば	2	5	0
フェリーチェ大和	0	0	0
よつばベビー	8	9	0
大和YMCA	0	32	101
ぽとふ大和	3	0	0
フェリーチェ中央林間	0	33	1
ぽとふ大和第2	0	0	19
はひふへかみわだ	0	0	1
アミーつきみ野	0	0	0
マザーグース	1	13	0
はひふへさくらがおか	0	0	3
モミヤマ	—	161	0
スクルド大和代官	3	9	0
スクルド高座渋谷	0	0	0
計	1,828	2,832	2,541

(給付審査係)

## 子ども・子育て支援

### (イ) 非定型的保育

保護者の労働・職業訓練・就学等により週3日を限度に家庭での保育が困難となる児童を預かる制度。

利用人数（公立） (単位：延べ人数)

	3	4	5
草 柳	582	483	520
計	582	483	520

利用人数（私立）

(単位：延べ人数)

	3	4	5
つきみ野すこやか	1,096	1,658	1,569
もみの木	102	136	132
十六山	2	0	4
南林間	127	54	92
おひさまのほっぺ	33	0	0
アスク大和	5	0	51
さくらの森	1,307	1,254	1,404
アスク南林間	0	0	12
ナーサリーT&Y	330	253	369
アスク大和南	0	0	312
キンダーやまと	0	0	0
アスク大和東	4	0	0
西鶴間	298	278	212
中央林間もりのこ	0	0	0
アスク鶴間	0	0	106
まめわかば	602	753	738

	3	4	5
あけぼの	0	0	0
つきみ野雲母	7	0	31
高座渋谷もりのこ	0	0	0
まなびの森	0	0	0
南林間雲母	0	0	0
キンダーりんかん	0	0	0
つきみ野湘南	0	0	0
とこちゃん	24	1	0
深見台雲母	0	6	1
中央林間雲母	0	0	10
高座渋谷雲母	0	5	21
あーす南林間	24	5	22
ななつぼし	760	1,948	1,847
スクルド中央林間	—	0	0
みらいのこども	—	19	195
計	4,721	6,370	7,128

(給付審査係)

### ケ. 休日保育

保護者の就労形態の多様化により、日曜日や休日等において、常態的に保育を必要とする児童（小学校就学前）を対象に保育を実施しています。

利用人数 (単位：延べ人数)

	3	4	5
アスク大和南	240	163	228
まなびの森	519	396	298
ななつぼし	485	601	576
計	1,244	1,160	1,102

(給付審査係)

コ. 病児保育事業

(ア) 病児対応型

保護者が就労している場合等において、病気の回復期に至らない児童（生後 6 ヶ月～小学生）を自宅で保育できない場合に、保育を実施します。

利用人数 (単位：延べ人数)

	3	4	5
もみの木医院 病児保育室	846	1,007	2,327
十六山病児保育室 Bambini	92	234	456
大和市病児保育室 ぽかぽか	199	182	254

※令和 5 年度以降は連携市町村の利用人数を含む

(イ) 体調不良児対応型

児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所による緊急的な対応を行います。

利用人数 (単位：延べ人数)

	3	4	5
公私連携型保育所ななつぼし (保育所入所児)	181	148	118

(保育指導係)

(3) 保育所の運営費等

保育所の運営費等は、公立分は一般財源として市が負担し、私立分は 3 歳以上については国が定める運営費等の保育単価の 2 分の 1 を国、4 分の 1 ずつを県と市が、3 歳未満については国が定める運営費等の保育単価から国の保育料精算基準額を差し引いた額の 100 分の 59.08（令和 5 年度は 100 分の 58.23、令和 4 年度は 100 分の 58.16）を国、100 分の 20.46（令和 5 年度は 100 分の 20.885、令和 4 年度は 100 分の 20.92）ずつを県と市が負担する。

保育料の改定状況

(各年度 4 月 1 日現在)

	4		5		6	
	3 歳未満	3 歳以上	3 歳未満	3 歳以上	3 歳未満	3 歳以上
改定の有無	無	無	無	無	無	無
平均引上率 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
国の徴収基準による額 (1 人当たり) (円)	40,089	0	41,351	0	41,763	0
市の徴収基準による額 (1 人当たり) (円)	29,929	0	30,962	0	31,168	0
国と市の対比 (%)	74.6	—	74.8	—	74.6	—

※令和元年 10 月から幼児教育・保育の無償化により、3 歳以上の保育料は 0 円となりました。

(給付審査係)

(単位：円)

令和6年度利用者負担額（令和6年4月1日現在）

階層	教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分 定義	利用者負担額（月額）				
		3歳未満児		3歳以上児		
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
A	生活保護世帯	0	0	0	0	
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	
C	A階層には該当しない、市町村民税の所得割の額が次の区分に該当する世帯	第1階層	8,000(4,000)	7,800(3,900)		
		第2階層	10,900(5,400)	10,700(5,300)		
		第3階層	13,800(6,900)	13,500(6,700)		
		第4階層	16,700(8,300)	16,400(8,200)		
		第5階層	19,700(9,800)	19,300(9,600)		
		第6階層	24,800(12,400)	24,300(12,100)		
		第7階層	29,900(14,900)	29,300(14,600)		
		第8階層	35,000(17,500)	34,400(17,200)		
		第9階層	40,200(20,100)	39,500(19,700)		
		第10階層	44,100(22,000)	43,300(21,600)		
		第11階層	48,100(24,000)	47,200(23,600)		
		第12階層	52,100(26,000)	51,200(25,600)		
		第13階層	56,100(28,000)	55,100(27,500)		
		第14階層	57,800(28,900)	56,800(28,400)		
		第15階層	59,600(29,800)	58,500(29,200)		
		第16階層	61,400(30,700)	60,300(30,100)		
		第17階層	63,200(31,600)	62,100(31,000)		
		第18階層	69,500(34,700)	68,300(34,100)		
		第19階層	75,800(37,900)	74,500(37,200)		
		第20階層	82,100(41,000)	80,700(40,300)		
		第21階層	88,500(44,200)	86,900(43,400)		

※（ ）は、利用者負担額を半額とした場合の額

※1 次に掲げる世帯に該当する場合、次表に掲げる利用者負担額になります。

なお、第2子以降に該当する場合は、利用者負担額は無料になります。

- ① 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
- ② 次に掲げる障がい児（者）の属する世帯（いずれも在宅に限る。）
  - ・ 身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者
  - ・ 厚生労働大臣の定めるところにより交付される療育手帳の交付を受けた者
  - ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
  - ・ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に規定する特別児童扶養手当の支給対象児童、国民年金法に規定する障害基礎年金の受給者
- ③ 保護者の申請に基づき、生活保護法に規定する要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

（単位：円）

階層	教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）	
	定義		3歳未満児	3歳以上児
C	A階層には該当しない、市町村民税の所得割の額が次の区分に該当する世帯	第1階層	4,000	3,900
		第2階層	5,400	5,300
	第3階層	6,900	6,700	
	第4階層の一部	8,300	8,200	

※2 階層区分の認定は、保護者及び保護者以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）の均等割の額及び所得割の額の合計額により行う。この場合において、4月1日から8月31日までの間は前年度分の市町村民税、9月1日から翌年3月31日までの間は現年度分の市町村民税を基礎として認定する。ただし、調整控除額を除く税額控除は適用しない。

※3 次の施設・事業に在籍している小学校就学前子どもの中で、年齢の高い順に第1子、第2子、第3子と数え、第2子の利用者負担額は半額（下段（ ）内の額）、第3子以降の利用者負担額は徴収しないものとする。

- ① 認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業）
- ② 特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部、児童発達支援及び医療型児童発達支援

※4 世帯にかかる市民税所得割額が57,700円未満（ただし、※1に該当する場合は77,101円未満であるとき、保護者に監護される者、保護者に監護されていない者、保護者の直系卑属の中で、年齢の高い順位に第1子、第2子、第3子と数える。

（認定管理係）

子ども・子育て支援

年度別保育所運営費収入内訳

(単位：円)

		3	4	5
国庫支出金	国庫負担金 ※1	2,838,587,070	3,108,358,532	3,485,988,341
	国庫補助金	136,658,840	215,052,500	196,891,000
県支出金	県費負担金 ※1	1,222,650,252	1,260,177,242	1,414,928,919
	県補助金	72,677,500	77,566,000	92,080,000
利用者負担金 ※2		644,184,970	679,167,200	738,001,410
その他 ※3		18,081,384	17,112,374	14,263,984
計		4,932,840,016	5,357,433,848	5,942,153,654
市費負担分	市費負担金 ※1	1,222,650,252	1,260,177,242	1,414,928,919
	市費補助金	101,511,832	93,226,089	130,993,906
	単独負担金	2,306,220,493	2,388,942,187	2,313,315,092
	計	3,630,382,577	3,742,345,518	3,859,237,917
合計		8,563,222,593	9,099,779,366	9,801,391,571

※1 国庫負担金：3歳以上 50/100 3歳未満 58.23/100（令和5年度算定方法）

県費負担金・市費負担金：3歳以上 25/100 3歳未満 20.885/100（令和5年度算定方法）

※2 保育料、児童給食主食代（公立園のみ）、一時保育料、延長保育料

※3 土地使用料、受託保育園措置収入、保育所職員給食費（公立園のみ）

年度別保育所運営費支出内訳

		3	4	5
施設数	保育所	53	57	59
	認定こども園	2	2	3
	地域型保育事業	27	27	26
	計	82	86	88
入所措置児童数（人）	3歳未満児	26,838	27,829	28,814
	3歳以上児	28,829	29,745	31,113
	計	55,667	57,574	59,927
経常経費（円）		8,563,222,593	9,099,779,366	9,801,391,571
1人当たり平均費用（円）		153,829	158,054	163,556
国の基準による1人当たり平均費用（円）		124,762	127,663	135,217
1人当たり平均市単独負担費用（円）		29,067	30,391	28,339

(給付審査係)

保育料収入状況

		3		4		5	
		件数	金額（円）	件数	金額（円）	件数	金額（円）
市内公立保育所	調定	1,718	49,285,180	1,451	44,521,050	1,505	51,906,600
	収入済	1,717	49,185,310	1,450	44,507,250	1,505	51,906,600
	収入未済	1	99,870	1	13,800	0	0
	収納率(%)	99.8		99.9		100.0	
市内私立保育所	調定	17,428	561,391,330	18,718	609,303,660	19,533	657,963,700
	収入済	17,374	560,253,310	18,658	607,301,440	19,477	656,669,800
	収入未済	54	1,138,020	60	2,002,220	56	1,293,900
	収納率(%)	99.8		99.6		99.8	
市外委託分	調定	258	6,919,670	213	5,463,070	208	6,246,800
	収入済	254	6,750,370	210	5,370,670	207	6,227,100
	収入未済	4	169,300	3	92,400	1	19,700
	収納率(%)	97.5		98.3		99.6	
合計	調定	19,404	617,596,180	20,382	659,287,780	21,246	716,117,100
	収入済	19,345	616,188,990	20,318	657,179,360	21,189	714,803,500
	収入未済	59	1,407,190	64	2,108,420	57	1,313,600
	収納率(%)	99.7		99.6		99.8	

※一部納付の場合、収入済額の件数と収入未済額の件数の両方に含まれます

※収納率は小数点以下第2位切捨て

(認定管理係)

(4) 民間保育所等運営費補助金

民間保育所等の健全な運営及び多様な保育サービスの確保を図るため、国・県・市で施設運営費の助成を行う。

年度別民間保育所等運営費助成状況

(単位：円)

		3	4	5
市単独補助	保育士加配事業費	352,833,269	393,497,685	407,569,200
	保育士確保支援事業費			21,493,095
	特定年齢児受入促進事業費	30,596,500	35,987,900	37,984,600
	障がい児保育事業費等	383,188,000	441,784,000	472,864,000
	その他	3,164,000	3,638,600	3,819,400
県補助（市負担分）		20,934,352	29,384,752	30,221,764
国補助（市負担分）		59,621,523	48,683,715	59,877,335
合計		850,337,644	952,976,652	1,033,829,394

(給付審査係)

## 子ども・子育て支援

### (5) 私設保育施設（認可外保育施設）助成

#### ア. 届出保育施設助成（県3分の1・市3分の1）（令和5年度実績）

定期健康診断料・施設賠償責任保険料・調理、調乳担当職員保菌検査料助成額（単位：円）

施設名	助成額
セントラルフォレストインターナショナルスクール	101,320
めばえ保育園	157,700
ばおばぶ風の子保育園	39,440
保育ルームおつきさま	9,330
ヤマト保育園	21,640
保育ルームハミング	65,590
合計	395,020

（保育指導係）

#### イ. 認定保育施設助成

- (ア) 保育士雇用補助金 認定保育施設に対し、月 276,000 円補助
- (イ) 認定施設利用補助金 認定保育施設を利用している本市在住の 0～3 歳児の認可保育所等入所保留児童に対し、月 10,000 円（上限）補助
- (ウ) 認定施設運営支援補助金 認定保育施設を利用している本市在住の 0～3 歳児の認可保育所等入所保留児童 1 人当たり施設に月 10,000 円（上限）補助

（令和5年度実績）（単位：円）

施設名	保育士雇用補助金	認定施設利用補助金	認定施設運営支援補助金
めばえ保育園	3,312,000	700,000	700,000
ばおばぶ風の子保育園	3,312,000	640,000	640,000
ヤマト保育園	3,312,000	300,000	300,000
保育ルームハミング	3,312,000	130,000	130,000
合計	13,248,000	1,770,000	1,770,000

（認定管理係）

(6) 認可外保育施設等の子育てのための施設等利用給付

令和元年10月1日から幼児教育・保育無償化が開始されたことに伴い、就学前の子どもが良質な教育・保育の機会を得られるよう、保護者の経済的負担を軽減するため、認可外保育施設・一時預かり事業・ファミリーサポート事業等を利用する3歳児から5歳児について、保育の必要性があり、市から給付認定を受けている場合は、施設の利用料に対して37,000円/月を上限に助成する。

0歳児から2歳児については、非課税世帯でかつ保育の必要性があり、市から給付認定を受けている場合は、施設の利用料に対して42,000円/月を上限に助成する。

		3	4	5
施設数	市内	16	23	17
	市外	14	16	11
延べ助成人数	3歳未満児	64	43	47
	3歳以上児	764	964	930
助成金(円)		26,045,415	30,907,549	28,681,300

(給付審査係)

子ども・子育て支援

(7) 公立保育所の整備状況

(令和6年4月1日現在)

		緑野保育園	若葉保育園	草柳保育園	福田保育園
所在地		中央林間西 4-27-12	鶴間 1-25-3	中央 6-8-27	福田 8-22-5
定員		100人	130人	130人	130人
敷地面積		1,692㎡	1,645㎡	1,730㎡	1,785㎡
延床面積		609㎡	752㎡	811㎡	846㎡
建物構造		鉄筋C造 平屋建	鉄筋C造 2階建	鉄筋C造 2階建	鉄筋C造 2階建
用地買収費		38,265千円	—千円	112,997千円	136,614千円
建築費	補助金	7,583千円	23,909千円	49,129千円	60,841千円
	国庫				
	県費	10,607千円	10,373千円	16,967千円	20,384千円
	市費	24,396千円	13,287千円	48,168千円	68,782千円
合計		42,586千円	47,569千円	114,264千円	150,007千円
開園年月日		S47.4.1	S29.4.1 S48.4.1 (移転)	S52.4.1	S54.4.1
児童一人当たり敷地面積		16.92㎡	12.65㎡	13.30㎡	13.73㎡
児童一人当たり延床面積		6.09㎡	5.78㎡	6.23㎡	6.50㎡
配置保育士数		20人	29人	27人	28人

## (8) 私立保育所の整備状況

(令和6年4月1日現在)

	所在地	定員	敷地面積	延床面積	建物構造	土地建物 所有借用	開園 年月日	配置 保育士数
渋谷保育園	福 田 6002	90	2,370	709	鉄筋C造 鉄骨造 平 屋	自己所有 (土地は 借用)	S43.5.1 S59.4.1 (移転) H12.4.1 一部増築 H21.4.1 (民営化)	18
下和田保育園	下和田 262	60	2,100	729	鉄筋C造 2階建	自己所有 (土地は 借用)	S48.4.1	10
深見台保育園	深見台 4-10-23	120	2,106	787	鉄筋C造 2階建	自己所有 (土地は 借用)	S50.4.1 H25.4.1 (民営化)	21
モニカ保育園	林 間 2-6-14	180	2,803	1,181	鉄筋C造 鉄骨造2階建 鉄骨造平屋	自己所有	S53.4.1 H13.4.1 一部増築	22
若草保育園	西鶴間 8-4-20	120	1,453	844	鉄筋C造 2階建	自己所有 (土地は 借用)	S55.4.1 H26.4.1 (民営化)	15
つきみ野 すこやか保育園	下鶴間 525	90	934	850	鉄筋C造 鉄骨造 3階建	自己所有	H13.4.1 H24.10.1 一部増築	21
もみの木保育園	福 田 5-17-1	97	946	681	鉄骨造 3階建	自己所有	H14.4.1 H17.4.1 一部増築	19
十六山保育園	中央林間 6-32-6	90	2,704	743	鉄骨造 木 造 2階建	自己所有	H17.4.1 H23.4.1 一部増築	23
パレット 保育園・大和	大和東 1-7-22 1階～3階	60	—	615	鉄筋C造 鉄骨造 9階建一部	借 用	H17.4.1	17
南林間保育園	南林間 7-21-26	90	1,322	704	鉄筋C造 2階建	自己所有 (土地は 借用)	H20.4.1	14
保育園 おひさまの ほっぺ	下鶴間 2748-2	60	588	513	鉄筋C造 2階建	自己所有 (土地は 借用)	H22.3.1	17
アスク大和 保育園	中 央 1-4-19 2階	50	—	376	鉄骨造 2階建一部	借 用	H22.10.1	16
さくらの森 保育園	桜 森 3-5-25 (分園) 桜 森 3-4-13 1階	91	本園 548 分園 —	本園 444 分園 214	木 造 2階建 (分園) 鉄筋C造 3階建一部	借 用	H23.3.1 H28.4.1 (設置者 変更) (分園) H31.4.1	23

子ども・子育て支援

(令和6年4月1日現在)

	所在地	定員	敷地面積	延床面積	建物構造	土地建物 所有借用	開園 年月日	配置 保育士数
アスク南林間 保育園	林間 1-3-27	60	479	541	鉄骨造 3階建	借用	H25.7.1	16
ナーサリー スクールT&Y 中央林間	中央林間 8-2-28	90	495	570	鉄骨造 2階建	借用	H25.8.1	14
アスク大和南 保育園	大和南 2-2-9	60	398	497	鉄骨造 3階建	借用	H26.4.1	15
キンダー ガーデンやまと	中央 6-1-5	75	298	540	鉄骨造 3階建	自己所有	H26.4.1	14
木の子保育園	下鶴間 1816-1	60	934	745	木造 2階建	自己所有	H26.4.1	17
アスク大和東 保育園	大和東 2-7-11	70	811	570	鉄骨造 2階建	借用	H26.10.1	16
西鶴間保育園	西鶴間 4-12-34 (分園) 西鶴間 4-12-33 1階	116	本園 1,120 分園 —	本園 497 分園 158	鉄骨造 平屋 (分園) 鉄骨造 3階建一部	借用	H27.2.1 (分園) H30.4.1	23
中央林間 もりのこ保育園	中央林間西 5-14-14	90	938	494	鉄骨造 2階建	借用	H27.4.1	14
アスク鶴間 保育園	下鶴間 2785-10	60	466	517	鉄骨造 3階建	借用	H27.4.1	16
保育園 まめわかば	中央林間 8-4-8	40	499	264	木造 平屋	借用	H27.4.1	17
高座渋谷 ゆめいろ保育園	渋谷 6-12-2 2階 (分園) 福田 5507-2 B棟1階	101	—	本園 198 分園 207	鉄骨造 5階建一部 (分園) 鉄筋C造 4階建一部	借用	H27.4.1 (認可外 から移行) (分園) H30.10.1	26
大和ひまわり 保育園	西鶴間 1-14-9 1階～2階 (分園) 西鶴間 1-4-3 1階	60	—	本園 162 分園 92	鉄筋C造 10階建一部 (分園) 鉄筋C造 3階建一部	借用	H27.4.1 (認可外 から移行)	12
あっぷる園	南林間 1-8-3 2階 (分園) 下鶴間 2792-18	78	—	本園 354 分園 165	鉄筋C造 5階建一部 (分園) 鉄骨造 2階建	借用	H27.4.1 (認可外 から移行) (分園) H30.4.1	19

(令和6年4月1日現在)

	所在地	定員	敷地面積	延床面積	建物構造	土地建物 所有借用	開園 年月日	配置 保育士数
ほいくえん 虹の子	中央林間 4-16-18	78	411	245	木造 2階建	借用	H27.4.1 (認可外 から移行) H31.4.1 (移転)	12
もこもこ保育園	中央林間 4-21-3 1階	38	—	174	鉄筋C造 3階建一部	借用	H27.4.1 (認可外 から移行)	10
あけぼの保育園	中央林間 3-1-16	60	213	340	鉄骨造 3階建	自己所有 (土地は 借用)	H27.8.1	14
さなぎっこ 保育園	大和東 3-7-2 1階	39	—	204	鉄骨鉄筋C造 3階建一部	借用	H27.9.1 (認可外 から移行)	7
大和つきみ野 雲母保育園	つきみ野 3-14-1	60	638	473	鉄骨造 2階建	借用	H28.4.1	11
高座渋谷 もりのこ保育園	渋谷 4-6-7	60	593	439	鉄骨造 2階建	借用	H28.4.1	10
わらべ保育園	下鶴間 413-6	60	1,285	766	木造 2階建 (園舎) 鉄骨C造 3階建 (事務室等)	自己所有 (土地は 借用)	H28.4.1 (認可外 から移行)	11
大和オハナ 保育園	大和東 1-6-7 2階	60	—	304	鉄骨造 2階建一部	借用	H28.4.1 (認可外 から移行)	15
ふたば林間 保育園	林間 2-1-1 2階	69	—	330	鉄骨鉄筋C造 11階建一部	借用	H28.4.1 (認可外 から移行)	15
保育園 おそらのぼっけ	中央林間 1-21-12	90	580	634	鉄骨造 3階建	自己所有 (土地は 一部借用)	H29.1.1 (認可外 から移行)	21
まなびの森 保育園中央林間	中央林間 9-6-1	80	997	419	木造 平屋	借用	H29.4.1	12
大和南林間 雲母保育園	南林間 1-13-6	60	499	498	鉄骨造 3階建	借用	H29.4.1	10
キンダー ガーデン りんかん	中央林間 3-27-7	80	489	488	鉄骨造 2階建	自己所有	H30.4.1	15
ヴィラ まなびの森 中央林間	中央林間 8-4-39	90	993	439	木造 2階建	借用	H30.4.1	13
つきみ野湘南 保育園	中央林間 9-35-37	92	999	488	木造 平屋	自己所有 (土地は 借用)	H31.4.1	16
とこちゃん 保育園	大和南 1-16-25	68	400	411	鉄骨造 2階建	借用	H31.4.1	13

子ども・子育て支援

(令和6年4月1日現在)

	所在地	定員	敷地面積	延床面積	建物構造	土地建物 所有借用	開園 年月日	配置 保育士数
大和深見台 雲母保育園	深見台 1-7-2	60	953	412	鉄骨造 3階建	借 用	H31.4.1	11
大和つきみ野 駅前雲母保育園	つきみ野 5-8-6	60	689	315	鉄骨造 1階建	借 用	R2.4.1	11
大和中央林間 雲母保育園	中央林間 5-1-20	60	862	1,051	鉄骨造 3階建	借 用	R2.4.1	11
大和高座渋谷 雲母保育園	下和田 1248-2	60	735	467	鉄骨造 2階建	借 用	R2.4.1	11
あーす保育園 南林間	下鶴間 1783-300	80	990	486	木 造 2階建	借 用	R3.4.1	15
公私連携型 保育所 ななつぼし	中 央 1-5-14	60	1,789	1,134	鉄骨造 2階建	借 用	R3.4.1	15
スクルドエンジ ェル保育園 中央林間園	中央林間 9-17-1	80	998	450	木 造 2階建	借 用	R4.4.1	13
スクルドエンジ ェル保育園 高等町園	渋 谷 8-14-12	80	724	464	木 造 2階建	借 用	R4.4.1	13
桜ヶ丘はないろ 保育園	福 田 2-33-6	80	689	385	木 造 2階建	借 用	R4.4.1	15
みらいのこども 保育園	つきみ野 1-13-3	80	843	550	木 造 2階建	借 用	R4.4.1	18
あーす保育園 中央林間	中央林間 4-15-15	80	998	1,861	鉄骨鉄筋C造 6階建1階 一部鉄骨造	借 用	R5.4.1	10
大和はないろ 保育園	中 央 3-1-6	80	440	395	木 造 2階建	借 用	R5.4.1	12

(保育指導係)

## 5. 幼稚園

### (1) 幼稚園の子育てのための施設等利用給付

令和元年10月1日から幼児教育・保育無償化が開始されたことに伴い、就学前の子どもが良質な教育・保育の機会を得られるよう、保護者の経済的負担を軽減するため、市から給付認定を受けている場合には、私学助成幼稚園の教育時間の利用料、幼稚園の預かり保育の利用料の一部を助成する。

#### ア. 私学助成幼稚園の教育時間の利用料に対する助成

私学助成幼稚園を利用する満3歳児から5歳児について、市から給付認定を受けている場合は、教育時間の利用料に対して25,700円/月を上限に助成する。

		3	4	5
施設数	市内	7	6	5
	市外	33	28	30
延べ助成人数	満3歳児	143	132	94
	3歳児	5,704	4,559	3,191
	4歳児	6,074	5,362	3,631
	5歳児	6,869	5,328	4,106
助成額（円）		482,763,590	394,994,435	282,939,048

#### イ. 幼稚園の預かり保育の利用料に対する助成

幼稚園の預かり保育を利用する3歳児から5歳児について、保育の必要性があり、市から給付認定を受けている場合は、預かり保育の利用料に対して11,300円/月を上限に助成する。満3歳児については、非課税世帯でかつ保育の必要性があり、市から給付認定を受けている場合は、預かり保育の利用料に対して16,300円/月を上限に助成する。

		3	4	5
施設数	市内	17	17	17
	市外	35	34	31
延べ助成人数	満3歳児	18	0	9
	3歳児	1,994	2,347	2,505
	4歳児	2,660	3,031	3,214
	5歳児	3,231	3,379	3,440
助成額（円）		36,360,825	41,287,065	42,628,640

(給付審査係)

### (2) 私立幼稚園等特別支援教育費補助金

心身に障がいがあると認められる児童の私立幼稚園・認定こども園への就園を促進し、その教育の充実を図るため、私立幼稚園等が行う障がい児の受入れ及びその教育費に対して補助金を交付する。

## 子ども・子育て支援

### ア. 補助対象幼稚園等

学校教育法第4条第1項の規定及び認定こども園法（平成18年法律77号）第17条1項により規定される、本市内に設置された私立幼稚園及び認定こども園であって、障がい児が在籍し、特別支援教育を積極的かつ継続的に行っている私立幼稚園等。

### イ. 補助額

神奈川県私立幼稚園等特別支援教育費補助金交付要綱に規定する「神奈川県私立幼稚園特別支援教育費補助事業」の対象児童と認定された児童1人につき、月額9,000円を補助する。

### ウ. 補助対象児童数

	3	4	5
対象児童数(人)	64	70	71
補助額(円)	6,777,000	7,551,000	7,641,000

(給付審査係)

### (3) 私立幼稚園等職員研修費及び運営管理費補助金・大和私立幼稚園協会補助金

大和市内の私立幼稚園及び認定こども園17園及びその全園が加盟している大和私立幼稚園協会に対し、幼稚園等の職員の資質向上と施設の管理運営費用の軽減を図るため、補助金を交付する。

	3	4	5
交付件数(件)	18	18	18
補助額(円)	5,092,680	4,893,245	5,030,014

(給付審査係)

### (4) 私立幼稚園長時間預かり保育等支援事業補助金

待機児童解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができるような体制整備を推進するため、11時間以上開園し、土曜日も預かり保育を行う私立幼稚園に対し補助金を交付する。

	3	4	5
交付件数(件)	1	1	1
補助額(円)	7,254,000	7,593,000	6,146,000

(給付審査係)

### (5) 一時預かり支援事業補助金

子育て支援の充実及び幼児教育の振興を図るため、午後5時までの開園や長期休業日に規定以上の預かり保育を実施する市内私立幼稚園等に対し補助金を交付する。(27年度新規事業)

	3	4	5
交付件数(件)	7	7	8
補助額(円)	5,237,357	7,137,480	6,644,792

(給付審査係)

市内の私立幼稚園・認定こども園

園名	電話番号 (046)	所在地	施設類型
認定こども園 高座みどり幼稚園	274-0372	南林間二丁目14番8号	幼保連携型認定こども園
認定こども園 中央林間幼稚園	274-1177	中央林間六丁目7番13号	幼稚園型認定こども園
認定こども園 つきみ野幼稚園	275-1355	中央林間八丁目14番21号	幼稚園型認定こども園
幼稚園型認定こども園 やなぎ幼稚園	262-1068	中央五丁目9番5号	幼稚園型認定こども園
松原学園幼稚園	274-1224	中央林間一丁目22番20号	施設型給付制度幼稚園
スマレ幼稚園	274-9222	南林間七丁目4番1号	施設型給付制度幼稚園
つるま幼稚園	261-0651	西鶴間三丁目7番19号	施設型給付制度幼稚園
ふかみ幼稚園	264-1560	深見東三丁目5番16号	施設型給付制度幼稚園
大和小鳩幼稚園	263-2333	大和南二丁目5番19号	施設型給付制度幼稚園
大和桜ヶ丘幼稚園	267-0165	上和田 936 番地	施設型給付制度幼稚園
モミヤマ幼稚園	269-4345	福田五丁目17番2号	施設型給付制度幼稚園
大和みどりが丘幼稚園	267-2856	福田 1698 番地 1	施設型給付制度幼稚園
でんえん幼稚園	274-4458	中央林間九丁目13番24号	私学助成幼稚園
聖セシリア幼稚園	275-8036	南林間三丁目10番1号	私学助成幼稚園
大和山王幼稚園	274-0474	下鶴間 2919 番地	私学助成幼稚園
大和幼稚園	263-5001	大和東一丁目7番16号	私学助成幼稚園
大和あけぼの幼稚園	267-6611	下和田 32 番地	私学助成幼稚園

(給付審査係)

## 6. 認定こども園

認定こども園は、教育・保育を一体的に提供する施設であり、就学前の子どもに対する教育及び保育を提供する機能と、地域における子育て支援を行う機能を併せ持つ。

認定こども園の類型として、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園の4種類があり、令和6年4月1日現在、市内の認定こども園は、幼保連携型認定こども園1園、幼稚園型認定こども園3園の計4園である。

### (1) 幼保連携型認定こども園

就学前の子どもに関する教育、保育の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項に基づき、幼保連携型認定こども園の基準を定めた条例の基準を満たす施設として県が認可したものをいう。

### (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園

就学前の子どもに関する教育、保育の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項に基づき、認定こども園の要件を定める条例の基準を満たす施設として県が認定したものをいう。

## 子ども・子育て支援

### (3) 市内の認定こども園の整備状況

(令和6年4月1日現在)

	幼保連携型 認定こども園 高座みどり幼稚園	幼稚園型 認定こども園 中央林間幼稚園	幼稚園型 認定こども園 やなぎ幼稚園	幼稚園型 認定こども園 つきみ野幼稚園
所在地	南林間 2-14-8	中央林間 6-7-13	中央 5-9-5	中央林間 8-14-21
定員	200人 (幼稚園部分 114人 保育所部分 86人)	160人 (幼稚園部分 141人 保育所部分 19人)	263人 (幼稚園部分 242人 保育所部分 21人)	272人 (幼稚園部分 222人 保育所部分 50人)
敷地面積	3,171 m <sup>2</sup>	1,584 m <sup>2</sup>	4,564 m <sup>2</sup>	3,985 m <sup>2</sup>
延床面積	1,535 m <sup>2</sup>	996 m <sup>2</sup>	1,687 m <sup>2</sup>	2,424 m <sup>2</sup>
建物構造	鉄筋コンクリート造 2階建	鉄筋コンクリート造 2階建 鉄骨造 2階建	鉄筋コンクリート造 2階建 鉄骨造 2階建	鉄筋コンクリート造 2階建
土地建物 所有・借用	自己所有 (土地は借用)	自己所有	自己所有	自己所有
開園年月日	平成27年4月1日	平成29年4月1日	令和5年4月1日	令和6年4月1日
配置保育士 数	26人	16人	22人	20人

(保育指導係)

### (4) 定員数及び入所者数

(各年度4月1日現在)

		4	5	6
園数		2	3	4
定数	幼稚園部分	255	497	719
	保育所部分	105	126	176
入所者数	幼稚園部分	223	440	655
	保育所部分	113	133	168
入所率 (%)	幼稚園部分	87.45	88.53	91.09
	保育所部分	107.61	105.55	95.45

(給付審査係)

## 7. 地域型保育事業

地域型保育事業は、地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応し、質が確保された保育を提供することを基本的概念として、平成27年4月から新たに創設された事業である。

この事業には、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4種類があり、これらは児童福祉法第34条の15第2項に基づき、地域型保育事業の基準を定めた条例の基準を満たす施設として市が認可した事業をいう。

令和6年4月1日現在、市内の地域型保育事業は、小規模保育事業28箇所である。

## (1) 小規模保育事業

児童福祉法第6条の3第10項において、保育が必要な原則満3歳未満の乳児・幼児に対して保育することを目的とする、利用定員が6人以上19人以下の施設において、保育を行う事業と位置付けられている。

## (2) 市内の小規模保育事業の整備状況

(令和6年4月1日現在)

	所在地	定員	敷地面積	延床面積	建物構造	土地建物 所有借用	開園 年月日	配置 保育士数
とこちゃん のりまき保育園	中央 1-3-8 101	18	—	106	鉄筋C造 8階建一部	借用	H27.4.1	5
ハミングきつず	下和田 763-4	18	340	185	鉄骨造2階建 一部 木造平屋	自己所有	H27.4.1 H30.12.1 一部増築	6
大和湘南保育園	中央林間 3-23-12 1階	19	—	180	鉄筋C造 3階建一部	借用	H28.4.1	7
さくらのつぼみ 保育園	上草柳 176-4 103	9	—	65	鉄筋C造 一部鉄骨、 RC造 3階建一部	借用	H28.4.1	4
とこちゃん おだんご保育園	中央 1-3-8 102	19	—	119	鉄筋C造 8階建一部	借用	H28.10.1	6
なないろ保育園	渋谷 6-12-5 2階	19	—	81	鉄骨造3階建 一部	借用	H28.10.1	5
アートチャイルド ケア 大和くれよん 保育園	渋谷 7-8-4	19	—	164	木造一部 鉄筋C造 3階建一部	借用	H28.10.1 H31.3.1 R5.10.1 (設置者 変更)	5
プリンス保育園 南林間	林間 2-1-25 201	19	—	128	鉄筋C造 4階建一部	借用	H29.4.1	8
とこちゃん おむすび保育園	中央林間 8-25-8 206号	19	—	162	鉄骨造 2階建一部	借用	H30.4.1	8
まあむ ベイビーズ 中央林間	中央林間 4-29-35 1階	19	—	124	鉄筋C造 6階建一部	借用	H30.4.1	7
たんぼぼ保育園	中央林間 3-18-4	17	—	136	木造2階建	借用	H30.4.1 (認可外 から移 行)	7
あおば保育園	鶴間 2-3-22 1階	15	—	69	鉄筋C造 5階建一部	借用	H30.4.1 (認可外 から移 行)	5
よつばベビー ななせ	大和東 3-15-5 1階	19	—	103	鉄筋C造 5階建一部	借用	H31.4.1	7

子ども・子育て支援

(令和6年4月1日現在)

	所在地	定員	敷地面積	延床面積	建物構造	土地建物 所有借用	開園 年月日	配置 保育士数
大和YMC A 保育園	大和東 3-3-16 2階	19	810	121	鉄筋C造 一部鉄骨造 4階建一部	自己所有	H31.4.1	6
ほとふ大和	中央 2-6-17 1階	19	—	117	木造2階建 一部	借用	H31.4.1	6
アートチャイルド ケア 大和第2 くれよん保育園	渋谷 7-1-6 2階	19	—	149	鉄筋C造 5階建一部	借用	H31.4.1 R5.10.1 (設置者 変更)	5
保育ルーム Felice 大和園	西鶴間 1-8-2 1階	19	—	115	鉄骨造5階建 一部	借用	H31.4.1 (認可外 から移 行)	6
保育ルーム Felice 中央林間園	中央林間 6-2-12	19	—	99	木造平屋	借用	R2.4.1	5
ほとふ大和第2	中央 2-6-17 2階	19	—	118	木造2階建 一部	借用	R2.4.1	7
はひふへ保育園 かみわだ園	上和田 1800-3 1階	19	—	88	鉄骨造3階 建一部	借用	R2.4.1	6
アミー保育園 つきみ野園	つきみ野 1-6-9	19	—	154	鉄筋C造 14階建一部	借用	R3.4.1	6
マザーグース つきみ野保育園	つきみ野 1-6-9	19	—	145	鉄筋C造 14階建一部	借用	R3.4.1	5
はひふへ保育園 さくらがおか園	福田 2-4-1 1F	19	—	110	鉄筋C造 5階建一部	借用	R3.4.1	5
モミヤマ保育所	福田 5-17-2	9	2,692 (幼稚園 併用)	362 (幼稚園 併用)	鉄筋C造	自己所有	R3.4.1	4
スクルドエンジ ェル保育園 大和代官園	代官 2-16-12 2F	19	—	189	鉄骨造	借用	R3.4.1	7
スクルドエンジ ェル保育園 高座渋谷園	渋谷 5-38-3	19	—	123	木造平屋	借用	R3.4.1	7
みらいみなみり んかん保育園	南林間 2-3-14	19	—	100	木造2階建	借用	R6.4.1	6
はなえみ保育園 南林間	林間 1-20-13 103	19	—	89	鉄筋C造 一部鉄骨造 5階建一部	借用	R6.4.1	7

## (3) 定員数及び入所者数

(各年度 4 月 1 日現在)

	4	5	6
箇所数	27	26	28
定数	470	466	504
入所者数	387	406	474
入所率 (%)	82.34	87.12	94.05

(利用調整係)

## 8. 子どもの保健・衛生

## (1) 母子保健

## ア. 健康診査

## (ア) 妊婦健康診査・妊婦歯科健康診査

妊娠中の健康管理を促すために、1 人当たり 14 回分の費用補助券(総額 68,000 円)を交付。多胎児妊娠は 3 回分追加し、1 人当たり 17 回分(総額 80,000 円)を交付。里帰り出産等の場合は償還払いで対応する。

妊婦歯科健康診査受診券を妊娠期に 1 回分交付し、大和綾瀬歯科医師会の協力歯科医療機関で受診。歯科健康診査費用を公費助成する。

## 妊婦健康診査受診状況

	3	4	5
受診者延数(人)	22,591	22,367	21,045

## 妊婦歯科健康診査受診状況

	3	4	5
受診者数(人)	666	680	651

(母子保健係)

## (イ) 産後健康診査

産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図るため、産後 2 週間、産後 1 か月の産婦に問診、診察、エジンバラ産後うつ病質問票を実施。総合的に評価し、産後うつ等のリスクが高い産婦の早期把握と支援を行う。1 人当たり 2 回分(総額 10,000 円)を交付。

## 産後健康診査受診状況

		3	4	5
受診者数	産後 2 週間(人)	1,345	1,364	1,314
	産後 1 か月(人)	1,657	1,736	1,653

(母子保健係)

## (ウ) 新生児等聴覚検査

新生児等の聴覚障害の早期発見及び早期療育を図り、聴覚障害による音声言語の発達等への影響を最小限に抑えることを目的として、新生児等聴覚検査に要する費用の一部を助成する。1 人当たり 1 回分(3,000 円)を交付。

## 新生児等聴覚検査受診状況

	3	4	5
受診者数(人)	-	-	1,398

(母子保健係)

## 子ども・子育て支援

### (エ) 4か月児健康診査（集団健診）

3か月～4か月児を対象に、発育の確認と疾病等の早期発見をするとともに、育児や栄養面で必要な情報提供や支援を行う。

また、図書館が主催で2冊の絵本等が入ったブックスタートパックをプレゼントする、ブックスタート事業を同会場で実施。

#### 受診状況

	3	4	5
対象者数	1,812	1,856	1,754
受診者数	1,797	1,860	1,729
受診率	99.2	100.2	98.6

（母子保健係）

### (オ) 8か月児健康診査（個別健診）

8か月～10か月児を対象に発育の確認、運動機能、精神発達を診査し、必要に応じて医療的に適切な措置がとれるよう支援する。協力医療機関にて個別健診方式で実施。

#### 受診状況

	3	4	5
対象者数	1,841	1,899	1,867
受診者数	1,785	1,814	1,891
受診率	97.0	95.5	101.3

（母子保健係）

### (カ) 1歳6か月児健康診査

1歳6か月～1歳8か月児を対象に、発育の確認や運動機能・精神発達面の診査をし、早期治療や早期療育のための支援をする。

また、生活習慣の自立・むし歯の予防・幼児の栄養・育児に関する情報提供や支援をする。発達に関する個別相談（こども相談）も実施している。

一般……協力医療機関にて実施（個別健診）、歯科……地域医療センターにて実施（集団健診）

※令和3、4、5年度は、新型コロナウイルスの感染症拡大防止等のため、人数を制限して回数を増やし月3回実施。

#### 受診状況

		3	4	5
対象者数		1,890	1,866	1,880
受診者数	一般	1,818	1,775	1,809
	歯科	※1 2,125	1,691	1,683
受診率	一般	96.2	95.1	96.2
	歯科	89.8	90.6	89.5

#### 1歳6か月児健診こども相談利用状況

	3	4	5
開催回数	36	36	36
相談者数	138	93	96

※1 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年度の歯科健診の一部の対象者を令和3年度に繰り越して実施。（令和2年度対象者：1,600人、令和3年度対象者2367人）

（母子保健係）

(キ) 3歳6か月児健康診査（集団健診）

3歳6か月～3歳8か月児を対象に発育、精神・運動発達、視聴覚や歯の異常の早期発見をし、必要な情報提供や支援をする。発達に関する個別相談（こども相談）も実施している。

※令和3年度は、新型コロナウイルスの感染症拡大防止のため、人数を制限して回数を増やし、月4回、令和4年度は月3回で実施。

受診状況

	3	4	5
対象者数	2,491	2,010	1,923
受診者数	※1 2,360	1,913	1,882
受診率	94.7	95.2	97.9

3歳6か月児健診こども相談利用状況

	3	4	5
開催回数	48	72	72
相談者数	241	205	192

※1 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年度の健診の一部の対象者を令和3年度に繰り越して実施。（令和2年度対象者：1,447人、令和3年度対象者2,491人）

（母子保健係）

(ク) 経過検診

乳幼児健康診査や育児相談において、発育・発達面の経過観察が必要な乳幼児の確認の場として実施。医師による経過検診、臨床心理士によるこども相談がある。必要に応じ、適切な医療が受けられるよう支援するとともに育児栄養面の情報提供や支援を実施。

令和3年度より低体重児育児支援事業の低体重児経過検診・こども相談を本事業に統合して実施。

令和6年度からは、乳幼児健康診査等経過相談として、心理相談員や発達相談員の相談及び指導を実施。

受診状況

		3	4	5
受診者延べ数		329	343	324
内訳	要精密検査	40	34	40
	理学療法士による相談	58	41	51

こども相談利用状況

	経過検診	1.6 健診時 (再掲)	3.6 健診時 (再掲)	合計
実施回数	36	36	72	144
人数	107	96	192	395

（母子保健係）

## 子ども・子育て支援

### イ. 母子保健相談指導

#### (ア) 妊娠届の受付及び親子（母子）健康手帳の交付

平成30年4月より、交付場所を保健福祉センターに一元化した。「親子（母子）健康手帳※令和4年度より母子健康手帳から名称変更」の交付時に全ての妊婦へ面接を行い、妊婦に妊娠・分娩・育児等の正しい知識を提供し胎児の健全な発育を促すため、日常生活の注意等の指導をする。

#### 届出と交付

		3	4	5
妊娠届出数		1,963	1,837	1,859
交付数	日本語版	1,965	1,817	1,843
	外国語版	53	72	71
	計	2,018	1,889	1,914

※交付数には、妊娠届出による交付のほか、海外からの転入、紛失による再交付等を含む。(母子保健係)

#### (イ) 母親父親（プレママ・パパ）教室

初めて親となる妊婦やそのパートナーを対象に、妊娠・出産・育児に対する基本的な内容についての講座を開催する。妊娠・出産や育児に関する不安等について相談ができ、加えて参加者同士の交流が図れる場を提供する。(1コース3回で、年間10コース実施)

#### 参加状況

	3	4	5
妊婦延数	420	449	475
夫延数	295	289	340
その他	0	0	0
計	715	738	815

(母子保健係)

#### (ウ) やまとイクメン講座

男性の育児参加を促し、夫婦で協力して育児に取り組むことの大切さを考える機会を提供する。

#### 参加状況

	3	4	5
妊婦延数	40	43	35
夫延数	41	43	36
その他	0	0	4
計	81	86	75

(母子保健係)

#### (エ) 離乳食（もぐもぐ）教室

4～8か月児を持つ親を対象に、離乳食の進め方と育児について、離乳食のつぶし体験等を交えた講座を開催。一部、母親父親（プレママ・パパ）教室と合同で実施し、交流の機会としている。

#### 参加状況

	3	4	5
開催回数	24	24	24
参加者数	283	320	409

(母子保健係)

(オ) 幼児（1歳児育児）教室

1歳～1歳3か月児を持つ親子を対象に、離乳食完了期から幼児食への移行の食事と咀嚼の大切さ及び育児・卒乳についての講座を開催。

参加状況

	3	4	5
開催回数	3	12	12
参加者数	35	256	264

※令和3年度は新型コロナウイルスの影響により3回の実施。（母子保健係）

(カ) 幼児食（おべんとう）教室

3歳以上の親子を対象に、幼児期のおべんとう作りを通して食事と育児についての講座を開催。

参加状況

	3	4	5
開催回数	0	2	2
参加者数	0	30	32

※令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。（母子保健係）

(キ) 定例育児相談（電話相談等随時相談除く）

乳幼児期における栄養・疾病予防等について、個別相談を行い、乳幼児の健康の保持増進とともに保護者の育児支援に努める。

参加状況

	3	4	5
開催回数	36	36	36
参加者数	571	674	921

（母子保健係）

(ク) おやこ教室

1歳6か月児健康診査後のことばの遅れ等、心理発達面に不安のある子とその保護者を対象に、ふれあい遊び等を体験する場を提供し、子どもの発達を促すと同時に、親子のよりよい関係づくりへの支援を行う。

参加状況

	3	4	5
開催回数	24	30	24
参加者数	514	511	386

※令和4年度は新型コロナウイルスの感染症拡大防止対策により増えた待機者の解消のため、回数を増やし実施。

（母子保健係）

(ケ) 2歳児歯科相談

むし歯の好発年齢にさしかかっている2歳児を対象に、希望者に歯科健診や歯みがき指導を実施するとともに生活習慣や食事面の個別相談を実施。

受診状況

	3	4	5
開催回数	12	12	12
参加者数	172	178	179

（母子保健係）

## 子ども・子育て支援

### (コ) 子育て何でも応援メール配信

悩みを抱え孤立しがちな妊娠期から乳児（0歳児）を養育する保護者を対象に、こども（胎児）の月齢に合わせた育児情報やアドバイス、市からの子育て情報をLINE等でタイムリーに配信。

登録者数（各年度3月末） (単位：人)

	3	4	5
マタニティ子育て何でも応援メール	225	262	250
子育て期子育て何でも応援メール	620	511	518
計	845	773	768

(母子保健係)

### (カ) 食育講演会

大和市食育推進計画に基づき、就学前の子どもを持つ保護者、食に関心のある市民を対象に、正しい食育の知識を伝え、心身ともに健康な子どもを育成することを目的に開催。

#### 参加状況

	3	4	5
開催回数	0	1	2
参加者数	0	55	130

※令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。(母子保健係)

### (キ) 低体重児育児支援教室（ちびっこピクニック）

未熟な状態で生まれた子どもの経過を観察するとともに、主に摂食機能の獲得に関する助言を行うことを目的に開催（離乳食の頃～幼児食への移行期のお子さんと保護者が対象）。

#### 低体重児育児支援教室参加状況（延数）

	3	4	5
開催回数	21	17	21
参加者数	42	31	45

(母子保健係)

## ウ. 妊産婦・乳幼児訪問指導

### (ア) 妊産婦及び乳幼児の健診や相談後及び医療機関から依頼された方の継続支援を行う。

また、「乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問）」として、おおむね4か月までの乳児家庭に対する育児支援や情報提供を目的に保健師・助産師・看護師・管理栄養士が家庭訪問を行う。

赤ちゃん訪問プラスとして、乳児家庭全戸訪問事業で訪問後、育児不安のある家庭へ保健師等が再度訪問を行う。

#### 実施状況（延数）

	3	4	5
妊産婦	1,984	1,887	2,006
乳幼児	2,212	2,145	2,220
その他	283	281	395

※その他：妊産婦以外の父母や祖母等

#### 乳児家庭全戸訪問事業実施状況

(上記再掲：実数)

	3	4	5
訪問件数	1,750	1,765	1,856

#### 赤ちゃん訪問プラス実施状況

(上記再掲：実数)

	3	4	5
訪問件数	117	56	51

(母子保健係)

(イ) 産前産後サポート事業

妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに家庭や地域での妊婦に関する悩み等について相談支援を行い、産婦等の孤立感の解消を図ることを目的として「助産師さん何でも相談」を実施。

実施状況（延数）

	3	4	5
相談者数	1,372	1,429	1,638

(母子保健係)

エ. 永久歯萌出期歯科保健支援事業

永久歯萌出期のむし歯予防啓発事業として、大和綾瀬歯科医師会の歯科医師が、永久歯萌出期にある4～5歳児とその保護者、教諭等を対象に講習会等による歯科保健指導を実施。

また、管理栄養士が幼児期の食に関する情報提供も実施。

参加状況

	3	4	5
指導者講習会参加者数	0	0	28
歯科講演会参加者数	0	0	0

※令和2～4年度は新型コロナウイルス感染症の流行拡大により、講習会は中止。永久歯萌出期における歯科保健の重要性を啓発する動画をYouTubeで公開。(母子保健係)

オ. 一般不妊治療費助成事業

不妊に悩む夫婦に対する経済的支援として、タイミング法、人工授精などの一般不妊治療費の一部（自己負担額の1/2、上限5万円）を助成。

助成状況

	3	4	5
件数	147	88	5
平均助成額（円）	43,041	41,795	40,800

※令和4年4月に公的保険が適用されたため、助成対象は適用以前に開始した治療のみとなり、令和5年度をもって事業終了。

(母子保健係)

カ. 特定不妊治療費助成事業

不妊に悩む夫婦（事実婚を含む）に対する経済的支援として、体外受精・顕微授精といった特定不妊治療費の一部（上限5万円）を助成。

助成状況

	3	4	5
件数	304	253	5
平均助成額（円）	48,605	48,498	50,000

※令和4年4月に公的保険が適用されたため、助成対象は適用以前に開始した治療のみとなり、令和5年度をもって事業終了。(母子保健係)

キ. 不育症治療費助成事業

不育症に悩む夫婦に対する経済的支援策として不育症治療費の一部（保険診療外の医療費における自己負担額の年度の上限30万円）を助成。

助成状況

	3	4	5
件数	4	4	4
平均助成額（円）	124,500	88,750	129,250

(母子保健係)

## 子ども・子育て支援

### ク. 出産費用助成事業

第3子以降を出産した夫婦に対する経済的支援として、出産費用の一部（自己負担額から出産育児一時金などを控除した額の1/2、上限5万円）を助成。

#### 助成状況

	3	4	5
件数	116	114	91
平均助成額（円）	38,819	43,456	43,330

（母子保健係）

### ケ. 未熟児養育医療給付事業

出生体重2,000グラム以下又は諸機能が特に未熟な乳児に対し、指定医療機関での入院中の保険診療費及び食事療養費（ミルク代）を給付します。

#### 対象者と医療助成費の推移

	3	4	5
支払決定実人数（人）	84	76	79
助成件数	205	151	166
医療助成費（円）	16,982,283	11,269,295	13,510,856

（手当医療係）

### コ. 産後ケア事業

医療機関や助産院等に委託し、出産後4か月になる前日までの母子に対しては通所型、出産後1年になる前日までの母子に対しては訪問型を行い、心身のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して健やかな育児ができるよう支援を行う。

#### 利用状況

	3	4	5
申請人数	92	212	405
利用延べ人数	133	594	1,010

（母子保健係）

### サ. 出産・子育て応援事業

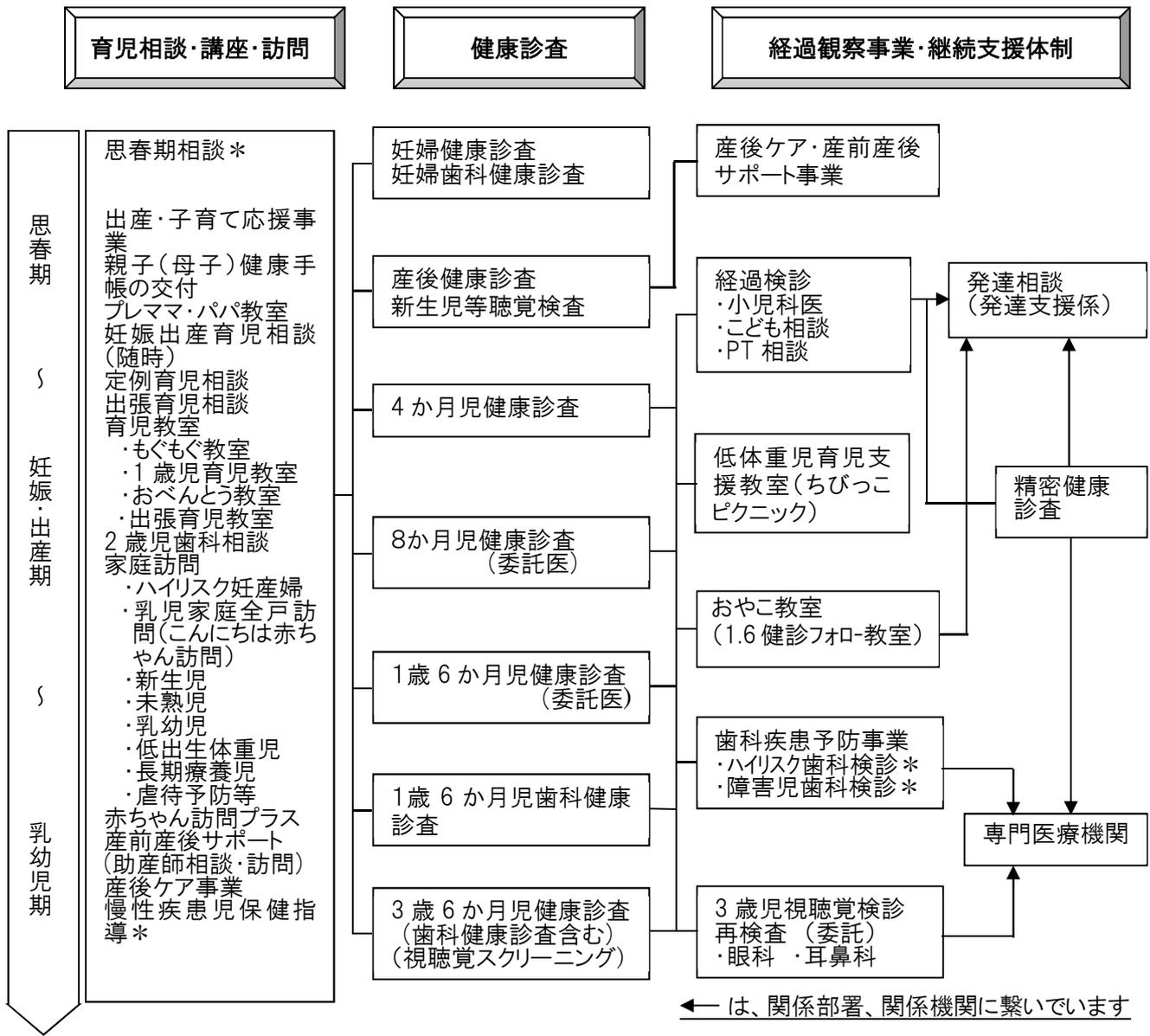
妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援になく伴走型相談支援の充実を図るとともに、子育て支援サービスの利用負担軽減を図る出産・子育て応援給付金を一体的に実施する。

#### 支給状況

	4	5
出産応援ギフト支給件数	2,637	2,106
子育て応援ギフト支給件数	1,396	1,893

※遡及対象者（令和4年4月1日～事業開始前までに妊娠届を提出した妊婦、出生した児の養育者）含む。  
（母子保健係）

大和市母子保健施策体系図（令和5年度）



**子育て何でも相談・応援センター**  
 （子育てに関わる悩み・相談のワンストップ相談拠点）母子保健型  
 ・「子育て何でも応援メール」配信

＜医療費助成など＞  
 不妊治療（一般および特定）費助成  
 不育症治療費助成  
 小児医療費助成 未熟児養育医療等  
 第3子以降出産費用助成  
 小児慢性特定疾患医療費助成\*

＜予防接種事業＞  
 ＜おやこde健診＞  
 （医療健診課）

＜地域の子育て支援拠点＞  
 子育て支援センター・こども  
 ーる・地域育児センター  
 子育てサロン・育児サークル  
 等

＜子ども家庭総合支援拠点＞  
 ＜要保護児童対策地域協議会＞  
 ファミリーサポートセンター事業  
 養育支援訪問事業 家庭児童相談  
 （すくすく子育て課家庭こども相談係）

＜医療的ケア児の支援＞  
 医療的ケア児等コーディネーターの支援  
 （すくすく子育て課発達支援係）

\*は厚木保健福祉事務所大和センターで実施  
 （母子保健係）

## 9. 青少年健全育成

### (1) 青少年健全育成都市宣言推進事業

#### ア. 青少年問題協議会

地方青少年問題協議会法及び市条例に基づき、青少年の指導育成及び矯正に関する総合的施策の樹立と適切な実施に期するため、関係行政機関の連携を図ることを目的に設置されています。

また、「明るくたくましい青少年が育つ都市宣言」推進を目指して、青少年善行ほう賞及び青少年育成活動推進者表彰を行っています。

	内 容
6 月	第 1 回協議会 ・ 青少年問題に関する現状報告について ・ 令和 5 年度の主な青少年育成事業について ・ 第 51 回大和市青少年健全育成大会について ・ 青少年育成に関する各団体の取り組みについて
8 月	大和市青少年健全育成大会表彰選考委員会 ・ 青少年育成活動推進者表彰について ・ 青少年善行ほう賞表彰について
10 月	第 2 回協議会 ・ 令和 5 年度大和市青少年健全育成大会被表彰者の選考について ・ 第 51 回大和市青少年健全育成大会について
11 月 25 日	第 51 回大和市青少年健全育成大会 ・ 青少年育成活動推進者及び青少年善行ほう賞表彰 ・ 青少年健全育成作文集「明るくたくましく」掲載者の表彰 ・ 青少年健全育成作文発表（代表者朗読） ・ こども体験事業発表会

（こども・青少年育成係）

## イ. 都市宣言関連事業

### 第 51 回大和市青少年健全育成大会

青少年健全育成は、家庭・学校・地域社会が相互の連携を密にし、市民総ぐるみで取り組む必要があります。そこで、市民各層を主体とした多様な青少年育成活動を喚起し、幅広く市民へ啓発することで、青少年健全育成の効果的な推進を図ることを目的に開催しました。

日 時 令和 5 年 11 月 25 日 (土)

14:00 開式

会 場 文化創造拠点シリウスメインホール

主 催 大和市青少年問題協議会  
大和市・大和市教育委員会

内 容 青少年善行ほう賞表彰 個人 9 人  
青少年育成活動推進者表彰 個人 16 人  
青少年健全育成作文集「明るくたくましく」掲載者表彰 31 人

#### (ア) 青少年善行ほう賞

青少年の、善い行いをほめたたえ、その善意をのばし、自信を深めることで、明るい社会を建設する心を育てていくことを目的に表彰しています。

#### (イ) 青少年育成活動推進者表彰

青少年活動の推進力となって、積極的な活動を続けている方に対して、その功績に感謝の意を表し、青少年健全育成活動の発展に資する目的で表彰しています。

#### (ウ) 青少年健全育成作文集「明るくたくましく」掲載者表彰

市内公立・私立の小学校 5 年生、中学校 2 年生及び高校 2 年生を対象に、青少年健全育成に関する作文を募集し、応募者の中から 1 名の代表者を作文集「明るくたくましく」に掲載するとともに表彰しています。

(こども・青少年育成係)

## (2) 児童館管理運営事業

児童に健全な遊びを与えるとともに健康を増進し、かつ情操を豊かにする目的で市内に 22 の児童館を設置し、指導員のもとに様々な活動が行われています。

日常活動としては、手作り工作・人形づくり・切り絵などの工作や卓球・ゲームなどの遊びを児童自身が自由に選びながら活動をしています。

また、各館では自主事業として、卓球大会、体力ゲーム記録会や、子どもの日の集い・七夕・クリスマスなど季節の行事や伝承あそびなどが行われています。

## 子ども・子育て支援

### 児童館設置状況

児童館名	所在地	電話	施設面積	敷地面積	設置年月日
子 安	上草柳 9-11-20	263-4403	175.16 m <sup>2</sup>	594.36 m <sup>2</sup>	S48. 4. 1
上 和 田 東	上和田 2897	268-1770	170.10 m <sup>2</sup>	543.67 m <sup>2</sup>	S48. 6. 1
公 所	下鶴間 504-1	273-9481	140.93 m <sup>2</sup>	951.90 m <sup>2</sup>	H 1. 4. 1
中 央 林 間	中央林間 6-26-7	276-8121	129.72 m <sup>2</sup>	986.48 m <sup>2</sup>	H 3. 3. 1
緑 野	中央林間西 4-27-3	276-1816	130.95 m <sup>2</sup>	1,000.00 m <sup>2</sup>	S62. 4. 1
下 鶴 間	下鶴間 2516-2	276-3407	157.46 m <sup>2</sup>	1,702.19 m <sup>2</sup>	S56. 6. 1
南 林 間	南林間 7-14-24	276-3643	149.61 m <sup>2</sup>	700.00 m <sup>2</sup>	S59. 4. 1
鶴 間	鶴間 2-12-35	276-3736	143.77 m <sup>2</sup>	1,015.05 m <sup>2</sup>	S59.11. 1
西 鶴 間	西鶴間 2-4-20	276-3447	149.56 m <sup>2</sup>	403.47 m <sup>2</sup>	S57. 4. 1
深 見 北	深見 498-5	262-6030	136.37 m <sup>2</sup>	964.44 m <sup>2</sup>	H 3. 3. 1
上 草 柳	上草柳 5-3-11	264-0012	75.24 m <sup>2</sup>	476.00 m <sup>2</sup>	H 6. 4. 1
深 見 中	深見台 4-10-29	264-7611	148.66 m <sup>2</sup>	751.10 m <sup>2</sup>	S60. 4. 1
桜 森	桜森 3-5-21	264-7629	150.76 m <sup>2</sup>	800.46 m <sup>2</sup>	S61. 4. 1
草 柳	下草柳 552-1	264-1355	129.30 m <sup>2</sup>	955.00 m <sup>2</sup>	H 5.11. 1
深 見 南	深見台 1-9-19	262-2671	140.00 m <sup>2</sup>	902.13 m <sup>2</sup>	H 1. 4. 1
下 草 柳	中央 6-5-19	264-5110	154.36 m <sup>2</sup>	560.82 m <sup>2</sup>	S58. 4. 1
柳 橋	柳橋 2-12-2	268-8505	146.05 m <sup>2</sup>	782.34 m <sup>2</sup>	H 3. 3. 1
桜 丘	上和田 860-1	269-8047	159.46 m <sup>2</sup>	782.02 m <sup>2</sup>	S58. 4. 1
福 田	代官 1-22-3	269-9390	140.53 m <sup>2</sup>	800.03 m <sup>2</sup>	S62. 4. 1
上 和 田 西	上和田 2700-18	269-8317	146.14 m <sup>2</sup>	759.00 m <sup>2</sup>	S60. 4. 1
下 福 田	福田 611-1	268-1577	155.01 m <sup>2</sup>	939.69 m <sup>2</sup>	S57. 4. 1
下 和 田	下和田 791-2	267-8500	136.13 m <sup>2</sup>	918.24 m <sup>2</sup>	S63. 4. 1

※子安と上和田東は、児童館のみの単独館。その他の児童館は、大和市コミュニティセンターと併設。

利用状況

児童館名	利用人数			児童館名	利用人数		
	年間	月平均	1日平均		年間	月平均	1日平均
子安	3,709	309	12	深見中	1,469	122	5
上和田東	2,205	184	7	桜森	4,925	410	16
公所	3,018	252	10	草柳	4,228	352	14
中央林間	2,717	226	9	深見南	3,697	308	12
緑野	6,041	503	20	下草柳	2,418	202	8
下鶴間	3,301	275	11	柳橋	1,604	134	5
南林間	4,815	401	16	桜丘	3,738	312	12
鶴間	1,022	85	3	福田	4,165	347	14
西鶴間	3,119	260	10	上和田西	3,309	276	11
深見北	2,093	174	7	下福田	3,160	263	10
上草柳	2,321	193	8	下和田	1,943	162	6
				全館合計	69,017	5,750	226

(こども・青少年育成係)

## 子ども・子育て支援

### (3) こども食堂支援事業

共働き家庭やひとり親家庭等で夜遅くまでひとりで過ごす子どもたちの「孤食」を少しでも減らし、子どもが安心できる地域の居場所づくりと保護者への子育て支援を目的として、安価な料金で食事の提供等を行う「こども食堂」を運営する団体に、その運営費用の一部を補助しています。

こども食堂名	運営団体	令和5年度 実施回数/参加人数
	実施場所	
子供食堂はぐく	特定非営利活動法人地域家族しんちゃんハウス	23回/177人
	南林間 7-1-15 地域家族しんちゃんハウス南林間	
マチツナガルあかりの こども食堂	一般社団法人地域創生会	27回/483人
	南林間 1-6-1 TBC ビル八番館 1階	
子供食堂はぐくドゥー	特定非営利活動法人地域家族しんちゃんハウス	12回/238人
	南林間 6-7-3 地域家族しんちゃんハウス西鶴間	
わにわに食堂	特定非営利活動法人さくらの森・親子サポートネット	48回/1,012人
	桜森 3-4-13 桜森スクエアⅢ みんなのスペースわにわに	
クレイヨンピピー	社会福祉法人県央福祉会	12回/286人
	大和東 1-6-11 ナチュラルカフェクレイヨンピピー	
スマイルダイニング	公益社団法人青少年育成支援大和の心	24回/414人
	中央 5-6-1 食事処ダイニング花	
かけはし子ども食堂	特定非営利活動法人ユナイテッドかながわ	48回/334人
	柳橋 2-8-6 かけはしやなぎばし	
いちよう団地こども食堂	コガスクール	12回/205人
	下和田 262 いちよう団地自治会館	

(こども・青少年育成係)

(4) 放課後児童クラブ事業

ア. 公営及び委託民営放課後児童クラブ

保護者の就労や疾病等により昼間、保護者が家庭にいない等の児童に対し、授業の終了後に小学校の  
 余裕教室等を活用して適切な遊びや生活の場を提供し、対象児童の健全育成を図ることを目的として、  
 市内 19 小学校区すべてに公営及び事業委託した民営の「放課後児童クラブ」を開設しています。

公営及び委託民営放課後児童クラブ設置状況

児童クラブ名	所在地	電話	開設年月日	入会児童数 (令和6年5月1日現在)
中央林間児童クラブ	中央林間 9-54-1 (中央林間小内)	276-3579	S61. 4. 1	168
北大和児童クラブ	下鶴間 685 (北大和小内)	276-8142	S63. 4. 1	107
緑野児童クラブ	中央林間西 5-3-1 (緑野小内)	276-5175	S60. 9. 1	186
林間児童クラブ	林間 1-5-18 (林間小内)	272-1919	H10. 10. 1	215
大野原児童クラブ	上草柳 7-4-26 (大野原小内)	264-7830	S61. 4. 1	126
大和児童クラブ	深見西 8-7-1 (大和小内)	264-3321	H 8. 4. 1	113
大和東児童クラブ	深見 1805 (大和東小内)	262-3388	H12. 4. 1	99
文ヶ岡児童クラブ	桜森 3-16-31 (文ヶ岡小内)	264-7974	H12. 4. 1	66
草柳児童クラブ	中央 3-6-1 (草柳小内)	263-0265	S60. 9. 1	60
深見児童クラブ	深見台 2-9-1 (深見小内)	263-8983	S62. 4. 1	89
柳橋児童クラブ	柳橋 1-17-7 (柳橋小内)	264-7817	S61. 4. 1	92
桜丘児童クラブ	上和田 832 (桜丘小内)	269-7339	S60. 9. 1	75
引地台児童クラブ	草柳 3-1-2 (引地台小内)	261-1914	H21. 4. 1	69
福田児童クラブ	福田 5-22-1 (福田小内)	269-7239	S60. 9. 1	87
上和田児童クラブ	上和田 2695 (上和田小内)	268-8755	H 3. 4. 1	39
渋谷児童クラブ	渋谷 7-10 (渋谷小内)	269-7340	S60. 9. 1	122
下福田児童クラブ	福田 570 (下福田小内)	269-5216	S61. 4. 1	99
西鶴間わんぱく児童 健全育成クラブ※	南林間 1-13-3 (西鶴間小学校区)	276-5612	S56. 4. 6	78
学童保育レインボー クラブ※	南林間 9-1-24 (南林間小学校区)	276-5525	S57. 4. 1	85
入会児童数合計				1,975

※市からの業務委託による運営

(こども・青少年育成係)

## 子ども・子育て支援

### イ. 民営放課後児童クラブ

公営及び委託民営児童クラブに入会できない（入会保留児童）を受け入れた、8ヶ所の民営放課後児童クラブに補助金を交付しています。

民営放課後児童クラブ設置状況

(令和6年5月1日現在)

児童クラブ名	主な小学校区	所在地	電話	設立年月日	入会児童数 (令和6年5月1日現在)
あさひキッズクラブ	中央林間小	中央林間 4-21-3	208-4111	H27. 4. 1	7
WARABE キンダーハウス	北大和小	下鶴間 413-5	273-0038	H17. 10. 1	67
つきみ野学童クラブ HAPPY KIDS CLUB	北大和小	下鶴間 423-1	283-0660	H20. 4. 1	28
レインボークラブ つきみ野	北大和小	つきみ野 2-7-4	409-0508	H31. 1. 1	45
レインボークラブ 緑野	緑野小	中央林間西 5-4-43	401-3151	R 5. 4. 1	24
あかりのまなび舎	林間小	南林間 1-6-1	080-6427-5656	R 6. 4. 1	20
地域家族しんちゃん ハウス（南林間）	南林間小	南林間 7-1-15	275-7955	H13. 10. 1	70
地域家族しんちゃん ハウス（西鶴間）	西鶴間小	南林間 6-7-3	207-4693	H26. 4. 1	99
入会児童数合計					360

(こども・青少年育成係)

### (5) 親子ふれあい推進事業（親子ナイトウォークラリー）

親子で大和市の史跡、名所を歩き、郷土愛を深め育てながら、チームワーク、注意力、決断力を養い、親子のふれあいを深めることにより青少年の健全育成を図ることを目的に、青少年指導員連絡協議会に事業を委託して開催しています。

日時 7月15日（土）

コース 西鶴間小学校をスタートする3コース（4km、6km、8km）

応募者 538人 153チーム

当選者 318人 90チーム

（感染対策として当選チームを従前の半数とし、チーム構成を同居の家族に限定しました。）

内容 2～7人の親子を一組とし、コマ地図に従い歩き、チェックポイントの問題に回答しながら、ゴールを目指します。順位は、隠しタイムや、各チェックポイントの得点などで競います。

(こども・青少年活動推進係)

(6) こども体験事業

子どもたちが、様々な体験を通して、豊かな感性やリーダーシップ等を育み主体的に活動できる青少年を育成することを目的に実施しています。平成 26 年度からは、東日本大震災の被災地である陸前高田市を 2 泊 3 日で訪問し、被災の現状を体感するとともに現地の人々との交流を行っています。

また、宿泊研修での体験を振り返り、感想や学んだことを青少年健全育成大会で発表しています。

事業内容 2 泊 3 日の現地宿泊研修以外に、事前研修 3 回、事後研修 4 回、活動発表を実施

実行委員会 一般公募による高校生以上の青少年 10 人、青少年育成活動や被災地における支援・活動の実績のある団体代表 5 人、計 15 人で構成される実行委員会を組織し、事業の企画・運営を委託して実施

参加者 小学生 20 人、中学生 10 人

(こども・青少年活動推進係)



## 8 . 施設 の 福祉



大和市イベントキャラクター「ヤマトン」

# 施設の福祉

	ページ	財源内訳			
		国	県	市	その他
1. 保健福祉センター	276				
(1) 施設規模	276				
(2) 施設概要	276				
ア. ホール	276			○	○
イ. 保健センター	277			○	○
ウ. 療育センター	277			○	○
エ. 老人福祉センター	278			○	○
オ. 地域福祉センター	278			○	○
カ. 健康福祉部・こども部の事務室	278			○	○
2. 地域医療センター	279			○	○
3. まごころ地域福祉センター	280				
(1) 施設所在・規模	280				
(2) 施設概要	280				
(3) 指定管理者制度による協定内容	280			○	
4. 障害福祉センター松風園	281			○	
5. 障害者自立支援センター	282	○	○	○	

対 象 年 齢	根 拠 法 令 等	事業開始年月	主 管 課
	大和市保健福祉センター条例	S63. 3	健康福祉総務課
	〃	〃	医療健診課 すくすく子育て課 障がい福祉課
	〃	〃	すくすく子育て課
60歳～	〃	〃	人生100年推進課
	〃	〃	社会福祉協議会
	〃	〃	健康福祉総務課
	大和市地域医療センター条例	H19. 4	医療健診課
	大和市まごころ地域福祉センター条例	H13. 10	人生100年推進課
	〃	〃	〃
	〃	〃	〃
	大和市障害福祉センター松風園条例	S52. 5	障がい福祉課
	大和市障害者自立支援センター条例	H18. 4	〃

## 施設の福祉

### 1. 保健福祉センター

昭和 63 年 3 月竣工、4 月開館。

この施設は、保健センター・療育センター・老人福祉センター・地域福祉センター及びホール等からなる施設である。

高齢者、障がい者、母子家庭などの福祉増進と、住民の健康づくりのため、相互に深い関連のある施設を 1 か所に集約し、大和市の保健福祉活動推進の拠点となっている。

#### (1) 施設規模

① 所在地	大和市鶴間一丁目 31 番 7 号			
② 敷地面積	7,174.80 m <sup>2</sup> (保健福祉センター 5,949.76 m <sup>2</sup> 、別館 1,225.04 m <sup>2</sup> )			
③ 建築面積	2,680.04 m <sup>2</sup> (保健福祉センター 2,254.77 m <sup>2</sup> 、別館 425.27 m <sup>2</sup> )			
④ 延床面積	9,087.38 m <sup>2</sup> (保健福祉センター 7,730.84 m <sup>2</sup> 、別館 1,356.54 m <sup>2</sup> )			
	地階	1,106.54 m <sup>2</sup>	4 階	1,088.10 m <sup>2</sup>
	1 階	1,945.16 m <sup>2</sup>	5 階	1,086.03 m <sup>2</sup>
	2 階	1,293.54 m <sup>2</sup>	塔屋	139.76 m <sup>2</sup>
	3 階	1,071.71 m <sup>2</sup>	別館	1,356.54 m <sup>2</sup>

#### (2) 施設概要

ア. ホール 1 階

舞台、放送室、映写室、調光室、控室、照明及び音響設備等

400 人収容。一般市民の幅広い利用に供するため、客席を電動式の移動客席とすることで、高齢者や障がい者のスポーツ及び健康増進の軽運動の場とするほか、各種講演会、踊り、ピアノの発表会等多目的に利用する。

#### ホール利用状況

	3	4	5
件数	0	0	15
人数	0	0	450

※令和 5 年度 3 月より、一般利用再開

(健康福祉総務課政策調整係)

#### 利用手続

ホールの使用申請は、市内の保健福祉団体等は使用日の属する月の 8 か月前の初日から 10 日前まで、市内の団体等は使用日の属する月の 6 か月前の初日から 10 日前まで、市外の団体等は使用日の属する月の 4 か月前の初日から 10 日前まで、国又は他の地方公共団体は使用日の属する月の 1 年前の初日から 10 日前までとする。音響・照明設備等は、別途料金とする。

## ホール使用料

(単位：円)

使用日	使用時間帯	午前	午後	夜間	全日
		9:00～12:00	13:00～17:00	17:30～21:30	9:00～21:30
	時間	3時間	4時間	4時間	12時間30分
平日	基本	8,000	11,000	13,000	32,000
	入場料金 3,000 円以上	16,000	22,000	26,000	64,000
	舞台のみ使用	2,400	3,300	3,900	9,600
土・日曜日 /祝日	基本	10,000	14,000	18,000	42,000
	入場料金 3,000 円以上	20,000	28,000	36,000	84,000
	舞台のみ使用	3,000	4,200	5,400	12,600

(健康福祉総務課政策調整係)

## イ. 保健センター 1階及び2階

検診室、保健指導室、準備室、待合、相談室、診察兼治療室等

健康相談、健康教育、各種検診等、病気にならないための予防活動等、市民の健康づくり活動を推進する拠点とする。

## 利用状況

目的	場所	3		4		5	
		回数	人数	回数	人数	回数	人数
成人健康教育相談・健診等	検診室 保健指導室	30	2,786	37	3,145	35	2,951
子ども相談・健診等	検診室 保健指導室	25	514	0	0	11	212
歯科健診等	診察兼治療室等	6	24	10	25	7	22
合計		61	3,324	47	3,170	53	3,185

(医療健診課健康診査・がん・感染症予防係、  
すくすく子育て課母子保健係、障がい福祉課こころの健康係)

## ウ. 療育センター 2階

観察室、母子通園室、言語指導室、相談室

障がいの早期把握のための活動、各種福祉サービス、自立への助言・指導等、障がい児が必要な時に適切な支援を受けるための発達相談支援システム推進の拠点とする。

## 利用状況

目的	場所	3		4		5	
		件数	人数	件数	人数	件数	人数
相談指導 理学作業療法	母子通園室等	2,960	7,923	3,359	8,954	3,154	8,356

(発達支援係)

## 施設の福祉

### エ. 老人福祉センター 3階

集会室(舞台付)、浴室、教養娯楽室、機能訓練室、講座室、栄養指導室、屋外運動場、図書及び健康器具コーナー

高齢の方が気軽に利用できる憩いの場として、サークル活動の支援を実施し、生きがいや仲間づくりの拠点とする。

#### 利用状況

目的	場所	区分	3	4	5
健康器具	健康器具コーナー	人数	0	0	311
団体利用	集会室 教養娯楽室等	人数	13,691	16,034	16,018
		団体数	1,500	1,581	1,584

(長寿福祉係)

### オ. 地域福祉センター 4階

市社会福祉協議会の事務室(ボランティアセンター)、視聴覚室、福祉団体事務室、講習室、録音室

ボランティアの育成、支援、住民への福祉理解の啓発さらには社会福祉協議会をはじめ障がい者団体、母子団体等の各種福祉団体及びボランティア活動の拠点とする。

#### 利用状況

目的	場所	3		4		5	
		回数	人数	回数	人数	回数	人数
講習・会議等	講習室Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	438	2,635	484	3,010	532	3,397
	視聴覚室	606	5,177	744	6,782	799	8,358
録音奉仕活動	録音室	487	811	522	628	515	651
合計		1,531	8,623	1,750	10,420	1,846	12,406

(社会福祉協議会)

### カ. 健康福祉部・こども部の事務室 2階、4階、5階、別館

2階 こども総務課、ほいく課、すくすく子育て課

4階 医療健診課、人生100年推進課

5階 健康福祉総務課、障がい福祉課、生活援護課

別館 健康づくり推進課、介護保険課

## 2. 地域医療センター

休日及び夜間における市民の緊急の医療を確保し、市民の疾病の予防及び健康の増進を図るための施設として、平成19年4月に開所。

### 施設の概要

- |        |  |
|--------|--|
| ① 所在地  | 大和市鶴間 1-28-5   |
| ② 敷地面積 | 1,493.48 m <sup>2</sup>  |
| ③ 建築面積 | 778.41 m <sup>2</sup>  |
| ④ 延床面積 | 1,346.62 m <sup>2</sup> (1階 778.41 m <sup>2</sup> 2階 568.21 m <sup>2</sup> ) |
| ⑤ 施設概要 | 1階 休日夜間急患診療所 (利用実績は、「保健衛生」を参照。)<br>2階 講習室、大和市医師会事務局、大和市医師会訪問看護ステーションなど       |

## 施設の福祉

### 3. まごころ地域福祉センター

この施設は、福祉拠点のひとつとして、平成13年10月1日に開館した施設である。

高齢の方やその家族から寄せられる相談への総合相談の拠点として「地域包括支援センター」、また、育児相談や子育てサロン・子育てサークル育成等、地域での育児がゆとりをもって楽しめる環境をつくる「子育て支援センター」を主な機能とし、介護保険サービスである「老人デイサービスセンター」も併設された複合的な福祉施設である。

#### (1) 施設所在・規模

- ① 所在地 大和市柳橋二丁目11番地
- ② 敷地面積 1,000.47 m<sup>2</sup>
- ③ 建築面積 570.50 m<sup>2</sup>
- ④ 延床面積 1,018.99 m<sup>2</sup> (1階: 570.50 m<sup>2</sup>、2階: 448.49 m<sup>2</sup>)

#### (2) 施設概要

- 1階 老人デイサービスセンター、一般浴室、機械浴槽、地域包括支援センター
- 2階 子育て支援センター、相談室、LSA室、展示スペースなど

#### (3) 指定管理者制度による協定内容

公募により、令和5年度から令和9年度まで、社会福祉法人敬愛会と指定管理の協定（協定期間5年間）を締結している。

- ① まごころ地域福祉センターの施設及び備品の維持管理に関する業務
- ② 老人デイサービスに関する業務
- ③ 地域包括支援センターに関する業務（実績は「介護保険」を参照）
- ④ 高齢者世話付住宅生活援助員派遣（LSA）に関する業務（実績は「高齢者の福祉」を参照）
- ⑤ 子育て支援センターに関する業務（実績は「子ども・子育て支援」を参照）

#### 老人デイサービスの利用実績

	3	4	5
延べサービス提供回数	5,862	5,142	4,149

※令和3・4年度は、社会福祉協議会と指定管理の協定を締結

(人生100年推進課)

#### 4. 障害福祉センター松風園

平成 17 年 4 月より、指定管理者制度に基づき「社会福祉法人大和しらかし会」へ運営を委任している。

令和 6 年 4 月 1 日

	児童発達支援センター	障害者生活介護施設
名称	第 1 松風園	第 2 松風園
運営主体	社会福祉法人 大和しらかし会（令和 2 年度～令和 6 年度指定管理者）	
所在地	大和市西鶴間二丁目 24 番 1 号	
敷地面積	2,962.78 m <sup>2</sup>	
建物面積	313.78 m <sup>2</sup> (共用部分 1,028.6 m <sup>2</sup> )	628.18 m <sup>2</sup> (共用部分 1,028.6 m <sup>2</sup> )
建物構造	鉄筋コンクリート 2 階建て一部地下(機械室)	
開設	昭和 45 年 4 月 福祉施設「松風園」を開設し、老人授産及び心身障がい児訓練事業を開始。 昭和 52 年 4 月 授産部門が福祉施設「共同授産センター」として独立する。	
沿革	昭和 52 年 5 月 児童福祉法に基づく精神薄弱児通園施設として定員 30 人として認可。 昭和 54 年 4 月 定員を 40 人に増員 平成 8 年 4 月 定員を 30 人に減員  平成 17 年 4 月 指定管理者制度導入  平成 24 年 4 月 児童福祉法に基づく福祉型児童発達支援センターへ移行。 令和 6 年 4 月 児童福祉法改正に伴い福祉型児童発達支援センターから児童発達支援センターへ移行。	昭和 52 年 5 月 精神薄弱者福祉法に基づく知的障害者更生施設として定員 20 人として認可。 昭和 54 年 4 月 定員を 30 人に増員 昭和 62 年 4 月 定員を 35 人に増員 平成 8 年 4 月 定員を 45 人に増員 平成 15 年 4 月 知的障害者福祉法に基づく指定支援施設として指定を受ける。 平成 17 年 4 月 指定管理者制度導入 平成 20 年 4 月 障害者自立支援法（現行：総合支援法）に基づく生活介護事業へ移行。
目的	児童福祉法に基づいて設置され、就学前の障がい児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障がいの家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行う。	障害者総合支援法第 5 条第 7 項に規定する障がい者を通所させて、排せつや食事等を介護し、及び創作的活動又は生産活動の機会を提供すること。
通所人数 (5 年度)	41 人	54 人

施設の福祉

5. 障害者自立支援センター

平成 18 年 4 月より、指定管理者制度に基づき「社会福祉法人 すずらんの会」へ運営を委任している。

令和 6 年 4 月 1 日

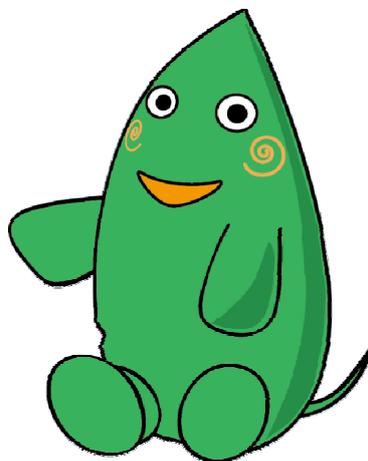
名称	大和市障害者自立支援センター
運営主体	社会福祉法人 すずらんの会 (令和 3 年度～令和 7 年度指定管理者)
所在地	大和市鶴間一丁目 19 番 3 号
敷地面積	935.95 m <sup>2</sup>
建物面積	496.67 m <sup>2</sup>
建物構造	軽量鉄骨平屋建て
開設	昭和 28 年に授産事業として開始された福祉施設共同授産センターの業務を継承し、平成 18 年 4 月障がい者の自立を支援する施設として開設。
沿革	<p>&lt;福祉施設共同授産センター&gt;</p> <p>昭和 28 年 婦人会連絡協議会により、生活困窮者を中心とした授産事業開始、その後、市（当時大和町）が引き継ぐ形で事業を行う。</p> <p>昭和 45 年 4 月 高齢者の生きがい対策として、老人授産を開始。</p> <p>昭和 48 年 4 月 一般授産と老人授産を統合し、「共同授産所」に改称。</p> <p>昭和 52 年 4 月 事業の充実を図るため、大和市鶴間一丁目 28 番 5 号に施設を建設し、名称を「大和市福祉施設共同授産センター」に変更。一般授産（内職・あっせん）老人授産のほか、障がい者・要保護者の授産を開始する。</p> <p>昭和 56 年 4 月 「大和市高齢者生きがい事業団」の設立に伴い、老人授産を移管。</p> <p>平成 11 年 4 月 障害福祉課の所属となる。</p> <p>平成 18 年 3 月 障害者自立支援センターに業務を移行し、福祉施設共同授産センターの業務は終了する。</p> <p>&lt;大和市障害者自立支援センター&gt;</p> <p>平成 18 年 4 月 大和市障害者自立支援センター開所 身体・知的障がい者の相談及び就労支援事業を開始。</p> <p>平成 19 年 4 月 精神障がい者の相談開始、また障害者自立支援法（現行：障害者総合支援法）に基づく就労移行支援事業を開始。</p>
目的	障がい者を有する者一人ひとりが個人として尊重され、その有する能力及び適性に応じ、地域での日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自らの意思と責任に基づいた自己決定と社会参加の支援を図る。

利用状況

	3	4	5
相談支援事業 相談件数	4,799	6,043	5,402
就労移行（訓練）支援 月平均利用者数	15	18	19
就労者数	42	34	37

## 9 . 関 連 機 関

大和市社会福祉協議会  
大和市シルバー人材センター



大和市イベントキャラクター「ヤマトン」

# 大和市社会福祉協議会 (1)

	ページ	財 源 内 訳			
		県社協	県共募	市	社協
1. 社会福祉法人 大和市社会福祉協議会	290				
(1) 財政	290			○	○
(2) 組織	291			○	○
(3) 社協会員会費	292				○
(4) 善意銀行	292				○
(5) 共同募金	293		○		
2. 障がい者の福祉	293				
(1) 心身障がい者施設、団体への助成	293		○		
(2) 生活福祉資金の貸付	293	○			
(3) 車いすの貸出	293				○
(4) 年末たすけあい募金の配分	293		○		
(5) 日常生活自立支援事業（大和あんしんセンター）	294	○		○	
ア. 書類等預かりサービス	294	○		○	
イ. 福祉サービス利用援助・日常的金銭管理サービス	294	○		○	
(6) 法人後見事業（大和あんしんセンター）	294				○
3. 高齢者の福祉	294				
(1) 老人福祉団体への助成	294		○		
(2) ふれあいネットワーク事業	294			○	
ア. ふれあい訪問事業	294			○	
イ. ミニサロン事業	294			○	
ウ. 個別支援事業	295			○	
(3) 生活福祉資金の貸付	295	○			
(4) 理髪サービス事業	295				○
(5) 生きがい対応型デイサービス事業（ひまわりサロン）	295			○	
(6) 日常生活自立支援事業（大和あんしんセンター）	295	○		○	
(7) 法人後見事業（大和あんしんセンター）	295				○
4. 児童・母子の福祉	295				
(1) 交通遺児援護金の支給	295				○

対 象 年 齢	根 拠 法 令 等	事業開始年月	主 管 課
	社会福祉法人大和市社会福祉協議会定款	S54. 4	総 務 課
	〃	〃	〃
	〃	〃	〃
	〃	〃	〃
	社会福祉法人神奈川県共同募金会大和市支会の設置及び運営に関する規程	H 2. 10	県 共 同 募 金 会 大 和 市 支 会
	福祉活動助成金交付要綱	H 1. 4	ボ ラ ン テ ィ ア 振 興 課
	生活福祉資金貸付業務取扱要領	H 2. 10	生 活 支 援 課
	車椅子貸出事業実施要綱	S54. 4	ボ ラ ン テ ィ ア 振 興 課
	年末たすけあい運動に関する要綱	H 2. 12	〃
	日常生活自立支援事業実施要綱	H10. 10	生 活 支 援 課
	〃	〃	〃
	〃	〃	〃
	法人後見事業実施要綱	H26. 4	〃
	福祉活動助成金交付要綱	H 1. 4	ボ ラ ン テ ィ ア 振 興 課
65歳～	大和市ふれあいネットワーク事業実施要領	H 6. 4	〃
	〃	〃	〃
	〃	H26. 4	〃
	〃	H27. 4	〃
	生活福祉資金貸付業務取扱要領	H 2. 10	生 活 支 援 課
	寝たきり高齢者、重度障がい者等理髪サービス事業実施要綱	S53. 4	〃
65歳～	大和市生きがい型デイサービス実施要領	H12. 4	〃
	日常生活自立支援事業実施要綱	H10. 10	〃
	法人後見事業実施要綱	H26. 4	〃
0歳～20歳未満	かながわ交通遺児援護基金設置運営要綱	H 2. 10	生 活 支 援 課

# 大和市社会福祉協議会 (2)

	ページ	財源内訳			
		県社協	県共募	市	社協
(2) 生活福祉資金の貸付	296	○			
(3) 母子福祉団体への助成	296		○		
(4) 年末たすけあい募金の配分	296		○		
5. 低所得者の福祉	296				
(1) 緊急生活資金貸付	296				○
(2) 生活福祉資金貸付	296	○			
(3) 行旅人旅費等の援助	296				○
(4) 生活困窮者自立支援事業	296			○	
(5) 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事業	297			○	
6. 地域福祉	297				
(1) 地区社協育成・支援事業	297		○	○	○
(2) 広報調査活動	298		○		○
(3) 年末たすけあい募金の配分	299		○		○
(4) 成年後見専門相談の実施	299				○
(5) 地域福祉セミナーやまとの開催	299		○		○
(6) ボランティアセンター事業	300			○	○
(7) 緊急援護実施事業	302		○		○
(8) 物品貸出事業	303				○
(9) 地区社協区割図	304				○

対 象 年 齢	根 拠 法 令 等	事業開始年月	主 管 課
	生活福祉資金貸付業務取扱要領	H 2. 10	生 活 支 援 課
	福祉活動助成金交付要綱	H 1. 4	ボ ラ ン テ ィ ア 振 興 課
	年末たすけあい運動に関する要綱	H 2. 12	〃
	緊急生活資金貸付金に関する要綱	S51. 4	生 活 支 援 課
	生活福祉資金貸付業務取扱要領	H13. 11	〃
	行旅人援護事業実施要領	H15. 4	〃
	生活困窮者自立支援法	H27. 4	〃
	大和市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援 金支給事業実施要綱	R 3. 7	〃
			ボ ラ ン テ ィ ア 振 興 課
			〃
	年末たすけあい運動に関する要綱	H 2. 12	〃
	成年後見専門相談事業実施要綱	H25. 4	生 活 支 援 課
			ボ ラ ン テ ィ ア 振 興 課
	やまとボランティアセンターの設置、管理及び運営に 関する規程	S63. 4	〃
	災害見舞金等支給要綱	S62. 4	生 活 支 援 課
	貸出物品取扱要綱	S52. 4	ボ ラ ン テ ィ ア 振 興 課

# 大和市シルバー人材センター

	ページ	財 源 内 訳			
		国	県	市	シルバ-
1. 公益社団法人大和市シルバー人材センター	305				
(1) 組織	305	○		○	○
(2) 施設所在・規模	305	○		○	○
(3) センターとは	305	○		○	○
(4) 事業実績	306	○		○	○

対 象 年 齢	根 拠 法 令 等	事業開始年月	主 管 課
60歳～	公益社団法人和歌山県シルバー人材センター定款	H 2. 4	シ ル バ ー 人 材 セ ン タ ー
			〃
			〃
			〃

## 大和市社会福祉協議会

### 1. 社会福祉法人 大和市社会福祉協議会（略して「社協」）

昭和 52 年 4 月に社会福祉法人となった社協は、「地域住民が主体となって活動できる場づくり」を目標に、民間福祉団体の中核として市行政の理解と市民の皆様の協力に支えられ、様々な地域福祉活動や在宅福祉サービスの推進に取り組んできている。

「住民ひとりひとりの参加を基本に共に支えあう福祉のまちづくり」を基本理念に、地区社会福祉協議会活動やボランティア活動の支援、多様な生活福祉課題に対する相談援助やサービス利用支援、そして、在宅福祉サービスの実施等、幅広い領域において地域福祉事業を展開してきている。

令和 6 年度は、さらに住民主体・住民参加の地域福祉推進に向けて、市行政、地区社会福祉協議会、福祉施設、福祉団体等との連携を密に、地域に根ざした社協活動を積極的に推進していく。

#### (1) 財政

社協の事業は、市民の会費、共同募金の配分金、善意の寄託金及び市・県の補助金で賄われている。

令和 6 年度予算総括表

		当初予算（円）
社 会 福 祉 事 業 区 分		288,938,000
本 部	法人運営	150,927,000
	善意銀行運営事業	26,903,000
	会員募集事業	14,610,000
	広報啓発事業	4,479,000
	緊急貸付事業	1,218,000
	生活福祉資金事務事業	5,659,000
	生活困窮者自立支援事業	15,701,000
	日常生活自立支援事業	4,914,000
	法人後見事業	527,000
	成年後見制度利用促進事業	16,296,000
福 祉 セ ン タ ー	一般共同募金配分事業	2,318,000
	年末たすけあい配分事業	6,843,000
	地域福祉活動推進事業	6,589,000
	障がい者支援事業	1,449,000
	ふれあいネットワーク事業 （ひまわりサロン運営支援）	21,229,000
	ふれあいネットワーク事業 （地区社協活動支援）	7,409,000
	地域福祉援護事業	1,867,000
収 益 事 業 区 分		7,283,000
合 計		296,221,000



## 大和市社会福祉協議会

### (3) 社協会員会費

会員制度は、市民や事業所等が、社協の組織や社協が行う諸活動への理解のもとに社協の事業活動に直接又は間接的に参画してもらうための制度であり、その会費は、貴重な自主財源となっている。

加入状況

(単位：円)

会 員 種 類			3	4	5
自治会 内会費	一 般 会 費	1 世帯 300 円／年額	12,248,088	11,974,971	11,724,852
	賛 助 会 費	1 口 1,000 円／年額	932,500	979,000	898,000
	特 別 会 費	1 口 5,000 円／年額	190,000	175,000	115,000
	自治会内会費収入計		13,370,588	13,128,971	12,737,852
自治会外特別会費収入			1,365,000	1,308,110	1,326,000
種 別 会 費 収 入			825,890	786,000	771,000
合 計			15,561,478	15,223,081	14,834,852

(総務課)

### (4) 善意銀行

市民の善意による寄附金を地域福祉の推進、ボランティアの育成・支援及び援護を必要とする人々に役立っている。

善意の寄附金状況

	3		4		5	
	件数	金 額 (円)	件数	金 額 (円)	件数	金 額 (円)
社会福祉のために	400	7,464,602	330	5,328,667	96	3,646,340
障がい者福祉のために	15	86,000	15	86,000	13	66,000
交通遺児基金へ	0	0	1	39,000	1	50,000
指 定 寄 附	19	1,703,720	31	591,400	34	1,768,968
合 計	434	9,254,322	377	6,045,067	144	5,531,308

(総務課)

(5) 共同募金

市民の皆様の善意の寄附金を、社会福祉施設及び団体等に配分し、援助しようとする運動である。

募金方法別金額

(単位：円)

	赤い羽根募金			年末たすけあい募金		
	3	4	5	3	4	5
法人募金	2,083,352	1,947,603	1,804,913	—	—	—
個人大口募金	660,000	590,000	529,000	—	—	—
戸別募金	9,971,303	9,062,394	8,906,574	4,650,943	5,004,155	4,601,702
街頭募金	253,030	356,270	497,097	370,167	368,435	356,246
職域募金	771,680	691,356	604,062	124,251	129,484	169,000
学校校内募金	322,598	276,811	196,982	52,031	65,469	159,413
預金利子	12	12	12	6	6	10
その他	93,089	244,902	289,732	261,540	252,075	276,237
合計	14,155,064	13,169,348	12,828,372	5,458,938	5,819,624	5,562,608

(県共募大和市支会＝総務課)

## 2. 障がい者の福祉

(1) 心身障がい者施設、団体への助成

心身障がい者福祉施設並びに団体の活動の充実に向けて利用者や会員の生活向上と相互の親睦、社会的理解の拡大等を目的に各種事業を助成している。

内容：団体等への助成、活動費補助他

(ボランティア振興課)

(2) 生活福祉資金の貸付

障がい者世帯で、他から借入れが困難な人に対し、各種資金を低利で貸付けをしている。

(生活支援課)

(3) 車いすの貸出

障がい者の在宅生活の利便に供するため車いすを貸出しする。貸出期間は原則として2ヶ月。

	3	4	5
貸出件数	255	301	307

(ボランティア振興課)

(4) 年末たすけあい募金の配分

年末たすけあい募金を当事者団体に配分し、支援する。

	3	4	5
当事者団体数	6	8	11
配分額合計 (円)	440,000	436,000	645,000

(ボランティア振興課)

## 大和市社会福祉協議会

### (5) 日常生活自立支援事業(大和あんしんセンター)

日常生活を営むうえで支障がある認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者、身体障がい者等の権利擁護を図り、地域での自立した生活を送れるよう福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行うことを目的に、書類等預かりサービスと福祉サービス利用援助・日常的金銭管理サービスを行う。

#### ア. 書類等預かりサービス

預貯金通帳、証書等を銀行の貸金庫に保管するサービス。

#### イ. 福祉サービス利用援助・日常的金銭管理サービス

福祉サービスの利用にかかる情報提供や、利用料金の支払い代行、生活費の払い戻しの代理(代行)等を行うサービス。

契約件数

(単位：件)

	3	4	5
書類等預かりサービス	5	7	6
福祉サービス利用援助・日常的金銭管理サービス	31	28	31

(生活支援課)

### (6) 法人後見事業(大和あんしんセンター)

家庭裁判所から後見等開始の審判を受けた高齢者、知的障がい者、精神障がい者に対し、市社協が成年後見人等となり、福祉サービス利用契約や日常的金銭管理等身上保護を中心とした日常生活の支援を行う。

受任状況

(単位：件)

	3	4	5
後見	5	6	7
保佐	4	4	4
補助	0	0	0

(生活支援課)

## 3. 高齢者の福祉

### (1) 老人福祉団体への助成

シニアクラブの健全育成を図り、会員相互の親睦、教養の向上、健康の増進や地域社会との交流を深め生きがいのある豊かな老後を願い、各種の助成をしている。

内容：友愛チームへの助成、シニアクラブ連合会への助成

(ボランティア振興課)

### (2) ふれあいネットワーク事業

#### ア. ふれあい訪問事業

地区社協が主体となって運営している事業で、地区内のひとり暮らしの高齢者にボランティアが定期的に訪問し、安否確認や簡易な相談に応じ、地域ぐるみでひとり暮らしの高齢者を支えている。

\*実績は「高齢者の福祉」参照。

(ボランティア振興課)

#### イ. ミニサロン事業

地区社協が主体となって運営している事業で、地域内の高齢者が気軽に集い、健康増進や介護予防、地域交流を目的とした居場所づくりの活動である。

\*実績は「高齢者の福祉」参照。

(ボランティア振興課)

ウ. 個別支援事業

地区社協が主体となって運営している事業で、高齢者や障がいをもつ人がかかえる生活上のちょっとした困りごとに、地域のボランティアが支援を行う事業である。

\*実績は「高齢者の福祉」参照。 (ボランティア振興課)

(3) 生活福祉資金の貸付

ねたきりや認知症等介護を要する高齢者のいる世帯で、他からの借入れが受けられない世帯に、各種資金を低利で貸付けをしている。

(生活支援課)

(4) 理髪サービス事業

在宅のねたきり高齢者及び起居動作が著しく困難な障がい者等を対象に、理髪店の協力により、清潔で明るい毎日を送れるよう、理髪サービスを行っている。

	3	4	5
実施者数	287	463	505

(生活支援課)

(5) 生きがい対応型デイサービス事業 (ひまわりサロン)

地域住民の交流 (ふれあい) を通して、健康で生き生きとした生活が送れるようにすることを目的として事業を実施している。

実施日時 各会場により設定

原則として午前 10 時半～午後 2 時

実施場所 市内各コミュニティセンター、自治会館の計 16 か所

運営体制 市社協ケアワーカー、看護職、ボランティア等 (各会場)

利用者負担 500 円 (令和 5 年度上半期は昼食・お茶菓子の提供がないため参加費はなし)

\*実績は「高齢者の福祉」参照。 (生活支援課)

(6) 日常生活自立支援事業 (大和あんしんセンター)

\*事業説明、実施状況は 294 ページ参照。 (生活支援課)

(7) 法人後見事業 (大和あんしんセンター)

\*事業説明、実施状況は 294 ページ参照。 (生活支援課)

## 4. 児童・母子の福祉

(1) 交通遺児援護金の支給

交通遺児世帯を対象に、経済的援助として交通遺児世帯となった場合に見舞金を、小・中学校入学時、中学校卒業時・高卒就職又は進学時にそれぞれ激励金を支給してきたが、令和 3 年度からは、対象に重度の障害を負った世帯及び児童も加え、さらには 20 歳到達時にも激励金を支給している。

実施状況

		3	4	5
激励金	件数	2	0	0
	金額 (円)	150,000	0	0
見舞金	件数	0	0	0
	金額 (円)	0	0	0
合計 (円)		150,000	0	0

(生活支援課)

## 大和市社会福祉協議会

### (2) 生活福祉資金の貸付

低所得世帯等で、高校・大学・専修学校等に入学する際の支度費、授業料等就学に必要な貸付けを行う。  
(生活支援課)

### (3) 母子福祉団体への助成

会員相互の交流を深め、生活の向上と母子福祉の充実を目的として、大和市母子寡婦福祉会へ助成している。  
(ボランティア振興課)

### (4) 年末たすけあい募金の配分

年末たすけあい募金を当事者団体に配分し、支援した。

	3	4	5
当事者団体数	2	2	2
配分額合計 (円)	121,000	121,000	130,000

(ボランティア振興課)

## 5. 低所得者の福祉

### (1) 緊急生活資金貸付

生活のつなぎ資金又は緊急出費の場合に限り、無利子で貸付けをしている。

#### 実施状況

		3	4	5
貸付	件数	35	19	18
	金額 (円)	302,500	149,500	156,000
償還	件数	46	22	24
	金額 (円)	320,000	124,500	165,000

(生活支援課)

### (2) 生活福祉資金貸付

低所得世帯に対し、生業資金、療養資金等を低利で貸付けをしている。また、離職等により日常生活全般に問題を抱え、生活の立て直しのために一定の期間生活費を貸付けしている。

(生活支援課)

### (3) 行旅人旅費等の援助

本市生活保護の対象とならない行旅人等が旅費等を持ち合わせていない場合に援助する。

#### 取扱件数

	3	4	5
件数	3	3	3

(生活支援課)

### (4) 生活困窮者自立支援事業

離職や失業などにより、生活困窮する世帯・個人に対し、生活保護に至る前の段階で生活再建することを目的に、相談支援、就労支援、住まいの支援等、支援プランを作成しながら、相談者の自立の援助を行う。  
\*実績は「低所得者の福祉」参照。  
(生活支援課)

(5) 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事業

緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付を利用済みでこれ以上の借入れが不可能であって、かつ一定の資産・収入要件等を満たす世帯に対し、給付金の支給を行う。令和4年度末に事業を終了した。

\*実績は「低所得者の福祉」参照。(生活支援課)

## 6. 地域福祉

(1) 地区社協育成・支援事業

『小地域において地域住民が主体となって参加できる活動の場づくり』を目標として、市内を11地区に分割して組織されている地区社協の運営並びに活動が、より充実したものになるよう活動費の助成や職員による情報提供及び関係者の連絡会や研修事業等を行っている。

① 地区社協活動費の助成

地区社協の活動費として、市社協より15万円を上限に助成する。

また、ミニサロン事業については、開催頻度に応じて1会場年額2万円を助成する。

なお、ふれあい訪問事業並びにミニサロン事業については市委託料より別途活動費として助成している。

② 市社協会員会費の還元

地区社協の活動費として、市社協会員会費を還元（一般会費・特別会費は40%、賛助会費は60%）している。

③ 市社協担当職員による支援

市社協と地区社協とが連携して活動が行えるよう、市社協ではボランティア振興課職員が情報提供等をしながら地区社協活動を支援している。

④ 地区社協リーダー等を対象にした連絡会・研修会の実施

市社協では各地区社協相互の情報交換や学習及び研修の場として、地区社協部会、地区社協リーダーセミナー、地区社協ボランティア講座等を実施している。

⑤ 各種情報の提供

地区社協活動を進めるための情報提供や活動の手引きとして、「住人十色のまちづくり～地区社協の概要～」を作成・発行し関係者へ配布している。

大和市社会福祉協議会

地区社協の状況

地区名	設立年月	主な活動拠点	主な活動内容
下鶴間つきみ野地区	昭和54年4月	コミュニティセンター 下鶴間会館	ひとり暮らし高齢者ふれあい訪問事業、ひとり暮らし高齢者交流事業、個別支援事業、ミニサロン事業 他
中央林間地区	昭和56年5月	コミュニティセンター 緑野会館	ひとり暮らし高齢者ふれあい訪問事業、ひとり暮らし高齢者交流事業、ミニサロン事業、子育て支援事業、ちよいボラ(個別支援) 他
南林間地区	昭和59年9月	コミュニティセンター 南林間会館	ひとり暮らし高齢者ふれあい訪問事業、健康・医療講演会、歩け歩け運動、ミニサロン事業 他
鶴間地区	昭和57年3月	コミュニティセンター 鶴間会館	ひとり暮らし高齢者ふれあい訪問事業、敬老のつどい、親子野外ふれあい体験、ミニサロン事業、お休み処、個別支援事業 他
深見大和地区	昭和60年12月	コミュニティセンター 深見中会館	ひとり暮らし高齢者ふれあい訪問事業、ひとり暮らし高齢者会食、障害者地域作業所との交流事業、ミニサロン事業、個別支援事業 他
上草柳地区	平成元年3月	コミュニティセンター 桜森会館	ひとり暮らし高齢者ふれあい訪問事業、やすらぎと緑のふれあいまつり、親子野外炊事ふれあい体験、ふれあいどんど焼き、ミニサロン事業、個別支援事業 他
中央地区	昭和59年3月	コミュニティセンター 下草柳会館	ひとり暮らし高齢者ふれあい訪問事業、敬老のつどい、ミニボラ(個別支援)、寝たきり高齢者介護者慰問訪問、ミニサロン事業 他
桜丘地区	昭和58年3月	コミュニティセンター 桜丘会館	ひとり暮らし高齢者ふれあい訪問事業、敬老のつどい、ミニサロン事業、地区ボランティアセンターの運営、福祉体験教室、個別支援事業 他
和田地区	昭和63年4月	渋谷学習センター	ひとり暮らし高齢者ふれあい訪問事業、ひとり暮らし高齢者おせち料理配食、ミニサロン事業、個別支援事業 他
福田北地区	昭和59年12月	福田北地区地域ボランティアセンター	ひとり暮らし高齢者ふれあい訪問事業、ミニサロン事業、障害者余暇活動支援、個別支援事業 他
渋谷西地区	昭和58年12月	コミュニティセンター 下福田会館	ひとり暮らし高齢者ふれあい訪問事業、サマーキャンプ、障害者地域作業所との交流会、渋谷西おたすけ隊(個別支援) 他

※新型コロナウイルス感染拡大により一部開催を見合わせた活動あり (ボランティア振興課)

(2) 広報調査活動

地域住民の社会福祉に対する理解と関心を深めるための普及、宣伝、関係機関との連絡調整及び調査研究事業を行っている。(ボランティア振興課)

(3) 年末たすけあい募金の配分

年末たすけあい募金をボランティア団体や福祉活動に取り組む市内小中学校、福祉系特定非営利活動法人、その他に配分し、支援する。

	3		4		5	
	配分先	金額 (円)	配分先	金額 (円)	配分先	金額 (円)
公立学校	18 校	1,170,000	23 校	1,378,000	24 校	1,420,000
ボランティアグループ	21 団体	1,351,000	21 団体	1,273,000	23 団体	1,236,000
特定非営利活動法人	8 団体	400,000	11 団体	550,000	11 団体	550,000
その他	—	—	—	—	1 団体	50,000
合計 (円)		2,921,000		3,201,000		3,256,000

(ボランティア振興課)

(4) 成年後見専門相談の実施

毎月1回成年後見専門相談窓口を開設し、奇数月第3水曜日は弁護士、また偶数月第3火曜日は行政書士による「成年後見専門相談」を実施している。

	3	4	5
相談件数	18	13	21

(生活支援課)

(5) 地域福祉セミナーやまとの開催

毎年年度末に、住民や福祉関係者等（自治会関係者、地区社協関係者、民生委員児童委員、ボランティア、福祉施設関係者、保健医療福祉の関係者）が集い、様々な地域福祉活動実践から福祉課題を出し合い、学び合い、相互に現状を確認する場として実施している。

実施日 3月14日

会場 文化創造拠点シリウス メインホール

テーマ 「つながる・広がる・豊かになる～これからの認知症1万人時代をハートフルな地域へ～」

基調講演 : 「認知症」のこれまでとこれから～共に生きる社会を創るために～

講師 : 福祉ジャーナリスト 町永俊雄 氏

実践報告① : わすれな草の会の取り組み

報告者 : わすれな草の会 鞠子勇二 氏

報告者 : 湘南東部総合病院 若年性認知症支援コーディネーター 遠藤奈月 氏

報告者 : 大和市人生100年推進課 認知症施策推進係 保健師 矢本真奈 氏

実践報告② : たんぼぼの会の取り組み

報告者 : 福田南地域包括支援センター 岸田優子 氏

参加者 500人

(ボランティア振興課)

## 大和市社会福祉協議会

### (6) ボランティアセンター事業

ボランティアの育成と活動の支援を目的として、ボランティアセンターはボランティア活動・交流の場を提供すると共に、市民のボランティア意識の高揚とボランティア活動の振興を図るため、学習の機会と情報の提供、ボランティアグループおよび当事者組織への支援を行っている。

#### ① ボランティア登録状況

ボランティア活動に対する市民の関心も高まっており、ボランティアセンターを拠点として多くの個人登録者やグループが活動しているほか、地区社協や福祉施設でも未登録ボランティアが様々な活動に取り組んでいる。

##### ボランティア活動状況

		3			4			5		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
個人	新規登録者数	12	16	28	18	28	46	14	24	38
	登録者数	97	174	271	106	179	285	109	177	286
団体	登録グループ数	48			43			41		
	ボランティア数	250	737	987	217	706	923	213	690	903

#### ② ボランティア・コーディネーターの設置

日常生活の中で援助を必要としている人（当事者）と対応して活動ができる人（ボランティア）との間にあって、相談・調整するパイプ役としてコーディネート業務を行っている。

##### ボランティア依頼者種別

	3	4	5
高齢者	725	670	579
身体障がい	407	444	382
知的障がい	287	300	223
精神障がい	58	15	3
発達障がい	529	688	415
児童	93	2	5
社会福祉施設	44	58	336
市社協・地区社協	153	152	219
当事者団体・ボランティアグループ	19	97	133
行政	9	25	6
一般・その他	61	67	14
合 計	2,385	2,518	2,315

相談支援内容

	3	4	5
通園通学付添介助	916	1,044	652
通院通所付添介助・外出支援	308	328	259
保育・障害児支援	9	20	8
施設・個人宅での生活身辺介助	720	661	574
施設・個人宅での話し相手（傾聴）	86	61	65
施設・個人宅での趣味・余暇活動支援	20	21	64
手話・点訳・朗読等の技術・学習支援	18	0	3
住宅の維持修繕・草むしり等営繕活動	53	57	31
社会福祉施設・団体利用者支援	83	255	514
市社協・地区社協事業支援	37	30	104
その他	135	41	41
合計	2,385	2,518	2,315

③ 各種講座・つどい・研修会等の開催

ボランティア活動に関する基礎的知識の普及や活動に対する理解を深めるとともに地域活動へ参加を促すため、各種の講座等を開催している。

事業内容と参加人数（令和5年度）

		回数	参加者	内 容
講 座	手話入門講座	全40	24	聴覚障がい者との交流と理解、手話の初歩的な技術の取得を目的に実施。
	手話通訳者養成講座 ①ブラッシュアップコース ②統一試験対策コース	①全30 ②全25	①15 ②2	手話通訳者を目指す人を対象として、手話技術向上と通訳Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの試験対策として実施。
	災害ボランティアセンター運営スタッフ養成講座	3	55	新規スタッフの養成を図るとともに、災害ボランティアセンター設置・運営訓練を実施。
つどい等	ささえあいの居場所	12	延べ64	こもりびとの居場所参加者の作業をしながら集える場所として実施。
	ボランティア交流会	1	10	日頃のボランティア活動に対する労いと資質向上を図ることを目的として実施。
	福祉の魅力を伝えるプロジェクト	5	11	福祉の魅力を伝えるための取り組みと人材養成を目的として、市内高齢者福祉施設の若手職員が定期的に集まり、意見交換を実施。

④ 福祉映画・ビデオ等福祉教育教材の貸出し

地域住民の社会福祉に対する理解と関心を深めるため、福祉映画・ビデオ等の福祉教育教材を貸し出している。

大和市社会福祉協議会

⑤ 青少年福祉教育推進

中・高校生を対象に、福祉施設での体験や障がいをかかえる人との対話、具体的な援助の仕方を学びながら福祉問題の正しい理解とボランティア活動参加へのきっかけの場とする。

事業名（令和5年度）

	実施時期	実施場所及び内容
中高生 保育入門講座	7月～8月	講義、保育園での保育体験、体験内容の意見交換・交流など
夏休み福祉体験 チャレンジ学習	7月～8月	福祉施設やボランティアグループでの活動体験、体験内容の意見交換・交流など
学校内福祉教育 支 援	9月 22日	柳橋小学校4年生 : 点字学習
	10月 25日	柳橋小学校4年生 : 視覚障がいについての講演会
	10月 30日	光丘中学校2年生 : 視覚障がいについての講演会
	11月 16日	柳橋小学校4年生 : 聴覚障がい者の講話と手話学習
	11月 20日	中央林間小学校4年生 : 視覚障がいについての講演会
	11月 29日	大和東小学校4年生 : 点字学習
	12月 1日	北大和小学校4年生 : 聴覚障がい者の講話と手話学習
	12月 4日	中央林間小学校4年生 : 聴覚障がい者の講話と手話学習
	12月 5日	引地台小学校4年生 : 車いす体験学習
	12月 18日	大和東小学校4年生 : 聴覚障がい者の講話と手話学習
	12月 19日	深見小学校4年生 : 点字学習
	1月 22日	深見小学校4年生 : 聴覚障がい者の講話と手話学習
	1月 23日	大和東小学校4年生 : 車いす体験学習
	3月 5日	桜丘小学校4年生 : 視覚障がいについての講演会
	3月 6日	光丘中学校3年生 : 聴覚障がい者の講話と手話学習

(ボランティア振興課)

(7) 緊急援護実施事業

火災による罹災者及び地震、風水害などの自然現象によって生じた災害被災者に対し、見舞金及び弔慰金の給付を行っている。

(単位：件)

	災害区分	3	4	5
見舞金	全焼・全壊・流失	2	0	1
	半焼・半壊	0	0	3
	重傷	0	0	0
	床上浸水	0	0	0
弔慰金	死亡	2	0	0

(生活支援課)

(8) 物品貸出事業

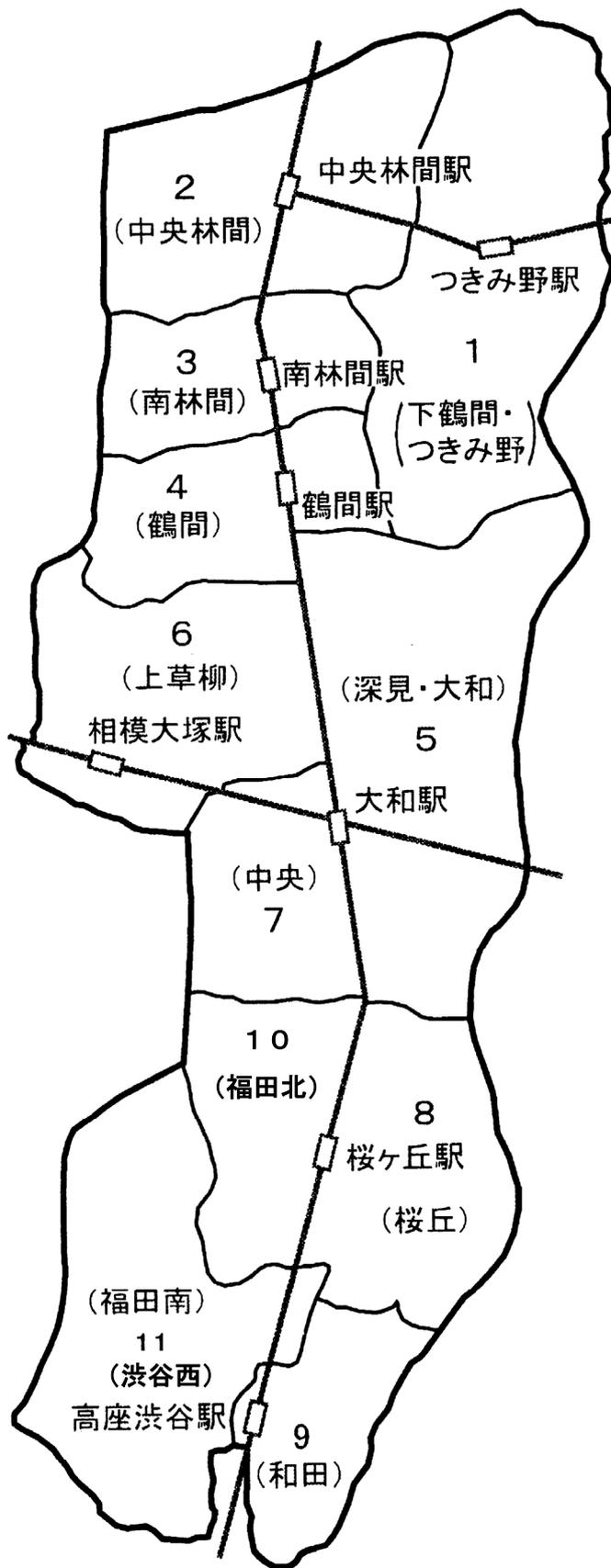
市内の学校及び自治会、社協特別会員・種別会員等に対し、綿菓子機、餅つきセットなどレクリエーション活動等に必要な物品の貸出しを行っている。

(単位：件)

	3	4	5
綿菓子機	10	12	9
かき氷機	2	5	4
テント	0	2	2

(ボランティア振興課)

(9) 地区社協区割図



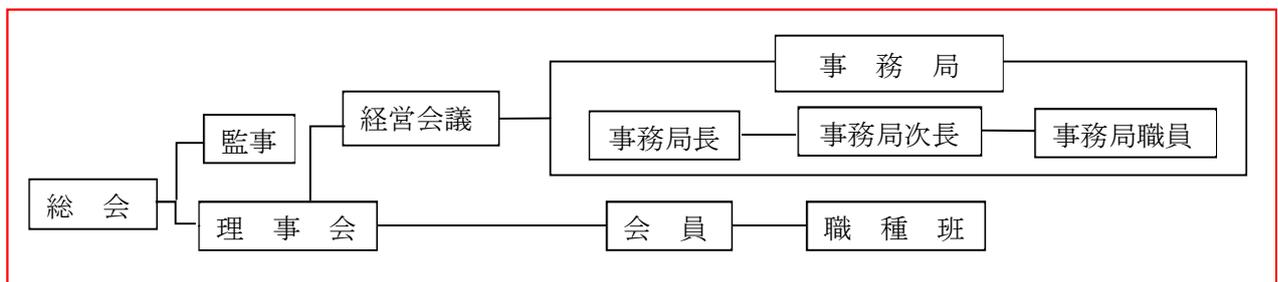
# 大和市シルバー人材センター

## 1. 公益社団法人 大和市シルバー人材センター

公益社団法人大和市シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、急速に進展する高齢社会に対応するため、定年退職後等において何らかの就業を通じて自己の労働力を活用し、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者に、地域に密着した臨時的かつ短期的な仕事を組織的に提供することによって、高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図ることを目的としている。

また、センターは「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」により、県知事から指定を受けた公共的・公益的団体である。（昭和 56 年 4 月「大和市高齢者生きがい事業団」として設立後、平成 2 年 4 月社団法人として発足したものである。その後、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」による公益認定を受け、平成 24 年 4 月から公益社団法人に名称を変更した。）

### (1) 組織



### (2) 施設所在・規模

所在地 大和市深見西一丁目 2 番 17 号 市民活動拠点ベテルギウス 1 階

### (3) センターとは

- ア. 雇用関係でない何らかの就業を通じて、自己の労働能力を活用し、追加的収入を得るとともに、地域社会に貢献し、自らの生きがいを見い出そうとする健康で働く意欲のある高齢者会員に対し、仕事を提供する団体であり、営利を目的とはしない。
- イ. センターが、企業・一般家庭・公共団体等から依頼された会員にふさわしい仕事を引き受け、各会員が経験・技術等に応じて携わっていくものである。
- ウ. 市内に居住し、60 歳以上であれば入会（登録）できる。
- エ. 仕事に対する対価（配分金・材料費・事務費等）は、センターが受け取り、配分金を会員に支払うものである。
- オ. センターと会員及び会員と企業との相互の雇用関係は無いが、仕事から生じた責任はセンターが負うものである。

## 大和市シルバー人材センター

### (4) 事業実績

#### 男女別、年齢階層別会員状況

		3		4		5	
		人数	割合(%)	人数	割合(%)	人数	割合(%)
男女別	男	695	71.6	677	70.2	633	68.5
	女	276	28.4	287	29.8	291	31.5
	合計	971	100.0	964	100.0	924	100.0
年齢階層別	60～64	28	2.9	35	3.6	29	3.1
	65～69	152	15.6	140	14.5	119	12.9
	70～74	333	34.3	307	31.9	253	27.4
	75～79	293	30.2	291	30.2	324	35.1
	80歳以上	165	17.0	191	19.8	199	21.5

#### 平均年齢と最高年齢

		3	4	5
平均年齢(歳)	男	75.2	75.5	75.9
	女	73.8	73.7	74.5
	全体	74.8	74.9	75.5
最高年齢(歳)	男	92	93	93
	女	94	86	88

#### 職群別事業実績

	3		4		5	
	受注件数	契約金額(円)	受注件数	契約金額(円)	受注件数	契約金額(円)
技術群	346	9,014,409	389	9,400,491	384	9,378,380
技能群	1,333	36,750,251	1,331	36,250,578	1,270	36,035,717
事務整理群	48	1,691,100	48	1,671,327	42	1,495,862
管理群	514	103,239,146	537	109,546,425	585	126,607,036
折衝外交群	30	2,975,304	31	2,638,568	23	837,372
一般作業群	4,133	198,520,270	4,175	209,449,381	4,186	216,528,981
サービス群	381	11,654,965	435	11,805,761	450	12,951,706
合計	6,785	363,845,445	6,946	380,762,531	6,940	403,835,054

#### ※ 職種内容

- 技術群＝ パソコン講師・運転等
- 技能群＝ 植木・塗装・障子等
- 事務管理群＝ 毛筆筆耕等
- 管理群＝ 建物管理・屋外施設駐車場管理等
- 折衝外交群＝ チラシ配り等
- 一般作業群＝ 除草・清掃・軽作業
- サービス群＝ 家事サービス・包丁研ぎ等

発注区分別事業実績

		3	4	5
公共・市	受注件数	288	279	325
	契約金額(円)	60,965,130	61,657,062	67,035,195
	配分金	53,820,470	54,957,725	58,815,361
	事務費	4,297,164	4,389,846	5,872,067
	材料費	2,847,496	2,309,491	2,347,767
	その他	0	0	0
	就業実人数	—	—	—
	就業延実人数	11,337	11,230	12,062
企 業	受注件数	3,272	3,404	3,436
	契約金額(円)	235,240,491	252,598,970	268,863,793
	配分金	216,118,940	232,140,504	242,775,331
	事務費	17,179,527	18,467,783	24,149,606
	材料費	1,942,024	1,990,683	1,938,856
	その他	0	0	0
	就業実人数	—	—	—
	就業延実人数	56,518	59,766	60,964
一般家庭	受注件数	3,225	3,263	3,179
	契約金額(円)	67,639,824	66,506,499	67,936,066
	配分金	57,109,719	56,029,234	56,553,896
	事務費	4,511,408	4,423,688	5,574,993
	材料費	6,018,697	6,053,577	5,807,177
	その他	0	0	0
	就業実人数	—	—	—
	就業延実人数	15,090	15,138	15,317
合 計	受注件数	6,785	6,946	6,940
	契約金額(円)	363,845,445	380,762,531	403,835,054
	配分金	327,049,129	343,127,463	358,144,588
	事務費	25,988,099	27,281,317	35,596,666
	材料費	10,808,217	10,353,751	10,093,800
	その他	0	0	0
	就業実人数	757	770	771
	就業延実人数	82,945	86,134	88,343



# 資 料



大和市イベントキャラクター「ヤマトン」

## 市内保健福祉施設一覧表

	機 関 ・ 施 設 名	所 在 地	電 話	定員	開所年月
市施設					
1	保健福祉センター	鶴間 1-31-7	260-5685		S63. 4
2	大和市役所第2分庁舎	鶴間 1-25-15			
3	大和斎場	西鶴間 8-10-8	262-6646		S57. 4
4	大和市地域医療センター	鶴間 1-28-5	263-6800		H19. 4
5	大和市まごころ地域福祉センター (子育て支援センター) (まごころデイサービスセンター)	柳橋 2-11	267-9992 (267-9985) (267-9992)		H13. 10 (H11. 12) (H13. 10)
6	障害福祉センター松風園	西鶴間 2-24-1	274-2426 (272-0040)		S45. 4
7	ぷらっと高座渋谷	渋谷 5-22 高座渋谷駅前複合ビル IKOZA 1階	267-2722		H28. 4
8	大和市屋内こども広場	大和南 1-8-1	259-7592		H28. 11
9	大和市子育て支援施設(きらきらぼし)	中央林間 4-12-1	259-6094		H30. 4

公私連携					
1	公私連携型子育て支援施設 こどもの城	中央 1-5-14	260-1055		R 3. 4

市関係団体					
1	(社福)大和市社会福祉協議会	鶴間 1-25-15	260-5633		S52. 4
2	(公社)大和市シルバー人材センター	深見西 1-2-17	263-8600		S56. 4
3	大和市シニアクラブ連合会 (※令和2年5月に名称変更)	鶴間 1-25-15	260-5654		S38. 4

休日診療所					
1	休日夜間急患診療所	鶴間 1-28-5	263-6800		H19. 4
2	大和綾瀬歯科医師会 大和歯科診療所	深見西 2-1-25	263-4107		S54. 4

県施設					
1	神奈川県厚木保健福祉事務所 大和センター	中央 1-5-26	261-2948		S40. 4

地域包括支援センター等					
1	下鶴間つきみ野地域包括支援センター	下鶴間 418-2	272-7061		H18. 4
2	中央林間地域包括支援センター	中央林間 8-25-8 LAPLA 中央林間 2F	271-5572		H25. 10
3	南林間地域包括支援センター	南林間 1-4-18 ジュネス南林間 2-1	271-5706		H25. 10
4	鶴間地域包括支援センター	西鶴間 8-1-2	271-2770		H19. 4
5	深見大和地域包括支援センター	大和東 3-3-16	264-3192		H18. 4

	機 関 ・ 施 設 名	所 在 地	電 話	定員	開所年月
6	上草柳・中央地域包括支援センター	草柳 2-15-1	263-1108		H18. 4
7	福田北地域包括支援センター	柳橋 2-11	267-9992		H18. 4
8	福田南地域包括支援センター	福田 1551	269-9001		H18. 4
9	桜丘・和田地域包括支援センター	下和田 822-1	268-2621		H20. 4
10	在宅介護支援センターみなみ風	上草柳 164-5	264-1000		H17. 5

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）					
1	ロゼホームつきみ野	下鶴間 418-2	272-8808	72	H 9. 4
2	特別養護老人ホーム ほの里南林間 (ユニット型)	南林間 6-31-28	272-3770	70	H31. 4
3	特別養護老人ホーム ほの里南林間 (従来型)	南林間 6-31-28	272-3770	30	H31. 4
4	高齢者介護福祉施設 サンホーム鶴間	西鶴間 8-1-2	277-0033	80	H 1. 7
5	社会福祉法人プレマ会 みなみ風	上草柳 164-5	264-1000	92	H17. 5
6	ル・リアンふかみ	深見 2106-1	200-3366	90	H23. 10
7	特別養護老人ホーム 晃風園	草柳 2-15-1	263-8728	50	S57. 5
8	介護老人福祉施設 スミール桜ヶ丘	上和田 1021-1	267-3818	100	H27. 12
9	特別養護老人ホーム ひまわりの郷	上和田 3467-1	201-0310	80	H18. 12
10	特別養護老人ホーム 和喜園	下和田 822-1	268-2733	60	H12. 4
11	特別養護老人ホーム 和喜園 田園	下和田 822-1	268-2733	42	H26. 4
12	特別養護老人ホーム 敬愛の園	福田 1551	267-1210	74	S55. 5
13	特別養護老人ホーム 晃風園 ぬくもり	深見 1736-2	263-8088	29	H22. 10

介護老人保健施設					
1	介護老人保健施設 成和ナーシングプラザ	南林間 9-8-9	272-1515	100	H 8. 10
2	介護老人保健施設 大地	中央林間 9-31-20	278-2500	100	H15. 10
3	介護老人保健施設 しょうじゅの里大和	上和田 2633	268-8666	134	H15. 9
4	介護老人保健施設 葵の園・大和	深見台 1-7-33	260-3300	100	H23. 11
5	南大和老人保健施設	下和田 1150	269-5611	83	H 3. 4

障害者相談支援事業所等					
1	(福)すずらの会 障害者自立支援センター (大和市基幹相談支援センター)	鶴間 1-19-3	265-5198		H18. 4
2	(福)大和しらかし会 相談支援センター松風園	西鶴間 1-12-20 たから壺番館 1階B号 室	272-0040		S45. 4
3	(福)県央福祉会 サポートセンター花音	柳橋 5-3-16	268-9914		H 3. 9
4	(医)正史会 大和病院 地域活動支援センターポピー(精神)	大和東 3-15-5 カミザワ店舗 2階	070-1002-2022		R 2. 7

	機 関 ・ 施 設 名	所 在 地	電 話	定員	開所年月
障害者支援施設					
1	(福)福慶会 福田の里	福田 74	267-8425	50	H12. 10

市立保育園					
1	緑野保育園	中央林間西 4-27-12	274-4769	100	S47. 4
2	若葉保育園	鶴間 1-25-3	261-3603	130	S29. 4
3	草柳保育園	中央 6-8-27	264-1919	130	S52. 4
4	福田保育園	福田 8-22-5	267-0995	130	S54. 4

私立保育園等					
1	(福)寿会 渋谷保育園	福田 6002	267-1243	90	S43. 5
2	(福)紫苑会 下和田保育園	下和田 262	267-7510	60	S48. 4
3	(福)真澄児童福祉会 深見台保育園	深見台 4-10-23	263-9300	120	S50. 4
4	(福)モニカ会 モニカ保育園	林間 2-6-14	275-8010	180	S53. 4
5	(福)さとり 若草保育園	西鶴間 8-4-20	276-1050	120	S55. 4
6	(福)幸童の会 つきみ野すこやか保育園	下鶴間 525	273-0400	90	H13. 4
7	(福)優和会 もみの木保育園	福田 5-17-1	268-8808	97	H14. 4
8	(福)勇能福祉会 十六山保育園	中央林間 6-32-6	274-2123	90	H17. 4
9	(株)理究 パレット保育園・大和	大和東 1-7-22 1階～3階	262-7870	60	H17. 4
10	(福)さとり 南林間保育園	南林間 7-21-26	278-2662	90	H20. 4
11	(福)わかば健成会 保育園おひさまのほっぺ	下鶴間 2748-2	264-3667	60	H22. 3
12	(株)日本保育サービス アスク大和保育園	中央 1-4-19 2階	200-2183	50	H22. 10
13	(NPO)さくらの森・親子サポートネット さくらの森保育園	桜森 3-5-25 桜森 3-4-13 1階(分園)	259-5206	91	H23. 3
14	(株)日本保育サービス アスク南林間保育園	林間 1-3-27	278-1615	60	H25. 7
15	(福)さとり ナーサリースクールT&Y中央林間	中央林間 8-2-28	244-4458	90	H25. 8
16	(株)日本保育サービス アスク大和南保育園	大和南 2-2-9	200-3052	60	H26. 4
17	(福)新考会 キンダーガーデンやまと	中央 6-1-5	200-5810	75	H26. 4
18	(学)かつみ学園 木の子保育園	下鶴間 1816-1	244-0955	60	H26. 4
19	(株)日本保育サービス アスク大和東保育園	大和東 2-7-11	200-3501	70	H26. 10
20	(福)県央福祉会 西鶴間保育園	西鶴間 4-12-34 西鶴間 4-12-33 1階(分園)	206-5524	116	H27. 2
21	(株)こどもの森 中央林間もりのこ保育園	中央林間西 5-14-14	273-8066	90	H27. 4

	機 関 ・ 施 設 名	所 在 地	電 話	定員	開所年月
22	(株)日本保育サービス アスク鶴間保育園	下鶴間 2785-10	278-1223	60	H27. 4
23	(福)わかば健成会 保育園まめわかば	中央林間 8-4-8	275-8777	40	H27. 4
24	(株)ステーション 高座渋谷ゆめいろ保育園	渋谷 6-12-2 2階 福田 5507-2 B棟 1階 (分園)	259-6415	101	H27. 4
25	(有)ひまわり保育園 大和ひまわり保育園	西鶴間 1-14-9 1階~2階 西鶴間 1-4-3 1階 (分園)	276-0008	60	H27. 4
26	(株)林檎舎ノア あっぶる園	南林間 1-8-3 2階 下鶴間 2792-18 (分園)	272-2844	78	H27. 4
27	(株)虹 ほいくえん虹の子	中央林間 4-16-18	219-3722	78	H27. 4
28	(NPO)大和子どもミニデイサービスワー カーズ・コレクティブ もこもこ もこもこ保育園	中央林間 4-21-3 1階	277-2480	38	H27. 4
29	(学)高座学園 幼保連携型認定こども園 高座みどり幼稚園	南林間 2-14-8	274-0372	86	H27. 4
30	(株)Balance とこちゃんのりまき保育園	中央 1-3-8-101	262-6685	18	H27. 4
31	(株)フォー・ワン ハミングきっず	下和田 763-4	269-7423	18	H27. 4
32	(福)曙会 あげぼの保育園	中央林間 3-1-16	244-0323	60	H27. 8
33	(株)ブレストウィン さなぎっこ保育園	大和東 3-7-2	263-3830	39	H27. 9
34	(株)モード・プランニング・ジャパン 大和つきみ野雲母保育園	つきみ野 3-14-1	278-2720	60	H28. 4
35	(株)こどもの森 高座渋谷もりのこ保育園	渋谷 4-6-7	267-7775	60	H28. 4
36	(福)幸童の会 わらべ保育園	下鶴間 413-6	273-0600	60	H28. 4
37	(株)Ohana 大和オハナ保育園	大和東 1-6-7 2階	262-3455	60	H28. 4
38	(株)HAPPY SMILE ふたば林間保育園	林間 2-1-1 2階	272-1140	69	H28. 4
39	(株)テクノシステムズ 大和湘南保育園	中央林間 3-23-12 1階	259-7741	19	H28. 4
40	(NPO)さくらの森・親子サポートネット さくらのつぼみ保育園	上草柳 176-4-103	283-5304	9	H28. 4
41	(株)Balance とこちゃんおだんご保育園	中央 1-3-8-102	262-6685	19	H28.10
42	(株)ステーション なないろ保育園	渋谷 6-12-5 2階	267-7716	19	H28.10
43	アートチャイルドケア(株) アートチャイルドケア 大和くれよん保育園	渋谷 7-8-4	240-1864	19	H28.10
44	(福)わかば健成会 保育園おそらのぼっけ	中央林間 1-21-12	274-7895	90	H29. 1
45	(株)こどもの森 まなびの森保育園中央林間	中央林間 9-6-1	275-0880	65	H29. 4
46	(株)モード・プランニング・ジャパン 大和南林間雲母保育園	南林間 1-13-6	271-7221	60	H29. 4
47	(学)古木学園 幼稚園型認定こども園 中央林間幼稚園	中央林間 6-7-13	274-1177	19	H29. 4

	機 関 ・ 施 設 名	所 在 地	電 話	定員	開所年月
48	(株)興学社 プリンズ保育園南林間	林間 2-1-25-201	271-5161	19	H29. 4
49	(福)新考会 キンダーガーデンりんかん	中央林間 3-27-7	277-8010	80	H30. 4
50	(株)こどもの森 ヴィラまなびの森保育園中央林間	中央林間 8-4-39	276-3600	90	H30. 4
51	(株)Balance とこちゃんおむすび保育園	中央林間 8-25-8-206	240-0873	19	H30. 4
52	(株)グラシム まあむベイビーズ中央林間	中央林間 4-29-35 1階	244-5560	19	H30. 4
53	(株)イワサキ・コーポレーション たんぼぼ保育園	中央林間 3-18-4	272-2821	17	H30. 4
54	(株)HAPPY SMILE あおば保育園	鶴間 2-3-22 1階	272-5773	15	H30. 4
55	(株)テクノシステムズ つきみ野湘南保育園	中央林間 9-35-37	240-7185	92	H31. 4
56	(株)Balance とこちゃん保育園	大和南 1-16-25	244-3638	68	H31. 4
57	(株)モード・プランニング・ジャパン 大和深見台雲母保育園	深見台 1-7-2	200-5935	60	H31. 4
58	(株)ふぁみりあ よつばベビーななせ	大和東 3-15-5	404-9033	19	H31. 4
59	(福)横浜 YMCA 福祉会 大和 YMCA 保育園	大和東 3-3-16	206-4323	19	H31. 4
60	(株)ソーシエ ぽとふ大和	中央 2-6-17	200-6222	19	H31. 4
61	アートチャイルドケア(株) アートチャイルドケア 大和第2くれよん保育園	渋谷 7-1-6 2階	204-8102	19	H31. 4
62	SOU キッズケア(株) 保育ルーム Felice 大和園	西鶴間 1-8-2 1階	272-0829	19	H31. 4
63	(株)モード・プランニング・ジャパン 大和つきみ野駅前雲母保育園	つきみ野 5-8-6	278-2860	60	R 2. 4
64	(株)モード・プランニング・ジャパン 大和中央林間雲母保育園	中央林間 5-1-20	271-7133	60	R 2. 4
65	(株)モード・プランニング・ジャパン 大和高座渋谷雲母保育園	下和田 1248-2	279-5220	60	R 2. 4
66	SOU キッズケア(株) 保育ルーム Felice 中央林間園	中央林間 6-2-12	259-7471	19	R 2. 4
67	(株)ソーシエ ぽとふ大和第2	中央 2-6-17 2階	200-3801	19	R 2. 4
68	(株)トビラ はひふへ保育園 かみわだ園	上和田 1800-3 第2セゾン松本1階	200-7355	19	R 2. 4
69	SOU キッズケア(株) あーす保育園南林間	下鶴間 1783-300	240-0833	80	R 3. 4
70	(福)県央福祉会 公私連携型保育所 ななつぼし	中央 1-5-14	260-1055	60	R 3. 4
71	(株)アミー アミー保育園つきみ野園	つきみ野 1-6-9	205-4330	19	R 3. 4
72	(株)マザーグース マザーグースつきみ野保育園	つきみ野 1-6-9	240-1318	19	R 3. 4
73	(株)トビラ はひふへ保育園 さくらがおか園	福田 2-4-1 サンモール桜ヶ丘1階	244-4903	19	R 3. 4
74	(学)健やか学園 モミヤマ保育所	福田 5-17-2	269-4345	9	R 3. 4
75	(株)メーティス・リル スクルドエンジェル保育園大和代官園	代官 2-16-12 レインボービル2階	204-9400	19	R 3. 4

	機 関 ・ 施 設 名	所 在 地	電 話	定員	開所年月
76	SOU キッズケア(株) スクルドエンジェル保育園高座渋谷園	渋谷 5-38-3	205-7377	19	R 3. 4
77	SOU キッズケア(株) スクルドエンジェル保育園中央林間園	中央林間 9-17-1	204-4752	80	R 4. 4
78	SOU キッズケア(株) スクルドエンジェル保育園高等町園	渋谷 8-14-12	206-5754	80	R 4. 4
79	(株)EDU 桜ヶ丘はないろ保育園	福田 2-33-6	200-7933	80	R 4. 4
80	(福)歩育の会 みらいのこども保育園	つきみ野 1-13-3	200-7745	80	R 4. 4
81	SOU キッズケア(株) あーす保育園中央林間	中央林間 4-15-15	278-1275	80	R 5. 4
82	(株)EDU 大和はないろ保育園	中央 3-1-6	240-1377	80	R 5. 4
83	(個)下田将美 幼稚園型認定こども園やなぎ幼稚園	中央 5-9-5	262-1068	21	R 5. 4
84	(一社)未来会 みらいみなみりんかん保育園	南林間 2-3-14	200-8730	19	R 6. 4
85	東食品(株) はなえみ保育園南林間	林間 1-20-13 シーザースパレス 103	240-7326	19	R 6. 4
86	(学)つきみ野学園 認定こども園つきみ野幼稚園	中央林間 8-14-21	275-1355	50	R 6. 4

病児保育施設					
1	大和市病児保育室 ぽかぽか	深見西 8-3-39	263-5115	4	H25. 7
2	もみの木医院 病児保育室	大和南 2-6-5	261-6164	15	H19. 6
3	十六山病児保育室 Bambini	中央林間 4-21-19	259-9332	15	H31. 4

## 市 制



### 大和市章

躍進大和市の「大」の文字の全体を円形にかたどり、鳥が翼を広げたような形は大和市将来の円満な飛躍発展を表徴したものです。

(昭和28年11月3日制定)



### 市の木「山ざくら」

(昭和44年2月1日制定)



### 市の鳥「オナガ」

(平成元年2月1日制定)



### 市の花「野ぎく」

(昭和44年2月1日制定)

---

## 保 健 と 福 祉

—統計と概要—

令和6年度版

初版 令和6年8月 発行

〒242-0004

大和市鶴間一丁目31番7号

大和市健康福祉部・こども部

TEL (046) 260-5603・5606

---





大和市イベントキャラクター「ヤマトン」